#### 昭和六十三年法律第百八号 消費税法

目次

第一章 第二章 課税標準及び税率(第二十八条・第 総則(第一条—第二十七条)

十九条)

第四章 申告、納付、 税額控除等(第三十条—第四十一条) 五十六条) 還付等(第四十二条—第

第五章 第六章 罰則(第六十四条—第六十七条) 雑則 (第五十七条—第六十三条)

#### 章 総則

第一条 この法律は、 付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納計・ 履行を確保するため必要な事項を定めるものと

2 金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化によるほか、毎年度、制度として確立された年和二十五年法律第二百十一号)に定めるところ のとする。 に対処するための施策に要する経費に充てるも 消費税の収入については、地方交付税法(昭

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 国内 この法律の施行地をいう。

二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六 定する保税地域をいう。 十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規

律第三十三号)第二条第一項第五号(定義)四の二 国外事業者 所得税法(昭和四十年法 五 合併法人 合併後存続する法人又は合併に 三 個人事業者 事業を行う個人をいう。 人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条に規定する非居住者である個人事業者及び法 第四号(定義)に規定する外国法人をいう。 事業者 個人事業者及び法人をいう。

六の二 分割承継法人 分割により分割法人の 六 分割法人 分割をした法人をいう。 事業を承継した法人をいう。 をいう。

五の二 被合併法人 合併により消滅した法人

より設立された法人をいう。

団で代表者又は管理人の定めがあるものをい 七 人格のない社団等 法人でない社団又は財

七の二 適格請求書発行事業者 第五十七条の 二第一項の規定による登録を受けた事業者を

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行わ のを含む。)をいう。 務の提供に類する行為として政令で定めるも れる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供 て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役 (代物弁済による資産の譲渡その他対価を得

八の二 特定資産の譲渡等 事業者向け 信利用役務の提供及び特定役務の提供をい

八の三 電気通信利用役務の提供 外のものをいう。 産の譲渡等に付随して行われる役務の提供以の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資 等のうち、電気通信回線を介して行われる著 媒介する役務の提供を除く。)であつて、他 電信その他の通信設備を用いて他人の通信を 作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八 信回線を介して行われる役務の提供(電話、 の許諾に係る取引を含む。)その他の電気通 著作物をいう。)の提供(当該著作物の利用 号)第二条第一項第一号(定義)に規定する 資産の譲渡

八の四 事業者向け電気通信利用役務の提供 者に限られるものをいう。 うち、当該電気通信利用役務の提供に係る役 等から当該役務の提供を受ける者が通常事業 務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件 国外事業者が行う電気通信利用役務の提供の

八の五 ち、国外事業者が行う演劇その他の政令で定 該当するものを除く。)をいう。める役務の提供(電気通信利用役務の提供に 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、 特定役務の提供 資産の譲渡等のう

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産 こととされるもの以外のものをいう。 第六条第一項の規定により消費税を課さない の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをい

るものを含む。)をいう。 規定により輸出を許可された貨物とみなされ 義)に規定する外国貨物(同法第七十三条の 二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の 外国貨物 関税法第二条第一項第三号 (定

課税貨物 保税地域から引き取られる外 (関税法第三条(課税物件)に規定す

電気通

の期間)をいう。

を経過する日までの間に開始した各事業年度始の日の二年前の日の前日から同日以後一年末満である法人については、その事業年度開 を合わせた期間)をいう。

品、原材料その他の資産で政令で定めるもの十五 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛 をいう。

その価額が少額でないものとして政令で定め 工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で 及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、 るものをいう。

を含む。)及び第四十六条第一項の規定によ -七 確定申告書等 第四十五条第一項の規定 る申告書をいう。 二項(期限後申告)に規定する期限後申告書 (昭和三十七年法律第六十六号) 第十八条第 による申告書(当該申告書に係る国税通則法

十八 特例申告書 第四十七条第一項の規定に 二項に規定する期限後申告書を含む。) よる申告書(同条第三項の場合に限るものと し、当該申告書に係る国税通則法第十八条第 をい

十一の二 軽減対象課税貨物 課税貨物のう ち、第六条第二項の規定により消費税を課さ る信書を除く。第四条において同じ。) のう ないこととされるもの以外のものをいう。 十九 義

条(事業年度)に規定する事業年度(国、地十三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四 十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の 方公共団体その他これらの条の規定の適用を その他の法律又は条約の規定により消費税が産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項 ち、別表第一の二に掲げるものをいう。 受けない法人については、政令で定める一定 免除されるもの以外のものに限る。)をいう。 となるもので、第七条第一項各号に掲げる資 役務の提供を除く。)を受けること(当該他 又は役務の提供(所得税法第二十八条第一項 者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、 くは貸し付け、又は当該役務の提供をしたと の者が事業として当該資産を譲り渡し、若し した場合に課税資産の譲渡等に該当すること (給与所得) に規定する給与等を対価とする 2

度の前々事業年度(当該前々事業年度が一年の前々年をいい、法人についてはその事業年十四 基準期間 個人事業者についてはその年

十六 調整対象固定資産 建物、構築物、 機械 2 3

に規定する附帯税をいう。 附帯税 国税通則法第二条第四号 (定

法第十九条第三項(修正申告)に規定する修付すべき消費税の額(その額につき国税通則 更正があつた場合には、その申告又は更正 若しくは第二十六条(再更正)の規定による の消費税の額)をいう。 正申告書の提出又は同法第二十四条(更正) 中間納付額 第四十八条の規定により

させる一切の行為(当該行為のうち、電気通信産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用 むものとする。 利用役務の提供に該当するものを除く。)を含 この法律において「資産の貸付け」には、資

4 この法律において「相続」には包括遺贈を含 3 この法律において「資産の借受け」には、資 を除く。)を含むものとする。 むものとし、「相続人」には包括受遺者を含む 受ける電気通信利用役務の提供に該当するもの する一切の行為(当該行為のうち、他の者から 産に係る権利の設定その他他の者の資産を使用

第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、 この法律(第十二条の二及び第四十六条の二並 びに別表第三を除く。)の規定を適用する。 (人格のない社団等に対するこの法律の適用) (課税の対象)

ものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含む

ものとする。

第四条 国内において事業者が行つた資産の譲 として他の者から受けた特定資産の譲渡等をい 第三項において同じ。)及び特定仕入れ(事業 等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。

の法律により、消費税を課する。 律により、消費税を課する。 う。以下この章において同じ。) には、この 保税地域から引き取られる外国貨物には、

る場合において、同号に定める場所がないとき により行うものとする。ただし、第三号に掲げ じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうか かの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応 れたものとする。 は、当該資産の譲渡等は国内以外の地域で行わ 資産の譲渡等が国内において行われたかどう

が所在していた場所(当該資産が船舶、航空渡又は貸付けが行われる時において当該資産 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該 特許権、 著作権、 国債証券、 株

らかでないものとして政令で定めるものであ る場合には、政令で定める場所) 券その他の資産でその所在していた場所が明

- 二 役務の提供である場合(次号に掲げる場合 場所が明らかでないものとして政令で定める 他の役務の提供で当該役務の提供が行われた 電気通信利用役務の提供を受ける者の住所若 ものである場合には、政令で定める場所) を除く。) 当該役務の提供が行われた場所 (当該役務の提供が国際運輸、国際通信その 電気通信利用役務の提供である場合 当該
- 控除)又は法人税法第六十九条第四項第一号(所得税法第九十五条第四項第一号(外国税額 業者(国外事業者を除く。)が国外事業所等 に要するものは、国内で行われたものとし、事 じ。) のうち、国内において行う資産の譲渡等 に該当するものに限る。以下この項において同 から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供 久的施設をいう。)で行う特定仕入れ(他の者 法第二条第十二号の十九(定義)に規定する恒 法第二条第一項第八号の四(定義)又は法人税 る。ただし、国外事業者が恒久的施設(所得税 所が国内にあるかどうかにより行うものとす 提供につき、前項第二号又は第三号に定める場 当該特定仕入れとして他の者から受けた役務の の判定は、当該特定仕入れを行つた事業者が、 (外国税額の控除) に規定する国外事業所等を 特定仕入れが国内において行われたかどうか 2 2
- 消費又は使用 めに消費し、又は使用した場合における当該 資産で事業の用に供していたものを家事のた 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の
- 与した場合における当該贈与 十五号に規定する役員をいう。) に対して贈法人が資産をその役員(法人税法第二条第
- 6 の保税地域から引き取るものとみなす。 者がその消費又は使用の時に当該外国貨物をそ 使用された場合には、その消費又は使用をした 保税地域において外国貨物が消費され、又は ただ

- で定める場合は、この限りでない。 して消費され、又は使用された場合その他政令 し、当該外国貨物が課税貨物の原料又は材料と
- 7 税の対象の細目に関し必要な事項は、政令で定 める。 第三項から前項までに定めるもののほか、課

#### (納税義務者)

|第五条 事業者は、国内において行つた課税資産 同じ。)につき、この法律により、消費税を納 除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、 の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを のうち特定仕入れに該当するものをいう。以下 以下同じ。)及び特定課税仕入れ(課税仕入れ める義務がある。

住する場所をいう。)又は本店若しくは主た

しくは居所 (現在まで引き続いて一年以上居

る事務所の所在地

義務がある。 貨物につき、この法律により、 員物につき、この法律により、消費税を納める外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税

#### (非課税)

|第六条 国内において行われる資産の譲渡等のう ない。 ち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さ

ない。 別表第二の二に掲げるものには、消費税を課さ 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、

#### (輸出免税等)

除する。

- 第七条 事業者 (第九条第一項本文の規定により うち、 く。) が国内において行う課税資産の譲渡等の 消費税を納める義務が免除される事業者を除 消費税を免除する。 次に掲げるものに該当するものについて
- 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡

地域において行う資産の譲渡等にのみ要するも いう。)で行う特定仕入れのうち、国内以外の

は、国内以外の地域で行われたものとする。

次に掲げる行為は、事業として対価を得て行

れた資産の譲渡とみなす。

- ととなつた外国貨物の譲渡を除く。) 資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸一 外国貨物の譲渡又は貸付け(前号に掲げる 項第三号(公売又は売却等の場合における内 国消費税の徴収)に掲げる場合に該当するこ 入品に対する内国消費税の徴収等に関する法 (昭和三十年法律第三十七号) 第八条第一
- 三 国内及び国内以外の地域にわたつて行われ る旅客若しくは貨物の輸送又は通信
- 兀 舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理 で政令で定めるもの 専ら前号に規定する輸送の用に供される船
- Ŧi. として政令で定めるもの 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するもの
- 2 各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであ 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項

- 証明がされたものでない場合には、適用しな ることにつき、財務省令で定めるところにより
- る免税
- 第二十八条第一項に規定する対価の額の合計額 滞在の在留資格をもつて在留する者その他政令 る者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公 三百十九号)第十四条から第十八条まで(上陸 が政令で定める金額以上となるときに限る。) 定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る とされるものを除く。)を行つた場合(政令で 六条第一項の規定により消費税を課さないこと で定める方法により購入されるものの譲渡(第 で定める者をいう。以下この条において同じ。) 用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期 の許可)に規定する上陸の許可を受けて在留す 入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第 六号(定義)に規定する非居住者であつて、出 二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第 には、当該物品の譲渡については、消費税を免 税購入対象者(外国為替及び外国貿易法 に対し、政令で定める物品で輸出するため政令 ( 昭 和
- 2 前項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販 きなかったことを当該事業者において証明した 場合又は災害その他やむを得ない事情により当 む。)の規定の適用により消費税が徴収された 計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の されたことを証する書類又は電磁的記録(電子 対象者によつて同項に規定する方法により購入 該書類若しくは電磁的記録を保存することがで 五項本文(第六項において準用する場合を含 適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第 電磁的記録をいう。)を保存しない場合には、 第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する 保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律 売場を経営する事業者が、当該物品が免税購入
- 3 税購入対象者でなくなる場合には、当該免税購 品を同項に規定する方法により購入した免税購 しないときは、その出港地を所轄する税関長 入対象者でなくなる日)までに当該物品を輸出 入対象者が、本邦から出国する日(その者が免 (その者が免税購入対象者でなくなる場合には、 輸出物品販売場において第一項に規定する物

- 他やむを得ない事情により亡失したため輸出し の所在地を所轄する税務署長。以下この項に そのなくなる時におけるその者の住所又は居 ないことにつき当該税関長の承認を受けた場合 いて同じ。) は、その者が当該物品を災害その
- (輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係
- 第八条 輸出物品販売場を経営する事業者が、 する税務署長の承認を受けたときは、この をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又 ことを含む。以下第六項までにおいて同じ。) 受け(これらの委託を受け、若しくは媒介のた 輸出物品販売場において同項に規定する方法に が徴収された場合は、この限りでない。 ある場合において、当該物品の所在場所を所轄 は譲受けをすることにつきやむを得ない事情が を受けた者若しくは媒介をする者に所持させる め当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託 より購入したものは、国内において譲渡又は譲 する場合を含む。)の規定の適用により消費税 項本文に規定する場合に該当する事実が生じて 第一項の規定による免除に係る消費税額に相当 を除き、その者から当該物品の譲渡についての する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前 いる場合又は第五項本文(第六項において準

第一項に規定する物品で、免税購入対象者が

- 場合は、この限りでない。
- 6 7 項の規定を準用する。 この場合における消費税の徴収については、 税額に相当する消費税を納付する義務を負う。 物品を譲り渡した者と連帯して当該物品の譲渡 文に規定する所持をした者を含む。)は、当該 れたときは、当該物品を譲り受けた者(同項本 いて同項に規定する物品の譲渡又は譲受けがさ 消費税が徴収された場合は、この限りでない。 第一項の規定による免除に係る消費税額に相当 ら、当該承認を受けないで当該譲渡又は譲受け 譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただ についての第一項の規定による免除に係る消費 本文に規定する所持をさせた者を含む。次項に がされたときは当該物品を譲り渡した者(同項 し書の承認を受けた者があるときはその者 ている場合又は第三項本文の規定の適用により する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第 おいて同じ。)から当該物品の譲渡についての 二項本文に規定する場合に該当する事実が生じ 第四項ただし書の承認を受けないで国内にお 国内において前項に規定する物品の譲渡又は
- 売場とは、 第一項から第四項までに規定する輸出物品販 次に掲げる要件の全てを満たす事業

前

者(次条第一項本文の規定により消費税を納めて、金銭務が免除される事業者を除く。)の経営する、一次のでは、第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、当該事業者の納税地を所轄する税務署長という。

しない者でないことその他輸出物品販売場を取り消され、その取消しの日から三年を経過一 次項の規定により輸出物品販売場の許可をく困難であるものに限る。)がないこと。 ・ 現に国税の滞納(その滞納額の徴収が著し

経営する事業者として特に不適当と認められ

- 同項の許可を取り消すことができる。
  同項の許可を取り消すことができる。

  売場として施設その他の状況が特に不適当と認

  た違反した場合又は同項に規定する輸出物品販

  を経営する事業者が消費税に関する法令の規定

  を経営する事業者が消費税に関する法令の規定
- 9 臨時販売場(免税購入対象者に対し、第一項に規定する輸出物品販売場とみなして、第一項に規定する輸出を所轄する税務署長に提出したときする期間その他財務省令で定める書類を添付して、た届出書に財務省令で定める書類を設置する日の前日までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他財務省令で定める書類を添付して、た届出書に財務省令で定める書類を設置しようとする期間その他財務省令で定める書類を設置しようとする期間その他財務省令で定める書類を設置したされ、当該臨時販売場とみなして、第一項に規定する輸出物品販売場とみなして、第一項に規定する輸出物品販売場とみなして、第一項に規定する輸出物品販売場とみなして、第一項に規定する輸出物品販売場という。)を設置した。
- は、政令で定めるところにより、あらかじめ、は、政令で定めるところにより、あらかじめ、は、政令で定めるところにより、あらかじめ、は、政令で定めるところにより、あらかじめ、4
- 1 税関長は、政令で定める。 
  立事項は、政令で定める。 
  立事項その他前各項の規定の適用に関し必要 
  の他の税関官署の長に委任することができる。 
  の他の税関官署の長に委任することができる。 
  文の規定に基づく権限の一部を税関の支署そ 
  文の規定により直ちに徴収する消費税に関する 
  文の規定によりで定めるところにより、第三 
  和関長は、政令で定めるところにより、第三

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

期間における課税売上高が千万円以下である者第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準

ある場合は、この限りでない。 (適格請求書発行事業者を除く。) については、(適格請求書発行事業者を除く。) については、(適格請求書発行事業者を除く。) については、

該各号に定める金額をいう。とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当前項に規定する基準期間における課税売上高

5

- 出した金額 出した金額 出した金額 出した金額 地では一大学の百を乗じて算 規定する売上げに係る対価の返還等の金額 規定する売上げに係る対価の返還等の金額 規定する売上げに係る対価の返還等の金額
- に十二を乗じて計算した金額国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上がに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額を当該法人の当該基準期間に含むながに係る税抜対価の返還等の金額の合計額をおいる事業年度の月数の合計数で除し、これを報のでは、基準期間が一年でない法人 基準期間中に
- とする。 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月
- 4 第一項本文の規定により消費税を納める義務 4 第一項本文の規定により消費税を納める義務 間 における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項及び第十二条第三項を除き、以下この章におい第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該出した場合には、当該提出をした目の属する課税期間の翌課税期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高(同項に規定する課税期間をの他の政令で定期始した日の属する課税期間をの他の政令で定期始した日の属する課税期間をの他の政令で定期始した日の属する課税期間をの他の政令で定期始した日の属する課税期間をの他の政令で定期始した日の属する課税期間をの他の政令で定期始しる課税を開始した日の属する課税期間をの他の政令で定

- 務署長に提出しなければならない。 前項の規定の適用を受けることをやめようは、同項の規定の適用を受けることをやめようは、同項の規定の適用を受けることをやめようは、同項の規定による届出書を提出した事業者
- る 前項の場合において、第四項の規定による届 ・ 前項の場合において、第四項の規定による届 ・ 定なければ、同項の規定の適用を受けることを でなければ、同項の規定の適用を受けることを でなければ、同項の規定の適用を受けることを でなければ、同項の規定の適用を受けることを やめようとする旨を記載した届出書を提出する やめようとする旨を記載した届出書を提出する とができない。
- 資産の仕入れ等を行つた場合を含む。)には、 二項及び第十二条の三第三項において「調整対 おいて当該届出書の提出前に当該調整対象固定 象固定資産の仕入れ等」という。)を行つた場 域からの引取り(以下この項、第十二条の二第 項及び第十二条の四において同じ。) の保税地 されるものを除く。第九項、第十二条の二第四 中に国内における調整対象固定資産の課税仕入 までの間に開始した各課税期間(第三十七条第 課税期間の初日から同日以後二年を経過する日 届出書を提出した事業者は、同項に規定する翌 を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日 前項の規定にかかわらず、事業を廃止した場合 合(第四項に規定する政令で定める課税期間に (他の法律又は条約の規定により消費税が免除 れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物 第五項の場合において、第四項の規定による 項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)

適用 8 第五項の規定による届出書の提出があつたと特定課 その届出書の提出は、なかつたものとみなす。中に ているときは、次項の規定の適用については、課税売 出書をその納税地を所轄する税務署長に提出し課税売 出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しまり。

末日の翌日以後は、第四項の規定による届

9 やむを得ない事情があるため第四項又は第五9 やむを得ない事情があるため第四項又は第五の規定による届出書を第四項の規定の適用の特別のが第七項に規定する調整対象固定資産の仕人れ等が特例申告書の提出に係る課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用を特別で第七項に規定する調整対象固定資産の仕人れ等が特例申告書の提出に係る課税場間の規定の適用を当り、その勢力を失う。

よる納税義務の免除の特例)(前年又は前事業年度等における課税売上高に

政令で定める。

第九条の二 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が千万円と超えるときは、当該個人事業者又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者又は法人のその事業者のその年又は法人のその事業者のその年又は法人のその事業を成立。

- 定する売上げに係る対価の返還等の金額 一 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規 税資産の譲渡等の対価の額の合計額を控除した残額をいう。 した金額の合計額を控除した残額をいう。 
  した金額がら第二号に掲げる金額を控除 
  とは、当該特定期間中に国内において行つた課 
  とは、当該特定期間中に国内において行つた課 
  とは、当該特定期間中に国内において行つた課 
  とは、当該特定期間中に国内において行つた課 
  とは、当該特定期間中に国内において行つた課 
  とは、当該特定期間中に国内において行つた課 
  とは、当該特定期間中に国内において行つた課 
  とは、当該特定期間中に国内において行つた課 
  とは、当該特定期間中に対しる課税売上高
- 金預 る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した 定する売上げに係る対価の返還等の金額に係 一 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規

条の二第二項において同じ。)の属する課税期

各号に定める日をいう。以下この項及び第十二

十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該

(当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三

出書を提出することができない。この場合におを受けることをやめようとする旨を記載した届間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用間の初日から三年を経過する日の属する課税期

産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用属する課税期間の初日から当該調整対象固定資いて、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の

職手当等又は公的年金等の支払明細書)に規定た所得税法第二百三十一条第一項(給与等、退ず、当該事業者が第一項の特定期間中に支払つ用する場合においては、前項の規定にかかわら別外事業者以外の事業者が第一項の規定を適

課税売上高とすることができる。 課税売上高とすることができる。 課税売上高とすることができる。 する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金

- 間をいう。 掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をは、次の各号に
- 月三十日までの期間 個人事業者 その年の前年一月一日から六
- の期間 という。)を除く。)がいて「短期事業年度」という。)を除く。)がいて「短期事業年度」という。)を除く。)がある法人 当該前事業年度のももの(次号におるものその他の政令で定めるもの(次号におった。
- 三 その事業年度の前事業年度開始の日からその終了の日までの期間)
- 要な事項は、政令で定める。期間の特例その他前各項の規定の適用に関し必の末日がその月の末日でない場合における当該が項第二号又は第三号に規定する六月の期間

第十条 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が千万円以下である相続人(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は前条第一項の規定により消費税を納める義務が免除されない相だ。)が、当該基準期間における課税売上高が千万円を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税売上高がらその年十二月三十一日までの間における課税方とされ、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税方とされ、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税方法の場合においる。

3 相続により、二以上の事業場を有する被相続の事業を二以上の相続人が当該二以上の事業を可能の被相に対ける課税売上高の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政化の事業を二以上の相続人が当該二以上の事業をで定める。

第十一条 合併(合併により法人を設立する場合 間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入 期間に対応する期間における課税売上高として があつた場合において、被合併法人の合併法人 を除く。以下この項及び次項において同じ。) 用しない。 れについては、第九条第一項本文の規定は、適 併があつた日の属する事業年度終了の日までの 度に限る。) の当該合併があつた日から当該合 における課税売上高が千万円以下である事業年 ものを除く。)の当該事業年度(その基準期間 規定により消費税を納める義務が免除されない 届出書の提出により、又は第九条の二第一項の 併法人に係る当該金額)が千万円を超えるとき 併法人が二以上ある場合には、いずれかの被合 政令で定めるところにより計算した金額(被合 の当該合併があつた日の属する事業年度の基準 は、当該合併法人(第九条第四項の規定による (合併があつた場合の納税義務の免除の特例)

条第一項本文の規定は、適用しない。 翌日から当該事業年度開始の日の前日までの間 の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九 免除されないものを除く。)の当該事業年度 の規定による届出書の提出により、又は第九条 を超えるときは、当該合併法人(第九条第四項 合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人 準期間に対応する期間における課税売上高とし 被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基 当該事業年度の基準期間における課税売上高と 下である事業年度に限る。)における課税資産 (その基準期間における課税売上高が千万円以 の二第一項の規定により消費税を納める義務が に係る当該金額の合計額)との合計額が千万円 に合併があつた場合において、当該合併法人の て政令で定めるところにより計算した金額(被 合併法人の当該事業年度の基準期間の初日の

に対応する期間における課税売上高として政令 さら 以下この項及び次項において同じ。) がある。以下この項及び次項において同じ。) がある。以下この項及び次項において同じ。) があ

4 日から当該事業年度開始の日の前日までの間に 課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて 千万円以下である事業年度に限る。) における ものを除く。)の当該事業年度(その第九条第 規定により消費税を納める義務が免除されない 届出書の提出により、又は第九条の二第一項の 合併法人の当該事業年度の基準期間における課 法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間 金額の合計額を控除した残額をいう。以下この 期間における売上げに係る税抜対価の返還等の 譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準 業年度の基準期間中の国内における課税資産の 該事業年度の基準期間における課税売上高(事 合併があつた場合において、当該合併法人の当 は、当該合併法人(第九条第四項の規定による は、政令で定める金額)が千万円を超えるとき 税売上高がない場合その他政令で定める場合に 項において同じ。) と各被合併法人の当該合併 により計算した金額の合計額との合計額(当該 における課税売上高として政令で定めるところ 合併法人の当該事業年度開始の日の二年前の 項に規定する基準期間における課税売上高が

第十二条 分割等があつた場合において、当該分 「新設分割子法人」という。)の分割等があつたけた法人(以下この項から第四項までにおいて において「新設分割親法人」という。)の当該割等を行つた法人(以下この項から第四項まで ら当該分割等があつた日の属する事業年度終了 設分割子法人(第九条第四項の規定による届出 る当該金額)が千万円を超えるときは、当該新 ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係 日の属する事業年度の基準期間に対応する期間 分割等により設立された、又は資産の譲渡を受 ないものを除く。)の当該分割等があつた日か 書の提出により消費税を納める義務が免除され における課税売上高として政令で定めるところ (分割等があつた場合の納税義務の免除の特例) は、同条第一項本文の規定は、適用しない。 の日までの間における課税資産の譲渡等及び特 により計算した金額(新設分割親法人が二以上

> 2 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一定は、適用しない。 定は、適用しない。 定課税仕入れについては、同条第一項本文の規

- 規定は、適用しない。 当該事業年度における課税資産の譲渡等及び特 金額(新設分割親法人が二以上ある場合には、 上高として政令で定めるところにより計算した 年度の基準期間に対応する期間における課税売 年前の日の前日から当該事業年度開始の日の 定課税仕入れについては、第九条第一項本文の を納める義務が免除されないものを除く。) り、又は第九条の二第一項の規定により消費税 設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業 日までの間に分割等があつた場合において、 千万円を超えるときは、当該新設分割子法人 いずれかの新設分割親法人に係る当該金額)が (第九条第四項の規定による届出書の提出によ 新設分割子法人の当該事業年度開始の日 0)
- 3 適用しない。 る課税売上高が千万円以下である事業年度に 条の二第一項の規定により消費税を納める義務 えるときは、当該新設分割子法人(第九条第四ろにより計算した金額との合計額が千万円を超 税売上高として政令で定めるところにより計算 割子法人の当該事業年度の基準期間における課 度の基準期間の末日において当該新設分割子法 年前の日の前々日以前に分割等(新設分割親法 仕入れについては、同条第一項本文の規定は、 る。) における課税資産の譲渡等及び特定課税 が免除されないものを除く。) の当該事業年度 項の規定による届出書の提出により、又は第九 間における課税売上高として政令で定めるとこ 子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期 において同じ。)に該当し、かつ、当該新設分 の他政令で定める場合であることをいう。次項 める特殊な関係にある者の所有に属する場合そ 分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定 五十を超える数又は金額の株式又は出資が新設 式又は出資を除く。) の総数又は総額の百分 は出資(その新設分割子法人が有する自己の (その第九条第一項に規定する基準期間にお した金額と当該新設分割親法人の当該新設分割 て同じ。)があつた場合において、当該事業年 人が二以上ある場合のものを除く。次項にお 人が特定要件(新設分割子法人の発行済株式又 新設分割子法人の当該事業年度開始の日の 限 0 株
- 特| 年前の日の前々日以前に分割等があつた場合に了|4 新設分割親法人の当該事業年度開始の日の一

当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間 いては、第九条第一項本文の規定は、適用しな ける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつ 高が千万円以下である事業年度に限る。)にお 当該事業年度(その基準期間における課税売上 を納める義務が免除されないものを除く。)のり、又は第九条の二第一項の規定により消費税 千万円を超えるときは、当該新設分割親法人 定めるところにより計算した金額との合計額が 対応する期間における課税売上高として政令で 該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に における課税売上高と当該新設分割子法人の当 て新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、 (第九条第四項の規定による届出書の提出によ いて、当該事業年度の基準期間の末日におい

5 収分割があつた日の属する事業年度終了の日ま限る。)の当該吸収分割があつた日から当該吸 免除されないものを除く。)の当該吸収分割がの二第一項の規定により消費税を納める義務が 業年度の基準期間に対応する期間における課税 仕入れについては、第九条第一項本文の規定 での間における課税資産の譲渡等及び特定課税 ける課税売上高が千万円以下である事業年度に あつた日の属する事業年度(その基準期間にお の規定による届出書の提出により、又は第九条 えるときは、当該分割承継法人(第九条第四項 れかの分割法人に係る当該金額)が千万円を超 た金額(分割法人が二以上ある場合には、いず 売上高として政令で定めるところにより計算し 分割承継法人の吸収分割があつた日の属する事 吸収分割があつた場合において、分割法人の 適用しない。

割法人の当該分割承継法人の当該事業年度の基 業年度に限る。)における課税資産の譲渡等及 期間における課税売上高が千万円以下である事 ないものを除く。)の当該事業年度(その基準 項の規定により消費税を納める義務が免除され よる届出書の提出により、又は第九条の二第一 法人に係る当該金額)が千万円を超えるとき 割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割 て政令で定めるところにより計算した金額(分 準期間に対応する期間における課税売上高とし までの間に吸収分割があつた場合において、分 前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日 分割承継法人の当該事業年度開始の日の一年 当該分割承継法人(第九条第四項の規定に 2

文の規定は、適用しない。 び特定課税仕入れについては、第九条第一項本 第一項から第四項までに規定する分割等と

は、次に掲げるものをいう。

る法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合 限る。)をし、その出資により新たに設立す 設立のための出資により発行済株式又は出資 における当該新たな法人の設立 の全部をその法人が有することとなるものに 設立の時において当該資産の出資その他当該 る金銭以外の資産の出資(その新たな法人の 法人が新たな法人を設立するためその有す

三 法人が新たな法人を設立するため金銭の出 年法律第八十六号)第四百六十七条第一項第 資をし、当該新たな法人と会社法(平成十七 の他政令で定める要件に該当するもの 部をその法人が有している場合であることそ たな法人の設立の時において発行済株式の全 基づく金銭以外の資産の譲渡のうち、当該新 係る契約を締結した場合における当該契約に 五号(事業譲渡等の承認等)に掲げる行為に

## (新設法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の二 その事業年度の基準期間がない法 号)第二十二条(定義)に規定する社会福祉法 若しくは第二項の規定により消費税を納める義 書の提出により、又は第九条の二第一項、第十 る各課税期間(第九条第四項の規定による届出 おいて「新設法人」という。)については、当 開始の日における資本金の額又は出資の金額が で定めるものを除く。) のうち、当該事業年度 を行うことを目的として設立された法人で政令 人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五 については、第九条第一項本文の規定は、 における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ 務が免除されないこととなる課税期間を除く。) 該新設法人の基準期間がない事業年度に含まれ 千万円以上である法人(以下この項及び次項に 人その他の専ら別表第二に掲げる資産の譲渡等 一条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項

の規定の適用を受ける課税期間を除く。)中に 年度に含まれる各課税期間(第三十七条第一項 調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合に 入れ等の日の属する課税期間から当該課税期間 は、当該新設法人の当該調整対象固定資産の仕 前項の新設法人が、その基準期間がない事業

額

高として政令で定めるところにより計算した金 度の基準期間に相当する期間における課税売上 新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年

(国又は地方公共団体が一般会計に係る業務

売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第 の初日以後三年を経過する日の属する課税期間 九条第一項本文の規定は、適用しない。 産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第 こととなる課税期間を除く。)における課税資 規定により消費税を納める義務が免除されない 九条の二第一項、第十一条第三項若しくは第四 四項の規定による届出書の提出により、又は第 までの各課税期間(その基準期間における課税 項、前条第一項から第三項まで若しくは前項の

4 3 その事業年度の基準期間がある外国法人(法 る同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令 域からの引取りである場合その他の場合におけ 等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地 該基準期間の末日の翌日以後に国内において課 ものとみなして、前二項の規定を適用する。 税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合に 人税法第二条第四号(定義)に規定する外国法 は、当該事業年度については、基準期間がない 人をいう。次条第五項において同じ。)が、当 第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ

第十二条の三 その事業年度の基準期間がない法 を行うことを目的として設立された法人で政令 係にある法人のうちいずれかの者について当該 他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関 おいて同じ。) に該当し、かつ、新規設立法人 で定める場合であることをいう。以下この条に より新規設立法人が支配される場合として政令 接又は間接に保有される場合その他の他の者に の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直 株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分 式又は出資(その新規設立法人が有する自己の 定要件(他の者により新規設立法人の発行済株 がない事業年度開始の日(以下この項及び次項 規設立法人」という。)のうち、その基準期間 で定めるものを除く。以下この条において「新 祉法第二十二条(定義)に規定する社会福祉法 が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた において「新設開始日」という。)において特 人その他の専ら別表第二に掲げる資産の譲渡等 人(前条第一項に規定する新設法人及び社会福 (特定新規設立法人の納税義務の免除の特例)

る各課税期間(第九条第四項の規定による届出規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれ 五十億円を超える場合における当該新規設立法 公共団体が行う事業におけるものを除く。) 務として行う事業又は外国若しくは外国の地 として政令で定めるところにより計算した金額 該基準期間に相当する期間における総収入金額 価の額を除く。)が五億円を超える場合又は当 設立法人」という。)については、当該特定新 として行う事業における課税資産の譲渡等の 人(以下この項及び第三項において「特定新規 (国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業

が

方

で定める。

本文の規定は、適用しない。

及び特定課税仕入れについては、第九条第一項

課税期間を除く。)における課税資産の譲

消費税を納める義務が免除されないこととなる

しくは第二項若しくは前条第二項の規定により

条第三項若しくは第四項、第十二条第一項若

書の提出により、又は第九条の二第一項、第十

2 を適用する。 なして、当該新規設立法人につき、前項の規定 当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみ 法人であつたもので、当該新規設立法人の設立 同項に規定する政令で定める特殊な関係にある 要件に該当し、かつ、前項に規定する他の者と おいて「解散法人」という。)がある場合には、 係にある法人であるものを除く。以下この項に の(当該新設開始日においてなお当該特殊な関 の日前一年以内又は当該新設開始日前一年以内 て当該特殊な関係にある法人に該当していたも に解散したもののうち、その解散した日におい 新規設立法人がその新設開始日において特定

読み替えるものとする。 とあるのは「、この項若しくは次条第一項」と 資産の仕入れ等を行つた場合について準用す を受ける課税期間を除く。)中に調整対象固定 る各課税期間(第三十七条第一項の規定の適用 立法人がその基準期間がない事業年度に含まれ 設立法人」と、「当該新設法人」とあるの 新設法人」とあるのは「次条第一項の特定新規 る。この場合において、前条第二項中「前項 「当該特定新規設立法人」と、「若しくは前項」 前条第二項及び第四項の規定は、特定新規設 は

円を超える場合又は同項の総収入金額として政 政令で定めるところにより計算した金額が五億 する新規設立法人から同項の課税売上高として 第一項に規定する他の者は、特定要件に該当 第四項まで若しくは第六項、

第十二条の二第一

場合には、これに応じなければならない。 し必要な事項について情報の提供を求められた 円を超える場合に該当するかどうかの判定に関 令で定めるところにより計算した金額が五十億

ものとみなして、前各項の規定を適用する。 は、当該事業年度については、基準期間がない 課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合に 当該基準期間の末日の翌日以後に国内において その事業年度の基準期間がある外国法人が、 第二項から前項までに定めるもののほか、第

(高額特定資産を取得した場合等の納税義務 項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で

第十二条の四 事業者 (第九条第一項本文の規定 条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から 又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一 九条第四項の規定による届出書の提出により、 る課税売上高が千万円を超える課税期間及び第 税期間までの各課税期間(その基準期間におけ 期間)の初日以後三年を経過する日の属する課 額特定資産の建設等が完了した日の属する課税 建設高額特定資産にあつては、当該自己建設高 定資産の仕入れ等の日の属する課税期間(自己 の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特 資産の区分に応じ当該各号に定める日をいう。) 産の仕入れ等の日(次の各号に掲げる高額特定 行つた場合」という。))には、当該高額特定資 号において「自己建設高額特定資産の仕入れを 額が政令で定める金額以上となつた場合(第二 特定資産の建設等に要した政令で定める費用の 産」という。) にあつては、当該自己建設高額 産(以下この項において「自己建設高額特定資 おいて「建設等」という。)をした高額特定資 ら建設、製作又は製造(以下この項及び次項に の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自 合(他の者との契約に基づき、又は当該事業者 額特定資産の仕入れ等」という。)を行つた場 税地域からの引取り(以下この項において「高 入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保 をいう。以下この条において同じ。)の課税仕 その価額が高額なものとして政令で定めるもの 資産(棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、 を受けない課税期間中に国内における高額特定 を除く。)が、第三十七条第一項の規定の適用 により消費税を納める義務が免除される事業者 3

ては、第九条第一項本文の規定は、適用しなる課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについ されないこととなる課税期間を除く。)におけ 第三項の規定により消費税を納める義務が免除 項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは

三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ く。) 当該高額特定資産の仕入れ等に係る第 高額特定資産(自己建設高額特定資産を除

二 自己建設高額特定資產 当該自己建設高額 ととなつた日 特定資産の仕入れを行つた場合に該当するこ

2 をした棚卸資産(当該事業者が相続、合併又は は、適用しない。 仕入れについては、第九条第一項本文の規定 く。) における課税資産の譲渡等及び特定課税 義務が免除されないこととなる課税期間を除 三項若しくは前項の規定により消費税を納める 第一項若しくは第二項、前条第一項若しくは第 第九条第四項の規定による届出書の提出によ 課税期間までの各課税期間(その基準期間にお 税期間)の初日以後三年を経過する日の属する あつては、当該建設等が完了した日の属する課 が完了していない調整対象自己建設高額資産に 受けた課税期間(これらの規定に規定する場合 税期間の翌課税期間からこれらの規定の適用を けた場合には、これらの規定の適用を受けた課 整対象自己建設高額資産」という。) について となつたものに限る。以下この項において「調 政令で定める費用の額が政令で定める金額以上 の事業を承継した場合において、当該被相続 分割により被相続人、被合併法人又は分割法人 くは課税貨物又は他の者との契約に基づき、若 から第四項まで若しくは第六項、第十二条の一 り、又は第九条の二第一項、第十条第二項、第 ける課税売上高が千万円を超える課税期間及び に該当することとなつた日の前日までに建設等 第三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受 たものを含み、当該棚卸資産の建設等に要した しくは当該事業者の棚卸資産として自ら建設等 十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項 人、被合併法人又は分割法人が自ら建設等をし 事業者が、高額特定資産である棚卸資産若し 2 4

が、 税を納める義務が免除される事業者を除く。) 事業者(第九条第一項本文の規定により消費 第三十七条第一項の規定の適用を受けない

> 条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から る課税売上高が千万円を超える課税期間及び第 等の仕入れ等の金額の合計額が高額である場合 務が免除されないこととなる課税期間を除く。) 若しくは前二項の規定により消費税を納める義 項若しくは第二項、前条第一項若しくは第三項 第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一 又は第九条の二第一項、第十条第二項、第十一 九条第四項の規定による届出書の提出により、 税期間までの各課税期間(その基準期間におけ 税期間の初日以後三年を経過する日の属する課 税期間から当該金地金等の仕入れ等を行つた課 該金地金等の仕入れ等を行つた課税期間の翌課 として政令で定める場合に該当するときは、当 た場合において、当該課税期間中の当該金地金 保税地域からの引取りを含む。以下この項にお の適用を受ける棚卸資産に係る課税仕入れ又は 課税貨物の保税地域からの引取り(当該課税期 いう。)の課税仕入れ又は金地金等に該当する める資産(以下この項において「金地金等」と 金その他これに類する資産として財務省令で定 課税期間中に国内における金若しくは白金の地 については、第九条第一項本文の規定は、適用 における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ いて「金地金等の仕入れ等」という。)を行つ 間において第三十六条第一項又は第三項の規定

告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引 は前項に規定する金地金等の仕入れ等が特例申 の適用その他前三項の規定の適用に関し必要な 取りである場合における第一項又は前項の規定 第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等又

事項は、政令で定める。 質判定 (資産の譲渡等又は特定仕入れを行つた者の実

第十三条 法律上資産の譲渡等を行つたとみられ 入れに係る対価を支払うべき者である場合に 価の支払をせず、その者以外の者がその特定仕 等に係る対価を享受せず、その者以外の者がそ る者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡 は、当該特定仕入れは、 なる名義人であつて、その特定仕入れに係る対 者が行つたものとして、この法律の規定を適用 は、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する の資産の譲渡等に係る対価を享受する場合に 法律上特定仕入れを行つたとみられる者が単

当該対価を支払うべき 2 第十五条 法人課税信託(前条第一項ただし書に 11日長女『第五十一条並びに第六章を除く。以第二十条から第二十七条まで、第四十七条、第月の者と3月1 別の者とみなして、この法律(第五条、前条、 以下この条において同じ。)ごとに、それぞれ 財産に係る資産等取引をいう。以下この条に 託資産等(信託財産に属する資産及び当該信託いて同じ。)の受託者は、各法人課税信託の信 規定する法人課税信託をいう。以下この条に 信託資産等以外の資産及び資産等取引をいう。 いて同じ。)及び固有資産等(法人課税信託 いて同じ。)の受託者は、各法人課税信託の

0)

者が行つたものとして、この法律の規定を適用

(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)

第十四条 信託の受益者(受益者としての権利を 信託財産に係る資産等取引については、この限定公益信託等の信託財産に属する資産及び当該 帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する退 引取りをいう。以下この項及び次条第一項にお 当該信託財産に係る資産等取引(資産の譲渡 現に有するものに限る。) は当該信託の信託財 職年金等信託若しくは同項第二号に規定する特 人課税信託又は同法第十二条第四項第一号(信団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法 等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域から 産に属する資産を有するものとみなし、かつ、 託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に 人税法第二条第二十九号(定義)に規定する集して、この法律の規定を適用する。ただし、法 いて同じ。) は当該受益者の資産等取引とみな 0)

2 こととされている者(受益者を除く。)は、前 適用する。 項に規定する受益者とみなして、同項の規定を 限として政令で定めるものを除く。)を現に有 し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受ける 信託の変更をする権限(軽微な変更をする権

りでない。

項は、政令で定める。 判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事 けることとされている者に該当するかどうかの 定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受 受益者が二以上ある場合における第一項の規

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の

資産等及び固有資産等は、 下この条において同じ。)の規定を適用する。 前項の場合において、各法人課税信託の信 同項の規定によりみ

なされた各別の者にそれぞれ帰属するものとす

3 る場合には、当該受託事業者は、法人とみなし 託者をいう。以下この条において同じ。)であ 課税信託に係る信託資産等が帰属する者として 託者について、前二項の規定により、当該法人 この法律の規定を適用する場合における当該受 個人事業者が受託事業者(法人課税信託の受 この法律の規定を適用する。

については、第九条第二項の規定にかかわら の課税期間に係る基準期間における課税売上高 託者をいう。以下この条において同じ。)のそ この法律の規定を適用する場合における当該受 課税信託に係る固有資産等が帰属する者として 固有事業者(法人課税信託の受託者につい 第一項及び第二項の規定により、当該法人 次に掲げる金額の合計額とする。 8

定により計算した金額 における課税売上高として第九条第二項の規当該固有事業者の当該課税期間の基準期間

受託事業者のその課税期間に係る基準期間に めるところにより計算した金額の合計額 する期間における課税売上高として政令で定 託事業者の当該固有事業者の基準期間に対応 当該固有事業者に係る各法人課税信託の受

業者の課税期間の基準期間における課税売上高 る当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事 規定にかかわらず、

当該課税期間の初日の属す

おける課税売上高については、第九条第二項の

当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業 されない事業者である場合には、当該受託事業 四までの規定により消費税を納める義務が免除 の提出により、若しくは第十条から第十二条の 仕入れにつき第九条第四項の規定による届出書 税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税 て適格請求書発行事業者である場合又は当該課 円以下である課税期間に限る。)の初日におい 期間(その基準期間における課税売上高が千万 者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税 受託事業者のその課税期間の初日において、

九条第一項本文の規定は、適用しない。 (同条第三項の規定の適用がある場合には、同第一項に規定する特定期間における課税売上高 (同条第三項の規定の適用がある場合には、 固有事業者又は受託事業者に係る第九条の二

産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第

者の当該初日の属する課税期間における課税資

た金額とする。 規定に準じて政令で定めるところにより計算し 項に規定する合計額)、第十一条第四項に規定 金額に相当するものとして第四項又は第五項の 第六項の規定にかかわらず、それぞれこれらの 若しくは第三項、第十一条第四項又は第三十条 ける課税売上高については、第九条の二第二項 高及び第三十条第二項に規定する課税期間にお する当該事業年度の基準期間における課税売上

当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業 項各号中「当該事業者」とあるのは「当該受託 日の属する当該受託事業者の課税期間」と、同 課税期間を除く。)」とあるのは「この項の規定 課税期間である場合には、当該課税期間)以後 書を提出した日の属する課税期間が事業を開始 条第三項に規定する受託事業者をいい、第九条 の規定を適用する。この場合において、同項中 期間につき第三十七条第一項の規定の適用を受 者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税 事業者」とする の適用を受ける事業者である場合には、当該初 が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る の課税期間(その基準期間における課税売上高 出書を提出した場合には、当該届出書を提出し 「この項の規定の適用を受ける旨を記載した届 する税務署長にその」とあるのは「その」と、 る固有事業者をいい、」と、「その納税地を所轄 をいう。)の固有事業者(同条第四項に規定す 信託(第十五条第一項に規定する法人課税信託 初日において、当該受託事業者に係る法人課税 免除される事業者を除く。)のその課税期間の 第一項本文の規定により消費税を納める義務が の当該初日の属する課税期間については、同項 ける事業者である場合に限り、当該受託事業者 した日の属する課税期間その他の政令で定める た日の属する課税期間の翌課税期間(当該届出 「事業者(」とあるのは「受託事業者(第十五 受託事業者のその課税期間の初日において、

9 受けた場合における前項の規定の適用について 三十七条の二第一項又は第六項の規定の適用を において「固有課税期間」という。)につき第 属する当該固有事業者の課税期間(以下この項 号に定めるところによる。 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 前項の固有事業者が、同項に規定する初日の

当該固有課税期間が第三十七条の二第一項

10

に規定する選択被災課税期間である場合にお

定の適用を受ける事業者でなかつたものとみ いて当該固有事業者が第三十七条第一項の規 承認を受けたとき 前項に規定する初日にお おいて当該不適用被災課税期間につき同項の に規定する不適用被災課税期間である場合に 適用を受ける事業者であつたものとみなす。 当該固有事業者が第三十七条第一項の規定の を受けたとき 前項に規定する初日において いて当該選択被災課税期間につき同項の承認 当該固有課税期間が第三十七条の二第六項

税信託に係る受託事業者は合併法人に含まれる 用については、信託の併合は合併とみなし、信 受託事業者についての第四十二条の規定の適 と、信託の併合に係る新たな信託である法人課 に係る受託事業者は被合併法人に含まれるもの 託の併合に係る従前の信託である法人課税信託 ものとする。

には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託12 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合 11 受託事業者については、第九条第四項から第 及び第五十七条から第五十七条の三までの規定 十七条第三項から第八項まで、第三十七条の二 九項まで、第十条から第十二条の四まで、第三 は、適用しない。

13 前項の規定により主宰受託者の信託資産等と 法律の規定を適用する。 者」という。)の信託資産等とみなして、このする受託者(以下この条において「主宰受託 資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰

14 前項に規定する消費税を主宰受託者以外の受 る連帯納付の責任に係る消費税の徴収」と、 法人課税信託の同条第十二項に規定する主宰受の受託者に関するこの法律の適用)に規定する のは「消費税法第十五条第一項(法人課税信託 適用については、同項中「国税の徴収」とある について、連帯納付の責めに任ずる。 ては、主宰受託者以外の受託者は、その消費税 みなされた当該信託資産等に係る消費税につい 該消費税の納税地」とする。 託の主宰受託者であつたとした場合における当 の納税地又は当該連帯受託者が当該法人課税信 「その国税の納税地」とあるのは「当該消費税 帯受託者」という。) の同条第十三項に規定す う。) 以外の受託者 (以下この項において「連 託者(以下この項において「主宰受託者」とい 十三条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定の 託者から徴収する場合における国税通則法第四

15 気通信利用役務の提供に関するこの法律の 事項は、政令で定める。 費税額の計算その他受託事業者又は固有事業者 併合又は分割が行われた場合の仕入れに係る消 についてのこの法律の規定の適用に関し必要な (特定プラットフォーム事業者を介して行う電 前各項に定めるもののほか、法人課税信託

適

第十五条の二 国外事業者が国内において行う電

用する。 を行つたものとみなして、この法律の規定を適 受するものである場合には、当該特定プラット ラットフォーム事業者」という。)を介して収 行われるものであつて、その対価について当該 をいう。以下この条において同じ。)を介して 情報を表示することを常態として不特定かつ多 うために、当該電気通信利用役務の提供に係る 条において同じ。)がデジタルプラットフォー 用役務の提供に該当するものを除く。以下この 気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利 フォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供 指定を受けた者(以下この条において「特定プ 数の者に電気通信回線を介して提供されるもの する者以外の者が電気通信利用役務の提供を行 れた場であつて、当該場を介して当該場を提供 いう。)のうち同項の規定により国税庁長官 (次項において「プラットフォーム事業者」と デジタルプラットフォームを提供する事業者 して電子計算機を用いた情報処理により構築さ ム(不特定かつ多数の者が利用することを予定

場合には、当該合計額を当該課税期間の月数 ものの合計額(当該課税期間が一年に満たない 当該プラットフォーム事業者を介して収受する 課税標準として課されるべき地方消費税額 供に課されるべき消費税額及び当該消費税額を 的な利益の額とし、当該電気通信利用役務の提金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済 ラットフォームを介して国外事業者が国内にお の課税期間において、その提供するデジタルプ (当該月数は、暦に従つて計算し、 する額を含む。第七項において同じ。)のうち れらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除 額(対価として収受し、又は収受すべき一切 ない端数を生じたときは、これを一月とする。 く。)に相当する額がある場合には、当該相当 いて行う電気通信利用役務の提供に係る対価の 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のそ 一月に満た Ξ

提出がない場合にあつては、当該指定に係る第 の属する月の翌月の初日に、その効力を生ず 四項の通知を発した日)から六月を経過する日 の提出期限(その提出期限までに当該届出書の この場合において、当該指定は、次項の届出書 なされる事業者として指定をするものとする。 定により電気通信利用役務の提供を行つたとみ じて計算した金額)が五十億円を超える場合に 同項において同じ。)で除し、これに十二を乗 当該プラットフォーム事業者を、前項の規

- 3 載した届出書をその納税地を所轄する税務署長 場合にあつては、当該申告の義務があるとした この限りでない。 プラットフォーム事業者である者については、 を経由して国税庁長官に提出しなければならな でに、その旨その他財務省令で定める事項を記 場合の同項の規定による申告書の提出期限)ま 提出期限(同項の規定による申告の義務がない に係る第四十五条第一項の規定による申告書の 者として指定を受けるべき者は、その課税期間 前項の規定により特定プラットフォーム事業 ただし、当該課税期間の末日において特定 9 8
- その旨を通知する。この場合において、国税庁 速やかに公表しなければならない。 トフォームの名称その他の政令で定める事項を プラットフォーム事業者に係るデジタルプラッ 長官は、政令で定めるところにより、当該特定 定プラットフォーム事業者に対し、書面により ットフォーム事業者を指定したときは、当該特 国税庁長官は、第二項の規定により特定プラ 11
- の納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁 定により公表された事項に変更があつたとき その年月日を速やかに通知するものとする。 し、同項の規定が適用されることとなる旨及び 電気通信利用役務の提供に係る国外事業者に対 業者は、第一項の規定が適用されることとなる 特定プラットフォーム事業者は、第四項の規 前項の通知を受けた特定プラットフォーム事 その旨を記載した届出書を、速やかに、そ
- 間から当該課税期間の初日から三年を経過する 日の属する課税期間 特定プラットフォーム事業者は、その課税期 (以下この項において「第 12

り、変更があつた事項を速やかに公表しなけれ いて、国税庁長官は、政令で定めるところによ 長官に提出しなければならない。この場合にお

> することができる。 計額(これらの課税期間のうち一年に満たない 三年度の課税期間」という。) までのいずれの 庁長官に提出して、第二項の指定の解除を申請 その納税地を所轄する税務署長を経由して国税 その他財務省令で定める事項を記載した書面を 該第三年度の課税期間に係る第四十五条第一項 税期間の月数で除し、これに十二を乗じて計算 課税期間がある場合には、当該合計額を当該課 る電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合 課税期間においても第一項の規定の適用を受け の規定による申告書の提出期限までに、その旨 した金額)が五十億円以下である場合には、当

と認めるときは、その申請を却下する。 指定の解除をし、 は、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る 前項の規定により特定プラットフォーム事業 国税庁長官は、前項の申請があつた場合に 又は同項の場合に該当しない

10 特定プラットフォーム事業者は、第一項の規 ばならない。 税務署長を経由して国税庁長官に提出しなけれ 係る事業を廃止した場合には、その旨を記載し 定の適用を受けるデジタルプラットフォームに 者の指定が解除された事業者は、国税庁長官が た届出書を、速やかに、その納税地を所轄する なして、第一項の規定を適用する。 は、引き続き特定プラットフォーム事業者とみ 六月を経過する日の属する月の末日までの間 第十二項の通知を発した日の翌日から同日以後

と認めるときは、第二項の規定による特定プラ が次の各号に掲げるいずれかの事実に該当する ットフォーム事業者の指定の解除をすることが できる。 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者

ットフォームに係る事業を廃止したと認めら 第一項の規定の適用を受けるデジタルプラ ること。

出がなかつた場合において、当該提出がなか れること。 つたことについて正当な理由がないと認めら (期限内申告) に規定する期限内申告書の提 消費税につき国税通則法第十七条第二項

三 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額 の徴収が著しく困難であること。 の確保に支障があると認められること。 前三号に掲げるもののほか、消費税の徴収

より特定プラットフォーム事業者の指定を解除

国税庁長官は、第八項若しくは前項の規定に

13 ければならない。 されないこととなる年月日を速やかに公表しな 該指定が解除された旨及び第一項の規定が適用 国税庁長官は、政令で定めるところにより、当 おいて、指定の解除に係る通知をしたときは、 したとき、又は第八項の規定により申請を却下 し、書面によりその旨を通知する。この場合に したときは、これらの処分に係る事業者に対

やかに通知するものとする。 定が適用されないこととなる電気通信利用役務 適用されないこととなる旨及びその年月日を速 の提供に係る国外事業者に対し、同項の規定が 係る前項の通知を受けた事業者は、第一項の規 特定プラットフォーム事業者の指定の解除に

から控除することができる。

税期間における当該リース譲渡に係る対価の とみなして、当該部分に係る対価の額を当該

14 する。 項に規定する特定プラットフォーム事業者」と と、「国外事業者」とあるのは「国外事業者及 第一項中「及びその」とあるのは「、その」 ラットフォーム事業者を除く」と、第三十七条 項の規定の適用を受ける同項に規定する特定プ オーム事業者の第九条第一項及び第三十七条第 び第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同 「を除く」とあるのは「及び第十五条の二第一 第一項の規定の適用を受ける特定プラットフ 項の規定の適用については、第九条第一項中

15 。)に第一項の規定の適用を受ける金額その他(期限後申告)に規定する期限後申告書を含む 付しなければならない。 間に係る第四十五条第一項の規定による申告書 の財務省令で定める事項を記載した明細書を添 (当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項 特定プラットフォーム事業者は、その課税期

也こり条の規定の適用に関し必要な事項は、政し、又は当該事業を譲り受けた場合の手続その ラットフォーム事業者のデジタルプラットフォ 令で定める。 前各項に定めるもののほか、事業者が特定プ -ムに係る事業を合併若しくは分割により承継

第十六条 事業者が所得税法第六十五条第一項 用を受けるため当該リース譲渡に係る対価の額 場合において、当該事業者がこれらの規定の適 条において「リース譲渡」という。)を行つた リース譲渡に該当する資産の譲渡等(以下この 係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する 又は法人税法第六十三条第一項(リース譲渡に (リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期) (リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例)

期間において資産の譲渡等を行わなかつたもの に係る部分については、当該事業者が当該課税 該課税期間において支払を受けたものを除く。) 額で当該リース譲渡をした日の属する課税期間 においてその支払の期日が到来しないもの ース譲渡のうち当該リース譲渡に係る賦払金 につきこれらの規定に規定する延払基準の方法 により経理することとしているときは、当該リ

(当

2 ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月ととなつた場合は、所得税法第六十五条第一項 については、この限りでない。 年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間 三項若しくは第四項の規定の適用を受けた事業 経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日 法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する 条第一項ただし書に規定する場合に該当するこ 等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第 る課税期間において資産の譲渡等を行わなかつ 属する課税期間以後の課税期間若しくは同条第 三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は 六十五条第一項ただし書又は法人税法第六十三 賦払金の支払の期日の属する各課税期間にお ろにより、当該事業者が当該リース譲渡に係る たものとみなされた部分は、政令で定めるとこ てそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲 前項の規定によりリース譲渡をした日の属す 0)

3 とする事業者は、第四十五条第一項の規定によ 係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又 受けることとなつた場合におけるリース譲渡に 分割によりリース譲渡に係る事業を分割承継法 場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が 規定の適用を受ける法人が合併により消滅した 用を受ける個人事業者が死亡した場合、同項 いて同じ。)にその旨を付記するものとする。 書を含む。次条第四項及び第十八条第二項にお 条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告 る申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八 は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、 ける事業者が第九条第一項本文の規定の適用を 人に承継させた場合又は同項の規定の適用を受 前項に定めるもののほか、第一項の規定の 第一項又は前項本文の規定の適用を受けよう 政 0

5 (延払条件付譲渡に係る所得税額の延納) に規 個人事業者が、所得税法第百三十二条第一

令で定める。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例)規定に準じて、政令で定める。 規定に準じて、政令で定める。 産の譲渡等の時期の特例については、前各項の延払条件付譲渡をした場合その他の場合の資産する山林所得又は譲渡所得の基因となる資産

第十七条 事業者が所得税法第六十六条第一項 模工事の目的物のうちこれらの規定に規定するき資産の譲渡等を行う場合には、当該長期大規 属する課税期間において、資産の譲渡等を行つ 額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日の日の属する課税期間又はその収益の額が益金の 金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一 は、これらの規定によりその収入金額が総収入 は収益の額に係る部分については、当該事業者 工事進行基準の方法により計算した収入金額又 規模工事」という。)の請負に係る契約に基づ 長期大規模工事(以下この条において「長期大 係る収益及び費用の帰属事業年度)に規定する 又は法人税法第六十四条第一項(工事の請負に (工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期) たものとすることができる。 5 4

は収益の額に係る部分については、当該事業者的物のうち当該方法により経理した収入金額又 の条において「工事」という。)の請負に係る る経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日 は法人税法第六十四条第二項ただし書に規定す 月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又 項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二 こととなつた場合は、所得税法第六十六条第二 四条第二項ただし書に規定する場合に該当する 第六十六条第二項ただし書又は法人税法第六十 たものとすることができる。ただし、所得税法 属する課税期間において、資産の譲渡等を行つ 額に算入されたそれぞれの事業年度終了の日の 日の属する課税期間又はその収益の額が益金の 金額に算入されたそれぞれの年の十二月三十一 は、これらの規定によりその収入金額が総収入 経理することとしているときは、当該工事の目 らの規定に規定する工事進行基準の方法により ためその工事の請負に係る対価の額につきこれ 契約に基づき資産の譲渡等を行う場合におい 税法第六十四条第二項に規定する工事(以下こ て、当該事業者がこれらの規定の適用を受ける 事業者が所得税法第六十六条第二項又は法人 2

業者が第一項の長期大規模工事又は前項の工事3 第一項又は前項本文の規定の適用を受けた事

この限りでない。

の属する課税期間以後の課税期間については、

工事の請負に係る対価の額から控除する。工事の請負に係る対価の額の合計額を当該長期大規模工事又はり資産の譲渡等を行つたものとされた部分に係いては、同日の属する課税期間の直前の課税期間がおかつたものとして、当該部分については、同日の属する課税期間の直前の課税期間があり渡しの日の属する課税期間の直前の課税期間があり渡しを行つた場合には、当該長期の目的物の引渡しを行つた場合には、当該長期の目的物の引渡しを行つた場合には、当該長期の目的物の引渡しを行った場合には、当該長期の目的物の引渡しを行った場合には、当該長期の目的物の引渡しを行った場合には、当該長期の目的物の引渡しを行った場合には、当該長期の目的物の引渡しを行った場合には、当該長期の目的物の引渡した。

の旨を付記するものとする。は、第四十五条第一項の規定による申告書にそは、第四十五条第一項の規定による申告書にそ

 前項に定めるもののほか、第一項若しくは第 一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡し た場合、これらの規定の適用を受ける法人が合 作により消滅した場合又はこれらの規定の適用 を受ける法人が分割により長期大規模工事に係る を受ける法人が分割により長期大規模工事に係る と受ける法人が分割により長期大規模工事に係る は工事に係る事業を分割承継法人に承継させ くは工事に係る事業を分割承継法人に承継させ くは工事に係る事業を分割承継法人に承継させ なでは、政 ででは、政 でで定める。

第十八条 個人事業者で所得税法第六十七条第一項又は第二項(小規模事業者等の収入及び費用の課税仕入れに係る対価の額を収入した日及びそ産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期は、その資護、等及び課税仕入れを行つた時期は、その資産の課税仕入れに係る対価の額を収入した日及び費用の課税仕入れに係る費用の額を支出した日とすることができる。

ここなった場合の資産の食食等をが果売せていた。 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適の旨を付記するものとする。 が項に定めるものとする。 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にそ

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適名。 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用にととなつた場合の資産の譲渡等及び課税仕入れととなつた場合の資産の譲渡等及び課税仕入れる。 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適

┣九≹ ニウ去聿こおヽ(課税期間)

第十九条 この法律において「課税期間」とは、

三十一日までの期間 る個人事業者を除く。) 一月一日から十二月 一 個人事業者(第三号又は第三号の二に掲げ

三、第一号に至らる明見を記れていの明見に記を除く。) 事業年度 二、法人(第四号又は第四号の二に掲げる法人

日までの各期間 第一号に定める期間を三月ごとの期間に短 第一号に定める各期間を三月ご 十日まで、四 事業者 一月一日から二月三十一日まで、四 事業者 一月一日から三月三十一日まで、四 事業者 一月一日から三月三十一日まで、四 事業者 一月一日から三月三十日までの 一月三十日までの 名期間を三月ごとの期間に 短 第一号に定める期間を三月ごとの期間に 短

三の二 第一号に定める期間を一月ごとに区分しに短縮すること又は前号に定める各期間を一個人事業者 一月一日以後一月ごとに区分し税地を所轄する税務署長に届出書を提出した税地を所轄すること又は前号に定める名期間を一月ごとの期間の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間

□ その事業年度が三月を超える法人で第二号に定める期間を三月ごとの期間に短縮することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間(最後に三月未満の期間を生じたとた各期間(最後に三月未満の期間を生じたとた各期間(最後に三月未満の期間を生じたといる。

4

四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月工との期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとに区の事業年度をその開始の日以後一月ごとのの事業年度をその開始の日以後一月ごとのがした各期間(最後に一月末満の期間を生じ分した各期間(最後に一月末満の期間を生じ分した各期間(最後に一月末満の期間を生じたときは、その一月未満の期間)

2 前項第三号から第四号の二までの規定による 期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。 間をそれぞれ一の課税期間とみなす。 前項第三号から第四号の二までの規定に定める期間である場合には、当該期間)の初日以後に生間である場合には、当該期間)の初日以後に生間である場合には、当該期間)の初日以後に生間である場合には、当該期間)の初日以後に生間である場合には、当該期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

日までの期間 でありました 日の前の 日までの期間 での一月一日から届出の効力の生じた日の前をの一月一日から届出した場合 提出日の属する受けていない個人事業者が、これらの規定に一 前項第三号又は第三号の二の規定の適用を

までの期間 度開始の日から届出の効力の生じた日の前日度開始の日から届出の効力の生じた日の前日 出書を提出した場合 提出日の属する事業年受けていない法人が、これらの規定による届二 前項第四号又は第四号の二の規定の適用を

ある期間開始の日から届出の効力の生じた日の 前項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の規定の適用を受けている法人で、おり、 したりの前日までの期間

事業者が、同項第三号の二の規定による届出

前項第三号の規定の適用を受けている個

ればならない。 第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、これらの規定のる届出書を提出した事業者は、これらの規定のの前日までの期間

税期間とみなす。

税期間とみなす。

税期間とみなす。

税期間とみなす。

間に前項の規定による届出書の提出をした場間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の一月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間におるよ人がその事業年度開始の日からその事業年度の一月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合では、

第一頁第三号いう第四号のこまでの規定とこる事業年度終了の日までの期間合 当該翌日から当該提出があつた日の属す

5 第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、これらの規定による届出の効力が生ずる日から二年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日(同項第三号又は第四号の二又は第四号の二の規定の適用を受けようとする場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日)以後でなければ、同項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者が同項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者が同項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出することができない。

## (個人事業者の納税地)

第二十条 個人事業者の資産の譲渡等及び特定仕 第二十条 個人事業者の納税地は、その個人事業者 のいずれに該当するか のの各号に掲げる場合のいずれに該当するか のででは、その個人事業者

こ 国内に住所を有せず、居所を有する場合 国内に住所を有する場合 その住所地

□ 国内に住所及び居所を有しない者で、国内 国内に住所及び居所を有しない者で、国内 にその行う事業に係る事務所等が二以上あ 事務所等の所在地 (その事務所等が二以上の (以下この号、次条第二 室 (以下この号、次条第二 を (以下)を (以下)と (以下)を (い下)を (い下

# める場所 前三号に掲げる場合以外の場合 政令で定

(個人事業者の納税地の特例)

第二十一条 は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらの譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地 納税地の指定を受けている者を除く。)の資産 用を受ける者(第二十三条第一項の規定により 地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個 らず、その住所地に代え、その居所地とする。 消費税の納税地は、前条第一号の規定にかかわ 除く。)の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る 項の規定により納税地の指定を受けている者を 例)の規定の適用を受ける者(第二十三条第一 事業者で所得税法第十六条第一項 人事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所 その事務所等の所在地(その事務所等が二 国内に住所のほか居所を有する個人 (納税地の特 2 告等の効力)

る。以上ある場合には、主たるものの所在地)とす

る。 個人事業者が死亡した場合には、その死亡し 個人事業者が死亡した場合には、その死亡当時におけるその死亡した者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地によらず、そ税の納税地は、その相続人の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費

#### (法人の納税地)

各号に定める場所とする。 に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該に係る消費税の納税地は、その法人が次の各号第二十二条 法人の資産の譲渡等及び特定仕入れ

(次号において「内国法人」という。)である (次号において「内国法人」という。)である はってお法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人である場合 その事務所等が二以上ある場合には、主たての事務所等が二以上ある場合には、主たての事務所等が二以上ある場合には、主たて、事務所を有する法人での事務所等が二以上ある場合には、主に、の事務所を有する法人である場合には、主に、の事務所を有する法人に、というにはは、というには、というには、というにはは、というはは、というにはは、というにはは、というにはは、というにはは、というにはは、というは、というはは、というにはは、というは、といいるいいるにはは、といいるいいいいは、というは、というは、といいいるにはは、といいいいいいいいは、といいいは、といいいは、といいいいいいは、といいいいいいは、といいいは、といいは、といいは、といいいは、といいいは、といいいいいは、といいは、といいいいは、といいいいは、といいは、といいいは、といいいは、といいは、といいいは、といいいは、といいいいは、といいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいいは、といいは、といいいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいは、といいいいは、と

める場所 前二号に掲げる場合以外の場合 政令で定

#### (納税地の指定)

第二十三条 前三条の規定による納税地が個人事の業者又は法人の行う資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長(政令で定める場合には、その納税地を所轄する。次項において同じ。)は、これらの規定にかかわらず、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定することができる。

(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申書面によりその旨を通知する。 及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定し及び特定仕入れに係る消費税の納税地を指定しるの場所をは、前項の規定により資産の譲渡等

からその取消しの時までの間に、その取消しのは、その取消しの対象となつた処分のあつた時しがあつた場合においても、その処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しがあつた場合においての裁決又は判決により、前は審査請求についての裁決又は判決により、前第二十四条 再調査の請求についての決定若しく

力に影響を及ぼさないものとする。(その取消しの対象となつた処分を除く。)の効びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並納税地としてその消費税に関してされた申告、納税地としてその消費税に関してされた申告、対象となつた納税地をその処分に係る事業者の対象となつた納税地をその処分に係る事業者の対象となつた納税地をその処分に係る事業者の対象となつた納税地をその処分に係る事業者の対象となった納税地をその処分に係る事業者の対象となった。

(法人の納税地の異動の届出) 第二十五条 法人は、その資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地に異動があつた場 異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によ 異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によ りその旨を届け出なければならない。 (外国貨物に係る納税地の異動の届出)

した場合等の納税地)

する。 
おの譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規第二十七条 第八条第三項本文の規定に該当する

2 第八条第五項本文又は第六項の規定に該当す (同条第四項ただし書の承認があつた場合には、(同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時) における当該譲渡に係る消費税の納税地は、これらは譲受けびあつた時

## (課税標準) 第二章 課税標準及び税率

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課第二十八条 課税資産の譲渡等の対価の額とみなの額として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益き消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。ただし、法人が資産を第四て同じ。)とする。ただし、法人が資産を第四て同じ。)とする。ただし、法人が資産を第四で同じ。)とする。ただし、法人が資産を第四で制定する当該資産の価額に出し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなる当該資産の価額に出する金額をその対価の額とみなる当該資産の価額に出する金額をその対価の額とみなの価額に相当する金額をその対価の額とみなの価額に相当する金額をその対価の額とみなり、

- なす。 のについては、次の各号に掲げる行為の区分にのについては、次の各号に掲げる行為の区分にのについては、次の各号に掲げる行為の区分に3 第四条第五項各号に掲げる行為に該当するも
- 相当する金額 第四条第五項第一号に掲げる消費又は使用した資産の価額に相当する金額 し、又は使用した資産の価額に相当する金額 し、又は使用した資産の価額に相当する金額 所 当該消費又は使用の時における当該消費 解四条第五項第一号に掲げる消費又は使
- 保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき関税定は避びに準じて算出した価格に当該課税貨物の保税ら第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規ら第四条の九まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格に当該課税貨物の保税に国税通則法第二条第三号(定義)に規定する(国税通則法第二条第三号(定義)に規定する(国税通則法第二条第三号(定義)に規定する額を除く。)の額(附帯税の額に相当する額を除く。)の額、当該課税貨物につき関税定とする。
- (4.5)
  に関し必要な事項は、政令で定める。
  と関し必要な事項は、政令で定める。
  を関しが現に規定する課税標準の額の計算の細目の第三項に定めるもののほか、第一項、第二項
- 医分に応じ当該各号に定める率とする。 第二十九条 消費税の税率は、次の各号に掲げる
- 物を除く。) 百分の七・八から引き取られる課税貨物(軽減対象課税貨液等を除く。)、特定課税仕入れ及び保税地域渡等を除く。)、特定課税仕入れ及び保税地域
- 第三章 税額控除等

六・二四

ら引き取られる軽減対象課税貨物

百分の

軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域

(仕入れに係る消費税額の控除)

及び第三十二条から第三十六条までにおいて同な 課税仕入れに該当するものを除く。以下この条の消費税を納める義務が免除される事業者を除り り消費税を納める義務が免除される事業者を除い の 第三十条 事業者 (第九条第一項本文の規定によ

帯税の額に相当する額を除く。次項において同 につき課された又は課されるべき消費税額(附 されるものを除く。以下この章において同じ。) 以下この章において同じ。)及び当該課税期間 に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。 税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額 国内において行つた特定課税仕入れに係る消費 以下この章において同じ。)、当該課税期間中に 令で定めるところにより計算した金額をいう。 記載事項を基礎として計算した金額その他の政 簡易請求書をいう。第九項において同じ。)の請求書(第五十七条の四第二項に規定する適格 をいう。第九項において同じ。)又は適格簡易 消費税額(当該課税仕入れに係る適格請求書 期間中に国内において行つた課税仕入れに係る に対する消費税額」という。)から、当該課税 る消費税額(以下この章において「課税標準額 する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げ げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属 ら引き取る課税貨物については、次の各号に掲 じ。) 若しくは特定課税仕入れ又は保税地域か における保税地域からの引取りに係る課税貨物 (第五十七条の四第一項に規定する適格請求書 (他の法律又は条約の規定により消費税が免除 じ。) の合計額を控除する。

該課税仕入れを行つた日 国内において課税仕入れを行つた場合 当

国内において特定課税仕入れを行つた場 当該特定課税仕入れを行つた日

物」という。)を引き取つた日 課税貨物(第六項において「一般申告課税貨 よる申告書を提出した場合 当該申告に係る 項の場合を除く。)又は同条第二項の規定に 十七条第一項の規定による申告書(同条第三 保税地域から引き取る課税貨物につき第四 3

申告書を提出した場合(当該特例申告書に記』 保税地域から引き取る課税貨物につき特例 載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号 する決定」という。)の通知を受けた日 は当該申告に係る決定(以下「特例申告に関 以下同じ。) 当該特例申告書を提出した日又 この号において同じ。)があつた場合を含む。 五条(決定)の規定による決定をいう。以下 に掲げる金額につき決定(国税通則法第二十

又は当該課税期間における課税売上割合が百分 間における課税売上高が五億円を超えるとき、 前項の場合において、同項に規定する課税期

> た又は課されるべき消費税額(以下この章にお 地域からの引取りに係る課税貨物につき課され 仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税 控除する課税仕入れに係る消費税額、特定課税 の九十五に満たないときは、同項の規定により げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法に 額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲 いて「課税仕入れ等の税額」という。)の合計 より計算した金額とする。

他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するの資産の譲渡等(以下この号において「その らかにされている場合 イに掲げる金額に口譲渡等に共通して要するものにその区分が明 に掲げる金額を加算する方法 もの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の 等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外 取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡 間における前項に規定する保税地域からの引 仕入れ及び特定課税仕入れ並びに当該課税期 当該課税期間中に国内において行つた課税

税仕入れ等の税額の合計額 れ、特定課税仕入れ及び課税貨物に係る課- 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入

等に共通して要する課税仕入れ、特定課税 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡 税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算 仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の した金額

税売上割合を乗じて計算する方法 間における課税仕入れ等の税額の合計額に課 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期

る課税売上割合に準ずる割合(当該割合が当該掲げる金額の計算の基礎となる同号ロに規定す 項第一号の規定にかかわらず、同号ロに掲げる属する課税期間以後の課税期間については、前 割合。以下この項において同じ。)で次に掲げ る場合には、当該区分して算出したそれぞれの 事業者の営む事業の種類の異なるごと又は当該 以後の課税期間については、この限りでない 記載した届出書を提出した日の属する課税期間 合を用いて計算することをやめようとする旨を を用いて計算した金額とする。ただし、当該割 金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合 該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の る要件の全てに該当するものがあるときは、当 種類の異なるごとに区分して算出したものであ 事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の 前項第一号に掲げる場合において、 同号口に

であること。

4 とができる。 れる課税仕入れ等の税額の合計額を計算するこ は、同項の規定にかかわらず、当該課税期間中 に定める方法により第一項の規定により控除さ つき、同号に定める方法に代え、第二項第二号 定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に 仕入れ並びに当該課税期間における第一項に規 に国内において行つた課税仕入れ及び特定課税 第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者

5 期間の初日から同日以後二年を経過する日まで 号に定める方法により計算することとした事業 できないものとする。 項第一号に定める方法により計算することは、 継続して適用した後の課税期間でなければ、同 の間に開始する各課税期間において当該方法を 者は、当該方法により計算することとした課税 第二項又は前項の場合において、第二項第二

6 等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡 における課税売上高とは、当該事業者が当該課る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係 域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地 対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額(対 当該課税期間の月数 税期間が一年に満たない場合には、当該残額を 額をいう。)の合計額を控除した残額(当該課 対価の返還等の金額から同項に規定する売上げ 益の額をいう。)をいい、同項に規定する保税 は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利 価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又 税抜対価の返還等の金額(当該課税期間中に行 合計額から当該課税期間における売上げに係る 価の額をいう。以下この項において同じ。)の つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る 第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払 -八分の百を乗じて算出した金額を控除した金 1係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七 (当該月数は、 暦に従つて

の費用の種類に応じ合理的に算定されるもの は当該事業に係る販売費、一般管理費その他 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又

計算し、一月に満たない端数を生じたときは、

二 当該割合を用いて前項第一号ロに掲げる金 する税務署長の承認を受けたものであるこ 額を計算することにつき、その納税地を所轄

した場合は、この限りでない。 ができなかつたことを当該事業者において証明 やむを得ない事情により、当該保存をすること 仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額 合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税 の他の政令で定める場合における当該課税仕入 場合、特定課税仕入れに係るものである場合そ 税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課 るところにより計算した割合をいう。 価の額の合計額の占める割合として政令で定め 額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間 産の譲渡等に該当するものを除く。) の対価の じて計算した金額)をいい、第二項に規定する これを一月とする。)で除し、これに十二を乗 れ等の税額については、帳簿)を保存しない場 等(請求書等の交付を受けることが困難である 中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対 中に国内において行つた資産の譲渡等(特定資 については、適用しない。ただし、災害その他 課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間

前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿を

のである場合には、次に掲げる事項が記載さ れているもの 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るも

課税仕入れを行つた年月日 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

の譲渡等に係るものである旨) 合には、資産の内容及び軽減対象課税資産 対象課税資産の譲渡等に係るものである場 (当該課税仕入れが他の者から受けた軽減 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

るべき地方消費税額(これらの税額に係る 及び当該消費税額を課税標準として課され を提供する事業者に課されるべき消費税額 税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは 権利その他経済的な利益の額とし、当該課 税仕入れの対価として支払い、又は支払う する額がある場合には、当該相当する額を 附帯税の額に相当する額を除く。) に相当 貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務 べき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは 課税仕入れに係る支払対価の額(当該 第三十二条第一項において同じ。)

十七条の六第一項本文の規定の適用を受ける

ロ 特定課税仕入れを行つた年月日イ 特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

支払対価の額 第一項に規定する特定課税仕入れに係る 特定課税仕入れの内容

れているもの 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保 課税仕入れ等の税額が第一項に規定する保 コー 特定課税仕入れに係るものである旨 ホー特定課税仕入れに係るものである旨

は、保証がありです。 は、保証がありです。 は、保証がありです。 は、保税地域から引き取つた年月日は、保税地域から引き取つた年月日は、保税貨物につき特例申告書を提出した日、課税貨物を保税地域から引き取つた年月 に 課税貨物を保税地域から引き取つた年月

・課税貨物の内容

第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる方消費税額(これらの税額に係る附帯税の方消費税額(これらの税額に係る附帯税の課税負物の引取りに係る消費税額及び地へ)

見臣こより肖貴弟がも余されるよりと余く。 現立る法律第二条第一項その他の法律又は条約の一項、第八条第一項その他の法律又は条約の磁的記録をいう。第二号において同じ。)をい酸的記録をいう。第二号において同じ。)をい成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に書類及び電磁的記録(電子計算機を使用して作書類及び電磁的記録(電子計算機を使用して作書類及び電磁的記録(電子計算機を使用して作

規定により消費税が免除されるものを除く。 規定により消費税が免除されるものを除く。 財産 10 を行う他の事業者(適格請求書発行事業者に交付する適格 請求書又は適格簡易請求書 10 が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する適格 10 事業者が、第五十七条の四第五項の規定により消費税が免除されるものを除く。 規定により消費税が免除されるものを除く。 対策を持続 10 を行う他の 大きない 第三十二 10 を行う他の 大きない 第三十二 10 を行う他の 大きない 第三十二 10 を行う他の 大きない 第二十二 10 を行う他の 大きない 第三十二 10 を行う他の 大きない 10 を行う他の 10 を持ちない 10 を行う他の 10 を行うを行うといる 10 を行う他の 10 を行うといる 10 を行うを行うといる 10 を行うといる 10 を行うというといる 10 を行うといる 10 を行うといる 10 を行うとい

事業者が、第五十七条の四第一項ただし書又は第五り当該課税資産の譲渡等にうき当該事業者に交付すべき適格請求書又は適格簡易請求書に代えて提供する電磁的記録 音楽者がその行つた課税仕入れ(他の事業者が行う課税資産の譲渡等につき当該事業者に限るものとし、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に限るものとし、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に限るものとし、当該課税資産の関策等につき当該事業者に、第五十七条の四第五項の規定により当該課税資産の関係である。

国 などがごとの方のこまだといいで見ず場でにいている事項が記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。) (当該書で定める事項が記載されているもの(当該書で定める事項が記載されているものの政令は入計算書その他これらに類する書類で課税ものを除く。)につき作成する仕入明細書、ものを除く。)につき作成する仕入明細書、

税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入においてせり売又は入札の方法により行われにおいてせり売又は入札の方法に係る業務を行う者を介して行われる課税仕入れとして政行う者を介して行われる課税仕入れとして政行する。)につき当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受けは取次ぎに係る業務を行う者から交付を受ける請求書、納品書その他これらに類する書類で政令で定めるものに限る。)につき当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受ける当該媒介又は関長から交付を受ける当該媒介又は関長から交付を受ける当該課税仕入れ(卸売市場)

五 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可(関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可(関税法第六十七条(輸出又は輸入の計可)に規定する輸入の許可をいう。)があったことを証する輪入の許可をいる事業者が対した所轄する職人の計画を取る事業者が

例申告に関する決定の通知を受けた日) 年月日及び特例申告書を提出した日又は特域から引き取ることができることとなつたき特例申告書を提出した場合には、保税地できることとなつた年月日(課税貨物につごきることとなった年月日(課税貨物につごま税貨物を保税地域から引き取ることが 課税貨物を保税地域から引き取ることが

ハ課税貨物の内容

消費税額 金額並びに引取りに係る消費税額及び地方金額並びに引取りに係る消費税の課税標準である

名称 - 書類の交付を受ける事業者の氏名又は

は、第一項の規定は、事業者が国内において行う。)を保存しない場合には、当該保存がないの表第二第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に関連をである。以下この項において同じ。)以外の建物でおいて「居住用賃貸建物」という。)に係る課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金であまれて、「居住用賃貸建物」という。)に係る課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。)の相手方の本人確認書類(住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいる場合に限る。)の相手方の本人確認書類(住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいる場合に限る。第二項の規定は、事業者が国内において行うの。)を保存しない場合には、当該保存がない。第一項の規定は、事業者が国内において行うの。

りでない。

りでない。

ない。ただし、災害その他やむを得ない事情にない。ただし、災害その他やむを得ない事情にない。ただし、災害者の他やむを得ない事情にない。ただし、災害者の他やむを得ない事情にない。

13 第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税額については、適用しない。なれた物品に係るものである場合(当該課税仕入れで係る消費税額については、適用しないで保税地域から引き取られた課税位で保税地域から引き取られた課税貨納付しないで保税地域から引き取られた課税貨が会際であるに係る消費税額については、適用しない。当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を

13 第七項に規定する帳簿の規定の適用に関し必要する事項その他前各項の規定の適用に関し必要する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項に規定する帳簿の記載事項の特例、当

係る消費税額の控除の特例)

第三十一条 事業者が国内において第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされる資産の譲渡等(以下この項において「非課税資産の譲渡等」という。)のうち第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等(以下この項及び次項において「輸出取引等」という。)に該当するものを行つた場合において、当該非課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該非課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

2 事業者が、国内以外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場所務省令で定めるところにより証明がされたとは、当該資産の輸出のうち当該証明がされたとものは、課税資産の輸出のうち当該証明がされたとものは、課税資産の輸出のため、資産を輸出した場方のは、関係では、国内以外の地域における資産の譲

3 前二項の場合における前条第二項に規定する 前二項の場合における前条第二項に規定の場所に関し必要な事項は、政令で定める。 正規 できるの計算の方法その他同条の規定の

|第三十二条 | 事業者が、国内において行つた課税

仕入れ(第三十条第一項の規定の適用を受けた

等を受けた日の属する課税期間における課税仕 若しくは割戻しを受けたことにより、当該課 号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還 係る対価の返還等」という。)を受けた場合に は一部の減額(以下この条において「仕入れに 額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しく 若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価 下この項において同じ。)の全部若しくは一部特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以 税仕入れに係る支払対価の額(同項に規定する 仕入れに係る支払対価の額若しくは当該特定課 特定課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き ものに限る。以下この条において同じ。)又は は、同項の規定を含む。)の規定を適用する。 入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の 入れに係る消費税額」という。)の計算につ等の税額の合計額(以下この章において「仕 項(同条第二項の規定の適用がある場合に き同条第二項の規定の適用がない場合 当該 条第一項の規定により控除される課税仕入れ 当該事業者の当該課税期間における第三十

一 当該事業者の当該課税期間における第三十条第一項の規定により控除される課税仕入れに係る消費税額」という。)の計算につ入れに係る消費税額」という。)の計算につき同条第二項の規定の適用がない場合 当該課税出入れに係る消費税額」という。)の計算につきに無税期間における課税仕入れ等の税額の合計額における課税仕入れに係る支払対価の額につき返還等が他の者から受けた金額というの護護等が他の者から受けた金額とで算出した金額を受けた金額又は当該減額を受けた食務の額に百分の七・八(当該社入れに係る対価のである場合には、百八分の決・二四)を乗じて算出した金額及び当該等が他の者から受けた金額という。以下この項及び次項において同じ。)のう。以下この項及び次項において同じ。)のう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額を控除した残額

イ 第三十条第二頁第一号イこ掲げる金額い額に口に掲げる金額を加算した金額める方法により計算する場合 イに掲げる金に係る消費税額を第三十条第二項第一号に定一 当該事業者が当該課税期間における仕入れ

額の合計額を控除した残額 れにつき当該課税期間において仕入れに係ら課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入ら課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入の場所である。

ら課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額か

第四項第二号ロにおいて同じ。)を控除し る承認に係る割合を用いて計算した金額 規定の適用がある場合には、同項に規定す を乗じて計算した金額(同条第三項本文の 条第二項第一号ロに規定する課税売上割合 を受けた金額に係る消費税額の合計額に同 税期間において仕入れに係る対価の返還等 を に共通して要する課税仕入れにつき当該課 いう。第四項第二号ロにおいて同じ。) (同号に規定するその他の資産の譲渡等

係る消費税額の合計額に課税売上割合を乗じ 乗じて計算した金額から当該課税期間におい する課税売上割合(以下この号及び第四項第る課税仕入れ等の税額の合計額に同号に規定 める方法により計算する場合 同号に規定す て計算した金額を控除した残額 て仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に 三号において「課税売上割合」という。) に係る消費税額を第三十条第二項第二号に定 当該事業者が当該課税期間における仕入れ を

税期間における課税仕入れ等の税額の合計額か入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課 額に加算する。 より当該課税期間の課税標準額に対する消費税 係る消費税額とみなして政令で定めるところに 当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に ら控除して控除しきれない金額があるときは、 を受けた金額に係る消費税額の合計額を当該仕 前項の規定により仕入れに係る対価の返還等

受けた場合には、その相続人が行つた課税仕入 課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を 定を適用する。 の返還等を受けたものとみなして、 れ又は特定課税仕入れにつき仕入れに係る対価 が被相続人により行われた課税仕入れ又は特定 相続により被相続人の事業を承継した相続人 前二項の規

の引取りに係る課税貨物をいう。以下この条及貨物(第三十条第一項に規定する保税地域から 第一項(同条第二項の規定の適用がある場合に 仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条還付を受ける日の属する課税期間における課税 場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該 り、還付を受ける場合には、次の各号に掲げる の全部又は一部につき、他の法律の規定によ び第三十六条において同じ。)に係る消費税額 事業者が、保税地域からの引取りに係る課税 同項の規定を含む。)の規定を適用する。 5 算する。

いて同じ。) の合計額を控除した残額 税の額に相当する額を除く。以下この条にお 税期間において還付を受ける消費税額(附帯 域からの引取りに係る課税貨物につき当該課 る場合には、同号に定める残額)から保税地 期間において第一項第一号の規定の適用があ ける課税仕入れ等の税額の合計額(当該課税 の規定の適用がない場合 当該課税期間にお に係る消費税額の計算につき第三十条第二項 当該事業者の当該課税期間における仕入れ

額に口に掲げる金額を加算した金額 める方法により計算する場合 イに掲げる金 に係る消費税額を第三十条第二項第一号に定 当該事業者が当該課税期間における仕入れ

る残額)から課税資産の譲渡等にのみ要す 規定の適用がある場合には、同号イに掲げ 付を受ける消費税額の合計額を控除した る課税貨物につき当該課税期間において還 (当該課税期間において第一項第二号イの第三十条第二項第一号イに掲げる金額

規定の適用がある場合には、同号ロに掲げ 定する課税売上割合を乗じて計算した金額 費税額の合計額に同条第二項第一号ロに規 資産の譲渡等に共通して要する課税貨物に る残額)から課税資産の譲渡等とその他の を控除した残額 つき当該課税期間において還付を受ける消 (当該課税期間において第一項第二号ロの 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額 8

当該課税期間において還付を受ける消費税額 合を乗じて計算した金額(当該課税期間にお た金額を控除した残額 の合計額に当該課税売上割合を乗じて計算し は、同号に定める残額)から課税貨物につき いて第一項第三号の規定の適用がある場合に る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割 める方法により計算する場合 同号に規定す に係る消費税額を第三十条第二項第二号に定 当該事業者が当該課税期間における仕入れ

における課税仕入れ等の税額の合計額から控除合計額を当該還付を受ける日の属する課税期間 該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加 費税額とみなして政令で定めるところにより当 除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消 して控除しきれない金額があるときは、当該控 **!項の規定により、還付を受ける消費税額の** 

7 6 には、その相続人による保税地域からの引取り き、他の法律の規定により、還付を受ける場合 課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につ が被相続人による保税地域からの引取りに係る 規定を適用する。 につき還付を受けるものとみなして、前二項の に係る課税貨物に係る消費税額の全部又は一部 相続により被相続人の事業を承継した相続人

場合について、それぞれ準用する。 対価の返還等を受けた場合又は分割により事業 継法人が分割法人による保税地域からの引取り ける場合又は分割により事業を承継した分割承 取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受 れた課税仕入れ若しくは特定課税仕入れにつき を承継した分割承継法人が分割法人により行わ れ若しくは特定課税仕入れにつき仕入れに係る 合併法人が被合併法人により行われた課税仕入 に係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける 合併法人が被合併法人による保税地域からの引 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合につい て、前項の規定は、合併により事業を承継した 第三項の規定は、合併により事業を承継した

おいて同じ。)に対して著しく増加した場合と定する承認に係る割合。以下この項及び次項に

本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規

して政令で定める場合に該当するときは第二号

象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調 返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の細 目に関し必要な事項は、政令で定める。 (課税売上割合が著しく変動した場合の調整対 第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の

第三十三条 事業者 (第九条第一項本文の規定に 税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は除く。)が国内において調整対象固定資産の課 定により消費税を納める義務が免除される者を とし、これらの者のうち第九条第一項本文の規 事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承 む。)において、当該事業者(相続により当該 税仕入れ等の税額の全額が控除された場合を含 項の規定により当該調整対象固定資産に係る課 仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れ は特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税 域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しく 調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地 より消費税を納める義務が免除される事業者を 除く。以下この項において同じ。)が第三年度 合併法人及び分割により当該調整対象固定資産 継した相続人、合併により当該事業を承継した に係る消費税額を計算した場合(第三十条第一 に係る事業を承継した分割承継法人を含むもの

三十五条において同じ。)の属する課税期間を 税貨物につき特例申告書を提出した場合には、 (当該仕入れ等の課税期間において同条第三項おける第三十条第二項に規定する課税売上割合 する決定の通知を受けた日。次条第一項及び第 当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関 取りの日(当該調整対象固定資産に該当する課 くは特定課税仕入れの日又は保税地域からの引 おける通算課税売上割合が仕入れ等の課税期 産を有しており、かつ、第三年度の課税期間 の課税期間の末日において当該調整対象固定資 いう。以下この項及び次項において同じ。) (当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若 に

額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間る。この場合において、当該加算をした後の金 課税期間の仕入れに係る消費税額から控除 計額から第二号に掲げる合計額を控除した金額 割合に対して著しく減少した場合として政令で 除した金額に相当する消費税額をその者の当該に掲げる合計額から第一号に掲げる合計額を控 定める場合に該当するときは第一号に掲げる合 加算し、当該通算課税売上割合が当該課税売上 第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に に相当する消費税額をその者の当該第三年度 における仕入れに係る消費税額とみなす。 0)

が控除された場合には、調整対象基準税額の象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額 消費税額の合計額(仕入れ等の課税期間にお項に規定する課税売上割合を乗じて計算した おいて「調整対象基準税額」という。)に当相当する額を除く。)(以下この号及び次号に 該仕入れ等の課税期間における第三十条第二 ある課税貨物に係る消費税額(附帯税の額に 入れに係る消費税額若しくは特定課税仕入れ いて同条第一項の規定により当該保有調整対 に係る消費税額又は保有調整対象固定資産で 当該調整対象固定資産(以下この号において 「保有調整対象固定資産」という。)の課税仕 第三年度の課税期間の末日において有する

一 調整対象基準税額に通算課税売上割合を乗 前項に規定する比例配分法とは、 じて計算した消費税額の合計額

2 二項第一号ロに規定する課税売上割合 (以下こ

費税額を同日の属する課税期間における仕入れ のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消

しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地

る消費税額を当該事業者の当該第三年度の課税

期間の仕入れに係る消費税額に加算する。

この

政令で定めるところにより通算した課税売上割 税期間において適用されるべき課税売上割合を の課税期間から第三年度の課税期間までの各課 項に規定する通算課税売上割合とは、仕入れ等 三年を経過する日の属する課税期間をいい、同 期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から る方法をいい、前項に規定する第三年度の課税 じて計算する方法又は同条第二項第二号に定め の項において「課税売上割合」という。)を乗

対する消費税額に加算する。 なして当該第三年度の課税期間の課税標準額に い金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみ きれない金額があるときは、当該控除しきれな 間の仕入れに係る消費税額から控除して控除し 額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期 額から同項第二号に掲げる合計額を控除した金 第一項の規定により同項第一号に掲げる合計 2

に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調 (課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用

第三十四条 事業者 (第九条第一項本文の規定に 該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間 産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当 の日から三年以内に同号に規定するその他の資 課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取り 定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定 務が免除される者を除く。)が当該調整対象固 九条第一項本文の規定により消費税を納める義 承継法人を含むものとし、これらの者のうち第 該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割 当該事業を承継した合併法人及び分割により当 資産に係る事業を承継した相続人、合併により る消費税額を計算した場合において、当該事業 産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れに係 対象税額」という。)につき第三十条第二項第 税仕入れ等の税額(以下この項において「調整 くは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課 地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若し は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税 課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又 除く。)が、国内において調整対象固定資産の より消費税を納める義務が免除される事業者を 号に定める方法により同号に規定する課税資 (相続により当該事業者の当該調整対象固定

> おける仕入れに係る消費税額とみなす。 に係る消費税額から控除する。この場合におい て、当該控除をした後の金額を当該課税期間に

- する日までの期間 の引取りの日からこれらの日以後一年を経過 固定資産に該当する課税貨物の保税地域から しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若 調整対象税額に相当する
- 額の三分の二に相当する消費税額後一年を経過する日までの期間 調整対象税 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以
- 額の三分の一に相当する消費税額 後一年を経過する日までの期間 調整対象税 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以
- 属する課税期間の課税標準額に対する消費税額 除して控除しきれない金額があるときは、当該 を同項に規定する業務の用に供した日の属する 控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る 課税期間における仕入れに係る消費税額から控 に加算する。 消費税額とみなして当該業務の用に供した日の 前項の規定により同項各号に定める消費税額

に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調 (非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用

第三十五条 事業者 (第九条第一項本文の規定に 課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又除く。)が、国内において調整対象固定資産の より消費税を納める義務が免除される事業者を 当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若 費税を納める義務が免除される者を除く。)が らの者のうち第九条第一項本文の規定により消 を承継した分割承継法人を含むものとし、これ び分割により当該調整対象固定資産に係る事業 調整対象固定資産に係る事業を承継した相続 の資産の譲渡等にのみ要するものとして仕入れ 対象税額」という。)につき第三十条第二項第 税仕入れ等の税額(以下この条において「調整 くは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課 地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若し は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税 に係る消費税額がないこととした場合におい て、当該事業者(相続により当該事業者の当該 一号に定める方法により同号に規定するその他 人、合併により当該事業を承継した合併法人及

> 域からの引取りの日から三年以内に同号に規定 税期間における仕入れに係る消費税額とみな 合において、当該加算をした後の金額を当該課 ける仕入れに係る消費税額に加算する。この場 掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号 する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供した に定める消費税額を同日の属する課税期間にお ときは、当該業務の用に供した日が次の各号に

- 固定資産に該当する課税貨物の保税地域から する日までの期間 の引取りの日からこれらの日以後一年を経過 しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若 調整対象税額に相当する
- 後一年を経過する日までの期間 額の三分の二に相当する消費税額 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以
- 額の三分の一に相当する消費税額 後一年を経過する日までの期間 調整対象税 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以

第三十五条の二 事業者 (第九条第一項本文の規 る者を除く。以下この項において同じ。)が第文の規定により消費税を納める義務が免除され う。) に別表第二第十三号に掲げる住宅の貸付 間(次項及び第三項において「調整期間」とい 物の全部又は一部を当該居住用賃貸建物の仕入 貸建物を有しており、かつ、当該居住用賃貸建 三年度の課税期間の末日において当該居住用賃 貸建物に係る事業を承継した分割承継法人を含 事業を承継した相続人、合併により当該事業を 入れ等の税額について第三十条第十項の規定の 者を除く。)が、居住用賃貸建物に係る課税仕 れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの むものとし、これらの者のうち第九条第一項本 承継した合併法人及び分割により当該居住用賃 により当該事業者の当該居住用賃貸建物に係る 適用を受けた場合において、当該事業者(相続 定により消費税を納める義務が免除される事業 の仕入れに係る消費税額の調整) )以外の貸付けの用(第三項において「課税賃

2 場合において、当該加算をした後の金額を当該

- 調整対象税
- 、居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等

貸用」という。)に供したときは、当該有して に課税賃貸割合を乗じて計算した金額に相当す いる居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額

課税期間における仕入れに係る消費税額とみな

- る仕入れに係る消費税額とみなす。 当該加算をした後の金額を当該課税期間におけ 係る消費税額に加算する。この場合において、 該事業者の当該譲渡をした課税期間の仕入れに 物に係る課税仕入れ等の税額に課税譲渡等割合 第五項の規定により資産の譲渡とみなされる場 建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡 り消費税を納める義務が免除される者を除く。 これらの者のうち第九条第一項本文の規定によ 場合において、当該事業者(相続により当該事 税を納める義務が免除される事業者を除く。) を乗じて計算した金額に相当する消費税額を当 合を含む。)は、当該譲渡をした居住用賃貸建 以下この項において同じ。)が当該居住用賃貸 事業を承継した分割承継法人を含むものとし、 た相続人、合併により当該事業を承継した合併 が、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額 したとき(当該居住用賃貸建物について第四条 法人及び分割により当該居住用賃貸建物に係る 業者の当該居住用賃貸建物に係る事業を承継し について第三十条第十項の規定の適用を受けた 事業者(第九条第一項本文の規定により消費
- 3 価の額の合計額の占める割合として政令で定め 者が調整期間に行つた当該居住用賃貸建物の貸項において同じ。)の合計額のうちに当該事業 条第一項に規定する対価の額をいう。以下この 同項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日 ら当該居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日 項に規定する居住用賃貸建物の仕入れ等の日 るところにより計算した割合をいい、前項に規 付け(課税賃貸用に供したものに限る。)の 居住用賃貸建物の貸付けの対価の額(第二十八 割合とは、当該事業者が調整期間に行つた当該 建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完 高額特定資産である場合にあつては、当該自己 建物が第十二条の四第一項に規定する自己建 用賃貸建物の課税仕入れの日(当該居住用賃貸 居住用賃貸建物の仕入れ等の日とは、当該居住 る日の属する課税期間をいい、同項に規定する の属する課税期間の開始の日から三年を経過す での間 定する課税譲渡等割合とは、当該事業者が第一 了した日)をいい、第一項に規定する課税賃貸 第一項に規定する第三年度の課税期間とは、 (以下この項において「課税譲渡等調整 設

て政令で定めるところにより計算した割合をい 物の譲渡の対価の額の合計額の占める割合とし 計額及び当該事業者が行つた当該居住用賃貸建 賃貸用に供したものに限る。)の対価の額の合 間に行つた当該居住用賃貸建物の貸付け(課税 合計額のうちに当該事業者が課税譲渡等調整期 行つた当該居住用賃貸建物の譲渡の対価の額の の貸付けの対価の額の合計額及び当該事業者が 期間」という。)に行つた当該居住用賃貸建物 3

定の適用その他これらの規定の適用に関し必要 な事項は、政令で定める。 の規定の適用を受ける場合における前三項の規居住用賃貸建物について第十二条の四第二項

等の棚卸資産に係る消費税額の調整 (納税義務の免除を受けないこととなつた場合

の棚卸資産を原材料として製作され、又は建設 る課税貨物で棚卸資産に該当するもの(これら は当該期間における保税地域からの引取りに係 おいて譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又 を納める義務が免除されていた期間中に国内に けないこととなつた日)の前日において消費税 適用を受けないこととなつた場合には、その受 第五項の規定により第九条第一項本文の規定の 規定の適用を受けないこととなつた場合におい 税を納める義務が免除される事業者が、同項の て、その受けないこととなつた課税期間の初日 (第十条第一項、第十一条第一項又は第十二条 第九条第一項本文の規定により消費 4

された棚卸資産を含む。以下この条において同 5 個人事業者又は法人について準用する。 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける

係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額 じ。)を有しているときは、当該課税仕入れに

(当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要し

期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎とな る課税仕入れ等の税額に含まれないものとす を含む。)の規定の適用については、当該課税 物に係る消費税額は、第三十条第一項(同条第 当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨 棚卸資産に該当するものを有しているときは、 おける保税地域からの引取りに係る課税貨物で 課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税期間に の属する課税期間中に国内において譲り受けた なつた課税期間の初日の前日において当該前日 合において、同項の規定の適用を受けることと 費税を納める義務が免除されることとなつた場 二項の規定の適用がある場合には、同項の規定 事業者が、第九条第一項本文の規定により消

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の

第三十七条 事業者 (第九条第一項本文の規定に より消費税を納める義務が免除される事業者及

該保存のない棚卸資産又は課税貨物について 明細を記録した書類を保存しない場合には、当

適用しない。ただし、災害その他やむを得

により同項に規定する棚卸資産又は課税貨物の

前項の規定は、事業者が政令で定めるところ

となる課税仕入れ等の税額とみなす。 課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎 において同じ。)をその受けないこととなつた 乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項 税貨物である場合には、百八分の六・二四)を ものである場合又は当該課税貨物が軽減対象課 者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る 七・八(当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の た費用の額として政令で定める金額に百十分の

> ない事情により当該保存をすることができなか つたことを当該事業者において証明した場合

課税仕入れ等の税額とみなす。 間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる 引き継いだときは、当該課税仕入れに係る棚卸 りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するものを 免除される法人に限る。)の事業を承継した場 消費税を納める義務が免除される事業者を除 は合併若しくは分割があつた日の属する課税期 継ぎを受けた個人事業者又は法人の当該相続又 資産又は当該課税貨物に係る消費税額を当該引 資産又は当該期間における保税地域からの引取 国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸 消費税を納める義務が免除されていた期間中に 該被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が 合若しくは分割により分割法人(同項本文の規 項本文の規定により消費税を納める義務が免除 く。)が相続により被相続人(同項本文の規定 に限る。)の事業を承継した場合において、当 定により消費税を納める義務が免除される法人 (同項本文の規定により消費税を納める義務が される法人を除く。)が合併により被合併法人 に限る。)の事業を承継した場合又は法人(同 により消費税を納める義務が免除される事業者 個人事業者(第九条第一項本文の規定により

税額とみなす。

法律又は条約の規定により消費税が免除され 渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲 る割合を勘案して政令で定める率を乗じて計 税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占め 該事業における課税資産の譲渡等に係る消費 営む事業者にあつては、当該残額に、政令で る金額(卸売業その他の政令で定める事業を に係る対価の返還等の金額に係る消費税額のにおける第三十八条第一項に規定する売上げ の合計額に対する消費税額から当該課税期間 るものを除く。)に係る課税標準である金額 定めるところにより当該事業の種類ごとに当 合計額を控除した残額の百分の六十に相当す

一 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入 る消費税額から当該課税期間における第三十 れに係る課税標準である金額の合計額に対す 八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに

びその課税期間の初日において所得税法第二条 間その他の政令で定める課税期間である場合に る課税期間が事業を開始した日の属する課税期 の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属す 条第一項において「分割等に係る課税期間」と る課税期間(第十二条第一項に規定する分割等 条第一項において同じ。)が五千万円以下であ 地を所轄する税務署長にその基準期間における を有しない国外事業者を除く。)が、その納税 第十二号の十九(定義)に規定する恒久的施設 第一項第八号の四(定義)又は法人税法第二条 は、当該課税期間)以後の課税期間(その基準 は、当該届出書を提出した日の属する課税期間 を受ける旨を記載した届出書を提出した場合に いう。)を除く。)についてこの項の規定の適用 における課税売上高をいう。以下この項及び次 課税売上高(第九条第一項に規定する基準期間 人の政令で定める課税期間(以下この項及び次 に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法 2

額とする。この場合において、当該金額の合計らの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計 額は、当該課税期間における仕入れに係る消費 ができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これ 期間における課税売上高が五千万円を超える課 課税標準額に対する消費税額から控除すること 税期間及び分割等に係る課税期間を除く。)に ついては、第三十条から前条までの規定により 3

> 係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税 額の合計額を控除した残額

税額の合計額を控除して控除しきれない金額が 定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計 に加算する。 額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなし 額」という。)があるときは、当該控除未済金 ない金額(以下この項において「控除未済金 あり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第 れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費 第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入 額に対する消費税額から当該課税期間における て当該課税期間の課税標準額に対する消費税額 一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれ 前項第二号の規定により、当該課税期間の特

事業者が事業を開始した日の属する課税期間そ 出書を提出することができない。ただし、当該 当該各号に定める期間は、同項の規定による届 適用を受けようとする場合に当該届出書を提出 の他の政令で定める課税期間から同項の規定の するときは、この限りでない。 第一項の規定の適用を受けようとする事業者 受ける者である場合 同項に規定する調整対 当該事業者が第九条第七項の規定の適用を 次の各号に掲げる場合に該当するときは、

象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間 る課税期間の初日の前日までの期間 の初日から同日以後三年を経過する日の属す

一当該事業者が第十二条の二第二項の新設法 後三年を経過する日の属する課税期間の初日 の前日までの期間 する場合を含む。以下この号において同じ。) 新規設立法人である場合において第十二条の れ等の日の属する課税期間の初日から同日以 二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入 に規定する場合に該当するとき 第十二条の 二第二項(第十二条の三第三項において準用 人である場合又は第十二条の三第三項の特定

課税期間の初日から同日(当該高額特定資産 号及び次号において同じ。) に係る同項に規 項に規定する高額特定資産をいう。以下この に該当する場合を除く。) 高額特定資産(同 る場合に該当するとき(前二号に掲げる場合 が同項に規定する自己建設高額特定資産であ 定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する る場合にあつては、当該自己建設高額特定資 当該事業者が第十二条の四第一項に規定す

する課税期間の初日の前日までの期間 課税期間の初日)以後三年を経過する日の属 産の建設等(同項に規定する建設等をいう。 .号において同じ。) が完了した日の属する

属する課税期間の初日の前日までの期間 る課税期間の初日)以後三年を経過する日の にあつては、当該建設等が完了した日の属す 定に規定する場合に該当することとなつた日高額資産の建設等が調整適用日(これらの規 期間の初日から同日(当該調整対象自己建設 第一項又は第三項の規定の適用を受けた課税 る棚卸資産若しくは課税貨物又は同項に規定 る場合に該当するとき(前三号に掲げる場合 する調整対象自己建設高額資産について前条 に該当する場合を除く。) 高額特定資産であ 当該事業者が第十二条の四第二項に規定す いう。)の前日までに完了していない場合 8

年を経過する日の属する課税期間の初日の前 きに該当する課税期間の初日から同日以後三 に該当する場合を除く。) るときに該当するとき(前各号に掲げる場合 当該事業者が第十二条の四第三項に規定す 同項に規定すると

届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出 こととなつた日までの間に第一項の規定による 間の初日から同項各号に掲げる場合に該当する は同項第五号に規定するときに該当する課税期 四号に規定する調整適用日の属する課税期間又 る高額特定資産の仕入れ等の日若しくは同項第 固定資産の仕入れ等の日、同項第三号に規定す 同項第一号若しくは第二号に規定する調整対象 る場合に該当することとなった場合において、 しているときは、同項の規定の適用について 前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げ その届出書の提出は、なかつたものとみな 2

5 務署長に提出しなければならない。 旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税とするとき、又は事業を廃止したときは、その 第一項の規定による届出書を提出した事業者 同項の規定の適用を受けることをやめよう

やめようとする旨の届出書を提出することがで でなければ、同項の規定の適用を受けることを 二年を経過する日の属する課税期間の初日以後 を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から 出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合 前項の場合において、第一項の規定による届

7 きは、その提出があつた日の属する課税期間の 末日の翌日以後は、第一項の規定による届出 は、その効力を失う。 第五項の規定による届出書の提出があつたと

例については、政令で定める。 る課税期間の初日の前日までに提出できなかつ 受けようとし、又は受けることをやめようとす 項の規定による届出書を第一項の規定の適用を た場合における同項又は前項の規定の適用の特 (災害等があつた場合の中小事業者の仕入れに やむを得ない事情があるため第一項又は第五

第三十七条の二 災害その他やむを得ない理由が 災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出 署長の承認を受けたときは、当該事業者は同項 第一項本文の規定により消費税を納める義務が 生じたことにより被害を受けた事業者(第九条 の規定による届出書を当該承認を受けた選択被 受けることについてその納税地を所轄する税務 該選択被災課税期間につき同項の規定の適用を を受けることが必要となつた場合において、当 間」という。)につき同条第一項の規定の適用 間及び分割等に係る課税期間を除く。以下この における課税売上高が五千万円を超える課税期 由の生じた日の属する課税期間(その基準期間 たことにより、当該災害その他やむを得ない理 を受ける事業者を除く。)が、当該被害を受け 免除される事業者及び前条第一項の規定の適用 したものとみなす。この場合においては、 次項及び第五項において「選択被災課税期 同条

ない理由のやんだ日から二月以内(当該災害そ申請書を、前項に規定する災害その他やむを得 第一項の規定の適用を受けることが必要となつ前項の承認を受けようとする事業者は、前条 た事情その他財務省令で定める事項を記載した 出しなければならない。 まで)に、その納税地を所轄する税務署長に提 四十五条第一項の規定による申告書の提出期限 する場合には、当該選択被災課税期間に係る第 係る選択被災課税期間の末日の翌日以後に到来 の他やむを得ない理由のやんだ日がその申請に

4 3 でないと認めるときは、その申請を却下する。 合において、その申請に係る同項の事情が相当 場合において、 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場 その申請につき承認又は却下の

5

係る消費税額の控除の特例の届出に関する特 6

第三項の規定は、適用しない。 7 第六項の規定は、適用しない。

るものとする。

8 その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事 に関し必要な事項は、政令で定める。 の場合における第一項又は第六項の規定の適用 項を記載した申告書を提出している場合その他 税額の控除) (売上げに係る対価の返還等をした場合の消費

第三十八条 事業者 (第九条第一項本文の規定に 除く。)が、国内において行つた課税資産の譲 より消費税を納める義務が免除される事業者を 渡等(第七条第一項、 第八条第一項その他の法

処分をするときは、その申請をした事業者に対 第二項の申請書の提出があつた場合にお 書面によりその旨を通知する。

がその申請に係る選択被災課税期間の末日の翌 定する災害その他やむを得ない理由のやんだ日 承認があつたものとみなす。ただし、同項に規 翌日から二月を経過する日までに承認又は却下 て、その申請に係る選択被災課税期間の末日の 処分がなかつたときは、その日においてその

したものとみなす。この場合においては、同条災課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出 認を受けたときは、当該事業者は同条第五項のとについてその納税地を所轄する税務署長の承 規定による届出書を当該承認を受けた不適用被 期間の翌課税期間以後の課税期間のうち政令で 受けたことにより、当該災害その他やむを得な 適用を受ける事業者に限る。)が、当該被害を より被害を受けた事業者(前条第一項の規定の 定める課税期間を含む。以下この項において つき同項の規定の適用を受けることをやめるこ 「不適用被災課税期間」という。)につき同条第 つた場合において、当該不適用被災課税期間に 災害その他やむを得ない理由が生じたことに 項の規定の適用を受けることの必要がなくな ,理由の生じた日の属する課税期間(当該課税 「以後に到来する場合は、この限りでない。

とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替え 課税期間」と、第五項中「選択被災課税期間」 「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災 のは「受けることの必要がなくなつた」と、 項」と、「受けることが必要となつた」とある において、第二項中「前項」とあるのは「第六 の適用がある場合について準用する。この場合 第二項から第五項までの規定は、前項の規定

第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、

ことを当該事業者において証明した場合は、 事情により当該保存をすることができなかつた適用しない。
たたし、シュート 適用しない。ただし、災害その他やむを得ない 係る対価の返還等に係る消費税額については、 保存しない場合には、当該保存のない売上げに 価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を う。次項において同じ。)の合計額を控除する。 において行つた売上げに係る対価の返還等の金課税標準額に対する消費税額から当該課税期間 等」という。)をした場合には、当該売上げに四項までにおいて「売上げに係る対価の返還 第三十九条において「税込価額」という。)の 律又は条約の規定により消費税が免除されるも 八分の六・二四)を乗じて算出した金額をい 額に係る消費税額(当該返還をした税込価額又 係る対価の返還等をした日の属する課税期間 の全部若しくは一部の減額(以下この項から第 全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の 資産の譲渡等である場合には、百分の八)を乗 分の十(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税 定する対価の額をいう。)と当該対価の額に百 産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規 若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資 は当該減額をした債権の額に百十分の七・八 渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の じて算出した金額との合計額(以下この項及び のを除く。)につき、返品を受け、又は値引き 前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対 額

3 の限りでない。 相続により被相続人の事業を承継した相続

して、前二項の規定を適用する。 き売上げに係る対価の返還等をしたものとみな が被相続人により行われた課税資産の譲渡等に は、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につ つき売上げに係る対価の返還等をした場合に

ついて準用する。 場合又は分割により事業を承継した分割承継法 譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした 併法人が被合併法人により行われた課税資産 につき売上げに係る対価の返還等をした場合に 人が分割法人により行われた課税資産の譲渡等 前項の規定は、合併により事業を承継した合

5 る帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一 前二項に定めるもののほか、 第二項に規定す

項の規定の適用に関し必要な事項は、 政令で定

場合の消費税額の控除) (特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた

第三十八条の二 事業者 (第九条第一項本文の規 金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛 の合計額を控除する。 て算出した金額をいう。次項において同じ。) は減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じ 金額に係る消費税額(当該返還を受けた金額又 る特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた 準額に対する消費税額から当該課税期間におけ の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標 けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価 税仕入れに係る対価の返還等」という。)を受 をいう。) の全部若しくは一部の返還又は当該 額(第二十八条第二項に規定する支払対価の額により、当該特定課税仕入れに係る支払対価の 仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたこと 者を除く。)が、国内において行つた特定課税 定により消費税を納める義務が免除される事業 (以下この項から第四項までにおいて「特定課

業者において証明した場合は、この限りでな 該保存をすることができなかつたことを当該事 ただし、災害その他やむを得ない事情により当 金額に係る消費税額については、適用しない。 い特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた した帳簿を保存しない場合には、当該保存のな に係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録前項の規定は、事業者が当該特定課税仕入れ 3 2

還等を受けたものとみなして、前二項の規定を 入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返けた場合には、その相続人が行つた特定課税仕 き当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受 が被相続人により行われた特定課税仕入れにつ 相続により被相続人の事業を承継した相続人 4

価の返還等を受けた場合について準用する。 課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対 た分割承継法人が分割法人により行われた特定 還等を受けた場合又は分割により事業を承継し入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返 併法人が被合併法人により行われた特定課税仕 前項の規定は、合併により事業を承継した合 前二項に定めるもののほか、第二項に規定す 5

る帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一

項の規定の適用に関し必要な事項は、 政令で定

(貸倒れに係る消費税額の控除等)

第三十九条 事業者 (第九条第一項本文の規定に 産の譲渡等に係るものである場合には、百八分 の六・二四)を乗じて算出した金額をいう。第 の税込価額に係る消費税額(当該税込価額に百 をすることができなくなつた課税資産の譲渡等 の課税標準額に対する消費税額から、当該領収 とができないこととなつた日の属する課税期間 とができなくなつたときは、当該領収をするこ 渡等の税込価額の全部又は一部の領収をするこ あつたことその他これに準ずるものとして政令 約の規定により消費税が免除されるものを除 七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条 除く。)が国内において課税資産の譲渡等(第 十分の七・八(当該税込価額が軽減対象課税資 で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲 つき更生計画認可の決定により債権の切捨てが 譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権に く。)を行つた場合において、当該課税資産の より消費税を納める義務が免除される事業者を 7 6

ころにより同項に規定する債権につき同項に規 他やむを得ない事情により当該保存をすること ない場合には、適用しない。ただし、災害その 三項において同じ。)の合計額を控除する。 した場合は、この限りでない。 ができなかつたことを当該事業者において証明 定する事実が生じたことを証する書類を保存し 前項の規定は、事業者が財務省令で定めると

税標準額に対する消費税額に加算する。 当該領収をした税込価額に係る消費税額を課税 税込価額の全部又は一部の領収をしたときは、 同項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等の 業者のその領収をした日の属する課税期間の課 資産の譲渡等に係る消費税額とみなしてその事 第一項の規定の適用を受けた同項の事業者が

承継した相続人がある場合において、当該被相 の譲渡等を行つたものとみなして、同項及び第 実が生じたときは、その相続人が当該課税資産 があつた日以後に第一項の規定が適用される事 続人により行われた課税資産の譲渡等の相手方 に対する売掛金その他の債権について当該相続 相続により当該相続に係る被相続人の事業を

承継した相続人が当該被相続人について第一項 相続により当該相続に係る被相続人の事業を一項の規定を適用する。

の規定が適用された課税資産の譲渡等の税込価 て、第三項の規定を適用する。 額の全部又は一部を領収した場合には、その相 続人が同項の規定の適用を受けたものとみなし

継した分割承継法人について準用する。 割により当該分割に係る分割法人から事業を承 被合併法人から事業を承継した合併法人又は分 前二項の規定は、合併により当該合併に係る

計算の細目に関し必要な事項は、政令で定 第一項に規定する税込価額に係る消費税額

| 第四十一条 この章に定めるもののほか、 第四十条 削除 める。 除の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定 (税額控除の計算の細目)

(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについ 第四章 申告、納付、還付等

|第四十二条 事業者 (第九条第一項本文の規定に 規定による届出書の提出をしている事業者を除 より消費税を納める義務が免除される事業者及 月中間申告対象期間については、この限りでな 掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出 ある場合には、当該課税期間開始の日から二月 期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間で 対象期間の末日の翌日(当該一月中間申告対象 象期間」という。)につき、当該一月中間申告 以下この項及び次項において「一月中間申告対 に区分された各期間のうち最後の期間を除く。 ときはその一月未満の期間とし、当該一月ごと 分した各期間(最後に一月未満の期間を生じた ものの設立の日の属する課税期間を除く。第四 た法人のうち合併により設立されたもの以外の を開始した日の属する課税期間、法人にあつて び第十九条第一項第三号から第四号の二までの ての中間申告) 金額が四百万円以下である場合における当該 を経過した日)から二月以内に、それぞれ次に 項において同じ。) 開始の日以後一月ごとに区 は三月を超えない課税期間及び新たに設立され は、その課税期間(個人事業者にあつては事業 いなければならない。ただし、第一号に掲げる 第四項、第六項及び第八項において同じ。)

いう。以下この条において同じ。)に記載す書(第四十五条第一項の規定による申告書を 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告

日」という。) までに確定したものを当該直 れ次に定める日(次項第一号において「確定 る一月中間申告対象期間の区分に応じそれぞ べき同項第四号に掲げる消費税額で次に掲げ

前の課税期間の月数で除して計算した金額 告書の提出期限とみなされる日) の計算及び期限の特例)の規定の適用があ 期限につき国税通則法第十条第二項(期間 期間の直前の課税期間の確定申告書の提出 日から二月を経過した日の前日(当該課税 月中間申告対象期間 当該課税期間開始の を経過した日の前日までの間に終了した一 る場合には、同項の規定により当該確定申 当該課税期間開始の日から同日以後二月

月中間申告対象期間の末日 イ以外の一月中間申告対象期間 当該一

省令で定める事項 前号に掲げる金額の計算の基礎その他 財務

各号に掲げる期間内にその合併をしたものであ この項において同じ。)に係る合併法人で次の 金額に当該各号に定める金額を加算した金額と ず、同号の規定により計算した金額に相当する るときは、その法人が提出すべき当該課税期間 の前項の規定による申告書については、同項第 (合併により法人を設立する場合を除く。 号に掲げる金額は、同号の規定にかかわら 前項の場合において、同項の事業者が合併

該確定したものがない場合には被合併法人特課税期間の月数が三月に満たない場合又は当 課税期間の月数で除し、これにその合併法人 の当該一月中間申告対象期間に係る確定日ま 記載すべき同号に掲げる金額でその合併法人 第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその 期間」という。)の確定申告書に記載すべき をその計算の基礎となつたその被合併法人の いて「被合併法人の確定消費税額」という。) でに確定したもの。以下この項及び次項にお 月に満たないものを除く。)の確定申告書に 定課税期間の直前の課税期間(その月数が三 確定日までに確定したもの(被合併法人特定 合併法人の当該一月中間申告対象期間に係る 課税期間開始の日からその合併の日の前日ま (以下この号において「被合併法人特定課税 人のその合併の日の前日の属する課税期間 直前の課税期間の月数のうちに当該直 当該課税期間の直前の課税期間 被合併法

での期間の月数の占める割合を乗じて計算し

- 被合併法人の課税期間の月数で除して計算し 確定消費税額をその計算の基礎となつたその 告対象期間の末日までの期間 被合併法人の 当該課税期間開始の日から当該一月中間申
- 合併法人の課税期間の月数で除して計算した金 確定消費税額をその計算の基礎となつたその被 は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の る申告書については、同項第一号に掲げる金額 きその設立後最初の課税期間の同項の規定によ る合併法人であるときは、その法人が提出すべ (合併により法人を設立する場合に限る。) に係 第一項の場合において、同項の事業者が合併 6
- 間申告対象期間については、この限りでない。 期間を含む期間である場合における当該三月中 を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象 中間申告対象期間が第一項の規定による申告書 げる金額が百万円以下である場合又は当該三月 提出しなければならない。ただし、第一号に掲 次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に 象期間の末日の翌日から二月以内に、それぞれ 期間」という。)につき、当該三月中間申告対 除く。以下この項において「三月中間申告対象 月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を 生じたときはその三月未満の期間とし、当該三 とに区分した各期間(最後に三月未満の期間を 事業者は、その課税期間開始の日以後三月ご 間の月数で除し、これに三を乗じて計算した 末日までに確定したものを当該直前の課税期 げる消費税額で当該三月中間申告対象期間の 書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告 7
- 省令で定める事項 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務
- 中「一月中間申告対象期間」とあるのは「三月 るのは「割合に三を乗じた数」と、同項第二号 月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあ 間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「三 は「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中 いて、第二項中「同項の事業者」とあるのは 用がある場合について準用する。この場合にお 「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるの 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適

事業者」と、「除して」とあるのは「除し、こ 三項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の 数が三を超えるときは、三)を乗じて」と、第 申告対象期間の末日までの期間の月数(当該月 中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは れに三を乗じて」と読み替えるものとする。 一除し、これにその合併の日から当該三月中間

- 間申告対象期間」という。) につき、当該六月 三月中間申告対象期間を含む期間である場合に 規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは 四項の規定による申告書を提出すべきこれらの 当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第 長に提出しなければならない。ただし、第一号 中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内 第八項、第十項及び第十一項において「六月中 の以外のものの設立の日の属する課税期間を除 設立された法人のうち合併により設立されたも おける当該六月中間申告対象期間については、 に掲げる金額が二十四万円以下である場合又は に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署 く。)開始の日以後六月の期間(以下この項、 にあつては六月を超えない課税期間及び新たに ては事業を開始した日の属する課税期間、法人 この限りでない。 事業者は、その課税期間(個人事業者にあつ げる消費税額で当該六月中間申告対象期間の 書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告
- 間の月数で除し、これに六を乗じて計算した末日までに確定したものを当該直前の課税期
- 二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務 省令で定める事項
- 用がある場合について準用する。この場合にお 期間」と、「除して」とあるのは「除し、これ るのは「六月」と、「割合」とあるのは「割合 月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあ 中 の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項 申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象 間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六 「第六項の事業者」と、「前項の規定」とあるの いて、第二項中「同項の事業者」とあるのは にその合併の日から当該六月中間申告対象期間 に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間 は「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適 「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業

8

- 9 る届出は、その効力を失う。
- 税務署長に提出したものとみなす。 業者は第九項の規定による届出書を当該六月中 間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提 に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中 者が、当該提出をした日以後にその末日が最初 間申告対象期間の末日にその納税地を所轄する 出期限までに提出しなかつた場合には、当該事
- これを一月とする。 計算し、一月に満たない端数を生じたときは、
- |第四十二条の二 |国税通則法第十一条 (災害等に 下この章において同じ。)の提出期限と当該中四項又は第六項の規定による申告書をいう。以 よる期限の延長)の規定による申告に関する期 る場合は、前条第一項本文、第四項本文又は第 規定による申告書の提出期限とが同一の日とな 間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項の 限の延長により、中間申告書(前条第一項、 提出を要しない場合) 第

者」と、「除して」とあるのは「除し、これに 六を乗じて」と読み替えるものとする。

- 象期間(同号に掲げる金額が二十四万円以下で る六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対 該六月中間申告書を提出する旨を記載した届出 う。)を提出することを要しない事業者が、当 び第十一項において「六月中間申告書」とい あるものに限る。第十一項において同じ。)に 該提出をした日以後にその末日が最初に到来す 場合には、当該届出書の提出をした事業者の当 書をその納税地を所轄する税務署長に提出した つき、同項の規定による申告書(以下この項及 であることによりその六月中間申告対象期間に ついては、第六項ただし書の規定は、適用しな 第六項第一号に掲げる金額が二十四万円以下
- 10 前項の規定による届出書の提出があつたとき 間申告対象期間については、第八項の規定によ に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中 は、その提出があつた日以後にその末日が最初 署長に提出しなければならない。 を記載した届出書をその納税地を所轄する税務 とするとき又は事業を廃止したときは、その旨 は、同項の規定の適用を受けることをやめよう 前項の規定による届出書を提出した事業者
- 11 第八項の規定による届出書の提出をした事業
- 12 第一項から第七項までの月数は、暦に従つて (災害等による期限の延長により中間申告書の

を提出することを要しない 六項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書

第四十三条 中間申告書を提出すべき事業者が第 この項において同じ。)の合計額、特定課税仕 く。) に係る課税標準である金額をいう。以下 約の規定により消費税が免除されるものを除 中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第る課税標準である金額(当該中間申告対象期間 間申告対象期間における課税資産の譲渡等に係 期間(以下この項において「中間申告対象期 四十二条第一項に規定する一月中間申告対象期 掲げる事項を記載することができる。 号又は第六項各号に掲げる事項に代えて、 間申告書に、第四十二条第一項各号、第四項各 項において同じ。)の合計額及び第四十五条第 対象期間中に国内において行つた特定課税仕入 入れに係る課税標準である金額(当該中間申告 七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条 間」という。)を一課税期間とみなして当該中 間又は同条第六項に規定する六月中間申告対象 間、同条第四項に規定する三月中間申告対象期 した場合には、その事業者は、その提出する中 れに係る課税標準である金額をいう。以下この (仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等) 項第二号から第四号までに掲げる金額を計算

- る金額の合計額並びにそれらの合計額(次号 において「課税標準額」という。) 及び当該特定課税仕入れに係る課税標準であ ごとに区分した課税標準である金額の合計額 当該課税資産の譲渡等に係る税率の異なる
- 対する消費税額 税率の異なるごとに区分した課税標準額に
- 三 当該中間申告対象期間を一課税期間とみな 項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合 費税額から控除をされるべき第四十五条第一 した場合に前章の規定により前号に掲げる消
- 兀 消費税額 消費税額の合計額を控除した残額に相当する 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる
- 務省令で定める事項 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他
- 2 金額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税 計額及び特定課税仕入れに係る課税標準である 税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合 額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額 前項に規定する中間申告対象期間における課

第一項の規定による申告書」とあるのは「中間 申告書」とする。 七条第四項及び第十八条第二項中「第四十五条 に掲げる事項を記載したものをいう」と、第十 項の規定による申告書で第四十三条第一項各号 間申告書(第四十二条第一項、第四項又は第六 規定する期限後申告書を含む」とあるのは「中 る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に 条第一項の規定による申告書 計算については、第十六条第三項中「第四十五 (当該申告書に係

3 り計算した金額とすることができる。 易請求書をいう。第四十五条第五項において同 書を提出する事業者が、同項に規定する中間申 かかわらず、第四十五条第五項の規定の例によ 額に対する消費税額については、同号の規定に に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準 は、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号 の電磁的記録を保存している場合を含む。)に より保存している場合(同項の規定により同項 じ。) の写しを第五十七条の四第六項の規定に 求書(第五十七条の四第二項に規定する適格簡 十五条第五項において同じ。)又は適格簡易請 の四第一項に規定する適格請求書をいう。第四 譲渡等につき交付した適格請求書(第五十七条 告対象期間中に国内において行つた課税資産の 第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告

(中間申告書の提出がない場合の特例) 項を記載した書類を添付しなければならない。 以下この章において同じ。)の明細その他の事 第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。 の対価の額及び課税仕入れ等の税額(第三十条 に規定する中間申告対象期間中の資産の譲渡等 書には、財務省令で定めるところにより、同項 第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がそ る事項を記載した中間申告書の提出があつたも 第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げ 受ける場合を除く。)には、その事業者につい つた場合(第四十二条第十一項の規定の適用を の中間申告書をその提出期限までに提出しなか ては、その提出期限において、税務署長に同条

ての確定申告) (課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについ

第四十五条 事業者 (第九条第一項本文の規定に 除く。) は、 より消費税を納める義務が免除される事業者を 課税期間ごとに、当該課税期間の

> 記載した申告書を税務署長に提出しなければな 第四号に掲げる消費税額がない課税期間につい を除く。)及び特定課税仕入れがなく、 又は条約の規定により消費税が免除されるもの 等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律 らない。ただし、国内における課税資産の譲渡 末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を ては、この限りでない。 かつ、

合計額並びにそれらの合計額(次号において 特定課税仕入れに係る課税標準である金額の 額及びその課税期間中に国内において行つた るごとに区分した課税標準である金額の合計 免除されるものを除く。)に係る税率の異な その他の法律又は条約の規定により消費税が 資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項 「課税標準額」という。) その課税期間中に国内において行つた課税

二 税率の異なるごとに区分した課税標準額に 対する消費税額

号に掲げる消費税額から控除をされるべき次 に掲げる消費税額の合計額 前章の規定によりその課税期間において前

る対価の返還等の金額に係る消費税額 れに係る消費税額 第三十八条第一項に規定する売上げに係

イ

第三十二条第一項第一号に規定する仕入

税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額 に係る消費税額 第三十八条の二第一項に規定する特定課

ことができなくなつた課税資産の譲渡等の 税込価額に係る消費税額 第三十九条第一項に規定する領収をする

兀

あるときは、当該不足額 る消費税額の合計額を控除してなお不足額が 消費税額の合計額を控除した残額に相当する 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げ 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる

Ŧi

七 書を提出した事業者である場合には、第四号 控除してなお不足額があるときは、当該不 納付額を控除した残額に相当する消費税額 に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間 その事業者が当該課税期間につき中間申告 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を

務省令で定める事項 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財

2 前日までに、税務署長に当該申告書を提出しな 定めるところにより、その相続の開始があつたいで死亡した場合には、その相続人は、政令で 業者がその課税期間の末日の翌日から当該申告 ことを知つた日の翌日から四月を経過した日の 書の提出期限までの間に当該申告書を提出しな ければならない。 前項の規定による申告書を提出すべき個人事

3 該消費税について当該申告書を提出しなければ 四月を経過した日の前日までに、税務署長に当 相続の開始があつたことを知つた日の翌日から の相続人は、政令で定めるところにより、その 費税について第一項の規定による申告書を提出 た場合において、その者の当該課税期間分の消 しなければならない場合に該当するときは、そ ならない。 個人事業者が課税期間の中途において死亡し

4 の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、 場合には、当該法人の当該残余財産の確定の日清算中の法人につきその残余財産が確定した その行われる日の前日まで)」とする。 「一月以内(当該翌日から一月以内に残余財産 の属する課税期間に係る第一項の規定の適用に ついては、同項中「二月以内」とあるのは、

り同法第七十四条第一項(確定申告)又は第百

業年度(同法第七十五条の二第一項の規定によ ある場合のその事業年度を含む。) 以後の各事 が事業年度終了の日の翌日から四十五日以内で

四十四条の六第一項若しくは第二項(確定申

ている事業年度(同法第七十五条の二第九項 告)の規定による申告書の提出期限が延長され

.同法第百四十四条の八において準用する場合

5 条第一項若しくは第二項本文又は第十八条第一 令で定めるところにより計算した金額とするこ額等その他の政令で定める金額を基礎として政 が、当該申告書に係る課税期間中に国内におい る課税資産の譲渡等については、この限りでな 項の規定その他政令で定める規定の適用を受け とができる。ただし、第十六条第一項、第十七 に区分した課税標準額に対する消費税額につい る場合を含む。)には、当該課税資産の譲渡等 項の規定により同項の電磁的記録を保存してい 請求書又は適格簡易請求書の写しを第五十七条 て行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格 書に記載した同条第一項第五号に掲げる消費税 ては、同号の規定にかかわらず、当該適格請求 の四第六項の規定により保存している場合(同 に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごと 第一項の規定による申告書を提出する事業者

6 細その他の事項を記載した書類を添付しなけれ譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明 定めるところにより、当該課税期間中の資産の ばならない 第一項の規定による申告書には、財務省令で

年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金 延長された提出期限までの期間の日数に応じ、

第四十五条の二 前条第一項の規定による申告書 法第二条第十二号の七の二 (定義) に規定する その納税地を所轄する税務署長に提出した場合 される法人を除く。)に限る。)が、消費税申告 規定の適用を受ける法人(第六十条第八項の規 告書の提出期限の延長の特例)において準用す 通算法人の場合にあつては、その提出をした日 には、その提出をした日の属する事業年度(同 書の提出期限を延長する旨を記載した届出書を 定の適用により消費税申告書の提出期限が延長 延長の特例)(同法第百四十四条の八(確定申 書」という。)を提出すべき法人(法人税法第 る場合を含む。以下この項において同じ。) 七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限 (以下この項及び第四項において「消費税申告

0)

3 2

長に提出しなければならない。 るとき、又は事業を廃止したときは、その旨を 同項の規定の適用を受けることをやめようとす 記載した届出書をその納税地を所轄する税務署 前項の規定による届出書を提出した法人は、

期間の末日の翌日から三月以内とする。

期間に係る消費税申告書の提出期限について 年度を含む。)に限る。)終了の日の属する課税 を含む。)の規定により同法第七十五条の二第

一項の規定の適用がないものとみなされる事業

は、前条第一項の規定にかかわらず、当該課税

よる届出は、その効力を失う。 間の消費税の額に、当該課税期間終了の日の翌 規定の適用を受ける消費税申告書に係る課税期 の属する課税期間については、第一項の規定に の日の属する課税期間以後の事業年度終了の日 は、その提出があつた日の属する事業年度終了 日以後二月を経過した日から同項の規定により 第一項の規定の適用を受ける法人は、同項 前項の規定による届出書の提出があつたとき (法人の確定申告書の提出期限の特例)

第一項の規定の適用を受けている法人につい費税に併せて納付しなければならない。額に相当する利子税をその計算の基礎となる消額

- 第一項の規定の適用がある場合における第三を得ない理由が生じた場合には、当該課税期間を得ない理由が生じた場合には、当該課税期間を得ない理由が生じた場合には、当該課税期間を限り、同項の規定の適用を受ける課税期間を表別、明項の規定の適用を受ける課税期間の末日の第一項の規定の適用を受けている法人についる第一項の規定の適用を受けている法人についる第一項の規定の適用を受けている法人についる第一項の規定の適用を受けている法人についる第一項の規定の適用を受けている法人についる第一項の規定の適用を受けている法人について、
- 項は、政令で定める。期間その他第一項の規定の適用に関し必要な事用での他第一項の規定の適用に関し必要な事十条第七項に規定する帳簿又は請求書等の保存の第一項の規定の適用がある場合における第三

(還付を受けるための申告)

第四十六条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、その課税期間分の消費税につき第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申がある場合には、同項ただし書の規定により申がある場合には、同項ただし書の規定により申による還付を受けるため、第四十五条第一項本文の規定による還付を受けるため、第四十五条第一項本文の規定による還付を受けるため、第四十五条第一項本文の規定による還付を受けるため、第四十五条第一項本文の規定により消費税を対している。

- 2 個人事業者が課税期間の中途において死亡して出該申告書を提出することができる場合に該当するときは、その相費税について前項の規定による申告書を提出す費税について前項の規定による申告書を提出することができる。
- 。 第一項の規定による申告書には、財務省令で はならない。

(電子情報処理組織による申告の特例)

り提供することにより、行わなければならな 使用する方法として財務省令で定める方法によ う。次条第一項及び第六項において同じ。) を くは第十九条第四項の規定により納税申告書等 気通信回線で接続した電子情報処理組織をい 告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電 使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以 長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の 務省令で定めるところによりあらかじめ税務署 おいて「添付書類記載事項」という。)を、財 載すべきものとされている事項(第三項におい については、これらの規定にかかわらず、財務 渡等及び特定課税仕入れに対する消費税の申告 項及び第三項において「添付書類」という。) 下この項及び第四項において同じ。)とその申 に記載すべきものとされている事項(第三項に 省令で定めるところにより、納税申告書等に記 を添付して行うこととされている課税資産の譲 に添付すべきものとされている書類(以下この む。)若しくは国税通則法第十八条第三項若し 又はこれにこの法律(これに基づく命令を含 て「申告書記載事項」という。)又は添付書類 5

- (4)を手を三足引合)子におよってになり、業者をいう。 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる事
- は、安全では、大学では、「一つでは、「一つでは、「一つでは、「一つでは、「一つでは、「一つでは、「一つでは、「一つでは、」「「一つでは、「一つでは、「一つでは、「一つでは、「一つでは、「一つでは、「
- 特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。) 第百五号)第二条第三項(定義)に規定する法人を除く。) 資産の流動化に関する法律(平成十年法律る法人を除く。) に規定する投資法人(第一号に掲げて義)に規定する投資法人に関する法律(昭和 円貨信託及び投資法人に関する法律(昭和
- その他政令で定める法令の規定を適用する。 氏名、住所及び番号の記載)を除く。)の規定 及び国税通則法(第百二十四条(書類提出者の なして、この法律(これに基づく命令を含む。) なして、この法律(これに基づく命令を含む。) なして、この法律(これに基づく命令を含む。) すされた添付書類を添付して行われたものとみ する、住所及び番号の記載)を除く。)の規定 がこれた添付書類を添付して行われたのとみ する、上の規定により行われた同項の申告につ 五国又は地方公共団体

- 到達したものとみなす。 
  和たファイルへの記録がされた時に税務署長に 
  市項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えら 
  年 第一項の規定により行われた同項の申告は、
- b 第一項の場合において、国税通則法第百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続性、国税通則法第百二十四条の規定にかかわらず、当該記載に代えて、財務省令で定めるとるにより、名称を明らかにする措置を講じならない。

合の特例) (電子情報処理組織による申告が困難である場

- 第四十六条の三 前条第一項の事業者が、電気通第四十六条の三 前条第一項の現定は、適用しないられる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することが困難であると認められる場合において、同項の規定を適用しないられる場合において、同項の規定を適用しないられる場合において、同項の規定を適用しないられる場合で、かつ、同項の規定を適用しないの時告書等を提出することが困難であると認められる場合において、同項の事業者が、電気通
- 2 前項の承認を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで(同項に規定する理由が生じた日が第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(第四十六条第一項の規定による申告書の提出期限(第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が第四十五条第一項の規定による申告書が必要と対している。
- 3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場の税務署長は、前項の申請書の提出があった場
- 場合において、その申請につき承認又は却下の4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた

- 5 第二項の申請書の提出があつた場合においし、書面によりその旨を通知する。 処分をするときは、その申請をした事業者に対
- ものと、それぞれみなす。 第二項の申請書の提出があつた場合においてその承認があつたものと、当該期間を同認又は却下の処分がなかつたときは、その日に招定を受けようとする期間の開始の日までに承指定を受けようとする期間の開始の日までに承指でを受けようとする期間の開始の日までに承に、当該申請書に記載した第一項の規定による
- 税務署長は、前頁の児分とするときは、そのの処分の効果が生ずるものとする。この場合にことが困難でなくなつたと認める場合には、同ことが困難でなくなつたと認める場合には、同ことが困難でなくなったと認める場合には、同ことが困難でなくなったと認める場合には、同ことが困難でなくなったと認める場合には、同の処分の効果が生ずるものとするときは、常一項の規定の適用を受けている務署長は、第一項の規定の適用を受けている。税務署長は、第一項の規定の適用を受けている。
- 通知する。 
  ・ 税務署長は、前項の処分をするときは、その
- は、その効力を失うものとする。
  第一項の規定の適用を受けている事業者は、
  年以後の期間については、同項の承認の処分
  ときは、その提出があつたときは、その提出があつたときは、その提出があつたときは、その提出があつたときは、その提出があつたときは、その規立の適用を
  があったときは、その提出があった。
  第一項の規定の適用を受けている事業者は、

及び税額の申告等) (引取りに係る課税貨物についての課税標準額

- 第四十七条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適ま、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長き、次に掲げる事項を記載した申告納税方式が適に提出しなければならない。
- 果兑票售頁に対する当費兑頁をが当夜当費おいて「課税標準額」という。)及び税率名ごとの数量、課税標準である金額(次号に当該引取りに係る課税貨物の品名並びに品
- 税額の合計額 一 課税標準額に対する消費税額及び当該消費

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他

ら引き取ろうとする者は、他の法律又は条約の課課税方式が適用される課税貨物を保税地域か2 関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦務省令で定める事項

規定により当該引取りに係る消費税を免除され ければならない。 める事項を記載した申告書を税関長に提出しな る前項第一号に掲げる事項その他財務省令で定 るべき場合を除き、その引き取る課税貨物に係

3 当該課税貨物の引取りの日の属する月の翌月末 課税貨物に係る第一項の申告書の提出期限は、 告)に規定する特例申告を行う場合には、当該 貨物につき関税法第七条の二第二項(特例申 第一項に規定する者がその引取りに係る課税

ての中間申告による納付 (課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについ

第四十八条 中間申告書を提出した者は、当該申 告書に記載した第四十二条第一項第一号、第四 までに、当該金額に相当する消費税を国に納付 る金額)があるときは、当該申告書の提出期限 申告書を提出した場合には、同項第四号に掲げ 十三条第一項各号に掲げる事項を記載した中間 項第一号又は第六項第一号に掲げる金額(第四 しなければならない。 2

ての確定申告による納付 (課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについ

ればならない。 該消費税額に相当する消費税を国に納付しなけ あるときは、当該申告書の提出期限までに、当 該当する場合には、同号に掲げる消費税額) 第四号に掲げる消費税額(同項第六号の規定に 書を提出した者は、当該申告書に記載した同項 第四十五条第一項の規定による申告 が

(引取りに係る課税貨物についての消費税の納

第五十条 第四十七条第一項の規定による申告書 申告書に記載した同条第一項第二号に掲げる消 なければならない。 費税額の合計額に相当する消費税を国に納付し つては、当該申告書の提出期限)までに、当該 税地域から引き取る時(同条第三項の場合にあ を提出した者は、当該申告に係る課税貨物を保

関長が当該引取りの際徴収する。 に規定する課税貨物に係る消費税は、同項の税 保税地域から引き取られる第四十七条第二項

(引取りに係る課税貨物についての納期限の延

項において「申告納税方式」という。)が適用 額の確定の方式)に規定する申告納税方式 関税法第六条の二第一項第一号 次 (税

> る者 された担保の額を超えない範囲内において、そ 課税貨物に係る消費税については、前条第一項 計額の全部又は一部に相当する額の担保を当該 う。)を除く。次項において同じ。)が、第四十 の納期限を三月以内に限り延長することができ の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供 税関長に提供したときは、当該税関長は、当該 項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合 限に関し、その延長を受けたい旨の申請書を同 掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期 される課税貨物を保税地域から引き取ろうとす において、当該申告書に記載した同項第二号に 七条第一項の規定による申告書を提出した場合 (第五十八条において「特例申告者」とい (当該課税貨物につき特例申告書を提出す

計額が当該提供された担保の額を超えない範囲にかかわらず、特定月における消費税の額の累 担保を当該税関長に提供したときは、当該税関 告書を提出する税関長に提出し、かつ、当該課 までにその延長を受けたい旨の申請書を当該課 税貨物を保税地域から引き取るときに課される の項において「特定月」という。)において課 域から引き取ろうとする者が、その月(以下こ 内において、その納期限を特定月の末日の翌日 物に係る消費税については、前条第一項の規定 長は、特定月においてその者が引き取る課税貨 税貨物に係る消費税額の合計額に相当する額の 税貨物に係る第四十七条第一項の規定による申 べき消費税の納期限に関し、特定月の前月末日 から三月以内に限り延長することができる。 申告納税方式が適用される課税貨物を保税地

3 げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限 申告書に記載した第四十七条第一項第二号に掲 出期限までに提出した場合において、当該特例 の項において同じ。)が、特例申告書をその提 の特例)に規定する特例輸入者をいう。以下こ 例輸入者に対し、当該特例申告書に記載した消 るときは、政令で定めるところにより、当該特 長は、消費税の保全のために必要があると認め かわらず、その納期限を二月以内に限り延長す 係る消費税については、前条第一項の規定にか 出したときは、当該税関長は、当該課税貨物に 延長を受けたい旨の申請書を同項の税関長に提 ることができる。この場合において、当該税関 に関し、当該特例申告書の提出期限までにその 特例輸入者(関税法第七条の二第一項(申告

> 供を命ずることができる。 費税額の全部又は一部に相当する額の担保の提

4 内において、その納期限を二月以内に限り延長 該消費税額の合計額の全部又は一部に相当する旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当 輸入者が、特例申告書をその提出期限までに提 税額が当該提供された担保の額を超えない範囲 税関長は、当該課税貨物に係る消費税について 例申告書の提出期限までにその延長を受けたい 合計額の全部又は一部の納期限に関し、当該特 た第四十七条第一項第二号に掲げる消費税額の 出した場合において、当該特例申告書に記載し は、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費 額の担保を当該税関長に提供したときは、当該 することができる 関税法第七条の二第一項に規定する特例委託

第五十二条 第四十五条第一項又は第四十六条第 当該不足額に相当する消費税を還付する。 署長は、これらの申告書を提出した者に対し、 五号に掲げる不足額の記載があるときは、税務 おいて、これらの申告書に第四十五条第一項第 一項の規定による申告書の提出があつた場合に (仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)

2 (充当)の規定による充当をいう。以下この章その還付金につき充当(同法第五十七条第一項日からその還付のための支払決定をする日又は その適することとなつた日)までの期間とす るのに適することとなつた日がある場合には、 において同じ。)をする日(同日前に充当をす るかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌 書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当す 基礎となる同項の期間は、当該還付に係る申告 いて同じ。)を計算する場合には、その計算の に規定する還付加算金をいう。以下この章にお (国税通則法第五十八条第一項(還付加算金) 前項の規定による還付金について還付加算金

る。) 当該申告書の提出期限 該申告書の提出期限内に提出されたものに限 第四十五条第一項の規定による申告書

二 第四十五条第一項の規定による申告書 該申告書の提出期限内に提出されたものを除 月の末日 く。) 当該申告書の提出があつた日の属する (当

該申告書の提出があつた日の属する月の末日 (当該申告書が当該申告書に係る課税期間の 第四十六条第一項の規定による申告書 当

第一項の規定による還付金を同項に規定する 末日の翌日から二月を経過する日前に提出さ れた場合には、当該二月を経過する日)

第五十三条 中間申告書を提出した者からその 4

間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項又

法その他同項の規定の適用に関し必要な事

項 方

付加算金を含む。)につき充当をする場合の

(中間納付額の控除不足額の還付)

は、政令で定める。

手続、同項の規定による還付金(これに係る還

は、延滞税及び利子税を免除するものとする。

前二項に定めるもののほか、第一項の還付

のとし、その充当される部分の消費税について する金額については、還付加算金を付さないも 充当する場合には、その還付金のうちその充当

申告書に係る課税期間の消費税で未納のものに

3 2

めるところにより計算した金額を併せて還付す れる中間納付額に対応するものとして政令で定 きは、その額のうち、同項の規定により還付さ 中間納付額について納付された延滞税があると をする場合において、同項の中間申告書に係る 額を還付する。 るときは、税務署長は、これらの申告書を提 十五条第一項第七号に掲げる不足額の記載があがあつた場合において、これらの申告書に第四は第四十六条第一項の規定による申告書の提出 した者に対し、当該不足額に相当する中間納付るときは、税務署長は、これらの申告書を提出 税務署長は、前項の規定による還付金の還付

前に納付された場合には、その納期限)の翌日 付額の納付の日(その中間納付額がその納期限期間は、第一項の規定により還付すべき中間納 金を計算する場合には、その計算の基礎となる 定める日数は、当該期間に算入しない。 号に掲げる申告書である場合には、当該各号に する。ただし、当該還付に係る申告書が次の各 の還付金につき充当をする日(同日前に充当を からその還付のための支払決定をする日又はそ は、その適することとなつた日)までの期間と するのに適することとなつた日がある場合に 国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の 第一項の規定による還付金について還付加算

提出された日までの日数 く。) 当該申告書の提出期限の翌日からその 該申告書の提出期限内に提出されたものを除 第四十五条第一項の規定による申告書(当

該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二 第四十六条第一項の規定による申告書で当

- 日数 日からその提出された日までのの 当該翌日からその提出された日までのの 当該翌日からその提出されたも
- 加算金は、付さない。 第二項の規定による還付金については、還付
- (確定申告等に係る更正等による仕入れに係る適用に関し必要な事項は、政令で定める。する場合の方法その他同項又は第二項の規定のなする場合の方法その他同項又は第二項の規定のなり。) につき充当を項の還付の手続、第一項の規定による還付金前三項に定めるもののほか、第一項又は第二

税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条第五十四条(確定申告書等に係る消費税につき国消費税額の控除不足額の還付)

を計算する場合には、その計算の基礎となる国 当をするのに適することとなつた日がある場合 はその還付金につき充当をする日(同日前に充 日)からその還付のための支払決定をする日又 翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い 翌日以後三月を経過した日と当該更正等の日の は判決である場合には、その更正の請求の日の 申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又 る場合及び更正の請求に対する処分に係る不服 更正をいう。以下この章において同じ。)であ 間は、前項の更正等の日の翌日以後一月を経過 税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期 した日(当該更正等が更正の請求に基づく更正 (同法第二十四条又は第二十六条の規定による 前項の規定による還付金について還付加算金 3

- とする。
  には、その適することとなつた日)までの期間
- 3 第一項の規定による還付金を同項の確定申告 第一項の規定による還付金を開項の確定申告 のとし、その充当される部分の消費税につい当する金額については、還付加算金を付さない当する金額については、運付金の額のうちその充当する金額については、正常税及び利子税を免除するものとた。 第一項の規定による還付金を同項の確定申告 3 第一項の規定による還付金を同項の確定申告
- 納付額の控除不足額の還付) (確定申告等に係る更正等又は決定による中間につき充当をする場合の方法その他同項の規定につき充当をする場合の方法その他同項の規定にの。 が適用に関し必要な事項は、政令で定める。 が通行金(これに係る還付加算金を含む。)

第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間 第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間 中告書に係る課税期間の消費税につき国税通則 申告書に係る課税期間の消費税につき国税通則 東告書に係る課税期間の消費税につき国税通則 東告書を提出した者のその中間 第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間 第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間 第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間 第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間

中間申告書を提出した者のその中間申告書に、税務署長は、その者に対し、その増加したとは国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。)に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及で第四項第二号において、その更正等」という。)があつた場合において、その更正等」という。)があつた場合において、その更正等」という。)があつた場合において、その者に対し、その増加したと、税務署長は、その者に対し、その増加したといる。

の 税務署長は、前二項の規定による還付金の還 の規定により還付される中間納付額に対応す あの規定により還付される中間納付額に対応す あものとして政令で定めるところにより計算し るものとして政令で定めるところにより計算し るものとして政令で定めるところにより計算し の規定により還付する。

間納付額がその納期限前に納付された場合により還付すべき中間納付額の納付の日(その中加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定に基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付正量付加算金を計算する場合には、その計算の

当該期間に算入しない。

当該期間に算入しない。

当該期間に算入しない。

当該期間に算入しない。

当該期間に算入しない。

当該期間に算入しない。

当該期間に算入しない。

5

- する。)の翌日から次に掲げる日のうちいずずる。)の翌日から次に掲げる日のうちいずる課税期間の第四十五条第一項の規定による課税期間の第四十五条第一項の規定による課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限(等四十六条第一項の規定による申告書の提出期限(第四十六条第一項の規定による申告書の提出期限(第四十六条第一項の規定による申告書の提出期限(第四十六条第一項の規定による申告書の提出期限(第四十六条第一項の規定による申告書の提出期限(第四十六条第一項の規定による申告書の規定は、当該申出期限(第四十五条第一項の規定による還付金 同項に規定する。)の翌日から二月を経過する日頃に規定する。)の翌日から二月を経過する日頃に規定する。
- ) 『三つ青文二芸の大道三(白を青文二) 『三つ青文二芸の大道三(白を書きて、それぞれ次に定める日) 過する日(当該更正等が次に掲げるものでん 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経れか早い日までの日数
- 過する日とのいずれか早い日 東正の請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経水に基づく更正の日の翌日以後一月を経水に基づく更正の日を経過する日と当該請求のむ。(1)において同じ。) 当該請求のむ。(1)において同じ。) 当該請求のむ。(1)において同じ。) 当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えに対する処分に係る不服申立て又は訴えに対する処分に係る不服申立て又は訴えに
- (2) 国税通則法第二十五条の規定による決て又は訴えについての決定若しくは裁決て又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及び第二項に規定する対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたの行為の無効であることに基因してがその行為の無効であることに基因してがその行為の無効であることに基因してがその行為の無効であることに基因してがその行為の無効であることに基因してがその行為の無効であることに基因してがその行為の無効であることに基づく取りに対していている。

- 当該決定の日る理由に基づき行われた更正を除く。)
- その還付金に係る充当日その還付のための支払決定をする日又は
- 及び利子税を免除する。 第一項又は第二項の規定による還付金をその 第一項又は第二項の規定による還付金を視については、延滞税 額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税 額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税 額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税
- 加算金は、付さない。 第三項の規定による還付金については、還付

6

な事項は、政令で定める。第一項から第三項までの規定の適用に関し必要第一項から第三項までの規定の適用に関し必要項の規定による還付金(これに係る還付加算金項の規定による還付金(これに係る還付加算金前三項に定めるもののほか、第一項又は第二

の請求の特例) (前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正

第五十六条 確定申告書等に記載すべき第四十五 条第一項第一号から第七号までに掲げる金額に る更正請求書には、同項に規定する事項の 若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該 を受けた者は、その修正申告書の提出又は更正 決定(国税通則法第二十五条(決定)の規定に 若しくは決定の通知を受けた日を記載しなけ か、その修正申告書を提出した日又はその更 同法第二十三条第三項(更正の請求)に規定す 求をすることができる。この場合においては、 対し、当該各号に規定する金額につき更正の けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に 出した日又はその更正若しくは決定の通知を受 当することとなるときは、その修正申告書を提 よる決定をいう。以下この条において同じ。) ばならない。 つき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは ほ

- 税期間に係る第四十五条第一項第七号に掲げる課税期間後の各課税期間で決定を受けた課二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係

後の金額。次項において同じ。)が過少とな は更正があつた場合には、その申告又は更正 る金額(当該金額につき修正申告書の提出又

の各号に掲げる場合に該当することとなるときは決定又は賦課決定若しくは変更決定に伴い次 決定等の通知を受けた日を記載しなければならか、その修正申告書を提出した日又はその更正 する更正請求書には、同項に規定する事項のほ 場合においては、同法第二十三条第三項に規定 額につき更正の請求をすることができる。この 限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金 う。) の通知を受けた日の翌日から二月以内に 定(以下この項において「更正決定等」とい 若しくは決定若しくは賦課決定若しくは変更決 は、その修正申告書を提出した日又はその更正 は、その修正申告書の提出若しくは更正若しく 項において「変更決定」という。)を受けた者 同条第二項に規定する変更する決定(以下この の項において「賦課決定」という。)若しくは 条第一項(賦課決定)に規定する決定(以下こ 税貨物に係る消費税につき国税通則法第三十二 は決定を受けた者又は同条第二項に規定する課 き、修正申告書を提出し、若しくは更正若しく 、べき同項第一号又は第二号に掲げる金額につ 第四十七条第一項の規定による申告書に記載

条第一項第四号又は第六号に掲げる金額が過 期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五 大となる場合 その修正申告書又は更正決定等に係る課税

条第一項第七号に掲げる金額が過少となる 期間で決定を受けた課税期間に係る第四十五 その修正申告書又は更正決定等に係る課税 2

#### 第五章 雑則

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合に該 (小規模事業者の納税義務の免除が適用されな へなつた場合等の届出)

なければならない。 該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出し る者は、その旨を記載した届出書を速やかに当 当することとなつた場合には、当該各号に定め 課税期間の基準期間における課税売上高

課税売上高をいう。次号及び第二号の二にお いて同じ。)が千万円を超えることとなつた (第九条第一項に規定する基準期間における 2

場合(第九条の二第一項、第十条第一項若し 務が免除されなくなつた場合を含む。) 当該 ら第六項までの規定により消費税を納める義 くは第二項、第十一条又は第十二条第一項か

項の登録を受けている場合を除く。) 当該事 より届出書を提出している場合及び次条第一 に該当する場合並びに第九条第四項の規定に 千万円以下となつた場合(次号に掲げる場合 課税期間の基準期間における課税売上高が

規定の適用を受ける課税期間の基準期間にお二の二 第十二条の四第一項から第三項までの る場合を除く。) 当該事業者 ている場合及び次条第一項の登録を受けてい ける課税売上高が千万円以下となつた場合 (第九条第四項の規定により届出書を提出し

三 事業者 (第九条第一項本文の規定により消 り消費税を納める義務が免除される者を除 四十二条第九項又は第四十五条の二第二項の項、第十九条第三項、第三十七条第五項、第 く。) が死亡した場合 当該死亡した個人事 書を提出している場合を除く。) 当該事業者 規定により事業を廃止した旨を記載した届出 費税を納める義務が免除される事業者を除 業者の相続人 く。)が事業を廃止した場合(既に同条第五 個人事業者(第九条第一項本文の規定によ

五. が合併により消滅した場合 当該合併に係る税を納める義務が免除される法人を除く。) 法人(第九条第一項本文の規定により消費

規設立法人に該当することとなつた場合には、 法人又は第十二条の三第一項に規定する特定新 ならない。 の納税地を所轄する税務署長に提出しなければ その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者 事業者が第十二条の二第一項に規定する新設

(適格請求書発行事業者の登録等)

第五十七条の二 国内において課税資産の譲渡等 を行い、又は行おうとする事業者であつて、第 とができる。 業者を除く。)は、税務署長の登録を受けるこ 付をしようとする事業者(第九条第一項本文の 五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交 規定により消費税を納める義務が免除される事

省令で定める事項を記載した申請書をその納税 前項の登録を受けようとする事業者は、 財務

事前通知等)に規定する税務代理人がな

請書を当該税務署長に提出しなければならな とするときは、政令で定める日までに、当該申 者が、同項本文の規定の適用を受けないことと 定により消費税を納める義務が免除される事業 地を所轄する税務署長に提出しなければならな なる課税期間の初日から前項の登録を受けよう 。この場合において、第九条第一項本文の規

3 登録をしなければならない。 定により登録を拒否する場合を除き、第一項の合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規 税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場

4 された事項を速やかに公表しなければならな める事項を登載してするものとする。この場合 簿に氏名又は名称、登録番号その他の政令で定第一第一項の登録は、適格請求書発行事業者登録 より、当該適格請求書発行事業者登録簿に登載 において、税務署長は、政令で定めるところに

5 当該各号に定める事実に該当すると認めるとき 事業者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ 税務署長は、第一項の登録を受けようとする 当該登録を拒否することができる。

外事業者をいう。次号及び次項において同 じ。) 以外の事業者である場合 次に掲げる の他これらに準ずるものを国内に有しない国 いずれかの事実 て行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所そ 当該事業者が特定国外事業者(国内にお

管理人の届出をしていないこと。 に限る。) が同条第二項の規定による納税 項(納税管理人)の規定の適用を受ける者 当該事業者(国税通則法第百十七条第

日から二年を経過しない者であること。 て罰金以上の刑に処せられ、その執行を終 当該事業者が、この法律の規定に違反し り、又は執行を受けることがなくなつた

次に掲げるいずれかの事実 当該事業者が特定国外事業者である場合 代理をいう。次項第二号ハにおいて同じ。) 和二十六年法律第二百三十七号)第二条第 第三項第二号(納税義務者に対する調査の の権限を有する国税通則法第七十四条の九 一項第一号(税理士の業務)に掲げる税務 消費税に関する税務代理(税理士法(昭

項の規定による納税管理人の届出をしてい 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納 当該事業者が国税通則法第百十七条第二

の登録を取り消され(次項第二号ホ又はへ 額の徴収が著しく困難であること。 に掲げる事実のいずれかに該当した場合に 当該事業者が、次項の規定により第一項

限る。)、その取消しの日から一年を経過し

日から二年を経過しない者であること。 わり、又は執行を受けることがなくなつた ない者であること。 て罰金以上の刑に処せられ、その執行を終 当該事業者が、この法律の規定に違反し

る第一項の登録を取り消すことができる。 認めるときは、当該適格請求書発行事業者に係 行事業者が当該各号に定める事実に該当すると 税務署長は、次の各号に掲げる適格請求書発 特定国外事業者以外の事業者である適格請

求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実 在不明であること。 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止 当該適格請求書発行事業者が一年以上所

したと認められること。

る。)が合併により消滅したと認められる 当該適格請求書発行事業者(法人に限

管理人の届出をしていないこと。 第百十七条第一項の規定の適用を受ける者 に限る。) が同条第二項の規定による納税 当該適格請求書発行事業者(国税通則法

規定に違反して罰金以上の刑に処せられた 当該適格請求書発行事業者がこの法律

よる申請書を提出し、その申請に基づき第 ついて、虚偽の記載をして第二項の規定に 一項の登録を受けた者であること。 前項第一号に定める事実に関する事項に

特定国外事業者である適格請求書発行事業 次に掲げるいずれかの事実

したと認められること。 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止

る。)が合併により消滅したと認められる 第一項の規定による申告書の提出期限まで 当該適格請求書発行事業者(法人に限 当該適格請求書発行事業者の第四十五条

に、当該申告書に係る消費税に関する税務に、当該申告書に係る消費税に関する税務に関する規定の連用)において準可義務等に関する規定の連用)において準理士法第三十条(税務代理の権限の明示)理士法第三十条(税務代理の権限の明示)

- は、当ずんこので国免通判去第十二条第二頁、管理人の届出をしていないこと。 に限る。)が同条第二項の規定による納税に限る。)が同条第二項の規定による納税の限金の適用を受ける者の、当該適格請求書発行事業者(国税通則法
- ・ 混こ目的のでは、 このでは、 こので
- 額の徴収が著しく困難であること。 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納
- をするとさは、その登録又は処分に係る事業者税務署長は、第一項の登録を受けた者であること。一項の登録を受けた者であること。の申請書を提出し、その申請に基づき第よる申請書を提出し、その申請に基づき第のいて、虚偽の記載をして第二項の規定に
- 長に提出しなければならない。

  (本) 適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項 適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項 適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項 で変更があつたときは、その旨を記載した届出 というし、書面によりその旨を通知する。
- 失う。 場合に該当することとなつた場合には、当該各場合に該当することとなつた場合には、当該各場合に該当することとなった場合には、当該各場合に該当することとなった場合には、当該各場合に該当するととなった。
- の取消しを求める旨の届出書をその納税地を当該適格請求書発行事業者が第一項の登録

当該課税期間の翌課税期間の末日の翌日)課税期間の末日までの間にされた場合には、(その提出が政令で定める日の翌日から当該があつた日の属する課税期間の末日の翌日所轄する税務署長に提出した場合 その提出

- を廃止した日の翌日というによりに関るののでは、おいいのでは、おいいのでは、おいいのでは、おいいのでは、おいいのでは、おいいのでは、おいいのでは、おいいのでは、まないでは、まないでは、これでは、これでは、これでは、これで
- 高手続等)高手続等)高用に関し必要な事項は、政令で定める。前各項に定めるもののほか、この条の規定の
- 第五十七条の三 適格請求書発行事業者(個人事業者に限る。以下この条において同じ。)が死亡した場合には、第五十七条第一項の規定にかかわらず、同項第四号に定める者は、同号に掲げる場合に該当することとなつた旨を記載したげる場合に該当することとなった旨を記載したがる場合には、第五十七条第一項の規定にかばならない。
- 効力を失う。 
   適格請求書発行事業者が死亡した場合における場合を除き、前項の規定による届出書が提ける場合を除き、前項の規定による届出書が提る前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受る前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受いる前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受いる前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受いる前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受いる前条第一項の登録は、次項の規定の適用を受いる前条第一項の登録は、
- の翌日から四月を経過する日のいずれか早い日相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該が前条第一項の登録を受けた日の前日又は当該継した相続人(適格請求書発行事業者を除く。)

- 人の登録番号とみなす。 という。) については、当該相続人を同条第四項の登録番号を当該相続(同条第十項(第一号に係る部分に限る。)を除(同条第十項(第一号に係る部分に限る。)を除項の登録を受けた事業者とみなして、この法律項の登録を受けた事業者とみなして、この法律事業者に係る同条第一という。) については、当該相続人を同条第一という。) については、当該相続人を同条第一という。)
- う。 
  日登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失に係る前条第一項の登録は、当該相続人のみなに係る前条第一項の登録は、当該相続人の被相続人 前項の規定の適用を受けた相続人の被相続人
- で定める。

  で定める。

  で定める。

  で定める。

  の条の規定の適用に関し必要な事項は、政令における棚卸資産に係る消費税額の調整その他の。

  のの表の規定の適用に関し必要な事項は、政令における棚卸資産に係る消費税額の調整その他のである。

(適格請求書発行事業者の義務)

第五十七条の四 る事業者を除く。以下この条において同じ。) 譲渡等を行つたものとされる場合その他政令で七条第一項又は第二項本文の規定により資産の 消費税が免除されるものを除く。以下この条に 八条第一項その他の法律又は条約の規定により 六までにおいて「適格請求書」という。) の交 その他これらに類する書類(以下第五十七条の 文の規定により消費税を納める義務が免除され の譲渡等を受ける他の事業者(第九条第一項本 定める場合を除く。) において、当該課税資産 規定により資産の譲渡とみなされる場合、第十 おいて同じ。)を行つた場合(第四条第五項の において課税資産の譲渡等(第七条第一項、第1五十七条の四 適格請求書発行事業者は、国内 で定めるものを行う場合は、この限りでない。 することが困難な課税資産の譲渡等として政令 付を求められたときは、当該課税資産の譲渡等 から次に掲げる事項を記載した請求書、納品書 に係る適格請求書を当該他の事業者に交付しな ・業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付 いればならない。ただし、当該適格請求書発行 登録番号(第五十七条の二第四項の登録番号 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 適格請求書発行事業者は、

- 四、課税資産の譲渡等に係る税抜価額(対価と軽減対象課税資産の譲渡等である旨)軽減対象課税資産の譲渡等である旨)容(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資ニ、課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内土の
- 四 課税資産の譲渡等に係る税抜価額(対価と 税率に七十八分の百を乗じて得た率をいう。 率(第二十九条第一号又は第二号に規定する び第三項第四号において同じ。)を税率の異 相当する額を含むものとする。次項第四号及 金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経 額を含まないものとする。次項第四号及び第 るべき消費税額及び当該消費税額を課税標準 益の額とし、課税資産の譲渡等につき課され 金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利 次項第五号及び第三項第五号において同じ。) なるごとに区分して合計した金額及び適用税 課税標準として課されるべき地方消費税額に き課されるべき消費税額及び当該消費税額を 済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につ 三項第四号において同じ。)又は税込価 として課されるべき地方消費税額に相当する して収受し、又は収受すべき一切の金銭又は (対価として収受し、又は収受すべき一切 消費税額等(課税資産の譲渡等につき課さ  $\mathcal{O}$
- 本事質の交付を受ける事業者の氏名又は名が が項第五号及の第三項第五号において同じ。)五 消費税額等(課税資産の譲渡等につき課さ るごとに区分して合計した金額ごとに政令で るごとに区分して合計した金額ごとに政令で るごとに区分して合計した金額ごとに政令で るごとに区分して合計した金額でとい政令で るごとに区分して合計した金額を課税標 準として課されるべき地方消費税額を課税標 が項第五号及の第三項第五号において同じ。)
- た 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 2 前項本文の規定の適用を受ける場合におい て、同項の適格請求書発行事業者が国内におい で定める事業に係るものであるときは、適格 請求書に代えて、次に掲げる事項を記載した請 請求書に代えて、次に掲げる事項を記載した請 諸本書に代えて、次に掲げる事項を記載した請 が書、納品書その他これらに類する書類(以下 が書、納品書その他これらに類する書類(以下 が書、対して が書、対して ができる。
- 登録番号 一 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
- 課税資産の譲渡等を行つた年月日
- 容(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資 三 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内

をいう。次項第一号及び第三項第一号にお

産の譲渡等である場合には、資産の内容及び |減対象課税資産の譲渡等である旨)

価額を税率の異なるごとに区分して合計した 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込

算した金額をいう。)又は適用税率 消費税額等(前項第五号の規定に準じて計

3 で定める場合は、この限りでない。 の返還等の金額が少額である場合その他の政令 産の譲渡等を行う場合、当該売上げに係る対価 適格返還請求書を交付することが困難な課税資 の性質上当該売上げに係る対価の返還等に際し ただし、当該適格請求書発行事業者が行う事業 求書」という。)を交付しなければならない。 類する書類(以下この条において「適格返還請 事項を記載した請求書、納品書その他これらに 還等を受ける他の事業者に対して、次に掲げる求書発行事業者は、当該売上げに係る対価の返 項に規定する売上げに係る対価の返還等をい 売上げに係る対価の返還等(第三十八条第一 以下この項において同じ。)を行う適格請 7 6

適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び

資産の譲渡等を行つた年月日 び当該売上げに係る対価の返還等に係る課税 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及

渡等である旨) には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲 渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合 上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲 の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該売 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産

又は税込価額を税率の異なるごとに区分して 合計した金額 売上げに係る対価の返還等に係る税抜価額

費税額等(第一項第五号の規定に準じて計算 した金額をいう。) 又は適用税率 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消

修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格 らの書類の記載事項に誤りがあつた場合には、 返還請求書を交付しなければならない。 これらの書類を交付した他の事業者に対して、 求書を交付した適格請求書発行事業者は、これ 適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請

5 て、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁 簡易請求書又は適格返還請求書の交付に代え 適格請求書発行事業者は、 適格請求書、適格

> 当該電磁的記録として提供した事項に誤りがあ う。以下第五十七条の六までにおいて同じ。) 的記録(電子計算機を使用して作成する国税関 を提供することができる。この場合において、 係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 つた場合には、前項の規定を準用する。 二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をい

る方法によるものとする。 書発行事業者は、政令で定めるところにより、 還請求書を交付し、又はこれらの書類に記載す 電磁的記録の保存については、財務省令で定め これらの書類の写し又は当該電磁的記録を保存 べき事項に係る電磁的記録を提供した適格請求 しなければならない。この場合において、当該 適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返

求書の記載事項その他前各項の規定の適用に関 し必要な事項は、政令で定める。 適格請求書、適格簡易請求書及び適格返還請

(適格請求書類似書類等の交付の禁止)

第五十七条の五 適格請求書発行事業者以外の者 に限る。)を、それぞれ他の者に対して交付し、録(第二号に掲げる書類の記載事項に係るもの 的記録(第一号に掲げる書類の記載事項に係る 二号に掲げる書類及び第三号に掲げる電磁的記 ものに限る。)を、適格請求書発行事業者は第 は第一号に掲げる書類及び第三号に掲げる電磁 又は提供してはならない。

それのある表示をした書類 書又は適格簡易請求書であると誤認されるお 適格請求書発行事業者が作成した適格請求

偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易

三 第一号に掲げる書類の記載事項又は前号に 付の禁止) (任意組合等の組合員による適格請求書等の交 掲げる書類の記載事項に係る電磁的記録

第五十七条の六 民法 (明治二十九年法律第八十 条において「任意組合等」という。)の組合員 あつてこれらの組合に類似するもの(以下この 合又は外国の法令に基づいて設立された団体で 号)第二条(定義)に規定する有限責任事業組 合契約に関する法律(平成十七年法律第四十 投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組 律第九十号)第二条第二項(定義)に規定する 業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法 定する組合契約によつて成立する組合、投資事 九号)第六百六十七条第一項(組合契約)に規

> 産の譲渡等については、この限りでない。 員の納税地を所轄する税務署長に提出したとき 政令で定めるところにより、当該業務執行組合 項において「業務執行組合員」という。)が、 意組合等の業務を執行する政令で定める者(次 合において、その旨を記載した届出書を当該任 組合員の全てが適格請求書発行事業者である場 供してはならない。ただし、当該任意組合等の の書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を提 若しくは適格簡易請求書を交付し、又はこれら わらず、当該任意組合等の事業として国内にお である適格請求書発行事業者は、第五十七条の は、当該提出があつた日以後に行う当該課税資 いて行つた課税資産の譲渡等につき適格請求書 1第一項本文、第二項又は第五項の規定にかか

2 て、当該任意組合等の業務執行組合員は、当該だし書の規定は、適用しない。この場合におい 速やかに、その納税地を所轄する税務署長に提 該当することとなった旨を記載した届出書を、 後に行う課税資産の譲渡等については、同項た なつたときは、当該該当することとなつた日以 任意組合等が次に掲げる場合に該当することと 出しなければならない。 前項ただし書の規定による届出書を提出した

に組合員として加入させた場合 適格請求書発行事業者以外の事業者を新た

3 る第五十七条の四の規定の適用に関し必要な事 前二項に定めるもののほか、任意組合等に係 請求書発行事業者でなくなつた場合 当該任意組合等の組合員のいずれかが適格

(帳簿の備付け等)

項は、政令で定める。

第五十八条 事業者 (第九条第一項本文の規定に 除く。)又は特例申告者は、政令で定めるとこ の保税地域からの引取りに関する事項を記録 されるものを除く。第六十条において同じ。) 資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物 ろにより、帳簿を備え付けてこれにその行つた より消費税を納める義務が免除される事業者を (他の法律又は条約の規定により消費税が免除 かつ、当該帳簿を保存しなければならな

(申告義務等の承継)

第五十九条 相続があつた場合には相続人は被相 続人の次に掲げる義務を、法人が合併した場合 を、それぞれ承継する。 には合併法人は被合併法人の次に掲げる義務

> 告の義務 (同条第三項の場合に限る。) の規定による申 項、第四十五条第一項又は第四十七条第一項 第四十二条第一項、第四項若しくは第六

義務 前条の規定による記録及び帳簿の保 存

税の特例 (電磁的記録に記録された事項に関する重加

第五十九条の二 事業者により保存されている電 算した金額に限る。) に百分の十の割合を乗じ 当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に 係る事実」という。) 以外のものがあるときは、 又は仮装された事実に係るものに限る。以下こ 的記録に記録された事項に係るもの(隠蔽し、 事実で当該期限後申告等の基因となる当該電磁 るべき税額(その税額の計算の基礎となるべき の規定にかかわらず、これらの規定により計算 条第一項及び第二項の重加算税の額は、これら た場合において、同法第六十八条第一項又は第 税につき国税通則法第十八条第二項(期限後申 その他の政令で定めるものをいう。 磁的記録(第八条第二項に規定する電磁的記録 て計算した金額を加算した金額とする。 基づく税額として政令で定めるところにより計 の項において「電磁的記録に記録された事項に 二項(重加算税)の規定に該当するときは、同 項において「期限後申告等」という。)があつ の提出、同法第二十四条(更正)若しくは第二 九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書 告)に規定する期限後申告書若しくは同法第十 した金額に、これらの規定に規定する基礎とな 二十五条(決定)の規定による決定(以下この 十六条(再更正)の規定による更正又は同法第 において同じ。)に記録された事項に関し消費 以下この

(国、地方公共団体等に対する特例) で定める。 2

前項の規定の適用に関し必要な事項は、

第六十条 国若しくは地方公共団体が一般会計に 業務として行う事業とみなす。 を設けて行う事業については、一般会計に係る する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計が行う事業とみなして、この法律の規定を適用 共団体が特別会計を設けて行う事業について 係る業務として行う事業又は国若しくは地方公 を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計 は、当該一般会計又は特別会計ごとに一の 法人

2 課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取 国又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、

れたものとすることができる。
の費用の支払をすべき会計年度の末日に行わりの費用の支払をすべき会計年度の末日に行わ課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその資産のりは、政令で定めるところにより、その資産の

- 出した場合には、当該特例申告書を提出した日取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提 規定により消費税を納める義務が免除される者 事業を行う場合に限る。)、別表第三に掲げる法国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて 少でない場合として政令で定める場合に該当す 当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅 おける資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第 かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間に の項において「特定収入」という。)があり、 以外の収入(政令で定める収入を除く。以下こ の属する課税期間において資産の譲渡等の対価 又は特例申告に関する決定の通知を受けた日) 税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引 を保税地域から引き取る場合において、当該課 を除く。)が課税仕入れを行い、又は課税貨物 人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の 一項に規定する対価の額をいう。)の合計額に 8
- 費税額とみなす。 費税額とみなす。 費税額とみなす。
- ところにより計算した金額を控除して控除しき入れ等の税額から同項に規定する政令で定める 前項の場合において、同項に規定する課税仕

う場合(専ら他の事業者に課税資産の譲渡等をものを除く。以下この条において同じ。) を行

脱額に加算する。 して同項の課税期間の課税標準額に対する消費 金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなれない金額があるときは、当該控除しきれない

- 同額とみなす。 同額とみなす。 同額とみなす。
- 規定は、適用しない。
  ・・国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二人の場合には、第九条、第四十二人の場合には、適用しない。
- 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体 (特別会計を設けて行う事業に限る。) 又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定める とのの第四十二条第一項、第四項若しくは第六年、別表第三に掲げる法人のうち政令で定める (本、別表第三に掲げる法人のうち政令で定める (本、別表第三に掲げる法人のうち政令で定める (本、別表第三に掲げる法人のうち政令で定める (本、別表第三に掲げる法人のうち政令で定める (本の第一次) (本の)) (本の

合を除き、当該課税期間の第四十五条第一項第るときは、第三十七条の規定の適用を受ける場

一号に掲げる消費税額(次項及び第六項におい

第六十二条 特定資産の譲渡等(国内において他の者が行う特定課税仕入れに該当するものに限る。)を行う事業者は、当該特定課税仕入れを行う事業者が第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある旨を表示しなければならない。

より消費税を納める義務が免除される事業者を第六十三条 事業者(第九条第一項本文の規定に(価格の表示)

除く。)は、不特定かつ多数の者に課税資産の

法律又は条約の規定により消費税が免除される譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の

た価格を表示しなければならない。 及び地方消費税額の合計額に相当する額を含め及び地方消費税額の合計額に相当する額を含消費税額の合計額に係る消費税額の価格を表示しなければならない。

#### 第六章 罰則

- に対する消費税を免れようとしたとき。れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物の場所である。
- 一 係りその他不正の行為により、第五十二条 第一項若しくは第五十三条第一項若しくは第五十三条第二項若しくは第五十五条第二項若しくは第五十五条第二項若しくは第五十五条第二項若しくは第五十五条第一項若しくは第五十三条第一項若しくは第五十三条第一項若しくは第五十三条第二項表による還付を受け、又は第五十二条の請求に基づく更正の請求に基づく東正の行為により、第五十二条の請求に基づく更正の請求に基づくしまる。
- 2 前項第二号の罪の未遂(第五十二条第一項には、罰する。)を提出した場合に限る。)を提出した場合に限る。)するものに限る。)を提出した場合に限る。)するものに限る。)を提出した場合に限る。)が項第二号の罪の未遂(第五十二条第一項に
- 3 前二項の犯罪(第一項第一号に規定する保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額が千万円を超え当情状により、前二項の罰金は、千万円を超え当情状により、前二項の罰金は、千万円を超え当時状により、前二項の罰金は、千万円を超える場所で相当する金額が千万円を超える場合には、第一項第一号に規定する保税

これを併科する。 懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又は懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、五年以下のまでに提出しないことにより消費税を免れた場

- 金額以下とすることができる。
  一部では、五百万円を超え当該消費税に相当する百万円を超える場合には、情状により、同項の再が仕入れに対する消費税に相当する金額が五課税仕入れに対する消費税に相当する金額が五
- 役又は五十万円以下の罰金に処する。 には、その違反行為をした者は、一年以下の懲第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合
- 一 第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定に書の大事の大事の表記を受けた者若しくは媒介をする者がその委託を受けた者若しくは媒介をする者が、ないでの委託を受けた者若しくは媒介をする者が、ないでの委託を受けないで同項の物品の譲渡だし書の承認を受けないで同項の物品の譲渡が、第八条第四項本文の規定に違反して同項た
- 等と是出したとなる。 の提出期限までに提出せず、又は偽りの申告三 第四十七条第二項の規定による申告書をそ提出したとき。

定による申告書で第四十三条第一項各号に掲

- とき。
  とき。
  とき。
  とき。
- 第六十六条 正当な理由がなくて第四十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その違反行為をした提出しなかつた場合には、その違反行為をした提出しなかつた場合には、その違反行為をしたし、情状により、その刑を免除でした。
- 第六十七条 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、
- の規定の罪についての時効の期間による。 刑を科する場合における時効の期間は、これら又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金 前項の規定により第六十四条第一項、第二項

の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為につきその人格のない社団等を代表用がある場合には、その代表者又は管理人がそ用がある場合には、その代表者又は管理人がそ

#### 丁朝日等)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成 第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成 音が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域 おから引き取られる外国貨物に係る消費税につい 3 で適用する。 3 から引き取られる外国貨物に係る消費税につい 3 で適用する。

三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十一 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第項及び第二項の規定 平成元年三月一日 正条第一項及び第二項が第二項並びに第二十四条第一 解則第二十二条第一項及び第二項、第二十

一 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第一 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十二条がら第四十六条(関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限法第二十四条第三項第二号の改正規定に限法第二十四条第三項第二号の改正規定に限法第二十四条第三項第二号の改正規定に限法第二十四条第三項第二十一条表で、第四十六条(関税)の第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四条を削る改正規定を収等に関する法律第十四条を削る改正規定を収等に関する法律第十四条を削る改正規定を収益を削入の表表を引入の表表を削入の表表を加入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入る表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を削入の表表を加入の表表を削入の表表を加入の表表をしまる。

(旅客運賃等に関する経過措置)

第二条 旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する。 課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを平成元年四月一日(以下「適用日」という。)前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が適用日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等に回用しては、消費税を課さない。

該対価の額の変更を求めることができる旨の

中「を除く」とあるのは「並びに附則第三条第

項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用

を受けるものを除く。)」と、同条第九項第一号

項、第二項本文又は第三項本文の規定の適用

該期間中の対価の額が定められていること。

事業者が事情の変更その他の理由により当

前日に行われたものとみなす。
前日に行われたものとみなす。

により青真等に見たる異菌性 当該役務の提供を受けたものとみなす。 当該役務の提供を受けたものとみなす。 課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は 課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は当該 課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は当該

第三条 事業者が、この法律の施行の日(以下第三条 事業者が、この法律の施行の日(以下第三条 事業者が、この法律の施行の日(以下第三条 事業者が、この法律の施行の日(以下第三条 事業者が、この法律の施行の日(以下第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)を行う場合には、当該増額される前の対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当するという。

事業者が、施行日前に締結した資産の貸付けの期間及び当 事業者が、施行日前に締結した資産の貸付けの期間及び当 事業者が、施行日前に締結した資産の貸付けについては、当該変更後における当該資産の貸付けについては、当該資産の貸付けについては、消費税を課さない。ただし、施行日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行いては、消費税を課さない。ただし、施行日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行いては、消費税を課さない。ただし、施行日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行いては、当該変更後における当該資産の貸付けについては、当該変更後における当該資産の貸付けについては、当該変更後における当該資産の貸付けについては、当該変更の貸付けの期間及び当

■用日以 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ適用日以 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ適用日以 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ適用日以 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ適用日以 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ適用日以 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ適用日以 三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ

あつて、当該役務の提供に先立つて対価の全部 を定めるものに基づき、適用日以後に当該契約 で定めるものに基づき、適用日以後に当該契約 に係る役務の提供を行う場合において、当該契 に係る役務の提供を行う場合において、当該契 に係る役務の提供を行う場合において、当該契 に係る役務の提供を行う場合において、当該契 に係る役務の提供を行う場合において、当該契 に係る役務の提供を行う場合において、当該契約 の内容が次に掲げる要件に該当するときは、 当該役務の提供にた立つて対価の全部 といっただし、施行日以後において当該契約 に係る役務の提供にた立つて対価の全部 といっただし、施行日以後において当該役務の提供に発立して当該契約 は、当該役務の提供に先立つて対価の全部 は、当該役務の提供に発立して当該役務の提供に発立して当該役務の提供に発力によって は、当該役務の提供に発力によって対価のを部 りでない。

められていること。
当該契約に係る役務の提供の対価の額が定

4 これらの規定の適用を受ける課税期間に係る第 用を受けるものを含む。以下この号において同第一項、第二項本文又は第三項本文の規定の適 三十条第二項、第六項若しくは第九項、第三十 用を受ける課税資産の譲渡等を行つた事業者の のは「行つた課税資産の譲渡等(附則第三条第 又は第三項本文の規定の適用を受けるものを除 資産の譲渡等(附則第三条第一項、第二項本文 中「行つた資産の譲渡等」とあるのは「行つた じ。) に共通して要するもの」と、同条第六項 の他の資産の譲渡等に共通して要するもの」と 号において同じ。)にのみ要するもの」と、「そ 文の規定の適用を受けるものを除く。以下この み要するもの」とあるのは「課税資産の譲渡等 三十条第二項第一号中「課税資産の譲渡等にの 第四十五条第一項の規定の適用については、第 二条第一項若しくは第四項、第三十八条第一 く。)」と、「行つた課税資産の譲渡等」とある あるのは「その他の資産の譲渡等(附則第三条 項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は (附則第三条第一項、第二項本文又は第三項本 第一項、第二項本文又は前項本文の規定の適

を受けるものを除く」と、第三十二条第一項第二条第一項中「免除されるものと除く」と、第三十二条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるものを除く」と、第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第三条第一項及び第四十五条第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第三条第の強」を受けるものを除く」と、第四十三条第一項及び第四十五条第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第三条第一項平「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第三条第一項来第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第三条第一項及び

ついて書面により通知するものとする。これらの規定の適用を受けたものであることには、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等が用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合に用を受けた課税資産の譲渡等を行つた場合に

(輸出物品販売場の許可に関する経過措置) (輸出物品販売場の所可に関する経過措置) (輸出物品販売場において、同意を所轄する輸出物品販売場を経営する事業者となるが適用日の前日までに、その納税地を所轄する輸出物品販売場を経営する事業者となろうとする場合には、その旨を政令で定めるところにより、適用日の前日までに、その納税地を所轄する税務署長に届け出たときは、当該輸金を所轄する税務署長に届け出たときは、当該輸出物品販売場の許可に関する経過措置)

経過措置) (小規模事業者に係る納税義務の免除に関する

準期間の初日が施行日前であるときは、この法る課税売上高」という。) については、当該基る課税売上高(次項において「基準期間におけ第五条 第九条第一項に規定する基準期間におけ

について適用する

は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡 条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又 2

り計算する。 ものとして、同条第二項及び第三項の規定によ 律が、当該基準期間の初日から施行されていた

売上高とすることができる を乗じて計算した金額を基準期間における課税 の金額の合計額を控除した残額をいう。)に六 (第二十八条第一項に規定する対価の額をいうにおいて行つた課税資産の譲渡等の対価の額 の期間における課税売上高(当該期間中に国内 十四年一月一日から平成元年二月二十八日まで は、第九条第二項の規定にかかわらず、昭和六 高を計算することにつき困難な事情があるとき 一項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等 前項の規定により基準期間における課税売上 の合計額から当該期間中に行つた第九条第

間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課 出した場合における同項及び同条第六項の規定 四月一日の属する課税期間」とする。 に規定する翌課税期間」とあるのは「平成元年 日の属する課税期間」と、同条第六項中「同項 当該課税期間)」とあるのは「平成元年四月一 の他の政令で定める課税期間である場合には、 税期間が事業を開始した日の属する課税期間そ でに」と、「当該提出をした日の属する課税期 とあるのは「届出書を平成元年三月三十一日ま の適用については、同条第四項中「届出書を」 適用日前にその納税地を所轄する税務署長に提 事業者が、第九条第四項に規定する届出書を 2

の経過措置) (相続があつた場合の納税義務の免除の特例等

第六条 第十条から第十二条までの規定は、施行 対応する期間の初日が施行日前であるときは、 たものとして、これらの規定を適用する。 この法律が、当該期間の初日から施行されてい において、これらの規定に規定する基準期間に 第二項から第五項までの規定の適用がある場合 合併及び分割があつた場合について適用する。 日の翌日以後にこれらの規定に規定する相続、 (割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例 第十一条第二項若しくは第四項又は第十二条 3

る同条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割第七条 第十五条の規定は、適用日以後に行われ 賦販売等について適用する。 等に関する経過措置) 第十六条の規定は、適用日以後に行われる同

> 特例に関する経過措置) (長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の

第八条 事業者が、適用日前に締結した長期工事 ころにより計算した金額に係る部分は、同項の 規定を適用することができる。 規定により既に工事進行基準の方法により経理 ときは、当該長期工事の目的物のうち当該長期 以下この項において同じ。)の請負に係る契約 (第十七条第一項に規定する長期工事をいう。 対応する部分の対価の額として政令で定めると き、適用日の属する年又は事業年度以前の年又 の適用を受ける場合を除く。)において、当該 の引渡しを行う場合(附則第三条第一項の規定 した金額に係るものとみなして、同条第二項の 工事の着手の日から適用日の前日までの期間に 工事進行基準の方法により経理した金額がある は事業年度において第十七条第一項に規定する 事業者が、当該長期工事に係る対価の額につ に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物

とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第 されるものを除く」とあるのは「免除されるも 三十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除 第四十五条第一項の規定の適用については、第 項及び第四十五条第一項中「免除されるもの」 た金額に係る部分を除く」と、第四十三条第一 課税資産の譲渡等のうち同項に規定する計算し の及び附則第八条第一項の規定の適用を受ける 項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は の譲渡等を行つた場合における第三十八条第一 一項の規定の適用を受けるもの」とする。 事業者が前項の規定の適用を受ける課税資産

4 当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のう 用を受ける目的物の引渡しを受けた場合には、 ち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分 た部分に係る対価の額を書面により通知するも けたものである旨及び同項の規定の適用を受け 物の引渡しを行つた場合には、その相手方に対 は、適用日前に引渡しを受けたものとみなす。 のとする。 し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的 事業者が、他の事業者から第一項の規定の適

特例に関する経過措置 (小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の

第九条 る個人事業者が適用日以後に行う資産の譲渡等 及び課税仕入れについて適用する。 第十八条の規定は、同条第一項に規定す

> 第二項(納税地の特例)の規定の適用を受けて れらの規定に規定する書類の提出があつたもの は第二項の規定の適用については、施行日にこ いる個人事業者についての第二十一条第一項又 施行日前に所得税法第十六条第一項又は

|第十||条||適用日から平成四年三月三十||日まで にかかわらず、百分の六とする。

2 前項に規定する普通乗用自動車とは、長さが 三百二十センチメートルを超え、幅が百四十セ 車にあつては、引取り前に一年以上使用されて 用自動車(保税地域から引き取られる乗用自動 転登録)の規定による移転登録を受けている乗 以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移 ものにあつては、使用を開始した日)から一年 送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第 動車(電気を動力源とするもののうち、内燃機 立方センチメートルを超える四輪以上の乗用自 いたものとして政令で定めるもの)以外のもの 付を受けた日(これらの規定の適用を受けない 項(予備検査)の規定により自動車検査証の交 六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四 関を有しないものを除く。)で、初めて道路運 ンチメートルを超え、又は気筒容積が五百五十

3 規定する税率とする。 率は、第二十九条の規定にかかわらず、同項にに係る部分の資産の譲渡について適用される税 定する期間後にその支払の期日が到来するもの該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規 当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の 規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項 適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当 に規定する割賦販売等を行つた場合において、 事業者が、第一項に規定する期間内に同項に

4 三十条第一項、第三十二条第一項第一号及び第 う。) に係る第三十条第一項、第三十二条第一 三十六条第一項中「百三分の三」とあるのは 第三十九条第一項の規定の適用については、第 (以下この条において「普通乗用自動車」とい 第一項の規定の適用を受ける普通乗用自動車 第三十六条第一項、第三十八条第一項及び

(個人事業者の納税地の特例に関する経過措置) 5 第一項中「百三分の三」とあるのは「百六分の 三」とあるのは「百六分の六」と、第三十九条 の三」とあるのは「百分の六」と、「百三分 六」とする。 「百六分の六」と、第三十八条第一項中「百分

動車に係る消費税の税率は、第二十九条の規定 譲渡又は保税地域から引き取られる普通乗用自 の間に国内において行われる普通乗用自動車の (普通乗用自動車の税率等に関する経過措置)

をいう。 6

合計額」と、第四十三条第一項第二号及び第四 るごとに区分した課税標準である金額及びその 条第一項、第四項、第六項又は第八項の規定に 規定する税率が適用される第三項に規定する資 属する課税期間までの各課税期間及び第一項に の属する課税期間から平成四年三月三十一日 は「税率の異なるごとに区分した課税標準額」 である金額の合計額」とあるのは「税率の異な 項を記載したもの及び第四十五条第一項の規定 よる申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事 産の譲渡が行われた各課税期間に係る第四十二 による申告書については、第四十三条第一項第 十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるの 一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準 前二項に定めるもののほか、普通乗用自動 普通乗用自動車の譲渡を行う事業者の適用

読替えその他普通乗用自動車に対するこの法律 に対しこの法律を適用する場合における技術的 入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過 の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め (仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕

措置)

第十二条 第三十二条の規定は、同条第一項の事 域から引き取つた課税貨物につき同条第四項に 業者が、適用日以後に国内において行つた課税 適用する。 規定する消費税額の還付を受けた場合について の返還等を受けた場合又は適用日以後に保税地 仕入れにつき同項に規定する仕入れに係る対価

特例に関する経過措置) (中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除

第十三条 第三十七条第一項に規定する事業者 平成元年三月三十一日までに」と、「当該届出 る同条の規定の適用については、同項中「記載税地を所轄する税務署長に提出した場合におけ 事業を開始した日の属する課税期間その他の 書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間 が、同項に規定する届出書を適用日前にその (当該届出書を提出した日の属する課税期間 した届出書を」とあるのは「記載した届出書を

る翌課税期間」とあるのは「平成元年四月一日 る課税期間」と、同条第三項中「同項に規定す 期間)」とあるのは「平成元年四月一日の属す令で定める課税期間である場合には、当該課税 (売上げに係る対価の返還等をした場合の消費 の属する課税期間」とする。

規定する課税資産の譲渡等につき、同項に規定条第一項の事業者が国内において行つた同項に第十四条第三十八条の規定は、適用日以後に同 税額の控除に関する経過措置)

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過

する売上げに係る対価の返還等をした場合につ

いて適用する。

第十五条 の債権に受け、一項に規定する事実が生じたた規定する課税資産の譲渡等に係る売掛金その他条第一項の事業者が国内において行つた同項に条第一項の事業者が国内において行つた同項に た場合について適用する。 全部又は一部の領収をすることができなくなつ め、当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の する。

(小規模事業者等に係る限界控除に関する経過

「四千五百万円」と、「三千万円」とあるのはては、同条第一項中「六千万円」とあるのは属する課税期間に係る同条の規定の適用につい適用を受ける個人事業者を除く。)の適用日の治十六条 個人事業者(第四十条第三項の規定の 二千二百五十万円」とする。

数」と読み替えるものとする。 一日から当該課税期間の末日までの期間の月課税期間の月数」とあるのは、「平成元年四月て準用する。この場合において、同項中「当該 **前に開始し、適用日以後に終了する法人につい** 第四十条第三項の規定は、課税期間が適用日

る経過措置) (課税資産の譲渡等についての中間申告に関す

第十七条 第四十二条の規定は、適用日の翌日以 ついて適用する。 後に開始する同条第一項に規定する課税期間に

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経

れ及び課税貨物の保税地域からの引取りについ適用日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入第十八条 第六十条第二項及び第三項の規定は、 て適用する。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもの は、政令で定める。のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(公益信託の特例)

第十九条の二 公益信託(公益信託ニ関スル法律 及び課税貨物の保税地域からの引取りをいう。 て同じ。)の委託者又はその相続人その他の一公益信託を除く。)をいう。以下この条におい 資産等取引とみなして、この法律の規定を適用 産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産 般承継人(以下この項において「委託者等」と 第六項(寄附金の損金不算入)に規定する特定 託)に規定する公益信託(法人税法第三十七条 以下この項において同じ。) は当該委託者等の に係る資産等取引(資産の譲渡等、課税仕入れ いう。) は当該公益信託の信託財産に属する資 (大正十一年法律第六十二号) 第一条(公益信

する法人課税信託に該当しないものとする。 (農業協同組合中央会の特例) 公益信託は、第十四条第一項ただし書に規

第十九条の三 則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組 る等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附 令の規定を適用する。 るものは、別表第三第一号に掲げる法人とみな 名称中に農業協同組合中央会という文字を用い 業等に関する特例)の規定により引き続きその 条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事 農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八 県中央会から同条の規定による組織変更をした 合連合会への組織変更)に規定する存続都道府 して、この法律の規定その他の政令で定める法 農業協同組合法等の一部を改正す

#### 号 附 則 (平成元年六月二八日法律第三九

(施行期日)

第一条 する。 この法律は、 平成二年一月一日から施行

#### 号 附 則 抄 (平成元年六月二八日法律第五二

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

#### 号) 則 (平成元年六月二八日法律第五七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。 から

### 則 (平成元年一二月二二日法律第八

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 各号に定める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、

十条、第百二十二条、第百二十四条及び第百 四条及び款名を加える改正規定、同法第百二 定、同法第百十九条の改正規定、 正規定、同法第百十六条の改正規定、同法第 付する改正規定、同条の次に一条を加える改 名の改正規定、同法第百十五条の前に款名を 五条の二及び第百十一条の二の改正規定、同 第七条から第九条まで、第四十五条、 百十八条の次に一条及び款名を加える改正規 法第十章の章名の改正規定、同章第一節の節 第一条中国民年金法目次の改正規定、同法 同条の次に 第九十

それぞれ当該

から三まで

条までの改正規定、同法第十章第三節中同条 第百三十六条及び第百三十七条の改正規定、 の次に一条及び款名を加える改正規定、同法正規定、同法第百三十四条の改正規定、同条 に一条及び款名を加える改正規定、同法第百定、同法第百二十七条の改正規定、同条の次節、第三節及び第四節の節名を削る改正規に款名を付する改正規定、同法第十章第二 同法第百四十三条及び第百四十五条から第百 則」を「第四節 罰則」に改める改正規定、 の次に一条を加える改正規定、「第五節 罰 る改正規定、同法第百四十条から第百四十二 正規定、同法第百三十九条の次に一条を加え 名を加える改正規定、同法第百三十八条の改 同法第十章中第百三十七条の次に一節及び節 三条の改正規定、同条の次に款名を付する改 る改正規定、同法第百三十二条及び第百三十 る改正規定、同法第百二十九条から第百三十 二十五条の改正規定、同法第百二十六条の次 四十八条までの改正規定並びに同法附則第五 二十八条の改正規定、同条の次に一条を加え 一条までの改正規定、同条の次に一条を加え

> 掲げる改正規定を除く。)並びに附則第二十十条の規定、附則第二十一条の規定(前号に 二条の規定 平成三年四月一日 る改正規定を除く。)、附則第十九条及び第二

号 則 (平成二年三月三〇日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、 号 附 則 抄 (平成二年六月二二日法律第三六 公布の日から施行する。

(施行期日等)

1 この法律は、 平成二年十月一日 から施 だ行す

号 附 則 抄 **平** -成二年六月二七日法律第五〇

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 平成三年四月一日から施行

号) 附 則 抄 (平成二年六月二九日法律第六二

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行・ この法律は、公布の日から起算して六月を超

号) 附 則 抄 (平成三年三月三〇日法律第一八

(施行期日)

第一条この法律は、 する。 平成三年七月一日から施行

附 則 (平成三年四月二六日法律第四

号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 までの規定は、公布の日から起算して六月を超 だし、第二十条及び附則第十条から第二十四条 た

則 抄 (平成三年五月一五日法律第七三

(施行期日) 号 附

第一条 この法律は、 する。 平成三年十月一日から施行

(経過措置の原則)

条中国民年金法等の一部を改正する法律附則 条、第六条及び第八条の改正規定並びに第四

第四条、第五条第九号、第三十二条第七項及

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除 日」という。) 以後に国内において事業者が行 の規定は、この法律の施行の日(以下「施 き、改正後の消費税法 (以下「新法」という。)

附則第十七条の規定(前号に掲げる改正規定

附則第十八条の規定(前号に掲げ

費税については、なお従前の例による。 前に保税地域から引き取った外国貨物に係る消 おいて事業者が行った課税仕入れ並びに施行日 者が行った資産の譲渡等及び施行日前に国内に について適用し、施行日前に国内において事業 税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税 事業者が行う課税仕入れ並びに施行日以後に保 う資産の譲渡等及び施行日以後に国内において 3

(小規模事業者に係る納税義務の免除に関する

第三条 施行日以後に開始する消費税法第十九条 該基準期間の初日から施行されていたものとし係る部分に限る。次条において同じ。)が、当 て、新法第九条第二項及び第三項の規定により の譲渡等に該当するもの以外の資産の譲渡等に 政令で定めるもの及び同表第八号に掲げる資産 う。) 別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等で の規定(改正前の消費税法(以下「旧法」とい いては、当該基準期間の初日が施行日前である 期間における課税売上高(次条第一項において う。) に係る新法第九条第一項に規定する基準 に規定する課税期間(以下「課税期間」とい 「基準期間における課税売上高」という。)につ 新法別表第一第七号から第十三号まで

に関する経過措置 (相続があった場合の納税義務の免除の特例等

第四条 施行日以後に消費税法第十条第一項に規 若しくは第三項又は第十二条第一項の規定を適 のとして、新法第十条第一項、第十一条第一項 が、当該基準期間の初日から施行されていたも 新法別表第一第七号から第十三号までの規定 当該基準期間の初日が施行日前であるときは、 係る基準期間における課税売上高については、 は新法第十二条第一項に規定する分割親法人に 合併法人に係る基準期間における課税売上高又 法第十一条第一項若しくは第三項に規定する被 相続人に係る基準期間における課税売上高、新た場合における新法第十条第一項に規定する被 う。) 又は同法第十二条第一項に規定する分割 定する合併(以下この条において「合併」とい う。)、同法第十一条第一項若しくは第三項に規 定する相続(以下この条において「相続」とい (以下この条において「分割」という。) があっ 2 過措置) の特例を受ける場合における非課税に関する経 (延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期

2 以後に開始する課税期間に係る新法第十一条第 合併又は分割があった場合において、施行日

> 二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第 ら施行されていたものとして、新法第十一条第 二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第 から第十三号までの規定が、当該期間の初日か が施行日前であるときは、新法別表第一第七号 おける課税売上高については、当該期間の初日 五項までに規定する基準期間に対応する期間に 五項までの規定を適用する。

令で定める。 二条までの規定の適用に関し必要な事項は、政 分割があった場合における新法第十条から第十 前二項に定めるもののほか、相続、合併又は

を受ける場合における非課税に関する経過措(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例

|第五条 事業者が、施行日前に行った消費税法第 新法別表第一第七号から第十二号までの規定 支払の期日が到来するものがあるときは、当該 賦払金に係る部分の資産の譲渡等については、 賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその 項の規定の適用を受けた場合において、当該割 等に該当するものを除く。)に限る。)につき同 別表第一第七号及び第八号に掲げる資産の譲渡 でに掲げる資産の譲渡等に該当するもの(旧法 賦販売等(新法別表第一第七号から第十二号ま 十五条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割

条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販 する別表第一に掲げるものとみなす。 の譲渡等については、新法第六条第一項に規定 のがあるときは、当該賦払金に係る部分の資産 額で施行日以後にその支払の期日が到来するも 場合において、当該割賦販売等に係る賦払金の のに限る。)につき同項の規定の適用を受けた 業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するも 設を経営する事業において授産活動としての作 害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施 売等(新法別表第一第七号イに規定する身体障 事業者が、施行日前に行った消費税法第十五

第六条 事業者が、施行日前に行った消費税法第 (旧法別表第一第七号に掲げる資産の譲渡等に 付販売等(新法別表第一第七号、第十号及び第 十六条第一項の資産の同項に規定する延払条件 十二号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの

> 件付販売等に係る賦払金の額で施行日以後にそ 規定の適用を受けた場合において、当該延払条 該当するものを除く。)に限る。)につき同項の の規定は、適用しない。 該賦払金に係る部分の資産の譲渡等について の支払の期日が到来するものがあるときは、当 は、新法別表第一第七号、第十号及び第十二号

2 事業者が、施行日前に行った消費税法第十六 設を経営する事業において授産活動としての作害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産施 売等(新法別表第一第七号イに規定する身体障 条第一項の資産の同項に規定する延払条件付販 の資産の譲渡等については、新法第六条第一項 するものがあるときは、当該賦払金に係る部分 払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来 場合において、当該延払条件付販売等に係る賦 のに限る。)につき同項の規定の適用を受けた 業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するも れに関する経過措置) 特例を受ける場合における非課税及び課税仕入 に規定する別表第一に掲げるものとみなす。 (小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の

|第七条 新法第十八条第一項の個人事業者が、施 第十三号までの規定は、適用しない。 三号までに掲げる資産の譲渡等に該当するもの の譲渡等については、新法別表第一第七号から 以後であるときは、当該社会福祉事業等の資産 の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日 下同じ。)につき、当該社会福祉事業等の資産 の譲渡等に該当するものを除く。)をいう。以(旧法別表第一第七号及び第八号に掲げる資産 行日前に行った社会福祉事業等の資産の譲渡等 (資産の譲渡等で新法別表第一第七号から第十

2 定による仕入れに係る消費税額の控除等についれに係る新法第三十条から第三十六条までの規 う。以下同じ。) につき、当該社会福祉事業等 若しくは借り受け、又は社会福祉事業等の資産 事業等の資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、 前に行った社会福祉事業等の仕入れ(社会福祉 ては、なお従前の例による。 以後であるときは、当該社会福祉事業等の仕入 の仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日 の譲渡等に係る役務の提供を受けることをい 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日

3 渡等で新法別表第一第七号イに規定する身体障 前に行った授産作業の資産の譲渡等(資産の譲 新法第十八条第一項の個人事業者が、施行日

> 作業の仕入れに係る費用の額を支出した日が施渡等に係る対価の額を収入した日又は当該授産 以下同じ。) につき、当該授産作業の資産の 業の仕入れについては、新法第三十条から第三 る別表第一に掲げるものとみなし、当該授産 譲渡等については、新法第六条第一項に規定す のをいう。以下同じ。) 又は授産作業の仕入れ 業に基づき行われる資産の譲渡等に該当するも の控除等の適用を受ける課税仕入れに該当しな 十六条までの規定による仕入れに係る消費税額 行日以後であるときは、当該授産作業の資産 譲渡等に係る役務の提供を受けることをいう。 け、若しくは借り受け、又は授産作業の資産 設を経営する事業において授産活動としての 害者授産施設、精神薄弱者授産施設及び授産 (授産作業の資産の譲渡等に係る資産を譲り受 0 譲

措置) 入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過 入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過 (仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の

いものとする。

第八条 事業者が、施行日前に国内において行っ による。 費税額の控除の計算については、なお従前の例返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消 等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の 二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還 た社会福祉事業等の仕入れにつき、新法第三十

2 について適用する。 内において当該授産作業の仕入れを行った場合 の返還等については、施行日以後に事業者が国 に係る同条第一項に規定する仕入れに係る対価 新法第三十二条の規定は、授産作業の仕入れ

三十二条第四項に規定する消費税額の還付を受 掲げる外国貨物に該当するものにつき、新法第 た外国貨物で新法別表第二第六号及び第七号に 算については、なお従前の例による。 けた場合には、当該消費税額の還付に係る同条 の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計 事業者が、施行日前に保税地域から引き取っ

に関する経過措置) に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整 (課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用

第九条 の用に供するため、 が、社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る業務 税を納める義務が免除される事業者を除く。) 業者(新法第九条第一項本文の規定により消費 社会福祉事業等の資産の譲渡等を行う事 施行日前に国内において旧

ものとみなして、同条の規定を適用する。 課税資産の譲渡等に係る業務の用に供している については、新法第三十四条第一項に規定する の用に供している間は、当該調整対象固定資産 整対象固定資産を施行日以後引き続き当該業務 保税地域から引き取った場合において、当該調 日前に調整対象固定資産に該当する課税貨物を 産」という。) の課税仕入れを行い、又は施行 定資産(以下この条において「調整対象固定資 法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固 2

第十条 号及び第七号に掲げる外国貨物に該当するもの 入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域か日前に国内において行った社会福祉事業等の仕 に係る同項の規定による消費税額の調整につい産又は当該外国貨物で棚卸資産に該当するもの で棚卸資産に該当するものを有している場合に ら引き取った外国貨物のうち新法別表第二第六 は、なお従前の例による。 当該社会福祉事業等の仕入れに係る棚卸資 新法第三十六条第一項の事業者が、施行 2

仕入れに係る棚卸資産については、施行日以後新法第三十六条第一項の規定は、授産作業の 仕入れを行った場合について適用する。 に同項の事業者が国内において当該授産作業の

と読み替えるものとする。 併法人が国内」と、「保税地域」とあるのは 業者」とあるのは「個人事業者又は法人」と、 項」とあるのは「第三十六条第三項」と、「事 この場合において、前二項中「第三十六条第一 法人の事業を承継した場合について準用する。 「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」 「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合 人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併 前二項の規定は、新法第三十六条第三項の個 2

項」とあるのは、「第三十六条第五項」と読みいて、第一項及び第二項中「第三十六条第一 となった場合について準用する。この場合にお 定により消費税を納める義務が免除されること 第五項の事業者が、新法第九条第一項本文の規 第一項及び第二項の規定は、新法第三十六条

特例に関する経過措置) (中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の

日以後に開始する課税期間について適用し、

新法第三十七条第一項の規定は、

、施行 施

は、

新法第四十二条第一項、

第四項、

第六項又

行日前に開始した課税期間については、 なお従

の規定による届出書は、新法第三十七条第 の規定による届出書とみなして、 施行日前に提出された旧法第三十七条第 同条の規定を 項項

税額の控除に関する経過措置) (売上げに係る対価の返還等をした場合の消費

第十二条 事業者 (新法第九条第一項本文の規定 は、なお従前の例による。 係る同条の規定による消費税額の控除について た場合には、当該売上げに係る対価の返還等に 業等の資産の譲渡等につき、新法第三十八条第 が、施行日前に国内において行った社会福祉事 を除く。以下この条及び次条において同じ。) 一項に規定する売上げに係る対価の返還等をし により消費税を納める義務が免除される事業者

の棚卸資産に係る消費税額の調整等に関する経

(納税義務の免除を受けないこととなった場合

を行った場合について適用する。 者が国内において当該授産作業の資産の譲渡等 る対価の返還等については、施行日以後に事業 譲渡等に係る同条第一項に規定する売上げに係 新法第三十八条の規定は、授産作業の資産の

措置) (貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過

第十三条 事業者が、施行日前に国内において行 に規定する事実が生じたため、当該社会福祉事金その他の債権につき、新法第三十九条第一項った社会福祉事業等の資産の譲渡等に係る売掛 会福祉事業等の資産の譲渡等に係る同条の規定 には、当該領収をすることができなくなった社 は一部の領収をすることができなくなった場合 業等の資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又 の例による。 による消費税額の控除等については、 なお従前 3

業の資産の譲渡等を行った場合について適用す 譲渡等に係る売掛金その他の債権については、 る。 施行日以後に事業者が国内において当該授産作 新法第三十九条の規定は、授産作業の資産の

第十四条 新法第四十条の規定は、施行日以後に 開始した課税期間については、なお従前の例に開始する課税期間について適用し、施行日前に 置)

(小規模事業者に係る限界控除に関する経過措

る経過措置) (課税資産の譲渡等についての中間申告に関す

第十五条 新法第四十二条及び第四十三条の規定

行日前に開始した場合については、なお従前の始する場合について適用し、当該課税期間が施は第八項に規定する課税期間が施行日以後に開

過措置) (国、地方公共団体等に対する特例に関する経

第十六条 六十条第四項及び第五項」と読み替えるもの 条まで」とあるのは「第三十六条まで並びに第 の末日」と、「額を支出した日」とあるのは入した日」とあるのは「を収納すべき会計年度を受ける国又は地方公共団体」と、「の額を収 が施行日前に行った次に掲げる資産の譲渡等又 「支出をすべき会計年度の末日」と、「第三十六 者」とあるのは「第六十条第二項の規定の適用 一項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体 (仕入れについて準用する。この場合におい 附則第七条中「第十八条第一項の個人事業 附則第七条の規定は、新法第六十条第

社会福祉事業等の資産の譲渡等

第一条

この法律は、

平成五年四月一日から施

施行期日)

社会福祉事業等の仕入れ

授産作業の仕入れ 授産作業の資産の譲渡等

2 例による。 係る消費税額の控除等については、なお従前の六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る新法第三十条から第三十六条まで並びに第 物につき課された又は課されるべき消費税額に 保税地域から引き取った場合には、当該外国貨 該当するものに限る。次項において同じ。)を 別表第二第六号及び第七号に掲げる外国貨物に 又は地方公共団体が施行日前に外国貨物(新法 新法第六十条第二項の規定の適用を受ける国

引き取った外国貨物に係る仕入れに係る消費税 過措置及び当該法人が施行日前に保税地域から号に掲げる資産の譲渡等又は仕入れに関する経 項の規定に準じて、政令で定める。 額の控除等に関する経過措置については、 項に規定する法人が施行日前に行った第一項各 (罰則に関する経過措置) 新法第六十条第三項の規定の適用を受ける同 前二

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの に対する罰則の適用については、なお従前の例れる消費税に係るこの法律の施行後にした行為 附則の規定によりなお従前の例によることとさ による。

(政令への委任)

第十八条 のほか、 新法第九条第四項の規定による届出 附則第二条から前条までに定めるもの

> 出に関する経過措置その他この法律の施行に関 新法第三十七条第一項の規定による届出書の提 の提出、 し必要な経過措置は、政令で定める。 新法第三十条第三項第二号の承認及び

則 (平成四年四月二四日法律第三四

(施行期日) 号

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日 から起算して六月

(平成四年五月六日法律第三九

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 平成四年十月一日から施行

附 則 (平成四年六月三日法律第六七

号 抄

する。 附 則 (平成四年六月五日法律第七三

号) 抄

第一条 この法律は、 (施行期日)

施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から (施行期日) 附 号) 則 抄 (平成四年六月二六日法律第八七 公布の日 から起算して六月

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。 公布の日から起算して一年 いから

号) 附 則 抄 (平成五年五月二一日法律第五

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日 (施行期日) 公布の日から起算して三月

こから

附 則 (平成六年三月三一日法律第二七

号) 抄

(施行期日)

施行する。

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日からR一条 この法律は、公布の日から起算して一月 施行する。

号 附 則 抄 (平成六年六月二九日法律第五六

第一条 この法律は、平成六年十月一日 (施行期日)

第六十七条 この附則に規定するもののほ の法律の施行に伴い必要な経過措置は、 (その他の経過措置の政令への委任) する。 から施行 政令で か、こ

#### 九号) 則 抄 (平成六年一二月二日法律第一〇

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年一月一日 平成九年四月一日から施行する。 から第二十四条まで及び第二十八条の規定は、 する。ただし、第三条の規定並びに附則第七条 から施行 2

第七条 この附則に別段の定めがあるものを除 用日以後に国内において事業者が行う課税仕入 従前の例による。 取った外国貨物に係る消費税については、 課税仕入れ並びに適用日前に保税地域から引き 等及び適用日前に国内において事業者が行った 日前に国内において事業者が行った資産の譲渡 る外国貨物に係る消費税について適用し、適用 れ並びに適用日以後に保税地域から引き取られ 国内において事業者が行う資産の譲渡等及び適 年四月一日(以下「適用日」という。)以後に 下「新消費税法」という。)の規定は、平成九 (消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則) 第三条の規定による改正後の消費税法 なお 议

(小規模事業者に係る納税義務の免除に関する

第八条 事業者が、適用日前に国内において行っ 税額の控除)に規定する売上げに係る対価の返(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費 おける課税売上高の計算については、なお従前納税義務の免除の特例)に規定する基準期間に 例)又は第十二条第二項(分割があった場合の 事業者に係る納税義務の免除)、第十一条第四返還等に係る新消費税法第九条第一項(小規模 還等をした場合には、当該売上げに係る対価の する基準期間中に新消費税法第三十八条第一項 う。以下同じ。)につき、同項第十四号に規定 九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をい た課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第 (合併があった場合の納税義務の免除の特 3

に関する経過措置) (基準期間がない法人の納税義務の免除の特例

第九条 新消費税法第十二条の二 (基準期間がな

い法人の納税義務の免除の特例)

の規定は、

適

こととなった事業者について適用する。 用日以後に同条に規定する新設法人に該当する (旅客運賃等の税率等に関する経過措置)

第十条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催 という。)第二十九条(税率)に規定する税率 等を適用日以後に行うときは、当該課税資産の おいて、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡 者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令 す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の による改正前の消費税法(以下「旧消費税法」 譲渡等に係る消費税については、第三条の規定 で定めるものを適用日前に領収している場合に

ら継続して供給し、又は提供しているものの供規定する電気通信役務をいう。)で適用日前か 及び電気通信役務(電気通信事業法 を約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水 消費税法第二十九条に規定する税率による。 課税資産の譲渡等に係る消費税については、 で定める部分に対応する部分に限る。)に係る 料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等 渡等」という。) にあっては、当該確定したも 用日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定 渡等で適用日から平成九年四月三十日までの間 給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲 九年法律第八十六号)第二条第三号(定義)に にあっては、当該確定した料金のうち当該政令 ののうち、政令で定める部分)の当該確定した において「特定継続供給等に係る課税資産の譲 する日が同月三十日後であるもの(以下この項 に料金の支払を受ける権利が確定するもの(適 事業者が継続的に供給し、又は提供すること (昭和五十 旧 5

成八年十月一日(以下「指定日」という。)の事業者が、昭和六十三年十二月三十日から平 前日までの間に締結した工事(製造を含む。) される前の対価の額に相当する部分に限る。) 係る対価の額が増額された場合には、当該増額 該課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に 約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当 契約を含む。)に基づき、適用日以後に当該契 の請負に係る契約(これに類する政令で定める 条に規定する税率による。 に係る消費税については、旧消費税法第二十九

4 係る契約に基づき、適用日前から適用日以後引 き続き当該契約に係る資産の貸付けを行ってい 定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指

> る場合において、当該契約の内容が、第一号及 日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が 該当するときは、適用日以後に行う当該資産の 産の貸付けについては、この限りでない。 行われた場合には、当該変更後における当該資 貸付けに係る消費税については、旧消費税法第 び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に 二十九条に規定する税率による。ただし、指定

該対価の額の変更を求めることができる旨の 定めがないこと。 該期間中の対価の額が定められていること。

契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ

められていること。 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定

該対価の額の変更を求めることができる旨の 事業者が事情の変更その他の理由により当

6 三分の三」と、新消費税法第三十九条第一項中 る対価の返還等をした場合の消費税額の控除) の控除等)の規定の適用については、新消費税 及び第三十九条第一項(貸倒れに係る消費税額 係る新消費税法第三十八条第一項(売上げに係 本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に 「百五分の四」とあるのは「百三分の三」とす 「百分の三」と、「百五分の四」とあるのは「百 法第三十八条第一項中「百分の五」とあるのは

又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者 の仕入れに係る消費税額の控除の特例)及び第 又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を 等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、 らこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡 受けた場合における新消費税法第三十条第一項 (仕入れに係る消費税額の控除)、第三十二条第 項(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合 事業者が第一項から第三項まで、第四項本文

事業者が事情の変更その他の理由により当

期をあらかじめ定めることができないものである契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時 税法第二十九条に規定する税率による。ただ 該役務の提供に係る消費税については、旧消費 の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当 係る役務の提供を行う場合において、当該契約 の額の変更が行われた場合は、この限りでな 定めるものに基づき、適用日以後に当該契約に は一部が分割して支払われる契約として政令で って、当該役務の提供に先立って対価の全部又 定日の前日までの間に締結した役務の提供に係 し、指定日以後において当該役務の提供の対価 事業者が、昭和六十三年十二月三十日から指 が政令で定める要件に該当していること。 めがないことその他対価に関する契約の内容 でも解約の申入れをすることができる旨の定

第一項から第三項まで、第四項本文又は前項 定めがないこと。

7

当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当

調整)の規定の適用については、これらの規定 ととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の 三十六条第一項(納税義務の免除を受けないこ

これらの規定の適用を受けたものであることに 用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合に とする。 中「百五分の四」とあるのは、「百三分の三」 は、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等が (割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例 ついて書面により通知するものとする。 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の

第十一条 事業者が、適用日前に行った消費税法 の割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた 等の時期の特例)に規定する棚卸資産又は役務 第十五条第一項 (割賦販売等に係る資産の譲渡

を受ける場合における税率等に関する経過

税法第二十九条(税率)に規定する税率によ 資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費 額で適用日以後にその支払の期日が到来するも 場合において、当該割賦販売等に係る賦払金 のがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税

ける場合について準用する。 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受

過措置) の特例を受ける場合における税率等に関する経 (延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時

第十二条 事業者が、適用日前に行った消費税法 税法第二十九条(税率)に規定する税率によ 販売等につき同項の規定の適用を受けた場合に 第十六条第一項(延払条件付販売等に係る資産 資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費 のがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税 額で適用日以後にその支払の期日が到来するも おいて、当該延払条件付販売等に係る賦払金 の譲渡等の時期の特例)に規定する延払条件付

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の用を受ける場合について準用する。 2 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適

・ はいず、 ほどよぶ、 電性 - 1、10間 - 1の前 - 1では、 は間) 特例を受ける場合における税率等に関する経過特例を受ける場合における税率等に関する経過(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の

条(税率)に規定する税率による。 に係る消費税については、旧消費税法第二十九 り計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等 部分の対価の額として政令で定めるところによ 手の日から適用日の前日までの期間に対応する 当該長期工事の目的物のうち当該長期工事の着 り、かつ、同項の規定の適用を受けるときは、 る工事進行基準の方法により経理した金額があ 度以前の年又は事業年度において同項に規定す 対価の額につき、適用日の属する年又は事業年 渡しを行う場合において、当該長期工事に係る づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引 例)に規定する長期工事の請負に係る契約に基 期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特 での間に締結した消費税法第十七条第一項(長 事業者が、指定日から適用日の前日ま

に限る。)について準用する。 第1 に限る。)について準用する。 第2 に限る。)について準用する。 第3 に限る。)について準用する。 第4 に限る。)について準用する。 第5 に限る。)について準用する。 第5 に限る。)について準用する。

措置) 特例を受ける場合における税率等に関する経過 (小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の

用を受ける場合について準用する。 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適

3 消費税額の控除等については、なお従前の例に 対費税額の控除等)の規定による仕入れに係る 法第三十条から第三十六条まで(仕入れに係る 消費税額の控除等)の規定による仕入れに係る 消費税額の控除等)の規定による仕入れに係る 消費税額の控除等については、なお従前の例に はる。

措置) 入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕

第十五条 事業者が、適用日前に国内において行った課税仕入れにつき、適用日以後に新消費税法第三十二条第一項(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等が領額の控除の計算については、なお従前の例において行

過措置)等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経り、

て適用する。

2 前項の規定は、新消費税法第三十六条第三項の個人事業者又は法人が同項の被相続人又は被合併法人の事業を承継した場合について準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)」とあるのは「飼人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人が保税地域」と読み替えるものとする。

項の事業者が、新消費税法第九条第一項本文3 第一項の規定は、新消費税法第三十六条第五

とに区分した課税標準額」とする。

一十事業者の仕入れに係る消費税額の控除のなった場合について準用する。(小規模事業者に係る納税義務の免除)の規定

ては、なお従前の例による。 第十七条 新消費税法第三十七条第一項(中小事 特例に関する経過措置)

同条の規定を適用する。 十七条第一項の規定による届出書とみなして、 十一を第一項の規定による届出書は、新消費税法第三 2 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条

税額の控除に関する経過措置)(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過 第十八条 新消費税法第三十八条第一項(売上げ に係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除につ 後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等 をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等

第十九条 新消費税法第三十九条第一項(貸倒れに係る消費税額の控除等)に規定する事実が生じたため、適用日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった課誌課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった課では、当該領収をすることができなくなった課では、当該領収をすることができなくなった課では、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。(小規模事業者等に係る限界控除に関する経過情置)

第二十条 旧消費税法第四十条第一項(小規模事業者の適用日前に開始し、かつ、適用日以後いては、同条並びに旧消費税法第四十系第一項のび第四十五条(課税資産の譲渡等についての確定申告)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費税法第四十条第一項(小規模事業者等に係る限界控除)に規定する課税期間につの場合において、旧消費税法第四十条第一項(小規模事業者の適用日前に開始し、かつ、適用日以後事業者の適用日前に開始し、かつ、適用日以後

定 定 に終了する同項に規定する課税期間について に終了する同項に規定する課税期間について に終了する同項に規定する課税期間ののの のの計算を控除した月数を乗じて計算した金額 という。)を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数から適用日前の月数」 上いう。)を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の月数がら適用日前の月数」 という。)を乗じて計算した金額と八万円を十二で除しこれに当該課税期間の に終了する同項に規定する課税期間について

する経過措置)(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関

前項」とする。

中「課税標準額」とあるのは「税率の異なるご 三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号 号中「課税標準である金額の合計額」とあるの 新消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事 四項、第六項又は第八項の規定による申告書で 税期間に係る新消費税法第四十二条第一項、第税資産の譲渡等が行われた場合における当該課 場合には、その末日が適用日以後である当該中 が同項の規定により一の課税期間とみなされる 第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間 る金額及びその合計額」と、新消費税法第四十 は「税率の異なるごとに区分した課税標準であ 十三条第一項第一号及び第四十五条第一項 規定による申告書については、新消費税法第四 項(課税資産の譲渡等についての確定申告)の を記載したもの及び新消費税法第四十五条第一 間申告対象期間。以下この項において同じ。) 十九条(税率)に規定する税率が適用される課 においてこの附則の規定により旧消費税法第二 適用日以後に終了する課税期間(新消費税法 消費税に係る課税の適正化の状況、

財政状況等

各号に定める日から施行する。

規定に規定する申告書を提供する場合について 適用日以後に終了する課税期間に係るこれらの 第三項(還付を受けるための申告)の規定は、 新消費税法第四十五条第五項及び第四十六条

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経

第二十二条 消費税法第六十条第二項(国) の対価を収納すべき会計年度の末日が適用日以税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等 率)に規定する税率による。 消費税については、旧消費税法第二十九条(税 後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る る国又は地方公共団体が、適用日前に行った課 公共団体等に対する特例)の規定の適用を受け 、地方

用を受ける場合について準用する。 附則第十条第六項の規定は、前項の規定の適

3 税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払 いては、なお従前の例による。 規定による仕入れに係る消費税額の控除等につ の控除等)並びに第六十条第四項及び第五項の 条から第三十六条まで(仕入れに係る消費税額 きは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十 をすべき会計年度の末日が適用日以後であると る国又は地方公共団体が、適用日前に行った課 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受け

資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置る同項に規定する法人が適用日前に行った課税 については、前三項の規定に準じて、政令で定 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受け

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 第三条の規定の施行前にした行為及 従前の例による。 した行為に対する罰則の適用については、 ととされる消費税に係る同条の規定の施行後に びこの附則の規定によりなお従前の例によるこ なお

(政令への委任)

ののほか、予約販売に係る書籍等に関する経過第二十四条 附則第七条から前条までに定めるも 第二十五条 消費税の税率については、社会保障 等に要する費用の財源を確保する観点、行政及 措置その他第三条の規定の施行に関し必要な経 び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び 政令で定める。

> 認めるときは、平成八年九月三十日までに所要 を総合的に勘案して検討を加え、必要があると 0) 措置を講ずるものとする。

### 一七号) (平成六年一二月一六日法律第

一条第一項、

第六条の二第一項第二号及び第

第二条中関税法の目次の改正規定、

同法第

(施行期日)

附 則 (平成七年五月八日法律: 「施行日」という。)から施行する。 第一条 この法律は、平成七年七月一日 ( 以 下

号 附 律第八七

施行する。 この法律は、更生保護事業法の施行の日 から

号附 則 抄 (平成七年五月一九日法律第九四

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 平成七年七月一日から施行

号附 則 抄 (平成八年三月三一日法律第一 四

(施行期日)

第一条 この法律は、 する。 (平成八年五月二九日法律第五三 平成九年四月一日から施行

(施行期日) 号 附 抄 則

だし、附則第十五条から第四十二条までの規定第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 内において政令で定める日から施行する。は、公布の日から起算して九月を超えない範囲

号附 抄則 (平成八年六月一四日法律第八二

(施行期日)

第一条 する。 (消費税法の一部改正に伴う経過措置) この法律は、平成九年四月一日から施行

第百条 合は、消費税法その他消費税に関する法令の規 げる法人とみなす。 定の適用については、 附則第三十二条第二項に規定する存続組 同法別表第三第一号に掲

号 附 則 (平成八年六月一九日法律第八八

第一条 この法律は、 する。 平成九年四月一日から施行

(施行期日)

号附 則 《平成九年三月二六日法律第五

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 (施行期日) 当該

定、同条の次に二条を加える改正規定、同法改正規定、同条第一項及び第七項の改正規 び附則第六条から第十条までの規定 項を加える改正規定、同法第十四条の二第二 四条第一項及び第二項の改正規定、同条に一 第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十 改正規定、同法第十二条の前に節名を付する 正規定、 条第二項の改正規定、同条に二項を加える改 八条の改正規定、同法第九条の見出し及び同 十七条第五項の改正規定並びに次条第一項及 項、第七十二条、第七十三条第一項及び第七 同法第九条の三及び第十条第二項の 平成九

号 (平成九年五月九日法律第四五

年十月一日

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 法(以下「能開法」という。)の目次、第十五施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進 を超えない範囲内において政令で定める日 第二項」に改める部分を除く。) 並びに附則第 第六条から第八条まで及び第十条から第十六条 限る。) 並びに次条から附則第四条まで、附則 第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に 二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二 名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の 条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第 までの規定、附則第十七条の規定(雇用保険法 の改正規定、第二条の規定(雇用促進事業団法 十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節 (施行期日) 十八条から第二十三条までの規定は、平成十一 (昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条第 十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二 項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二

号) 抄 (平成九年五月九日法律第四八

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成十年一月一日から施

|第七十四条 この法律の施行前にした行為に対す る罰則の適用については、 (罰則に関する経過措置) なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十五条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

号) 附 則 抄 (平成九年五月二三日法律第五九

(施行期 É

第一条 この法律は、 する。 附 則 平 成九年六月四日法律第六八 平成十年四月一日から施

(施行期日) 号) 抄

する。 附 則 (平成九年六月一三日法律第八三

第一条 この法律は、

平成十年四月一日から施

(施行期日) 号 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

た

公布の日から起算して九月を超えない範囲 附則第十五条から第三十七条までの規定

内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成九年六月二〇日法律第九六

月

施行期日) 号)

年四月一日から施行する。 調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに附第十三条 附則第三条第一項に規定する真珠養殖 第一条 この法律は、公布の日から起算して一 三 消費税法 前の例による。 の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従 関しては、この法律の附則の規定による改正後 則第四条第一項に規定する漁業生産調整組合に (所得税法等の一部改正に伴う経過措置) を経過した日から施行する。 だし、 は、公布の日から起算して九月を超えない 一及び二 略

この法律は、介護保険法の施行の日から施行 二四号) 附 則 (平成九年一二月一七日法律第一 抄

する。 (施行期日) 三一号) 附 則 (平成九年一二月一九日法律第一 抄

第一条 この法律は、 する。 平成十年四月一日から施行

四附号訓 則 抄 (平成一〇年三月三一日法律第二

第一条 この法律は、平成十年四月一日 (施行期日)

から施行

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の消費税法 ついては、なお従前の例による。 第十二条第一項に規定する分割があった場合に 行日前に前条の規定による改正前の消費税法 規定する分割があった場合について適用し、施 第十二条の規定は、施行日以後に同条第一項に (以下この条において「旧消費税法」という。) (以下この条において「新消費税法」という。) 5

3 税法第十九条に規定する課税期間(同条第一項事業者の施行日前に開始した課税期間(消費 がないものとした場合の同項に規定する課税期 なお従前の例による。 る棚卸資産又は役務の割賦販売等については、 いて行った旧消費税法第十五条第一項に規定す 間)をいう。以下この条において同じ。)にお している事業者にあっては、当該届出書の提出 第三号又は第四号の規定による届出書の提出を 6

おその効力を有する。この場合において、同条務の割賦販売等については、同条の規定は、な 平成十年九月三十日までの間に開始する課税期 は「旧所得税法」と、「法人税法」とあるのは じ。)」と、同条第二項中「所得税法」とあるの に該当するものを除く。以下この項において同 税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等 正法附則第二十七条の規定による改正後の消費 をしたすべての棚卸資産又は役務(平成十年改 の棚卸資産又は役務」とあるのは 定の適用を受けるため割賦販売等をしたすべて て「旧法人税法」という。)」と、「これらの規 条の規定による改正前の法人税法(次項におい いう。) 第二条の規定による改正前の所得税法 の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四第一項中「所得税法」とあるのは「法人税法等 間において行う同項に規定する棚卸資産又は役 規定の適用を受けている事業者が、施行日から 課税期間において旧消費税法第十五条第一項の施行日以後最初に開始する課税期間の直前の (次項において「旧所得税法」という。)」と、 「法人税法」とあるのは「平成十年改正法第一 以下この項において「平成十年改正法」と 「割賦販売等

税法第四十三条の規定の適用については、 前項の規定の適用がある場合における新消費 旧法人税法」とする。 同条

> のとされる同法附則第二十七条の規定による改 条第三項の規定によりなおその効力を有するも 法律(平成十年法律第二十四号)附則第二十八 十六条第三項及び法人税法等の一部を改正する 第三項中「第十六条第三項」とあるのは、 正前の消費税法第十五条第三項」とする。

る。 行日前に開始した課税期間において行われた旧に規定する長期割賦販売等について適用し、施開始する課税期間において行われる同条第一項 消費税法第十六条第一項に規定する資産の延払 延払条件付譲渡については、なお従前の例によ 条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の 新消費税法第十六条の規定は、施行日以

条第一項に規定する長期工事の請負について 前に締結した請負契約に係る旧消費税法第十七 規定する長期大規模工事の請負及び同条第二項 日以後に締結する請負契約に係る同条第一項に に規定する工事の請負について適用し、施行日 新消費税法第十七条の規定は、事業者が施行 なお従前の例による。

#### 附則 二号) 抄 (平成一〇年四月二二日法律第四

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。

#### 号) 附 則 抄 (平成一○年五月二○日法律第六

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

#### 〇 附 一 号 則 (平成一〇年六月一二日法律第一 抄

第一条 この法律は、 (施行期日)

| 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当|第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施 行する。 (施行期日) 〇七号) 附 則 (平成一〇年六月一五日法律第 抄 平成十一年四月一日から施

該各号に定める日から施行する。 係る部分に限る。)並びに同法第百八十九条 える改正規定(第七十九条の二十九第一項に 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加

> 定を除く。)及び第百八十八条から第百九十律第百四十四号)第四条第七十九号の改正規 百八十七条(大蔵省設置法(昭和二十四年法四十九条、第百五十八条、第百六十四条、第四十年条、第百四十七条、第百四十七条、第百四十十条、第百四十十年、第百四十七条、第百四十十年、第四十十二条、第四十二条 に第二十五条の規定並びに附則第四十条、第に係る部分に限る。)、第二十三条の規定並び 二節第一款の改正規定(第二百六十五条の六規定、第二十二条中保険業法第二編第十章第第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の 四十二条、第五十八条、第百三十六条、第百

第百九十条 附則第二条から第百四十六条まで、 もののほか、この法律の施行に関し必要な経過 措置は、政令で定める。 第百五十三条、第百六十九条及び前条に定める (その他の経過措置の政令への委任)

条までの規定 平成十年七月一日

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一 一〇号)

この法律は、平成十一年四月一日から施行す

る。

0号) 附 則 抄 (平成一一年三月三一日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 九附号訓 則 (平成一一年三月三一日法律第一 平成十一年四月一日から施

第一条 この法律は、 (施行期日) 平成十一年七月一日から施

行する。 〇号) 附 則 抄 (平成一一年三月三一日法律第1

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 は、公布の日から起算して九月を超えない範囲だし、附則第十二条から第四十九条までの規定 内において政令で定める日から施行する。 (施行期日) た

五号) 則 抄 (平成一一年四月二三日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 は、平成十一年十月一日から施行する。 だし、附則第十五条から第三十四条までの規定 た

則 (平成一一年五月二八日法律第五

(施行期日) 六号) 抄

|第一条 この法律は、 行する。 平成十一年十月一日から施

> 0号) 附 則 抄 (平成一一年六月一一日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 附 則 (平成一一年六月一一日法律第七 平成十一年十月一日から施

三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 だし、附則第十七条から第十九条まで及び第二 年十月一日から施行する。 十一条から第六十六条までの規定は、平成十一 公布の日 から施行する。

六号) 附 則 抄 (平成一一年六月一六日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、 内において政令で定める日から施行する。は、公布の日から起算して六月を超えない 附則第十七条から第七十二条までの規定 範囲 た

七号) 附 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日から施

え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると ては、地方分権を推進する観点から検討を加 に規定する第一号法定受託事務については、で

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて 必要な措置を講ずるものとする。 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

〇四号) 則 (平成一一年七月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 ら施行する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法 施行に関し必要な事項は、 政令で定める。

(政令への委任)

#### 一七号) 則 (平成一一年七月三〇日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して三月

## 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第 一六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 公布の日 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

#### 二二〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

第一条 この法律 (第一条を除く。) は、平成十 する。 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 三年一月六日から施行する。ただし、次の各号

(政令への委任) 第十一条の規定 平成十三年四月一日

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の 施行に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則 0号) 抄 (平成一二年三月三一日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正 条第六号に掲げる規定の施行の日から施行す する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一

#### 附 則 (平成一二年三月三一日法律第二

(施行期日) 六号) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 行する。ただし、第二条の規定、第三条中関税 とする改正規定、同法第七条の三の改正規定、 七条の四の改正規定、同条を同法第七条の十六 条の五を第七条の十七とする改正規定、同法第 法の目次の改正規定、同法第二章第二節中第七

> 関税暫定措置法第十条の三及び第十条の四の改まで(許可」に改める部分に限る。)、第四条中 条までの規定については、平成十三年三月一日 三条の三とし、同法第百十三条の次に一条を加 同条を同法第七条の十五とする改正規定、同法 正規定並びに附則第五条及び第七条から第十六 条の三」に、「第六号まで(許可」を「第七号 書を提出期限までに提出しない罪)、第百十三 百十三条の二」を「第百十三条の二(特例申告 の改正規定、同法第百十七条の改正規定(「第 える改正規定、同法第百十五条及び第百十六条 の改正規定、同法第百十三条の二を同法第百十 四条、第五十八条の二(見出しを含む。)、第六 十三条まで、第十四条、第十四条の二、第二十 規定、同法第九条、第九条の二、第十条から第 四とし、同法第七条の次に十二条を加える改正 から施行する。 十二条、第七十三条、第九十七条及び第百五条 十二条の十五、第六十七条、第六十八条、第七 第七条の二の改正規定、同条を同法第七条の十

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の消費税法第 内において行った課税仕入れ及び同日前に保税貨物に係る消費税について適用し、同日前に国入れ及び同日以後に保税地域から引き取る課税 地域から引き取った課税貨物に係る消費税につ 十三年三月一日以後に国内において行う課税仕 三十条の規定は、同条第一項の事業者が、平成 いては、なお従前の例による。

## 則 (平成一二年四月七日法律第三九

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一月 則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附 月六日から施行する。 第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第 (施行期日) 十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一

#### 九附号 則 則 (平成一二年四月二六日法律第四

第一条 この法律は、 行する。 (施行期日) 平成十三年一月六日から施

#### 七号訓 則 (平成一二年五月三一日法律第九

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日(以第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 下 「施行日」という。)から施行する。

第六十四条 この法律 (附則第一条ただし書の規 それぞれの法律(これに基づく命令を含む。以 改正後のそれぞれの法律の相当の規定によって れぞれの法律の規定に相当の規定があるもの 処分、手続その他の行為であって、改正後のそ 下この条において同じ。)の規定によってした は、この附則に別段の定めがあるものを除き、 定にあっては、当該規定)の施行前に改正前の したものとみなす。 (罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規 こととされる場合におけるこの法律の施行後に 及びこの附則の規定によりなお従前の例による 定にあっては、当該規定)の施行前にした行為 従前の例による。 した行為に対する罰則の適用については、なお

(その他の経過措置の政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第六十七条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。

#### 号) 附 則 抄 (平成一二年六月七日法律第一一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一三年三月三〇日法律第六

(施行期日) 号)

三 第四条から第十条までの規定並びに附則第 四月一日から施行する。 一及び二 略 法律第百七十二号)第二百六十九条第三項に 及び第二十八条(会社更生法(昭和二十七年 十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条

対する罰則の適用については、なお従前の例に る法人税に係るこの法律の施行後にした行為に 則の規定によりなお従前の例によることとされ

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

る。 併があった場合については、なお従前の例によ 合併があった場合について適用し、同日前に合

2

(処分等の効力)

割があった場合については、なお従前の例によ 税法」という。)第十二条第一項に規定する分 正前の消費税法(以下この条において「旧消費 ついて適用し、同日前に第十条の規定による改 月一日以後に同条第一項に規定する分割等又は 同条第五項に規定する吸収分割があった場合に 新消費税法第十二条の規定は、平成十三年

合については、なお従前の例による。

|第二十三条||附則第二条から前条までに定めるも ののほか、この法律の規定の施行に関し必要な 経過措置は、政令で定める。

## 則 (平成一三年六月一五日法律第五

ら施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日か

(罰則に関する経過措置) 係る部分を除く。)の規定

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附

第二十条 第十条の規定による改正後の消費税法 (以下この条において「新消費税法」という。) 第十一条の規定は、平成十三年四月一日以後に

3 法第三十七条第一項に規定する分割があった場 あった場合について適用し、同日前に旧消費税 十三年四月一日以後に同項に規定する分割等が 新消費税法第三十七条第一項の規定は、平成

お従前の例による。 し、同日前に合併があった場合については、な四月一日以後に合併があった場合について適用 し、同日前に合併があった場合については、 (政令への委任) 新消費税法第四十二条の規定は、平成十三年

0号) 抄

第一条 この法律は、 平成十四年四月一日

(施行期日)

行する。 (罰則に関する経過措置) から施

第三十七条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 為に対する罰則の適用については、 規定については、当該規定)の施行前にした行 例による。 なお従前の

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十八条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で 定める。

#### 五号) 抄 則 (平成一三年六月二七日法律第七

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日 発行される短期社債等について適用する。 「施行日」という。)から施行し、施行日以 (以下

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定 によりなおその効力を有することとされる場合

(その他の経過措置の政令への委任) 適用については、なお従前の例による。 における施行日以後にした行為に対する罰則の

第八条 この附則に規定するもののほか、この法 律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

### 附 則 抄 (平成一三年六月二九日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十三年十月一日から施

### -号 則 抄 (平成一三年七月四日法律第一〇

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日

から施

(施行期日)

行する。

**第百十一条** 存続組合は、消費税法その他消費税 表第三第一号に掲げる法人とみなす。

## 附 則 (平成一三年一一月二八日法律第 一二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行す

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の 規定により従前の例によることとされる場合に 則の適用については、なお従前の例による。 おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰

# 附 則 (平成一三年一二月一二日法律第 一五三号) 抄

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞ 附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のの法律の規定に相当の規定があるものは、この 条において同じ。)の規定によってした処分、 それぞれの法律の相当の規定によってしたもの 手続その他の行為であって、改正後のそれぞれ れの法律(これに基づく命令を含む。以下この 2

(罰則に関する経過措置)

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこ の附則の規定によりなお従前の例によることと

附

(平成一四年七月二六日法律第九

三 号) 則

される場合におけるこの法律の施行後にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の

(経過措置の政令への委任)

第四十四条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

### 五号) 則 抄 (平成一四年六月一二日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施 行する。

(罰則の適用に関する経過措置]

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定にあっては、当該規定。以下この条におい る罰則の適用については、なお従前の例によ 規定によりなお従前の例によることとされる場 て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の

(その他の経過措置の政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第八十五条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。

### 号) 附 抄 則 (平成一四年七月三日法律第七九

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施 行する。

(消費税法の一部改正等に伴う経過措置)

第三十三条 第八条の規定による改正後の消費税 税義務が成立する中間申告書に係る消費税につ いて適用し、施行日前に納税義務が成立した中 法第四十二条第二項の規定は、施行日以後に納 例による。 間申告書に係る消費税については、なお従前の

掲げる事業年度とみなす。 る経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法 人の事業年度とみなされる同項に規定する期間 については、消費税法第二条第一項第十三号に 附則第四条第四項の規定により同項に規定す

(政令への委任)

第三十五条 附則第二条から前条までに定めるも ののほか、この法律の規定の施行に関し必要な 経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

業務」に係る部分に限る。)、第十六条(金属 条並びに附則第六条、第七条、第九条(「及 部分に限る。) の規定 事業団に係る部分に限る。)並びに附則第二 十二条、第二十三条及び第二十五条から第二く。)から第二十一条までの規定、附則第二 条(石油及びエネルギー需給構造高度化対策 鉱業事業団に係る部分に限る。)及び第十八 び第六条の規定による改正後の石油公団法第 定める日 て一年九月を超えない範囲内において政令で 十八条及び第三十条(金属鉱業事業団に係る 特別会計法附則に一項を加える改正規定を除 十九条第一号に掲げる公団所有資産の処分の 十七条までの規定(これらの規定中金属鉱業 第一条 (第二号に係る部分に限る。)、第六 公布の日から起算し

### 八号) 附 則 (平成一四年七月三一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

の規定 公布の日 三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条 を含む。)並びに附則第二十八条第二項、第第一章第一節(別表第一から別表第四まで

二 第五十六条中地方税法第七十二条の五第一 日までの間において政令で定める日 第二第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改削る改正規定、第百二十三条中法人税法別表 法別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を 項第六号の改正規定、第百二十二条中所得税 定 この法律の施行の日(以下附則において 正規定及び第百三十条中消費税法別表第三第 「施行日」という。) から平成十五年九月三十 一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律 場合及びこの附則の規定によりなおその効力を の規定によりなお従前の例によることとされる 有することとされる場合における施行日以後に

|第一条 この法律は、公布の日から起算して三年

一五五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法 律第百五十四号)の施行の日から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法 る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 律の規定により従前の例によることとされる場

### 号) 附 則 抄 (平成一五年三月三一日法律第八

(施行期日)

| 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。

から三まで 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日 イからホまで 略

機構の項を削る部分、産業基盤整備基金の表第三第一号の改正規定(雇用・能力開発 及び労働福祉事業団の項を削る部分を除 削る部分、通信・放送機構の項を削る部分 項を削る部分、中小企業総合事業団の項を 法第五十七条第一項の改正規定及び同法別第六条中消費税法第九条の改正規定、同 従前の例による。 した行為に対する罰則の適用については、 なお

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、 める。 社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、 政令で定 公

### 附 00号) 則 (平成一四年七月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送 達に関する法律(平成十四年法律第九十九号) (罰則に関する経過措置) の施行の日から施行する

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 (その他の経過措置の政令への委任) 則の適用については、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 則 (平成一四年一二月一三日法律第 抄

く。)並びに附則第二十五条及び第三十条

次に掲げる規定 平成十六年一月

一日

び附則第二十七条の規定 第六条中消費税法第十九条の改正規定及略

イからハまで 略 次に掲げる規定 平成十六年三月一日

に限る。) 規定(雇用・能力開発機構の項を削る部分 第六条中消費税法別表第三第一号の改正

イからハまで 次に掲げる規定 平成十六年四月 日日

第三十八条第三項の改正規定に限る。)の 第三十一条及び第百四十二条(国税通則法 る改正規定、同法第六十五条の改正規定並 条の改正規定、同法第五十九条第一号の改第四十四条までの改正規定、同法第四十八 条第一項の改正規定、同法第四十二条から 円」に改める部分に限る。)、同法第三十七 事業団の項を削る部分に限る。) 並びに附 同法第五章中第六十三条の次に一条を加え 正規定、同法第六十条第八項の改正規定、 信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉 びに同法別表第三第一号の改正規定(通 十二条の改正規定(「三千万円」を「千万 法第十条及び第十一条の改正規定、同法第 第六条中消費税法の目次の改正規定、同 第二十六条、第二十八条、第二十九条、 3 の経過措置)

び機械類信用保険法の廃止等に関する法律 (平成十四年法律第百四十六号) の施行の日 イからハまで 次に掲げる規定 中小企業総合事業団法及

規定(産業基盤整備基金の項を削る部分及第六条中消費税法別表第三第一号の改正 び中小企業総合事業団の項を削る部分に限

(小規模事業者に係る納税義務の免除に関する

項及び第四項の規定は、平成十六年四月一日 法(以下「新消費税法」という。)第九条第一 規定する課税期間 いう。) 以後に開始する新消費税法第十九条に (以下附則第三十条までにおいて「適用日」と 第六条の規定による改正後の消費税 (以下この条及び附則第二十

八条において「課税期間」という。)について 適用し、適用日前に開始した課税期間について

課税売上高とすることができる。 計算することにつき困難な事情があるときは、 り、かつ、当該基準期間における課税売上高を 課税期間において第六条の規定による改正前の 返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。) 九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の の合計額から当該期間中に行った新消費税法第 二十八条第一項に規定する対価の額をいう。) った課税資産の譲渡等の対価の額(消費税法第 月一日から同年十二月三十一日までの期間にお 同条第二項の規定にかかわらず、平成十五年十 おいて、当該基準期間の初日が施行日前であ ける課税売上高」という。)を計算する場合に 税売上高(以下この項において「基準期間にお 法第九条第一項に規定する基準期間における課 適用日以後に開始する課税期間につき新消費税 条第一項本文の規定の適用を受けた事業者が、 消費税法(以下「旧消費税法」という。)第九 に四を乗じて計算した金額を基準期間における ける課税売上高(当該期間中に国内において行 適用日以後最初に開始する課税期間の直前の

(相続があった場合の納税義務の免除の特例等 税法第九条第四項の規定による届出書とみなし 法第九条第四項の規定による届出書は、新消費 て、同条の規定を適用する。 平成十五年十月一日前に提出された旧消費税

第二十六条 新消費税法第十条から第十二条(同 く。)までの規定は、これらの規定に規定する 条第三項に規定する特定要件に係る部分を除 事業年度において相続等があった場合について 相続人、合併法人、新設分割子法人、新設分割 合について適用し、適用目前に開始した年又は の条において「相続等」という。)があった場 する相続、合併、分割等又は吸収分割(以下こ る年又は事業年度においてこれらの規定に規定 親法人又は分割承継法人の適用日以後に開始す は、なお従前の例による

(課税期間に関する経過措置)

第二十七条 新消費税法第十九条 (第一項第三号 る年又は事業年度(同項第三号又は第四号の規 部分に限る。) の規定は、適用日以後に開始す の二又は第四号の二の規定による届出書に係る 定による届出書を提出している事業者にあって

2 (課税資産の譲渡等についての中間申告に関す (中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、

附則第十八条から第二十七条まで及び第

(施行期日)

は、これらの規定に定める期間)について適用

る届出書は、新消費税法第十九条第一項第三号 法第十九条第一項第三号又は第四号の規定によ 条の規定を適用する。 又は第四号の規定による届出書とみなして、同 平成十六年一月一日前に提出された旧消費税

第二十八条 新消費税法第三十七条第一項の規定 用し、適用日前に開始した課税期間について 特例に関する経過措置) は、適用日以後に開始する課税期間について適

第一項の規定による届出書は、新消費税法第三 は、なお従前の例による。 同条の規定を適用する。 十七条第一項の規定による届出書とみなして、 適用日前に提出された旧消費税法第三十七条

条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第第二十九条 新消費税法第四十二条及び第四十三 に規定する課税期間が適用日前に開始した場合第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項 後に開始する場合について適用し、旧消費税法 四項又は第六項に規定する課税期間が適用日以 る経過措置) (小規模事業者の納税義務の免除が適用されな については、なお従前の例による。

第三十条 新消費税法第五十七条第一項第一号及 用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合 税期間が適用日以後に開始する場合について適 くなった場合等の届出に関する経過措置) び第二号の規定は、これらの規定に規定する課 (罰則に関する経過措置) については、なお従前の例による。

第三十一条 第六条の規定の施行前にした行為及 ととされる消費税に係る同条の規定の施行後に 従前の例による。 した行為に対する罰則の適用については、なお びこの附則の規定によりなお従前の例によるこ (政令への委任)

第百三十六条 附則第二条から前条までに定める 措置は、政令で定める。 もののほか、この法律の施行に関し必要な経過

三号) 則 (平成一五年五月一六日法律第四

二十九条から第三十六条までの規定は、平成十 六年四月一日から施行する。

# 四号) 則 (平成一五年六月一八日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 で及び第二十一条から第二十三条までの規定 だし、附則第十一条、第十五条から第十八条ま は、平成十六年四月一日から施行する。 た

# 五号) 附 則 (平成一五年六月一八日法律第九 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 条及び第二十条の規定は、平成十六年四月一日 だし、附則第十五条から第十七条まで、第十九8一条 この法律は、公布の日から施行する。た から施行する。

# 〇〇号) 附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十六年七月一日から施

# 附則 一七号) (平成一五年七月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十六年四月一日から施

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの 則の規定によりなお従前の例によることとされ よる。 対する罰則の適用については、なお従前の例に る場合におけるこの法律の施行後にした行為に

第八条 附則第二条から前条までに定めるもの ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置\*八条 附則第二条から前条までに定めるものの は、政令で定める。 (その他の経過措置の政令への委任)

# 九号) (平成一五年七月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成 十五年法律第百十八号) の施行の日から施行す

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この 律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

# 二四号) 則 (平成一五年七月一八日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 は、平成十六年四月一日から施行する。 だし、附則第二十条から第三十四条までの規定

## 附則 抄 (平成一六年三月三一日法律第一

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

# 第一条中題名の次に目次及び章名を付する

まで、第十二条から第十八条まで及び第二十 加える改正規定並びに附則第七条から第十条 則第二項の改正規定並びに同法附則に二項を る改正規定 (第二十三条に係る部分を除く。) 同法第十条の次に三条、三節及び章名を加え から第十条の六までを削る改正規定、同法第 九条及び第十条の改正規定、同法第十条の二 次に章名及び節名を付する改正規定、同法第 の前に章名を付する改正規定、同法第八条の 条の次に章名を付する改正規定、同法第七条 改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第一 三条の規定 平成十六年十月一日 同法本則に一章を加える改正規定、同法附 一条を改め、同条を同法第二十八条とし、

## 則 抄 (平成一六年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十六年四月一日から施

# 則 抄 (平成一六年四月二一日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応 当該各号に定める日又は時から施行する。

う。)の成立の時 人中小企業基盤整備機構(以下 前号に掲げる規定以外の規定 「機構」とい 独立行政法

### 附 則 抄 (平成一六年六月二日法律第七四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

> 年を超えない範囲内において政令で定める日び第十九条の規定 公布の日から起算して二 第四号及び第五十五条を除く。)並びに附則 条第三十号の改正規定を除く。)、第十八条及 省設置法(平成十一年法律第九十三号)第四 第十一条から第十五条まで、第十七条(法務 に第五十一条を除く。)、第四章 (第五十四条 及び第十七条を準用する部分に限る。) 並び 第三条、第八条第一項、第十一条、第十六条 第三章(第一節第一款及び第三款、第三十 附 第三十九条まで、第四十八条(準用通則法 第三十一条、第三十三条、第三十七条か 則 (平成一六年六月九日法律第一〇

# 号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日ま

|第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ れぞれ当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 条までの規定 平成十七年十月一日 条、第五十九条及び第六十七条から第七十二 第四十六条並びに附則第三十九条、第四十 条、第二十九条、第三十七条、第四十条及び 第九条、第十六条、第二十条、第二十三

第七十三条 この法律(附則第一条ただし書に規 した行為に対する罰則の適用については、 従前の例による。 定する規定については、当該規定)の施行前に なお

(その他の経過措置の政令への委任)

|第七十四条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で

# 則 (平成一六年六月一一日法律第

(施行期日)

四条の規定を準用する部分に限る。)及び第三 施行する。

(政令への委任)

行する。 (罰則に関する経過措置) (施行期日) 附則 五〇号) 抄

五五号)

〇四号) 抄での間において政令で定める日から施行する。 (施行期日)

〇五号) 附 抄

|第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施 条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から 十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七 行する。ただし、第十七条第三項(通則法第十

第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則 めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必 第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定 要な経過措置その他この法律の施行に関し必要 な経過措置は、政令で定める。

# (平成一六年一二月一日法律第一

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成一六年一二月三日法律第一 抄

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。 並びに第十九条から第三十二条までの規定は、 から第十七条まで、第十八条第一項及び第三項 だし、附則第十条から第十二条まで、第十四条 (施行期日)

平成十七年十月一日から施行する。 附 (平成一七年七月六日法律第八二

# 号 )

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 行する。

七号) 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、会社法の施行の日から施行す

### 附 一〇二号) 則 (平成一七年一〇月二一日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日 条に一項を加える改正規定、第百二十四条中証置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同ら施行する。ただし、第六十二条中租税特別措 則第八十一条の次に一条を加える改正規定並び ら第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附 券決済制度等の改革による証券市場の整備のた 六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七 に附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第 法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条か 第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同 めの関係法律の整備等に関する法律附則第一条 条及び第九十三条第二項の規定は、 郵政民営化

法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (罰則に関する経過措置

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この 律の施行後附則第二十七条第一項の規定により 前の例による。 条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にし 効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定 条(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失 二条第一項の規定によりなおその効力を有する 限る。)の規定の失効前にした行為、この法律 振替法第七十条(第二号及び第三号に係る部分 よりなおその効力を有するものとされる旧郵便この法律の施行後附則第十三条第一項の規定に 係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、 為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定 れる場合におけるこの法律の施行後にした行 附則の規定によりなお従前の例によることとさ の適用がある場合における郵政民営化法第百四 ものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二 効前にした行為、この法律の施行後附則第四十 十条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失 おその効力を有するものとされる旧公社法第七 の施行後附則第三十九条第二項の規定によりな 預り金寄附委託法第八条(第二号に係る部分に なおその効力を有するものとされる旧郵便振替 に限る。)の規定の失効前にした行為、この法 便為替法第三十八条の八(第二号及び第三号に た行為に対する罰則の適用については、なお従 によりなおその効力を有するものとされる旧

### 三号 則 (平成一七年一一月七日法律第一

(施行期日)

足は、当から施

第一条 この法律は、平成十八年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 一 第五条第一項(居宅介護、行動援護、児童 (サービス利用計画作成費、特定障害者特別第十九項から第二十二項まで、第二章第一節 び第百二十二条の規定 公布の日 給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介 項、第九項から第十五項まで、第十七項及び 係る部分を除く。)、第三項、第五項、第六 デイサービス、短期入所及び共同生活援助に 第百三条、第百十六条から第百十八条まで及 附則第二十四条、第四十四条、第百一条、

護医療費、

基準該当療養介護医療費及び補装

る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及 びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び 八条第一項の規定を同条第三項及び第四項に 限る。)、第百十一条及び第百十二条 (第四十 介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に 特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養 九十六条、第百十条(サービス利用計画作成 第九十五条第一項第二号(第九十二条第二号 条第二号、第九十四条第一項第二号(第九十 部分に限る。)、第三号及び第四号、第九十三 費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る 給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給 部分を除く。)、第五章、第九十二条第一号 医療に係る部分に限る。)、第二章第四節、第 部分に限る。)、第七十条から第七十二条ま 害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る 定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第五 まで(指定障害者支援施設等の設置者及び指 第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第 る部分に限る。)及び第二項、第四十七条、 第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係 る部分に限る。)、第四十四条、第四十五条、 施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係 部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援 援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る ら第四十条まで、第四十一条(指定障害者支 おいて準用する場合を含む。)、第三十八条か条、第三十六条第四項(第三十七条第二項に から第十号までに係る部分に限る。) 及び第 び補装具費の支給に係る部分に限る。)並び 第二項(サービス利用計画作成費、特定障害 に係る部分に限る。)、第二号 (療養介護医療 十五条(療養介護医療及び基準該当療養介護 で、第七十三条、第七十四条第二項及び第七 十条第三項及び第四項、第五十一条(指定障 二項及び第三項並びに同条第四項から第七項 二項(第一号から第三号までに係る部分に限 具費の支給に係る部分に限る。)、第二十八条 に係る部分を除く。)及び第二項第二号、第 二条第三号に係る部分に限る。)及び第二項、 (サービス利用計画作成費、特定障害者特別 三章、第四章(障害福祉サービス事業に係る いて準用する場合に係る部分に限る。)並 特別給付費、特例特定障害者特別給付費、 特定障害者特別給付費、特例特定障害者 (第二号、第四号、第五号及び第八号 (施行期日)

(罰則の適用に関する経過措置)

第百二十一条 この法律の施行前にした行為及び第百二十一条 この法律の施行後にしたとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 

四、次に掲げる規定 平成十八年十月一日一から三まで 略 一から三まで 略 一から三まで 略 まる号に定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施

(予川等だうのに場合)) 内色を多りでなり作引 規定 ホー第六条中消費税法第十六条第二項の改正イからニまで 略

二及び三 略

項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十

一条から第百三十三条までの規定

公布の日

**六十二条** 第六条の現正こよる汝正後の肖貴兇の経過措置) (分割等があった場合の納税義務の免除の特例

の経過措置) の経過措置) の経過措置) の経過措置)

は、同条第一項又は第六項に規定する災害その第六十三条 新消費税法第三十七条の二の規定

第十六条、第十七条、

第十八条第一項及び第

(罰則に関する経過措置) る不適用被災課税期間から適用する。 る不適用被災課税期間又は同条第六項に規定する選択被災課税期間又は同条第六項に規定する可避的をじた日の属する同条第一項に規定到来する場合における当該災害その他やむを得到来する場合における当該災害その他やむを得ない理由のやんだ日が施行日以後に

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げ第二百十一条 この法律の施行後にした行為に対めて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則がて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則する罰則の適用については、当該規定。以下この条におする罰則の適用については、当該規定。以下この条におげる。

**ニョトニ条** この附則こ規定するも(その他の経過措置の政令への委任)

# 〇号) 抄附 則 (平成一八年六月二一日法律第八

(施行期日)

第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二十一第十条並びに附則第四条、第三十三条かられぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、その第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施

二十一条並びに第百二十九条の規定 平成二定す 第百十五条、第百十六条、第百十八条、第百規定 第百一条、第百一条、第百十八条、第五十二条、を得 条、第八十二条、第八十八条、第九十二条、第八十八条、第八十八条、第八十八条より。第三十一条まで、第八十

(罰則に関する経過措置)

十年十月一日

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げ第百三十一条 この法律、所則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。) の施行前にした行為、この附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対するがにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対するまする法律の規定の失効前にした行為に対するに対する法律の規定の失効前にした行為に対するというによりない。

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、の法律の規定に相当の規定があるものは、このの法律の規定に相当の規定によってした処分、の法律の規定に相当の規定によってした処分、の法律の規定によってした処分、の法律の規定によってした処分、とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければないされていないものとみなびこれに基づく命令に別段の定めがあるものをびこれに基づく命令に別段の定めがあるものをがされていないものについては、この法律及当の規定により届出その他の手続をしなければな当の規定により届出その他の手続をしなければない。

(その他の経過措置の政令への委任)

過措置は、政令で定める。 るもののほか、この法律の施行に伴い必要な経 第百三十三条 附則第三条から前条までに規定す

# 一一八号) 抄附 則 (平成一八年一二月二二日法律第

(施行期日)

号) 抄附 (平成一九年三月三〇日法律第六

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 から五まで

次に掲げる規定 平成二十年四月一日

第六条中消費税法第十六条の改正規定

第百八号)の施行の日 次に掲げる規定 信託法 (平成十八年法律

イからホまで 略

に附則第五十二条の規定及び附則第百五十項を次のように改める部分に限る。) 並び 図るための社債等の振替に関する法律等の 四条中株式等の取引に係る決済の合理化を 並びに同法別表第三第一号の表の改正規定 改正規定、同法別表第一第三号の改正規定 定、同法附則第十九条の次に一条を加える (国民年金基金及び国民年金基金連合会の **疋、同法第十四条及び第十五条の改正規第六条中消費税法第九条第四項の改正規** 部を改正する法律附則第百四条の改正

施行の日 正する法律(平成十八年法律第六十五号) lする法律(平成十八年法律第六十五号)の次に掲げる規定 証券取引法等の一部を改

イからハまで

次のように加える部分に限る。) 金の項を次のように改める部分及び農業共 定(証券業協会の項を削り、投資者保護基規定及び同法別表第三第一号の表の改正規 済組合及び農業共済組合連合会の項の前に 第六条中消費税法別表第一第二号の改正

律第百十五号)の施行の日 法律等の一部を改正する法律(平成十八年法 イ及びロ 略 次に掲げる規定 貸金業の規制等に関する

第五十二条 第六条の規定 (附則第一条第七号へ 信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、 ずる信託(遺言によってされた信託にあっては 費税法の規定は、信託法施行日以後に効力が生 に掲げる改正規定に限る。)による改正後の消 (消費税法の一部改正に伴う経過措置) に次のように加える部分に限る。) 改正規定(沖縄振興開発金融公庫の項の次第六条中消費税法別表第三第一号の表の

> たものを含み、新法信託を除く。)については、 た信託にあっては信託法施行日前に遺言がされ なお従前の例による。 行日前に効力が生じた信託(遺言によってされ

(罰則に関する経過措置)

第百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げ の規定によりなお従前の例によることとされる る。 する罰則の適用については、なお従前の例によ 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 る規定にあっては、当該規定。以下この条にお

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五十八条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。

### 則 抄 (平成一九年三月三一日法律第二

附

(施行期日) 0号)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 一から四まで

Ŧi. 法第八条の四第一項の改正規定(「同法第六 において政令で定める日 公布の日から起算して二年を超えない範囲内 附則第十条の規定及び附則第十二条の規定 法律第九条の改正規定、附則第八条の規定、 定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する 日本国における合衆国軍隊の地位に関する協 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 に限る。)並びに次条、附則第六条中日本国 簡易手続)の規定による提示」に改める部分 の規定による通知」を「(郵便物の輸出入の 改正規定 (「(郵便物を受け取つた旨の通知) 部分を除く。)及び同法第八条の六第四項の 十二条」を「同法第六十一条の四」に改める 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置

# 附則 (平成一九年四月二三日法律第三

(施行期日) 0号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

|第百四十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げ る規定については、当該各規定。以下この項に おいて同じ。)の施行前にした行為及びこの附

新法信託を含む。)について適用し、信託法施

対する罰則の適用については、なお従前の例に る場合におけるこの法律の施行後にした行為に 則の規定によりなお従前の例によることとされ

(政令への委任)

第百四十三条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令 で定める。

八号) 則 (平成一九年五月二五日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施 行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるものの は、政令で定める。 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (調整規定)

法(平成十九年法律第七十四号)、株式会社日第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫 定が同一の日に施行されるときは、当該法律のての改正規定がある場合において、当該改正規 社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融 規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会 年法律第六十四号)に同一の法律の規定につい 号)又は地方公営企業等金融機構法(平成十九 本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五 によって改正されるものとする。 機構法によってまず改正され、次いでこの法律

### 附 四号) 則 抄 (平成一九年五月三〇日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 条から第三十四条まで、第三十六条から第四十 八条、第九条第六項、第七項、第十一項及び第 第八項 (同条第七項に関する部分に限る。)、第 六条、第七条第四項、第五項及び第七項、同条 だし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第 年十月一日から施行する。 条、第二十六条から第二十九条まで、第三十一 十二項、第十一条、第十三条第五項、第十六 一条まで並びに第四十七条の規定は、平成二十

号) (平成一九年六月一三日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 める日から布庁する。だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十 九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条 一日までの間において政令で定める日 第二条並びに附則第七条、第八条、 第二十一条から第二十四条まで、第二十

三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六 十七条、第二十五条から第二十八条まで、第一 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第 条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三 十日までの間において政令で定める日 五号) 附 則 (平成一九年六月一三日法律第八

抄

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。 める日から施宁する。だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。 及び二略

十二条から第六十五条までの規定 平成二十三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六 年十月一日

附則 六号) 抄 (平成一九年六月二七日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から から起算して六月

〇〇号) 附 則 (平成一九年六月二七日法律第一

(施行期日)

Iから

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条 第一条 この法律は、 は、旧法適用期間中は、なおその効力を有す の規定による改正前の次に掲げる法律の規定 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日 一から五まで (国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過 略 公布の日 から起算して二月

六 消費税法別表第三第一号の表総合研究開発 機構の

附 号 則 抄 (平成二〇年三月三一日法律第九

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施 号) の公布の日から施行する。 行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の 部を改正する法律(平成二十年法律第二十三

(施行期日)

# (平成二〇年四月三〇日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日 該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 にから施

第六条中消費税法第十七条第二項ただし

三 次に掲げる規定 平成二十一年一月一日 2

次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財 じた日の属する年」を削る部分に限る。) を「第六十六条第二項ただし書」に改め、 書の改正規定(「第六十六条第二項第一号」 「若しくは同項第二号に規定する事由が生

八号)の施行の日(平成二十年十二月一日) 団法人に関する法律(平成十八年法律第四十

部分を除く。)及び附則第二十八条第二項 る部分に限る。)及び同表日本土地家屋調 規定する社会医療法人に限る。)の項に係 査士会連合会の項の次に次のように加える 第四十二条の二第一項(社会医療法人)に 項の前に次のように加える部分(医療法人 (医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) (同表第一号の表沖縄振興開発金融公庫の 第六条中消費税法別表第三の改正規定

九年法律第百九号)の施行の日 イからハまで 略 次に掲げる規定 日本年金機構法 (平成十

(消費税法の一部改正に伴う経過措置) 項の次に次のように加える部分に限る。) 改正規定(日本土地家屋調査士会連合会の 第六条中消費税法別表第三第一号の表の

第二十八条 第六条の規定による改正後の消費税 に規定する課税期間(同条第一項第三号から第 日以後に開始する課税期間(消費税法第十九条 う。) 第十七条第二項の規定は、事業者が施行 法(以下この条において「新消費税法」とい

四号の二までの規定による届出書の提出をして

着手する新消費税法第十七条第二項に規定する をいう。以下この項において同じ。)において 第六条の規定による改正前の消費税法第十七条 施行日前に開始した課税期間において着手した については、なお従前の例による。 第二項に規定する工事(経過措置工事を含む。) 定する経過措置工事をいう。以下この項におい する経過措置工事及び附則第十九条第二項に規 工事(経過措置工事(附則第四条第二項に規定 いものとした場合の同項に規定する課税期間) いる事業者にあっては、当該届出書の提出がな て同じ。)を除く。)について適用し、事業者が

消費税法別表第三第一号の表に掲げる一般社団 第四十二条第二項に規定する特例民法法人は新 三第一号の表に掲げる一般社団法人に、整備法 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 法人又は一般財団法人に、それぞれ該当するも 受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定 法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を う。) 第二条第一項に規定する旧有限責任中間 する法律(以下この項において「整備法」とい のとする。 する特例無限責任中間法人は新消費税法別表第 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(罰則に関する経過措置)

第百十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条におい て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の

となる場合における経過措置) (この法律の公布の日が平成二十年四月一日後

年四月一日後となる場合におけるこの法律によ第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十 る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し 過措置は、政令で定める。 その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経 必要な事項 (この附則の規定の読替えを含む。)

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二十条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

(平成二一年三月三一日法律第九

|第一条 この法律は、平成二十一年四月一日 施行する。

# 附則 0号) (平成二一年三月三一日法律第一

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から 三項から第六項まで及び第七条から第十五条ま ない範囲内において政令で定める日から施行す 施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第 での規定は、公布の日から起算して三月を超え

# 四附号則 則 (平成二一年七月一〇日法律第七

六月を超えない範囲内において政令で定める日 (以下「施行日」という。) から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

イからニまで 略 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日 法第六十二条第一項の改正規定、同法第六第五条中消費税法の目次の改正規定、同

規定、同法第六十六条の改正規定、同法第 条を同法第六十七条とする改正規定 定、同法第七十条第一項の改正規定及び同六十七条から第六十九条までを削る改正規 十四条の改正規定、同法第六十五条の改正

第三十五条 第五条の規定による改正後の消費税 九条に規定する課税期間をいう。以下この項に 九条第四項の規定による届出書を提出する事業 九条第七項の規定は、施行日以後に消費税法第 者の施行日以後に開始する課税期間 法 (次項において「新消費税法」という。) おいて同じ。)について適用し、 施行日前に当 (同法第十

# 2

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

(平成二二年三月三一日法律第六

(施行期日) 号 沙

イからニまで 略 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

正規定及び同法第四十五条第四項の改正第五条中消費税法第三十九条第一項の改

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

については、なお従前の例による。 た課税期間及び施行日以後に開始する課税期間 該届出書を提出した事業者の施行日前に開始し

ることとなるものについて適用する。 設法人で、同条第二項に規定する場合に該当す 行日以後に設立された同条第一項に規定する新 新消費税法第十二条の二第二項の規定は、施

第百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げ (罰則に関する経過措置)

第百四十七条 この附則に規定するもののほか、 る規定にあっては、当該規定。以下この条にお (その他の経過措置の政令への委任) 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 の規定によりなお従前の例によることとされる いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 する罰則の適用については、なお従前の例によ

で定める。 この法律の施行に関し必要な経過措置は、

# 七 附号 則 (平成二二年一二月一〇日法律第

|第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 (施行期日)

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。 三 第二条の規定 (障害者自立支援法目次の 正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条

規定並びに同法第七十七条第三項及び第七十 条、第四十六条、第四十八条、第五十条、第 正規定を除く。)及び第六条の規定並びに附定(児童福祉法第二十四条の十一第一項の改八条第二項の改正規定を除く。)、第四条の規 加える改正規定、同法第四十二条第一項の改 規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第 第一項第一号の改正規定、同法第三条の改正 条、第六十四条、第六十七条、第七十条及び に限る。)、第四十条、第四十二条、第四十三 十一条まで、第三十五条(第一号に係る部分 則第四条から第十条まで、第十九条から第二 正規定、同法第七十七条第一項第一号の改正 での間において政令で定める日 第七十三条の規定 平成二十四年四月一日ま 五十三条、第五十七条、第六十条、第六十二 二章第二節第三款中第三十一条の次に一条を

号) (平成二三年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から 年法律第百十四号)の公布の日から施行する。 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三 構造の変化に対応した税制の構築を図るための 施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の (平成二三年五月二日法律第三九

# 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 第二十二条から第五十一条までの規定は、平成だし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則 二十四年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う

(罰則の適用に関する経過措置) に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

前項に規定するもののほか、この法律の施行

の施行前にした行為に対する罰則の適用につい第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定 ては、なお従前の例による。

# 則 (平成二三年五月二日法律第四〇

(施行期日)

第一条この法律は、 (調整規定) 公布の日から施行する。

第十三条 この法律の施行の日が地域の自主性及 七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第るのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあ 七十六条」とする。 援するための関係法律の整備に関する法律附則 直すまでの間において障害者等の地域生活を支 における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見は、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等 法律第三十七号)の施行の日前である場合に の関係法律の整備に関する法律(平成二十三年 び自立性を高めるための改革の推進を図るため 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す第五十二条 この附則に定めるもののほか、この

(政令への委任)

### 附 則 抄 (平成二三年五月二七日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日 施行する。 から

税に関する法令の規定の適用については、同法第四十八条 存続共済会は、消費税法その他消費 別表第三第一号に掲げる法人とみなす。税に関する法令の規定の適用については、 (消費税法の一部改正に伴う経過措置)

# 附 則 (平成二三年六月二二日法律第七

二号)

|第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

規定に限る。)及び第五十条から第五十二条 関する法律(平成二十三年法律第四十号)附 削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正 則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を までの規定 に対処するための特別の財政援助及び助成に 条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災 附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二 。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに 一項若しくは」を削る部分に限る。)に限る 条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第 を第四章の二とする改正規定及び同法第四十 第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と 行の状況について検討を加え、必要があると認 講ずるものとする。 めるときは、その結果に基づいて所要の措置を して、この法律の規定による改正後の規定の施

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げ る規定にあっては、当該規定)の施行前にした の例による。 行為に対する罰則の適用については、 なお従前

る経過措置を含む。)は、政令で定める。 附則 (平成二三年六月三〇日法律第八

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める目から施行する。 た

月を経過した日 次に掲げる規定 公布の日から起算して二

ホ イからニまで 略 定、同法第六十五条第三号の改正規定及び 第六条中消費税法第六十四条の改正規

同法第六十七条第二項の改正規定

兀 (第三項を除く。) の規定

いては、なお従前の例による。 (以下この条において「新消費税法」とい

2 平成二十四年一月一日から同年三月三十一日 第六項」とあるのは「又は第十一条第四項」 と、「及び第三十条第二項に規定する課税期間 第四項」とあるのは「)及び第十一条第四項」 規定の適用については、同項中「)、第十一条 までの間における新消費税法第十五条第七項の 第六項」とあるのは「又は第十一条第四項」とついて」と、「、第十一条第四項又は第三十条 における課税売上高について」とあるのは「に

3 始した課税期間については、なお従前の例によにおいて同じ。)について適用し、同日前に開 十九条に規定する課税期間をいう。以下この項

4 するものの計算については、なお従前の例によ 加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応付加算金について適用する。ただし、当該還付 は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は 充当をするこれらの規定による還付金に係る還 新消費税法第五十四条及び第五十五条の規定

次に掲げる規定 平成二十四年一月

日日

ニ 第六条中消費税法第九条の改正規定、 項第一号の改正規定並びに附則第二十二条 を含む。)の改正規定、同法第五十五条 同法第十二条の改正規定、同法第十二条の 条の改正規定、同法第十一条の改正規定、 条の次に一条を加える改正規定、同法第十 六条の改正規定並びに同法第五十七条第一 (見出しを含む。) の改正規定、同法第五十 五条の改正規定、同法第五十四条(見出し 二第一項及び第二項の改正規定、同法第十 同

附則第二十二条第三項の規定(平成二十四年)(第六条中消費税法第三十条の改正規定及び) 四月一日

第二十二条 第六条の規定による改正後の消費税 事業者のその年又は法人のその事業年度につい う。) 第九条の二の規定は、平成二十五年一月 人事業者のその年又は法人のその事業年度につ て適用し、同日前に開始した同項に規定する個 一日以後に開始する同条第一項に規定する個人 (消費税法の一部改正に伴う経過措置)

四月一日以後に開始する課税期間(消費税法第5 新消費税法第三十条の規定は、平成二十四年

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税 法(以下この項において「新消費税法」とい 第五十六条に規定する更正の請求について適用出期限が到来する消費税についての新消費税法 税法第四十五条第一項の規定による申告書の提 う。) 第五十六条の規定は、施行日以後に消費 書に係る同法第十九条に規定する課税期間の 定による申告書の提出期限(同法第四十六条第 し、施行日前に消費税法第四十五条第一項の規 項の規定による申告書にあっては、当該申

又は充当をした第六条の規定による改正前の消 還付金に係る還付加算金については、 費税法第五十四条又は第五十五条の規定による の例による。 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定 なお従前

(罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条にお て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 0)

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

四号) 附 則 抄 (平成二三年八月一〇日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、 附則 一四号) (平成二三年一二月二日法律第一 抄 公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、 める日から施行する。 、当該各号に定ら施行する。た

から四まで 略

五 次に掲げる規定 平成二十五年一 月一 日

イからニまで 略

第四号及び第五号を削る改正規定並びに附三条とする改正規定並びに同法第六十五条 を削り、同法第六十三条の二を同法第六十 法第六十二条の改正規定、同法第六十三条 則第三十二条第二項の規定 第六条中消費税法の目次の改正規定、 同

費税法(次項及び附則第三十九条において「旧費税についての第六条の規定による改正前の消 正の請求については、なお従前の例による。 消費税法」という。) 第五十六条に規定する更 日の翌日から二月を経過する日)が到来した消 平成二十四年十二月三十一日以前に旧消費税

措置調査」という。)に係るものを含む。)及びていたものに限る。以下この項において「経過 において準用する場合を含む。以下この項にお取る者に対して行った同条第一項(同条第二項 該経過措置調査に係るものを含む。) について 認められる者に対して同日以前に行った同条第 払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると る義務があると認められる者若しくは金銭の支 規定する金銭の支払若しくは資産の譲渡等をす 同条第一項第二号に掲げる者又は同条第三項に 項又は第三項の規定による質問又は検査を行っ 検査(同日後引き続き行われる調査(同日以前 いて同じ。) 又は第三項の規定による質問又は 第三項に規定する課税貨物を保税地域から引き 法第六十二条第一項第一号に掲げる者又は同条 にこれらの者に対して当該調査に係る同条第一 項又は第三項の規定による質問又は検査(当 なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規 後となる場合における経過措置) 罰則の適用については、なお従前の例による。 定によりなお従前の例によることとされる場合 定にあっては、当該規定。以下この条において (この法律の公布の日が平成二十三年四月一日 におけるこの法律の施行後にした行為に対する

第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三 必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し 過措置は、政令で定める。 その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経 年四月一日後となる場合におけるこの法律によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五条 この附則に規定するもののほ 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 か、この

(納税環境の整備に向けた検討)

保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の 滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備 引き続き検討を行うものとする。

### 号 附 則 (平成二四年五月八日法律第三〇

(施行期日)

第一条 この法律は、 関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に 条を加える改正規定、同法第百三十五条第一 号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 施行する。ただし、第一条の規定(郵政民営化 定を除く。)、附則第四十条から第四十四条まで 並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規 見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定 び第十八条の規定、附則第三十八条の規定(郵 社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条 分を除く。)並びに同法附則第二条第二号の改 、同法第百八十条第一項第一号及び第二号並び正規定(第百七十六条の五に係る部分に限る。) える改正規定、同法第十一章に一節を加える改 の改正規定、同法第百三十八条の次に一条を加 項、同項第二号及び第百三十八条第二項第四号 項第二号ホの改正規定、同法第百十条の次に一 第百五条第一項、同項第二号及び第百十条第一 第九十条から第九十三条までの改正規定、 第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会 例(第七十三条・第七十四条)/ 法目次中「/第六章 を超えない範囲内において政令で定める日から 四十七条の規定は、公布の日から施行する。 の規定、附則第四十五条中総務省設置法(平成 十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の 正規定を除く。)、第二条のうち日本郵政株式会 第七十八条)/第七章 郵便局株式会社/」を 行期間中の業務に関する特例等(第七十五条— (第二号に係る部分に限る。) の規定、次条の規 に第百九十六条の改正規定(第十二号を削る部 十一年法律第九十一号)第三条及び第四条第七 一条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七 /第六章 削除/第七章 日本郵便株式会社 一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第 」に改める改正規定、同法第十九条第一項第 -九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第 附則第四条、第六条、第十条、第十四条及 設立等(第七十条—第七十二条)/ R七十三条・第七十四条)/ 第三節 移設立に関する郵便事業株式会社法等の特 公布の日から起算して 郵便事業株式会社/ 同法 第 第

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規 (罰則に関する経過措置)

定する規定にあっては、当該規定)の施行前に

附則第十六条までにおいて同じ。)から引き取

した行為及びこの附則の規定によりなお従前の 施行後にした行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。 例によることとされる場合におけるこの法律の

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す

# (平成二四年六月二七日法律第五

(施行期日) 号)

の規定 平成二十六年四月一日 十六条まで及び第十八条から第二十六条まで (平成二四年八月二二日法律第六

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 第一条及び第七条の規定並びに附則第十八

条、第二十条及び第二十一条の規定

公布

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除 う。) 以後に国内において事業者 (消費税法第 附則第十六条の二までにおいて「施行日」とい き、第二条の規定による改正後の消費税法(以 二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六 いう。)の規定は、この法律の施行の日(以下 下附則第十四条までにおいて「新消費税法」と (消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則) 条の三までの規定 令和元年十月一日

る経過措置を含む。)は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 附則第五条から第八条まで、第十二条から第 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに

(施行期日) 八号)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から

する課税仕入れをいう。以下附則第十六条まで 事業者が行う課税仕入れ(同項第十二号に規定 おいて同じ。)及び施行日以後に国内において う資産の譲渡等(同項第八号に規定する資産の 下附則第十六条の二までにおいて同じ。)が行 二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以 (同項第二号に規定する保税地域をいう。以下 譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条に において同じ。)並びに施行日以後に保税地域

> た課税貨物に係る消費税については、なお従 に国内において事業者が行った資産の譲渡等及じ。)に係る消費税について適用し、施行日前貨物をいう。以下附則第十六条までにおいて同 られる課税貨物(同項第十一号に規定する課 の例による 仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取っ び施行日前に国内において事業者が行った課税

る経過措置) (小規模事業者に係る納税義務の免除等に関す

第三条 事業者が、施行日前に国内において行っ 準期間における課税売上高、同法第九条の二第 の返還等に係る消費税法第九条第一項、第十一 三十八条第一項に規定する売上げに係る対価 第十九条に規定する課税期間中に新消費税法第 第九条の二第四項に規定する特定期間又は同法 九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下 た課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第 例による。 は同法第三十条第二項に規定する課税期間にお 条第四項若しくは第十二条第三項に規定する基 返還等をした場合には、当該売上げに係る対価 同項第十四号に規定する基準期間若しくは同法 附則第十六条の二までにおいて同じ。) につき、 ける課税売上高の計算については、 一項に規定する特定期間における課税売上高又 なお従前

関する経過措置) (特定新規設立法人の納税義務の免除の特例に

第四条 新消費税法第十二条の三の規定は、 設立法人で、同項に規定する特定新規設立法人 日以後に設立される同条第一項に規定する新規 (旅客運賃等の税率等に関する経過措置) に該当することとなるものについて適用する。

第五条 事業者が、旅客運賃、 条に規定する税率による。 等を施行日以後に行うときは、当該課税資産の 者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令 す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の 譲渡等に係る消費税については、第二条の規定 おいて、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡 で定めるものを施行日前に領収している場合に でにおいて「旧消費税法」という。)第二十 による改正前の消費税法 (以下附則第十四条ま 映画又は演劇を催

2 及び電気通信役務(電気通信事業法(昭和五 を約する契約に基づき行う電気、 九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する 事業者が継続的に供給し、又は提供すること ガス、水道水

5

費税法第二十九条に規定する税率による。 税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消 定める部分に対応する部分に限る。)に係る課 あっては、当該確定した料金のうち当該政令で 金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等に のうち、政令で定める部分)の当該確定した料等」という。)にあっては、当該確定したもの いて「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡 日が同月三十日後であるもの(以下この項にお 以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する 金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日 行日から平成二十六年四月三十日までの間に料 供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施 て供給し、又は提供しているものの供給又は提 電気通信役務をいう。)で施行日前から継続し

の前日までの間に締結した工事(製造を含む。) 年十月一日(以下この項から第五項まで及び附事業者が、平成八年十月一日から平成二十五 条に規定する税率による。 に係る消費税については、旧消費税法第二十九 される前の対価の額に相当する部分に限る。) 係る対価の額が増額された場合には、当該増額 該課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に 約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当 契約を含む。)に基づき、施行日以後に当該契 の請負に係る契約(これに類する政令で定める 則第七条第一項において「指定日」という。) 6

当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われたに規定する税率による。ただし、指定日以後に けについては、この限りでない。 場合には、当該変更後における当該資産の貸付 係る消費税については、旧消費税法第二十九条 ときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに 又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当する おいて、当該契約の内容が、第一号及び第二号 該契約に係る資産の貸付けを行っている場合に に基づき、施行日前から施行日以後引き続き当 日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約 事業者が、平成八年十月一日から指定日の前 8 7

該対価の額の変更を求めることができる旨の 該期間中の対価の額が定められていること。 事業者が事情の変更その他の理由により当 当該契約に係る資産の貸付けの期間及び当

三 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつ が政令で定める要件に該当していること。 めがないことその他対価に関する契約の内容 でも解約の申入れをすることができる旨の定

当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあら 日までの間に締結した役務の提供に係る契約で 以後において当該役務の提供の対価の額の変更 のに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務 分割して支払われる契約として政令で定めるも 該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が かじめ定めることができないものであって、当 が行われた場合は、この限りでない。 十九条に規定する税率による。ただし、指定日 提供に係る消費税については、旧消費税法第二 次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の の提供を行う場合において、当該契約の内容が 事業者が、平成八年十月一日から指定日の前

められていること。 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定

定めがないこと。 該対価の額の変更を求めることができる旨の 事業者が事情の変更その他の理由により当

四」とする。 条第一項の規定の適用については、新消費税法 係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九 項中「百八分の六・三」とあるのは 「百五分の四」と、新消費税法第三十九条第一 第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは 「百分の五」と、「百八分の六・三」とあるのは 本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項 「百五分の

する。 供を受けた場合における新消費税法第三十条第 の規定の適用については、これらの規定中 渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受 からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲 文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者 八分の六・三」とあるのは、「百五分の四」と 一項、第三十二条第一項及び第三十六条第一項 け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提 事業者が、第一項から第三項まで、第四項本 云 3 2 4

措置) これらの規定の適用を受けたものであることに 用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合に 特例を受ける場合における税率等に関する経過 は、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等が (長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の ついて書面により通知するものとする。 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適

第六条 十六条第一項に規定する長期割賦販売等につき 事業者が、施行日前に行った消費税法第

> 条に規定する税率による。 長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後 同項の規定の適用を受けた場合において、当該 に係る消費税については、旧消費税法第二十九 は、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等 にその支払の期日が到来するものがあるとき

2 を受ける場合における税率等に関する経過措 ける場合について準用する。 (工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受

|第七条 事業者が、指定日から施行日の前日まで 二十九条に規定する税率による。 ろにより計算した金額に係る部分の課税資産の う。) の請負に係る契約に基づき、施行日以後 期大規模工事」という。)又は同条第二項に規 応する部分の対価の額として政令で定めるとこ 事の着手の日から施行日の前日までの期間に対 工事の目的物のうち当該長期大規模工事又は工 適用を受けるときは、当該長期大規模工事又は 以前の年又は事業年度においてこれらの規定の 価の額につき、施行日の属する年又は事業年度 おいて、当該長期大規模工事又は工事に係る対 定する工事(以下この項において「工事」とい する長期大規模工事(以下この項において「長 譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第 に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合に 間に締結した消費税法第十七条第一項に規定

用を受ける場合について準用する。 附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適

に限る。) について準用する。 うち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分 項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定 の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合 (当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額の 附則第五条第七項の規定は、事業者が、第一

2

けたものである旨及び同項の規定の適用を受け 特例を受ける場合における税率等に関する経過 た部分に係る対価の額を書面により通知するも 物の引渡しを行った場合には、その相手方に対 (小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の し当該目的物の引渡しが同項の規定の適用を受 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的

第八条 が 施行日前に行った課税資産の譲渡等につ 消費税法第十八条第一項の個人事業者

2 税法第二十九条に規定する税率による。 資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費 き、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収 入した日が施行日以後であるときは、当該課税

用を受ける場合について準用する。 附則第五条第六項の規定は、前項の規定の

3 入れに係る消費税額の控除等については、 であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後 従前の例による。 法第三十条から第三十六条までの規定による仕 行日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、 施

措置) 入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過 (仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の

第九条 事業者が、施行日前に国内において行っ 前の例による。 係る消費税額の控除の計算については、 係る消費税額の控除の計算については、なお従対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに 第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価 た課税仕入れにつき、施行日以後に新消費税法 の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る

過措置) 等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経 (納税義務の免除を受けないこととなった場合

第十条 新消費税法第三十六条第一項の事業者 費税額の調整については、なお従前の例によ資産に該当するものに係る同項の規定による消 仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚 のを施行日以後有している場合には、当該課税 ら引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するも が、施行日前に国内において譲り受けた課税仕 入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域

域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法 併法人若しくは分割法人が国内」と、「保税地 合について準用する。この場合において、 合併法人若しくは分割法人の事業を承継した場 個人事業者又は法人が、同項の被相続人又は被 ものとする。 「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合 中「第三十六条第一項の事業者」とあるの 人若しくは分割法人が保税地域」と読み替える 「第三十六条第三項の個人事業者又は法人」と、 前項の規定は、消費税法第三十六条第三項 る の は 項

3 の事業者が、同法第九条第一項本文の規定によ 第一項の規定は、消費税法第三十六条第五項 規定は

一部施行日前に国内において行った課税

第十一条及び第十二条の

う税率等に関する経過措置!

た場合について準用する。 り消費税を納める義務が免除されることとなっ

税額の控除に関する経過措置) (売上げに係る対価の返還等をした場合の消費

第十一条 新消費税法第三十八条第一項に規定す 従前の例による の規定による消費税額の控除については、 定する売上げに係る対価の返還等をした場合に 税資産の譲渡等につき、施行日以後に同項に規 る事業者が、施行日前に国内において行った課 当該売上げに係る対価の返還等に係る同条 なお

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過

第十二条 新消費税法第三十九条第一項に規定す 税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につ る消費税額の控除等については、なお従前の例 なった課税資産の譲渡等に係る同条の規定によ った場合には、 の全部又は一部の領収をすることができなくな 以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額 る事業者が、施行日前に国内において行った課 同項に規定する事実が生じたため、施行日 当該領収をすることができなく 3 2

する経過措 (課税資産の譲渡等についての中間申告等に関

第十三条 新消費税法第四十二条第八項の規定 いて同じ。)が施行日以後に開始するものにつ期間をいう。次項及び附則第十六条第一項にお いて適用する。 る課税期間(消費税法第十九条に規定する課税 同項に規定する六月中間申告対象期間に係

条の規定により旧消費税法第二十九条に規定す じ。)において附則第二条から前条まで及び次る当該みなし課税期間。以下この項において同 間申告対象期間が同項の規定により一の課税期 条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中 の規定による申告書については、同法第四十三 事項を記載したもの及び同法第四十五条第一項 る申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる 四十二条第一項、第四項又は第六項の規定によ た場合における当該課税期間に係る消費税法第 る税率が適用される課税資産の譲渡等が行われ じ。)にあっては、その末日が施行日以後であ期間をいう。附則第十六条第一項において同 間とみなされる場合における当該中間申告対象 期間(消費税法第四十三条第一項に規定する中 施行日以後に終了する課税期間 (みなし課税 第十六条

金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一 標準額」とあるのは「税率の異なるごとに区分 項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税 一課税標準である金額の合計額」とあるのは した課税標準額」とする。 「税率の異なるごとに区分した課税標準である

過措置 (国、地方公共団体等に対する特例に関する経

第十四条 消費税法第六十条第二項の規定の適用 条に規定する税率による。 行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等 を受ける国又は地方公共団体が、 譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施 った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の に係る消費税については、旧消費税法第二十九 施行日前に行

用を受ける場合について準用する。 附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適

4 きは、 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受け控除等については、なお従前の例による。 る国又は地方公共団体が、施行日前に行った課間費税法第六十条第二項の規定の適用を受け 条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及 をすべき会計年度の末日が施行日以後であると 税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払 び第五項の規定による仕入れに係る消費税 当該課税仕入れに係る新消費税法第三十 額の

める。 資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置 る同項に規定する法人が施行日前に行った課税 については、 前三項の規定に準じて、 政令で定

第十五条 この附則に別段の定めがあるものう経過措置の原則) (第三条の規定による消費税法の一部改正に伴

おいて事業者が行った資産の譲渡等、国内にお施行日から一部施行日の前日までの間に国内に 税法」という。)の規定は、 条及び附則第十六条の三において「元年新消費 き、第三条の規定による改正後の消費税法 は、なお従前の例による ら引き取った課税貨物に係る消費税について いて事業者が行った課税仕入れ及び保税地域か られる課税貨物に係る消費税について適用し、 業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取 (第三条の規定による消費税法の て「一部施行日」という。)以後に国内においに定める日(以下附則第十六条の三までにおい税法」という。)の規定は、附則第一条第二号 て事業者が行う資産の譲渡等、国内において事 一部改正に伴 ( ) を 除

規定中同表の中欄に掲げ

資産の譲渡等につき一部施行 仕入れをいう。以下この 部施行日前の契約に基 項から第五項まで及び 内において課税資産の できなくなった場合に 第三十九条第一項に規 る対価の返還等をした 費税法第三十八条第一項 (消費税法第五条第 以爰こ元 拝折肖 

条第一項に規定する仕 場合において、次の表 する申告書について、こ 課税仕入れが行われた場 る税率が適用される課税 定による改正前の消費が 期間にあっては、その 部施行日以後に終了する 場合について、附則第-産に該当するものを一対 又は保税地域から引き取 部施行日前に行った課題 を受けた場合について、 部施行日前に国内にお 後となる場合について 課税仕入れの対価の計 が一部施行日前に行つか 若しくは同条第三項の関 0) 条第一項の個人事業者! 項、第三項及び第四項 第八条第一項及び第三 三において同じ。)を行 ある当該みなし課税期間 つき一部施行日以後に 規定の適用を受ける

附則 二条 表の下欄に掲げる字句 第施行日前 行日から附則第一条

をいう 号に定める日(以下附 |の譲渡等については、 をいい、平成二十七 までの間 十四条までにおいて「 日以後に行った課 行日」という。) の

**乀 尋り二こ見旨わ** 

同項	資産	十月月	1	前 - 日 i	一身部分	則 第 -	第二
	匹項及	〔条	附則第平				
	<u>及</u> 定日	から	平成八年十月平	旧消費税法	施行日	指定日	月月日
		指三十一年指定日	平成二十五年十月一日から	元年旧消費税法	一部施行日	三十一年指定日	

第二十二条 (日本) (中国 大学 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)								47
一	第十阝二三月項条第	対 条 第 未 み こ び	十項条則一、第第	引 第 第 力	第項条則 九及第第	—————————————————————————————————————	第 第 第 第 第	第 五
一部銀行日   日本	関の乱な   溶	施行日以後	施行日前機	F 新	施行日前	に ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	施 旧 施 指 定 指 定 目 前 税 目 税 目	\ \
なるごとに区れに係る税率の異なるごと 第2、同法 第3、在4、日前 第4、在4、日前 第4、在4、日前 第4、在5、日前 第4、在5、日前 第4、在6、日前 第5、在6、日前 第6、日前	大	行 日 日 以 後	までの間行日の前年新消費税法	年新消費税法	行日以後の間の間がら一部施行日の消費税法	消費税	での間   一年指定日	十一年指表
第三十条第一項及び第三十十条第一項及び第三十条第一項及び第三十十条第一項及び第三十八条の二第一項及び周囲を受ける一項及び開盟を開発した。	税仕入れを行った場 税仕入れを行った場 税仕入れを行った場	ける課税資産の譲ぎれて「経過措置調料いて「経過措置調理本文又は第五項型は第五項を 別則第五条第六項	第四項 及び	新肖	則 第 旧消費税 に係る が 行 日 前 と に が き の に の る の も の も り も り も り も り も り も り も り も り も	項条第が施行日前おるごとに区	は「税率の異な「現二号及所で、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これ	等3 と、同法 2 である金額標 である金額標 である金額標
第三十条第一項、第三十二条第一項及び第三十八条の二第一項及び第三十八条の大・三」と、元年新消費税法 一百分の八 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八	会における元年新消費税法 に当該経過措置譲渡等に係 に当該経過措置譲渡等に係 に当該経過措置譲渡等に係 に当該経過措置譲渡等に係 に場合又は経過措置 に場合又は経過措置 を決定 に場合又は経過措置 に係る資産を譲り受け、若しく に場合又は経過措置 を決定 にの適用を受けた事業者から に場合又は経過措置規定 という。)	<b>废等(以下この頃において処定」という。)の適用を受処定」という。)の適用を受べ本文の規定(以下この項に、第一項から第三項まで、第</b>	れ  行	去 後  音	施行日から一部施行日の前元年旧消費税法とは特定課税仕入れに係るとは特定課税仕入れに係るとの末日が一部施行日以後との末日が一部施行日以後とはいる。	[ 巻 巻 見 應		に区分したれに係る税
大塚の一項の規定の適用を受けるものに限る。) 「百分の八」 百分の八」 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八 百分の八		条五第則附		1. =		項六第条五第	則附る同ののを	四に第六第
様定の適用について、附則第五条 関定の適用を受けるものに限る。) での適用を受けるものに限る。) で、次の表の上欄に掲げるこれらの中欄に掲げる字句に読み替えるものに限る。) 「百分の十 「百分の十 「百分の六・三」と、元年新消費税法 「百分の六・三」と、元年新消費税法 「百分の六・三」と、元年新消費税法 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 とする 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 とする 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 とする 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 とする 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 とする 「百八分の六・三」と、元年新消費税法 とする 「百八分の六・三」と、元年新消費税法	の 中 れ 新 合	又 は	の	分 3 の	分五八	費	表の下欄に提及の下欄に表の下欄に表の下欄に表の下欄に表の下機に表の下機に表の下機に表していた。	「頃本文の規 おいて読み替 八項の規定は 条第一項の規 条第一項の規
eer ()	は 場合 における 元年新消費税法第三十条第一項 場合における 元年新消費税法第三十条第一項 一百十分の七・八」とあるのは 「百八分の六・三」と、「百分の で百八分の六・三」と、「百分の で百八分の六・三」と、「百分の で百八分の六・三」と、「百分の で百八分の六・三」と、「百分の で百八分の六・三」と、「百分の	若しくは	する。	「百分の七・八」とあるのは曹税法第三十八条の二第一項中」百八分の六・三」と、元年新消	百分の八百分の七・八百分の八十八条の二第一項及び	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		では、これでは進引した。これでは、第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三項及は第一項をの適用について、附則第五条規定の適用について、附則第五条規定の適用について、附則第五条規定の適用について、附則第五条項、第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二条第一項及び第三十二十二条第一項及び第三十二十二条第一項及び第三十二十二条第一項及び第三十二十二条第一項及び第三十二十二条第一項及び第三十二十二条第一項及び第三十二十二条第一項及び第三十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条

「百五分の四三十六条第一項中「百十分のとあるのは、六・三」と、元年新消費税法第

年用する。 前項において読み替えて準用する附則第五条 が成る部分に限る。)について、附則 が決しを受けた場合(当該引渡しを受けた目的物の が渡しを受けた場合(当該引渡しを受けた目的物の が渡しを受けた場合(当該引渡しを受けた目的物の がた金額に係る部分に限る。)について、附則 がた金額に係る部分に限る。)について、附則 がた金額に係る部分に限る。)について、附則 がた金額に係る部分に限る。)について、附則 がた金額に係る部分に限る。)について、附則 がた金額に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた目的物の がに係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合について、それぞれ を があり渡しを行った場合について、それぞれ があり渡しを行った場合について、それぞれ を があり渡しを行った場合について、それぞれ を があり渡しを行った場合について、それぞれ を があり渡しを行った場合について、それぞれ を がは、ないて読み替えて準用する所則第五条 がの引渡しを行った場合について、それぞれ を があり渡しを行った場合について、それぞれ

』)と受ける場合における税率等に関する経過措と受ける場合における税率等に関する経過措リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例

第三条の規定による改正前の消費税法第二十九 pむ。) につき、当該リース譲渡に係る賦払金 仏第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を 『則第四十四条第二項に規定する旧効力消費税 以に規定する長期割賦販売等及び三十年改正法 \*\*の規定による改正前の消費税法第十六条第一 以正する法律(平成三十年法律第七号。以下こ ~に規定する税率による。 とみなされる部分に係る消費税については、 るものがあるときは、当該リース譲渡のうち 額で一部施行日以後にその支払の期日が到来 )項において「三十年改正法」という。) 第五 《に規定するリース譲渡(所得税法等の一部を 前日までの間に行った消費税法第十六条第一 **六条の二** 事業者が、施行日から一部施行日 部施行日以後に課税資産の譲渡等を行ったも

特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたいる場合について準用する。 第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受助五条第二項において読み替えて準用する附則

て行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以口から一部施行日の前日までの間に国内におい項に規定する事業者が、平成二十七年十月一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一十八条の三 元年新消費税法第三十八条の二第

《合の消費税額の控除に関する経過措置)

則

(平成二五年六月二六日法律第六

消費税額の控除については、なお従前の例によれに係る対価の返還等に係る同条の規定による の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入 後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価

# (罰則に関する経過措置

施行前にした行為及びこの附則の規定によりな第十七条 第二条及び第三条の規定のそれぞれの 前の例による。 た行為に対する罰則の適用については、なお従 二条及び第三条の規定のそれぞれの施行後にし お従前の例によることとされる消費税に係る第

(消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条 消費税率の引上げに当たっては、経済 率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で 令和二年度までの平均において名目の経済成長 の実施その他の必要な措置を講ずる。 の在り方に早期に近づけるための総合的な施策 二パーセント程度を目指した望ましい経済成長 め、物価が持続的に下落する状況からの脱却及 状況を好転させることを条件として実施するた 経済の活性化に向けて、平成二十三年度から

よる機動的対応が可能となる中で、我が国経済 た施策を検討する。 配分することなど、我が国経済の成長等に向け防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に 経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前 の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる 税制の抜本的な改革の実施等により、財政に

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

### 附 則 抄 (平成二五年三月三〇日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成二十五年四月一日から

# 九号) 則 抄

(施行期日)

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に第一条 この法律は、公布の日から施行する。 める日から施行する。 当該各号に定

六条までの規定 平成二十六年四月一日 附則第六条、第八条及び第十一条から第十

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

(消費税法の一部改正に伴う経過措置) 四十六条及び第百五十三条の規定 公布の日 附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並 第五条中国民年金法等の一部を改正する法律 律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、 びに附則第百三十九条、第百四十三条、第百 第四条中国民年金法等の一部を改正する法

は、消費税法その他消費税に関する法令の規定第百十六条 存続厚生年金基金及び存続連合会 る法人とみなす。 の適用については、同法別表第三第一号に掲げ

(罰則に関する経過措置)

する罰則の適用については、なお従前の例により面子一条 この法律の施行前にした行為に対 る。

(その他の経過措置の政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関第百五十三条 この附則に定めるもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。

0号) 則 抄 (平成二六年五月二一日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

# 九附号則 則 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法 る。 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す (平成二十

(経過措置の原則)

(平成二五年五月三一日法律第二 | 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 がある場合を除き、なお従前の例による。 に係るものについては、この附則に特別の定め にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法 ついての不服申立てであってこの法律の施行前

り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その第六条 この法律による改正前の法律の規定によ (訴訟に関する経過措置)

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな

起については、なお従前の例による。べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す される場合にあっては、当該他の不服申立てを の他の行為を経た後でなければ提起できないと 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 いこととされる事項であって、当該不服申立て 、べき期間を経過したもの(当該不服申立てが

取消しの訴えの提起については、なお従前の例 を提起することができないこととされるものの に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え 規定による改正後の法律の規定により審査請求 はった処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。)により異議申立てが提起 2 この法律の規定による改正前の法律の規定 (前条の規定によりなお従前の例によることと による。

他の行為の取消しの訴えであって、この法律の3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その 施行前に提起されたものについては、なお従前

(罰則に関する経過措置)

なお従前の例による。

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置第十条 附則第五条から前条までに定めるものの (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定

### 二号) 則 抄 (平成二六年六月一八日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 は、当該各号に定める日から施行する。 六月を超えない範囲内において政令で定める日 一及び二 略

を改正する法律(平成二十五年法律第七十四三 附則第六十三条の規定 電気事業法の一部 号)の施行の日

号) (平成二七年三月三一日法律第九

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

譲渡等をいう。以下附則第四十八条までにお

て同じ。)及び新消費税法適用日以後に国内に

おいて事業者が行う課税仕入れ

平成二十七年七月一日

イからチまで 略 次に掲げる規定 次に掲げる規定 一項第八号の次に四号を加える改正規定 附則第三十九条第十三項から第十五項ま 第四条の規定(同条中消費税法第二条

分に限る。)、同法第八条第六項の改正規供に係る部分及び同項第八号の五に係る部

(同項第八号の二に規定する特定役務の提

平成二十七年十月一日

例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

める。

五. イ及びロ 次に掲げる規定 平成二十八年四月一

三条及び第百十八条の規定

から第四十七条まで、第百十二条、第百十

十九条第一項から第十二項まで、第四十条

附則第三十五条から第三十八条まで、第三 三第一号の表の改正規定を除く。)並びに

表第一第七号ロの改正規定及び同法別表第 定、同条に三項を加える改正規定、同法別

び同項第八号の五に係る部分に限る。)及二に規定する特定役務の提供に係る部分及 次に四号を加える改正規定(同項第八号の 第四条中消費税法第二条第一項第八号

第三十五条 この附則に別段の定めがあるものを 分及び同項第八号の五に係る部分に限る。)、同第八号の二に規定する特定役務の提供に係る部 第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。 四十八条までにおいて「新消費税法適用日」と く。)による改正後の消費税法(以下附則第四及び同法別表第三第一号の表の改正規定を除 る改正規定、同法別表第一第七号ロの改正規定 法第八条第六項の改正規定、同条に三項を加え 除き、第四条の規定(同条中消費税法第二条第 以下附則第四十八条までにおいて同じ。)が の規定は、平成二十七年十月一日(以下附則第 十八条までにおいて「新消費税法」という。) いう。)以後に国内において事業者(消費税法 (消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則) 項第八号の次に四号を加える改正規定(同項

る経過措置) (小規模事業者の納税義務の免除の特例に関す

第三十六条 四十三条において「旧消費税法」という。)第 課税資産の譲渡等 適用日から当該課税期間の末日までの間に行う 万円を超えるときは、当該事業者の新消費税法 び附則第四十八条第二項において同じ。)が千 期間における課税売上高をいう。以下この条及 いて同じ。) 又は特定期間における課税売上高 税売上高をいう。以下附則第四十八条までにお法第九条第一項に規定する基準期間における課 期間の基準期間における課税売上高(新消費税 ら施行されていたものとして計算した当該課税 税法第九条の二第一項に規定する特定期間をい 第一項において同じ。)又は特定期間(新消費 規定する基準期間をいう。以下この条及び次条 の基準期間(消費税法第二条第一項第十四号に じ。) において、新消費税法が、当該課税期間 をいう。以下附則第四十八条までにおいて同 より一の課税期間とみなされる期間を含む。) する課税期間(同条第二項又は第四項の規定に する課税期間 務が免除される事業者の新消費税法適用日の属 九条第一項本文の規定により消費税を納める義 定を除く。)による改正前の消費税法(附則第 改正規定及び同法別表第三第一号の表の改正規 項を加える改正規定、同法別表第一第七号ロの る。)、同法第八条第六項の改正規定、同条に三 係る部分及び同項第八号の五に係る部分に限 条第一項第八号の次に四号を加える改正規定 (同項第八号の二に規定する特定役務の提供に (新消費税法第九条の二第一項に規定する特定 次項及び第四項において同じ。)の初日か 第四条の規定(同条中消費税法第二 (消費税法第十九条第一項に規定 (新消費税法第二条第一項第

3 業者が、これらの規定により特定期間における の提供に該当する資産の譲渡等を行っていた事 期間に係る特定期間において電気通信利用役務 期間における課税売上高とすることができる。 条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計 課税売上高を計算することにつき困難な事情が いて同じ。) に四を乗じて計算した金額を基準 金額の合計額を控除した残額をいう。次項にお 項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の 額から当該期間中に行った消費税法第九条第二 資産の譲渡等の対価の額(新消費税法第二十八 売上高(当該期間中に国内において行った課税 日から同年六月三十日までの期間における課税 年四月一日から施行されていたものとして、同 規定にかかわらず、新消費税法が、平成二十七 な事情があるときは、消費税法第九条第二項の おいて同じ。)に該当する資産の譲渡等を行っ 提供(新消費税法第二条第一項第八号の三に規 間に係る基準期間において電気通信利用役務の あるときは、 における課税売上高を計算することにつき困難 ていた事業者が、前二項の規定により基準期間 定する電気通信利用役務の提供をいう。次項に 第一項又は前項の規定の適用を受ける課税期 第一項又は第二項の規定の適用を受ける課税 消費税法第九条の二第二項の規定

5 第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消 高に二を乗じて計算した金額を特定期間におけ 高に二を乗じて計算した金額を特定期間におけ 高に二を乗じて計算した金額を特定期間におけ を同年六月三十日までの期間における課税売上 のは、新消費税法が、平成二十七年四

3 第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日から新消費税法適用日の属する課税法適用日から新消費税法適用日の属する課税が、では前条第一項の規定により、とあるのは、「前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定により」とする。 を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附別第三十六条第一項の規定により」とあるのは、「前条第一項の規定の適用を受ける事業者が、新消費税法適用日の表表の。

適用する。

第三十七条 新消費税法適用日以後に新消費税法 第三十七条 新消費税法が、当該基準期間の初日が新消費税法適用日前であいるときは、新消費税法が、当該基準期間の初日が新消費税法適用目前であるときは、新消費税法が、当該基準期間における課税売上高については、当該基準期間における課税売上高については、から施行されていたものとして、これらの規定を適用する。

2 新消費税法適用日以後に新消費税法第十一条第一項若しくは第二項に規定する合併があった場合におけるこれらの規定に規定する分割等があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間における課税売上高又は新消費税法第十二条第一項から第四項までに規定する基準期間に対応する期間における課税売上高又は新消費税法第十二条第一項若しくは第二項に規定する合併があった場合におけるこれらの規定に規定する基準期間に対応する期間に対応する規定する基準期間に対応する規定する基準期間に対応する期間に対応する課税を開発して、対応に対応では、対応に対応に対応が表示が表示して、対応があった。

消費税法適用日前であるときは、新消費税法おけ る課税売上高については、当該期間の初日が新売上 規定に規定する基準期間に対応する期間におけてする吸収分割があった場合におけるこれらの年四 売上高若しくは同条第五項若しくは第六項に規

が、当該期間の初日から施行されていたものと

で又は第十二条第一項から第六項までの規定をして、新消費税法第十一条第一項から第四項ま

第四十一条 事業者が、新消費税法適用目前に国第四十一条 事業者が、新消費税法適用目に国際の規定による仕入れに係る対価の返還等に係る局条の規定による仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の必還等を受けた場合には、当該仕入れに関する経過措置)

第四十二条 国内において特定課税仕入れを行う 第四十二条 国内において特定課税付入れを行う きまれの あいる課税期間 (新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。) において、当該課税期間における課税売上割合費税法第三十条第二項に規定する課税売上割合 をいう。) が百分の九十五以上である場合には、当分の間、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れはなかったものとして、新消費税法の規定を適用する。

措置) の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過(納税義務の免除を受けないこととなった場合

が免除されていた期間中に国内において譲り受い免除されていた期間中に国内において譲りで、こととなった場合において、その受けないこととなった場合において、その受けないで、との大いの大場で、所則第三十六条第一項の規定により新消費が、所則第三十六条第一項の規定により新消費を納める義務が免除される事業者第四十三条 旧消費税法第九条第一項本文の規定

替えるものとする。 年法律第九号)附則第三十六条第一項」と読み 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七 第五項」とあるのは、「、第十二条第五項又は の場合において、同条第一項中「又は第十二条 十六条第一項及び第二項の規定を準用する。こ を含む。)を有しているときは、消費税法第三 材料として製作され、又は建設された棚卸資産 卸資産に該当するもの(これらの棚卸資産を原 ける保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚 以下この条において同じ。)又は当該期間にお 条第一項第十五号に規定する棚卸資産をいう。 けた課税仕入れに係る棚卸資産(消費税法第二

特例に関する経過措置) (中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の

第四十四条 新消費税法第三十七条第一項の規定 税期間中に国内において行った特定課税仕入れ受ける課税期間については、当分の間、当該課 税期間については、なお従前の例による。 はなかったものとして、新消費税法の規定を適 から適用し、新消費税法適用日前に終了する課 新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を 新消費税法適用日以後に終了する課税期間

税額の控除に関する経過措置) (売上げに係る対価の返還等をした場合の消費

する事業者が、新消費税法適用日前に国内にお第四十五条 新消費税法第三十八条第一項に規定 (貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過 額の控除については、なお従前の例による。 る対価の返還等に係る同条の規定による消費税 対価の返還等をした場合には、当該売上げに係 税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る じ。) につき、新消費税法適用日以後に新消費 第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をい いて行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条 次条及び附則第四十八条第二項において同

第四十六条 消費税法第三十九条第一項に規定す に係る同条の規定による消費税額の控除等につ をすることができなくなった課税資産の譲渡等 することができなくなった場合には、当該領収 渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収を の債権につき、同項に規定する事実が生じたた て行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他 る事業者が、新消費税法適用日前に国内におい 新消費税法適用日以後に当該課税資産の譲 なお従前の例による。

る経過措置) (特定資産の譲渡等を行う事業者の義務に関す

第四十七条 新消費税法第六十二条の規定は、 う特定資産の譲渡等(新消費税法第二条第一項 業者が新消費税法適用日以後に国内において行 を課さないこととされるものを除く。) につい 第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をい い、消費税法第六条第一項の規定により消費税 事

る経過措置) (特定役務の提供に係る消費税の課税等に関す

第四十八条 この附則に別段の定めがあるものを 用日から二十八年新消費税法適用日の前日まで 用日以後に国内において事業者が行う課税仕入 消費税法(次項において「二十八年新消費税 規定する特定役務の提供に係る部分及び同項第 次に四号を加える改正規定(同項第八号の二に なお従前の例による。 が行った課税仕入れに係る消費税については、 法適用日の前日までの間に国内において事業者 等及び新消費税法適用日から二十八年新消費税 の間に国内において事業者が行った資産の譲渡 れに係る消費税について適用し、新消費税法適 が行う資産の譲渡等及び二十八年新消費税法適 適用日」という。)以後に国内において事業者 日(以下この条において「二十八年新消費税法 法」という。)の規定は、平成二十八年四月一 八号の五に係る部分に限る。) による改正後の 除き、第四条中消費税法第二条第一項第八号の

2 割等があった場合若しくは同条第五項若しくは までに規定する合併があった場合又は新消費税 日以後に新消費税法第十一条第一項から第四項 規定する相続があった場合について、附則第三 日以後に新消費税法第十条第一項又は第二項に 係る基準期間における課税売上高又は特定期間 費税法適用日の翌日以後に開始する課税期間に 法適用日前に国内において行った課税仕入れに て、 第十二条の三第一項に規定する新設開始日が二 第六項に規定する吸収分割があった場合につい 法第十二条第一項から第四項までに規定する分 十七条第一項の規定は二十八年新消費税法適用 における課税売上高の計算について、附則第三 十七条第二項の規定は二十八年新消費税法適用 附則第三十六条第二項の規定は二十八年新消 -八年新消費税法適用日以後である場合につい 附則第三十七条第三項の規定は新消費税法 附則第四十一条の規定は二十八年新消費税

法適用日前に国内において行った課税資産の譲五条及び第四十六条の規定は二十八年新消費税 係る対価の返還等をした場合又は消費税法第三 消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに 渡等につき二十八年新消費税法適用日以後に新 価の返還等を受けた場合について、附則第四十 法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対 つき二十八年新消費税法適用日以後に新消費税

用日」と読み替えるものとする。 のは「二十八年新消費税法が」と、附則第四十 消費税法適用日」と、「新消費税法が」とある 費税法」という。)が」と、附則第三十七条中正後の消費税法(次条において「二十八年新消 なくなった場合について、それぞれ準用する。 法適用日」とあるのは「二十八年新消費税法適 「新消費税法適用日」とあるのは「二十八年新 同項第八号の五に係る部分に限る。) による改 の二に規定する特定役務の提供に係る部分及び 八号の次に四号を加える改正規定(同項第八号 とあるのは「第四条中消費税法第二条第一項第 と、「新消費税法適用日前」とあるのは「二十 この場合において、附則第三十六条第二項中 て「二十八年新消費税法適用日」という。)の」 八年四月一日(以下附則第四十六条までにおい 十九条第一項に規定する領収をすることができ 「新消費税法適用日の」とあるのは「平成二十 条、第四十五条及び第四十六条中「新消費税 /年新消費税法適用日前」と、 「新消費税法が」

第百三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、なお従前の例によ 規定によりなお従前の例によることとされる場 て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定にあっては、当該規定。以下この条におい 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す (罰則に関する経過措置)

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十一条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。

号 (平成二七年九月四日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第

三項、第三十条から第四十条まで、

第四十七

「公布日」という。) 条並びに第百十五条の規定 役員に係る部分に限る。)、第五十条、第百九 条(都道府県農業会議及び全国農業会議所 公布の日 (以下

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 存続中央会は、消費税法その他消費 別表第三第一号に掲げる法人とみなす。 税に関する法令の規定の適用については、 (罰則に関する経過措置)

第百十四条 この法律の施行前にした行為並びに この附則の規定によりなお従前の例によること 法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に の効力を有することとされる場合におけるこの とされる場合及びこの附則の規定によりなおそ (政令への委任) ついては、なお従前の例による。

第百十五条 この附則に定めるもののほか、この る経過措置を含む。) は、政令で定める。 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す 附則 (平成二八年三月三一日法律第一

号 抄

一から五の三まで

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、 (施行期日) 次の各号に掲げる規定は、

五の四 第二条 (第四号及び第五号の二に掲げ 律第二百三十七号)第五十一条の二の改正規 条、第四十一条(税理士法(昭和二十六年法 三十七条の三第二項、第三十九条、第四十 十五条 (次号に掲げる改正規定を除く。)、第 項を除く。)、第三十一条、第三十二条、第三 第十七条第二項及び第三項、第二十条(第二 条 (第六項を除く。)、第十一条、第十四条、 並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六 三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三 る改正規定を除く。)、第七条中地方財政法第 で、第四十八条、第五十条並びに第五十二条 定に限る。)、第四十二条から第四十七条ま 十三条の五の八の次に一条を加える改正規定 から第五十六条までの規定 日 令和元年十月

五号) 附 則 (平成二八年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成

一十八年五月一日

イ及びロ 次に掲げる規定 同法第六十二条の改正規定並びに附則第三 第五条中消費税法第四条の改正規定及び 平成二十九年一月一日

四から七まで 略 十三条の規定

七の三 次に掲げる規定 イからニまで 略 七月一日 の二 附則第四十条第三項の規定 令和元年十月一日 令和元年

和三年十月一日 附則第四十四条及び第四十五条の規定 第四十条(第三項を除く。)の規定 令

附則第三十四条から第三十九条まで及び

八の二 附則第五十一条の二第五項の規定 和五年四月一日 次に掲げる規定 令和五年十月一日 令

める部分に限る。) 及び同表第十二号の改改正規定(「(別表第二」を「(同表」に改 第五十七条第一項の改正規定、同法第六十定、同法第三十七条の二の改正規定、同法 下に「から第五十七条の三まで」を加える条第十一項の改正規定(「第五十七条」の 四項の改正規定、同法第四条の改正規定、 正規定(「別表第二」を「別表第二の二」 部分を除く。)、同法第三十七条の改正規 部分に限る。)、同条第七項の改正規定、同 第十二条の三の次に一条を加える改正規 の改正規定、同条第七項の改正規定、同法 同法第八条の改正規定、同法第九条第五項 二条の改正規定、同法別表第一第四号イの 十二条の三」を「第十二条の四」に改める 第五条の規定(同条中消費税法第二条第 同法第十五条第六項の改正規定(「第 2

法律(平成二十七年法律第九号)附則第三 五十三条の規定 ら第四十条までの改正規定並びに附則第百 十五条の改正規定、同法附則第三十六条第 第十八条中所得税法等の一部を改正する 項の改正規定及び同法附則第三十八条か

(二十八年新消費税法の一部改正に伴う経過措

第三十二条 第五条の規定 (同条中消費税法第二 定(「別表第二」を「別表第二の二」に改めるめる部分に限る。)及び同表第十二号の改正規 規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の 条第四項の改正規定、同法第九条第五項の改正 行日を同項に規定する高額特定資産の仕入れ等 場合における同項の規定の適用については、施 同条第一項第二号に定める日が施行日前である るものについて適用する。この場合において、 る。次項において同じ。)に該当することとな 高額特定資産の仕入れ等(同項に規定する高額 同条第一項に規定する事業者で、施行日以後に 消費税法」という。)第十二条の四の規定は、 部分を除く。) に限る。) による改正後の同法 の改正規定、同条第十一項の改正規定(「第五 第六項の改正規定(「第十二条の三」を「第十 の日とみなす。 する建設等が施行日以後に完了した場合とす (同項に規定する自己建設高額特定資産にあっ 特定資産の仕入れ等をいう。)を行った場合 (以下附則第四十条までにおいて「二十八年新 イの改正規定(「(別表第二」を「(同表」に改 定、同法第三十七条の二の改正規定、同法第五 加える部分を除く。)、同法第三十七条の改正規 十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を 二条の四」に改める部分に限る。)、同条第七項 三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条 ては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定 十七条第一項の改正規定、同法別表第一第四号

3 第十二条の四第一項の規定は、適用しない。 を行った場合については、二十八年新消費税法 成二十七年十二月三十一日までに締結した契約 日」という。)の前日までの間における二十八 に基づき施行日以後に高額特定資産の仕入れ等 年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用に 下附則第五十三条の二までにおいて「五年施行 施行日から附則第一条第九号に定める日(以 前項の規定にかかわらず、同項の事業者が平

という。)並びに附則第四十六条から第五

く。)、第五十二条から第五十三条の二まで 十一条まで、第五十一条の二(第五項を除 四十四条第一項、第五十二条第一項及び第

に改める部分を除く。)を除く。)(附則第

百二十八条の二において「五年改正規定」

登録を受けている場合」とあるのは「場合」と と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の 登録を受けている場合」とあるのは「場合」 ついては、同項第二号中「場合並びに」とある は「場合及び」と、「場合及び次条第一項の

準の適用に関する経過措置) 向け電気通信利用役務の提供に係る内外判定基 (恒久的施設又は国外事業所等で受ける事業者

第三十三条 第五条の規定(同条中消費税法第四 前に行った特定仕入れについては、なお従前のこの条において同じ。)について適用し、同日四条第一項に規定する特定仕入れをいう。以下 事業者をいう。以下附則第五十三条の二までに 業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する 限る。) による改正後の同法第四条第四項ただ 条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定に おいて同じ。)が行う特定仕入れ(消費税法第 し書の規定は、平成二十九年一月一日以後に事 例による。

する経過措置) (元年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関

第三十四条 事業者が、令和元年十月一日(以下 (同項第二号に規定する保税地域をいう。以下対象資産の譲渡等」という。) 及び保税地域(以下附則第三十九条までにおいて「元年軽減 おいて行う課税資産の譲渡等(消費税法第二条 う。) から五年施行日の前日までの間に国内に 附則第四十条までにおいて「元年適用日」とい のうち第一号に規定する飲食料品に該当するも 税貨物をいう。以下同条までにおいて同じ。) 取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課 までにおいて同じ。)のうち次に掲げるもの 等に該当するものを除く。以下附則第五十二条 第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をい 定にかかわらず、百分の六・二四とする。 附則第四十六条までにおいて同じ。)から引き のに係る消費税の税率は、同法第二十九条の規 い、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡

品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成 項に規定する酒類を除く。以下この号におい 税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一 第七十号)第二条第一項に規定する食品(酒 む。以下この号において同じ。)の譲渡(次 しているもののうち政令で定める資産を含 て単に「食品」という。) をいい、食品と食 飲食料品(食品表示法(平成二十五年法律 費税については、なお従前の例による。

に掲げる課税資産の譲渡等は、含まないもの

う譲渡は、含まないものとする。) のための容器に入れ、又は包装を施して行 役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰り のある場所において飲食料品を飲食させる カウンターその他の飲食に用いられる設備 む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、 飲食店業その他の政令で定める事業を営

設において行う政令で定める飲食料品の提人が生活を営む場所として政令で定める施 第一項に規定する有料老人ホームその他の 務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭 供を除く。) 和三十八年法律第百三十三号)第二十九条 所において行う加熱、調理又は給仕等の役 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文 することを約する契約をいう。)に基づく譲 期購読契約(当該新聞を購読しようとする者 化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞 に対して、当該新聞を定期的に継続して供給 (一週に二回以上発行する新聞に限る。) の定

2 年適用日以後に国内において事業者が行う課税 以下附則第五十条までにおいて同じ。)及び元 第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。 おける消費税法第三十条、第三十二条、第三十 前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消 た資産の譲渡等及び元年適用日前に国内にお き取られる課税貨物に係る消費税について適用 じ。)並びに元年適用日以後に保税地域から引 仕入れ(同項第十二号に規定する課税仕入れを おいて事業者が行う資産の譲渡等(同法第二条 えられたこれらの規定は、この附則に別段の定 第四十五条及び第四十七条の規定の適用につい 六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、 し、元年適用日前に国内において事業者が行っ いう。以下附則第五十三条の二までにおいて同 めがあるものを除き、元年適用日以後に国内に 掲げる字句とする。この場合において、読み替 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に ては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表 元年適用日から五年施行日の前日までの間に

用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る税仕入れに係る費用の額を支出した日が元年適年適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課	記載事項(当該記載事項のうち、課税資産の一 消費税法第三十条第九項第一号ハに掲げるのとみなして、同項の規定を適用する。	正する法律(平成二十八税貨物が所得税法等の一係るものである場合又は
2 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、元	条第七項に規定	項 八 受けた元年軽減対象資産の譲 条 第の七・れに係る棚卸資産が他の者か
	だまた。 これでは、 「ない」である。 できたに掲げる記載事項に係る追記	ウェールに終っ開了を選ぶ 見かれ百十分百十分の七・八(当該課税
/\	該書類に係る課税	百八分の六・二四)
° 牮	負售一号に掲げる書頂りを寸と受け前段の規定による詩程え前の同法第	第7 等に系るものである場合に第7 学にだテ年車洞文多貨商の
· つ	、前負前投り乱だけい原素に前り間、税法第三十条第七項の規定の適用に	<b>寛人 一受けに記三怪成けや賢重)護</b> 第の七・係る素価の返還等が他の者か
一適用	ばらい だらいじ こうじゅうしゅう 項前段の規定の適用がある場合における	のご(蒸っけ后)豆髪等に狙り百十分百十分の七・八(当該仕
六条 消費	一号	木
	条 第 び	計した
規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等	第四十数量及数量、	$\equiv$
ある   一方   一方   一方   一方   一方   一方   一方   一		近)
いう危呂 二間 シ公屋は事項は、特例の適用を受ける課務資産の	<u> </u>	象資産の譲渡等に係るもので
前項に定	丘 条 寛隼領	は、資産の内容及び元年言派等に使るする。
条第一項の規定は、適用しない。		育二 譲度等こ系のである場合 ラガー 一次で受いた方を車が文章資産
なされる部		育 1   一   14.0 受けこ記手圣或対象資産   三 十   7名
年適用日以後に課税資産の譲渡等を行ったもの	<u>等</u>	三十万字「万字(当亥果兑七人ルド也)
るものがあるときは、当該リース譲渡のうち元	匹子)に係	二 角 -
額で元年適用日以後にその支払の期日が到来す		寛 一度等り 一度等り 一度等り 一度等り 記言した記私資産の記述学
じ。)につき、当該リース譲渡に係る賦払金の	_	条 常 工室 り 養汁 レこ果見管室り 譲渡等り 一言 一訳 利資利率の 昇たることに 区分して 合
長期割賦販売等を含む。以下この項において同	移標	三一果党を対象の異なる。これで分)
項において同じ。)第十六条第一項に規定する	手課税 標税率の	年軽減效象資産の譲渡等であ
│ する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二│	「	第一   医長女性を発生の後度を持つ
法(三十年改正法附則第四十四条第二項に規定	<u>第</u> 系 等	第一
項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税	<u>育</u>	或付象資
条の規定による改正前の消費税法第十六条第一	と 等色 ) 養屋 みるごごご分し四 十課 務資課務資産の譲渡等に	二十勺字 勺字(当亥果兑資金)嚢度等
二項において「三十年改正法」という。) 第五		一角の譲渡等に係るもので
	こもので	を子室の養養をは終うのので   に一覧産の内容及び元年軽洞
「所导说去等の一部を改正する去聿(平成三十   雪利治第一万多第一項は表気であり「之語池	条第の七・が元年軽減対象資産の譲渡等	は、 そぎ) 月ギェド 言譲渡等に係るものであ
第三十五条   事業者か   元年道月日前に行った消	百十分百十分の七・八(当該税	第八 から受けた元年軽減対象資産
場	る場合には、百八分の六・二四)	三十内容 内容(当該課税仕入れが他の
(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例	象資産の譲渡等に係るもので	六・二四)
用に関し必要な事項は、政令で定める。	対価の返	ものである場合には、百八分の
いう。)の計算方法その他前三項	百十分 百十分の七・八(当該売上げ	において同じ
第三十条第二	一項 である場合には、百分の八)	象資産の譲渡等が
る課税仕入れ等の税類	八条第十  等が元年軽減対象資産の譲渡	条第一項に規定な
の規定の適用を受ける元年軽	第三十百分の百分の十(当該課税資産の	律第十五号)
事項	は、百八分の六・二四)	の一部を改正する法律(平成
二 消費税法第三十条第九項第一号ニに掲げる	品に該当するものである場合	八対象資産の譲渡等(ご
限る。)	一項第一号に規定す	一の七・れが他の
譲渡等が元年軽減対象資産の譲渡等である旨	十五号)附則第三十四	三十百十分百十分の七・八(当該課税仕

は、適用しない。

税期間を除く。次項において同じ。)のうち元

条の二までにおいて同じ。)(二十八年新消費税

法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課

段の規定は、適用しない。 同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規

過措置) 定の適用については、附則第三十四条第二項前 (国、地方公共団体等に対する特例に関する経

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の

用を受ける国又は地方公共団体が、元年適用日

た課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の る国又は地方公共団体が、元年適用日前に行っ 十四条第一項の規定は、適用しない。産の譲渡等に係る消費税については、附則第三 資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末 前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税 十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用 であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三 支払をすべき会計年度の末日が元年適用日以後 日が元年適用日以後であるときは、当該課税資 については、附則第三十四条第二項前段の規定 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受け

た課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経 る同項に規定する法人が、元年適用日前に行っ 令で定める。 過措置については、前二項の規定に準じて、 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受け 政

(元年軽減対象資産の譲渡等を行う中小事業者

第三十八条 元年軽減対象資産の譲渡等 (消費税 法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、 高をいう。以下附則第五十三条の二までにおい り消費税を納める義務が免除される事業者を除 この条及び次条第一項において同じ。)を行う 五十二条第一項において同じ。)による改正後 法第七条第一項、第五条の規定(同条中同法第 の課税標準の計算等に関する経過措置) 間とみなされる期間を含む。以下附則第五十三 同条第二項又は第四項の規定により一の課税期 て同じ。)が五千万円以下である課税期間(同 事業者(消費税法第九条第一項本文の規定によ 定により消費税が免除されるものを除く。以下 八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第 高(同項に規定する基準期間における課税売上 適用対象期間(その基準期間における課税売上 く。以下附則第四十条までにおいて同じ。)が、 の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規

年適用日から五年施行日の前日までの期間に該

十四年消費税法改正法附則第五条第一項の規定第十六条第一項において読み替えて準用する二 を適用することができる。 の合計額として、この附則及び消費税法の規定 の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額における課税資産の譲渡等(元年軽減対象資産 の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間 ら軽減対象税込売上額を控除した残額に百十分価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額か 象期間における元年軽減対象資産の譲渡等の対 百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対 において「軽減対象税込売上額」という。)に て同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項 の占める割合をいう。第五項及び第六項におい は、当該税込価額の合計額に軽減売上割合(第 号において同じ。)を税率の異なるごとに区分 る額を含むものとする。以下この条及び同項各 標準として課されるべき地方消費税額に相当す 課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税 済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経 価額(対価として収受し、又は収受すべき一切 及び次条第一項第一号において同じ。)の税込 で定める課税資産の譲渡等を除く。以下この条 の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令 て「二十四年消費税法改正法」という。)附則 第六十八号。以下この項及び次項第一号におい の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律 図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法 されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を の他の法律又は条約の規定により消費税が免除 五条の規定による改正後の同法第八条第一項そ 課税資産の譲渡等(消費税法第七条第一項、 当する期間をいう。)中に国内において行った して合計することにつき困難な事情があるとき 号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額

常の事業を行う連続する十営業日がない場合 産の譲渡等に係る部分の金額 行った課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 には、当該適用対象期間)中に国内において う連続する十営業日(当該適用対象期間に通 当該適用対象期間における通常の事業を行 前号に掲げる金額のうち、元年軽減対象資

高が五千万円以下である課税期間であって二十 適用対象期間(その基準期間における課税売上 元年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が

> 当するものを除く。)の対価の額の合計額とし 資産の譲渡等(元年軽減対象資産の譲渡等に該 対象期間における卸売業及び小売業に係る課税 及び小売業に係る元年軽減対象資産の譲渡等の 算した金額を当該適用対象期間における卸売業 金額(以下この項において「軽減対象小売等税 及び第六項において同じ。)を乗じて計算した 軽減仕入割合(第一号に掲げる金額のうちに第 る場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等 な事情があるときは、前項の規定の適用を受け 異なるごとに区分して合計することにつき困難 業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の う。) 中に国内において行った卸売業及び小売 施行日の前日までの期間に該当する期間をい を受けない課税期間のうち元年適用日から五年 八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用 に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用 から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額 対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額 込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計 て、この附則及び消費税法の規定を適用するこ 二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項 5 3

年消費税法改正法附則第十六条第一項においれに係る支払対価の額に百分の百十(二十四 おいて同じ。)、同項に規定する特定課税仕入払対価の額をいう。以下附則第四十条までに 金額(同条第一項及び附則第四十条第一項に 帯税の額に相当する額を除く。)を加算した るべき地方消費税額(これらの税額に係る附 額及び当該消費税額を課税標準として課され 課税貨物に課された又は課されるべき消費税 いて同じ。) に係る消費税の課税標準に当該 税が免除されるものを除く。次条第一項にお 税貨物(他の法律又は条約の規定により消費 適用対象期間中に保税地域から引き取った課 百分の百八)を乗じて計算した金額及び当該 び第五項において同じ。)である場合には、 課税仕入れをいう。附則第四十四条第四項及 入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定 四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕 法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十 て読み替えて準用する二十四年消費税法改正 三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支 課税仕入れに係る支払対価の額(消費税法第 おいて「課税貨物に係る税込引取価額」とい 当該適用対象期間中に国内において行った 6

> るものの金額の合計額 う。) のうち、卸売業及び小売業にのみ要す 前号に掲げる金額のうち、元年軽減対象資

産の譲渡等にのみ要するものの金額

販売する事業で同項に規定する卸売業以外のも 入した商品をその性質及び形状を変更しないで の事業者に対して販売する事業をいうものと した商品をその性質及び形状を変更しないで他 のをいうものとする。 し、同項に規定する小売業とは、他の者から購 前項に規定する卸売業とは、他の者から購入

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようと とみなして、これらの規定を適用することがで 当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合 する事業者(主として元年軽減対象資産の譲渡 きる。 につき困難な事情があるときは、百分の五十を 上割合又は第二項の小売等軽減仕入割合の計算 等を行う事業者に限る。)が、第一項の軽減売

税資産の譲渡等(前項の規定の適用を受けた課 の規定を適用することができる。 軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、 えられた同法第三十八条第一項に規定する元年 附則第三十四条第二項前段の規定により読み替 等軽減仕入割合(前項の規定の適用がある場合 を行った第一項の適用対象期間における軽減売 る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等 分することが困難な場合には、当該売上げに係 る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区 項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係 となった課税資産の譲渡等の事実に基づき、同 合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象 に規定する売上げに係る対価の返還等をした場 税資産の譲渡等を含む。)につき、同条第一項 が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課 には、百分の五十)を乗じて計算した金額を、 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者 |割合又は第二項の適用対象期間における小売 同項

の全部又は一部の領収をすることができなくな 生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額 他の債権につき、同条第一項に規定する事実が 課税資産の譲渡等を含む。)に係る売掛金その 税資産の譲渡等(第四項の規定の適用を受けた が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課 なった課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項 った場合には、当該領収をすることができなく 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者

を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計

した金額との合計額を、当該適用対象期間にお

該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額

場合には、当該領収をすることができなくなっ 額を税率の異なるごとに区分することが困難な とができなくなった課税資産の譲渡等の税込

た課税資産の譲渡等の税込価額に当該課税資産

の規定を適用する。ただし、当該領収をするこ

措置)

困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが

の他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、

第一項に規定する軽減売上割合の計算方法そ

政令で定める。

定する元年軽減対象資産の譲渡等に係るものと

より読み替えられた同法第三十九条第一項に規

して、同項の規定を適用することができる。

た金額を、附則第三十四条第二項前段の規定に

がある場合には、百分の五十)を乗じて計算し ける小売等軽減仕入割合(第四項の規定の適用 る軽減売上割合又は第二項の適用対象期間にお の譲渡等を行った第一項の適用対象期間におけ

第三十九条 元年軽減対象資産の譲渡等を行う事 条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れ 域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額 業者が、適用対象期間(その基準期間における 百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、 減対象税込課税仕入れ等の金額」という。) 乗じて計算した金額(以下この項において「軽 込引取価額の合計額に小売等軽減売上割合 を税率の異なるごとに区分して合計することに 支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地 う。以下この項において同じ。)及び小売業 税期間の末日までの期間に該当する期間を ら元年適用日以後一年を経過する日の属する課 用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等 の占める割合をいう。次項において同じ。) の項において同じ。)に係る課税仕入れに係る った卸売業(前条第二項に規定する卸売業をい う。次項において同じ。)中に国内において行 に係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税 つき困難な事情があるときは、消費税法第三十 に係る課税期間を除く。)のうち元年適用日 十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適 課税売上高が五千万円以下である課税期間(二 一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額 . 同条第二項に規定する小売業をいう。以下こ (第 当に を

を受ける場合は、この限りでない。 とができる。ただし、前条第二項の規定の適用 つき課された又は課されるべき消費税額をい 定する保税地域からの引取りに係る課税貨物に 定する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規 ける卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税 (同条第一項の規定により控除する同項に規 第三項において同じ。)の合計額とするこ

- 税込価額の合計額 卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の 当該適用対象期間中に国内において行った
- 卸売業及び小売業に係る元年軽減対象資産の 譲渡等の税込価額の合計額 当該適用対象期間中に国内において行った
- して、同条の規定を適用することができる。 る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額と 第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係 条第二項前段の規定により読み替えられた同法 じて計算した金額との合計額を、附則第三十四 等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗 額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還 う。) に百八分の六・二四を乗じて計算した金 て「軽減対象税込対価の返還等の金額」とい 割合を乗じて計算した金額(以下この項におい を行った適用対象期間における小売等軽減売上額を受けた債務の額の合計額に当該課税仕入れ る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減 ることが困難な場合には、当該課税仕入れに係 を受けた債務の額を税率の異なるごとに区分す 支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額 定を適用する。ただし、当該課税仕入れに係る 等に係る課税仕入れの事実に基づき、同項の規 受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還 第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を の規定の適用を受けた課税仕入れにつき、同条 消費税法第三十二条第一項の事業者が、 前項 4 3 2
- 方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事 条第二項前段の規定は、適用しない。 第九項の規定の適用については、附則第三十四 税額の控除に係る消費税法第三十条第八項及び 第一項の規定の適用を受ける課税仕入れ等の 第一項に規定する小売等軽減売上割合の計算
- 項は、政令で定める。
- 困難な中小事業者に対する経過措置) (課税仕入れ等を適用税率別に区分することが
- 第四十条 その基準期間における課税売上高が五 千万円以下である課税期間(二十八年新消費税

- 税地を所轄する税務署長に提出したときは、当 のとみなす。 期間の初日の前日に当該税務署長に提出したも 該事業者は同項の規定による届出書を当該課税 き困難な事情のある事業者が、当該課税期間に 税率の異なるごとに区分して合計することにつ る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地域 う。) 中に国内において行った課税仕入れに係 経過する日までの日の属する課税期間に限る。 期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税 した届出書を当該課税期間の末日までにその納 から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を 次項及び第三項において「適用対象期間」とい を除き、元年適用日から元年適用日以後一年を つき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載 3
- 同項本文の規定は、適用しない。 中に国内において行った課税仕入れに係る支払 掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間 ることにつき著しく困難な事情があるときは、 対価の額を税率の異なるごとに区分して合計す 二十八年新消費税法第三十七条第三項各号に
- る。 間に係る同項の届出書を提出することができ 業者は、元年適用日前においても、適用対象期 十七条第一項の規定の適用を受けようとする事 第一項の規定により二十八年新消費税法第三
- 措置) 適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (適格請求書発行事業者の登録等に関する経過 前三項に定めるもののほか、この条の規定の
- 第四十四条 五年施行日から令和六年三月三十一 る改正後の消費税法(以下附則第五十三条の一 地を所轄する税務署長に提出しなければならな 月前の日(消費税法第九条の二第一項の規定に録を受けようとする事業者は、五年施行日の六できる。ただし、五年施行日に同条第一項の登 までにおいて「新消費税法」という。)第五十 日までの間のいずれかの日に五年改正規定によ ないこととなる事業者にあっては、五年施行日 より同法第九条第一項本文の規定の適用を受け 七条の二第一項の登録を受けようとする事業者 の三月前の日)までに、当該申請書をその納税 定の例により、同項の申請書を提出することが は、五年施行日前においても、同条第二項の規
- 2 第二項の申請書を提出した事業者(次項の規定 前 ・項の規定により新消費税法第五十七条の二

- 該申請書に記載した事項に変更があったとき 第七項の通知を受けた事業者に限る。) は、当 定の例により、同項の届出書を提出しなければ ならない。 により同条第三項の規定による登録に係る同条 五年施行日前においても、同条第八項の規
- 条の二までにおいて「登録開始日」という。) 条第一項の登録がされた日(以下附則第五十一 知及び同条第九項の規定による登録の変更(以よる登録の取消し、同条第七項の規定による通 場合又は前項の規定により同条第八項の届出書 第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた れたものとみなす。 登録開始日)においてこれらの規定により行わ が五年施行日の翌日以後である場合には、当該 定の例によりされた登録等は、五年施行日(同 ことができる。この場合において、これらの規 下この項において「登録等」という。)をする 録、同条第四項の規定による公表、同条第五項 規定の例により、同条第三項の規定による登 ても、同条第三項から第七項まで及び第九項の の提出を受けた場合には、五年施行日前におい 税務署長は、第一項の規定により新消費税法 規定による登録の拒否、同条第六項の規定に 6
- 4 項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一 第一項から第三項までの規定により消費税を納三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四 課税期間を除く。)のうち当該登録開始日から 消費税を納める義務が免除されないこととなる 第十二条第五項の吸収分割があったことにより 第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十 出により、又は同法第九条の二第一項、第十条 消費税法第九条第四項の規定による届出書の提 おける課税売上高が千万円を超える課税期間、 する課税期間中である事業者に限る。) の当該 五年施行日以後六年を経過する日までの日の属 提出した事業者(登録開始日が五年施行日から める義務が免除されないこととなる課税期間及 十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の 二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第 登録開始日の属する課税期間(その基準期間に 新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を
- 5 日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始 税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。 前項の規定の適用を受ける事業者の登録開始

の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費 当該課税期間の末日までの間における課税資産

- の限りでない。 が五年施行日を含む課税期間である場合は、こ いては、同法第九条第一頁とよう! ける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつ 条第四項の規定による届出書の提出により、 高が千万円を超える課税期間及び消費税法第九 三項までの規定により消費税を納める義務が免 くは第三項若しくは第十二条の四第一項から第 は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十 の各課税期間(その基準期間における課税売 日以後二年を経過する日の属する課税期間まで しない。ただし、登録開始日の属する課税期間 ら第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第 一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若し 条第二項若しくは第四項、第十二条第二項 又 か
- 関する経過措置) 適用に関し必要な事項は、政令で定める。 (五年施行日前に登録国外事業者であった者に 前各項に定めるもののほか、この条の規 定の
- 第四十五条 前条の規定にかかわらず、令和五 事項を登載するものとする。 九条第十一項の規定による届出書を提出してい 号。以下この条及び附則第五十一条の二第四 の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九 九月一日において登録国外事業者(所得税法等 称、同条第四項の登録番号(第三項において 簿をいう。次項において同じ。) に氏名又は名 条第四項に規定する適格請求書発行事業者登録 税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿(同 ない者は、五年施行日において新消費税法第五 業者をいう。次項及び第四項において同じ。) 三十八条第一項ただし書に規定する登録国外事 において「二十七年改正法」という。) 附則 る。この場合において、その納税地を所轄する である者であって、二十七年改正法附則第三十 て、この附則及び新消費税法の規定を適用す 十七条の二第一項の登録を受けたものとみなし 「新登録番号」という。)その他の政令で定める 第
- ならない。 簿に登載された事項を速やかに公表しなければ る。この場合において、税務署長は、政令で定 国外事業者に対し、書面によりその旨を通知す めるところにより、適格請求書発行事業者登録 税務署長は、前項の規定の適用を受ける登録
- 3 (新消費税法第二条第一項第七号の二に規定す 第一項の規定により適格請求書発行事業者

改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条か規定、二十七年改正法附則第三十六条第一項の(同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正 登録番号を記載し、又は記録することができ 正前の二十七年改正法附則第三十九条第四項の ら第四十条までの改正規定に限る。) による改 記録する新登録番号に代えて、第十八条の規定 する新登録番号又は提供する当該電磁的記録に 十一日までの間に交付するこれらの書類に記載 があるときは、五年施行日から令和六年三月三 に新登録番号を記録することにつき困難な事情第五項の規定により提供する同項の電磁的記録ることにつき困難な事情があるとき、又は同条 第三項の適格返還請求書に新登録番号を記載す 消費税法第五十七条の四第一項から第三項まで る適格請求書発行事業者をいう。附則第五十一 規定により交付する同条第一項の適格請求 の二において同じ。)となった事業者が、新 同条第二項の適格簡易請求書若しくは同条

4 出書を当該税務署長に提出したものとみなす。法第五十七条の二第十項第一号の規定による届 の納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁 正に伴う経過措置の原則) (五年改正規定の施行に伴う消費税法の一部改 長官へ提出したときは、五年施行日に新消費税 第一項の規定の適用を受ける登録国外事業者 第三十九条第十一項の規定による届出書をそ 五年施行日の前日までに二十七年改正法附 2

第四十六条 この附則に別段の定めがあるものを て事業者が行った課税仕入れ並びに五年施行日た資産の譲渡等及び五年施行日前に国内においた資産の譲渡等及び五年施行日前に国内においた適用といる課税貨物に係る消費税について適用せ入れ並びに五年施行日以後に保税地域から引 前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消 年施行日以後に国内において事業者が行う課税国内において事業者が行う資産の譲渡等及び五 費税については、なお従前の例による。 新消費税法の規定は、五年施行日以後に 2

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、新 日以前に開始した課税期間については、なお従に開始する課税期間について適用し、五年施行消費税法第九条第一項の規定は、五年施行日後

を受ける場合における消費税額の控除に関する (小規模事業者に係る課税仕入れの時期の特例

第四十七条 五年施行日前に行った課税仕入れにつ 消費税法第十八条第一項の個人事業

の規定による仕入れに係る消費税額の控除につ 入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条 日が五年施行日以後であるときは、当該課税仕 いては、なお従前の例による。 当該課税仕入れに係る費用の額を支出した

措置) 入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過 (仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕

5

第四十八条 事業者が、五年施行日前に国内にお れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該 に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入 いて行った課税仕入れにつき、五年施行日以後 よる仕入れに係る消費税額の控除の計算につい 仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定に ては、なお従前の例による。

する経過措置) (課税資産の譲渡等についての中間申告等に関

第四十九条 新消費税法第四十三条の規定は、五 中間申告対象期間から適用する。 年施行日以後に終了する同条第一項に規定する

第五十条 この附則に別段の定めがあるものを除 は、五年施行日以後に国内において事業者が行 き、 以後に終了する課税期間から適用する (適格請求書等の交付に関する経過措置) 新消費税法第四十五条の規定は、五年施行日 新消費税法第五十七条の四第一項の規定

う課税資産の譲渡等について適用する。

2

四第一項の規定は、適用しない。 の譲渡等については、新消費税法第五十七条の 以後に行ったものとみなされる部分の課税資産 あるときは、当該リース譲渡のうち五年施行日 施行日以後にその支払の期日が到来するものが 販売等を含む。以下この項において同じ。)に 力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦 正法第五条の規定による改正前の消費税法第十 十六条第一項に規定するリース譲渡(三十年改 つき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で五年 六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効 事業者が、五年施行日前に行った消費税法第

3 の譲渡等については、新消費税法第五十七条の が五年施行日以後であるときは、当該課税資産 当該課税資産の譲渡等の対価の額を収入した日 年施行日前に行った課税資産の譲渡等につき、 四第一項の規定は、適用しない。 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、五

4 る国又は地方公共団体が、 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受け 五年施行日前に行っ

> 等については、新消費税法第五十七条の四第 た課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲 項の規定は、適用しない。 施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡 渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が五年

消費税法第五十七条の四第三項の規定は、同条 第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等 定する売上げに係る対価の返還等について適用 につき行った新消費税法第三十八条第一項に規 この附則に別段の定めがあるものを除き、 新

6 関し必要な事項は、政令で定める。 係る新消費税法第五十七条の四の規定の適用に 時期の特例の適用を受ける課税資産の譲渡等に 前各項に定めるもののほか、資産の譲渡等の

関する経過措置) の特例を受ける場合における消費税額の控除に (国、地方公共団体等に係る課税仕入れの時期

第五十一条 消費税法第六十条第二項の規定の お従前の例による。 前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れ る仕入れに係る消費税額の控除については、 新消費税法第三十条及び第三十二条の規定によ 行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る の費用の支払をすべき会計年度の末日が五年施 用を受ける国又は地方公共団体が、五年施行日 な

課税仕入れに関する経過措置については、前項 る同項に規定する法人が五年施行日前に行った の規定に準じて、政令で定める。 (適格請求書発行事業者となる小規模事業者に 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受け

第五十一条の二 適格請求書発行事業者 (新消費 において所得税法第二条第一項第八号の四又は者とみなされる者を含み、その課税期間の初日 けた事業者とみなされる場合における当該登録 り新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受 間(新消費税法第五十七条の二第一項の登録 以後三年を経過する日までの日の属する課税期 の二に規定する国外事業者を除く。以下この条 的施設を有しない消費税法第二条第一項第四号 法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久 税法第五十七条の二第一項の登録を受けた事業 税法第五十七条の三第三項の規定により新消費 を含む。)、消費税法第九条第四項の規定による (新消費税法第五十七条の三第三項の規定によ において同じ。) の五年施行日から五年施行日 係る税額控除に関する経過措置)

3

別控除税額とすることができる。この場合にお 条から第三十七条までの規定にかかわらず、特 が免除されることとなる課税期間に限るものと 用がなかったとしたならば消費税を納める義務 仕入れ等の税額の合計額は、新消費税法第三十 税標準額に対する消費税額から控除することが 届出書の提出又は同法第十条第一項の規定の ける新消費税法第三十二条第一項第一号に規定 いて、当該特別控除税額は、当該課税期間にお できる消費税法第三十条第二項に規定する課税 により新消費税法第三十条第一項に規定する課 新消費税法第三十条から第三十七条までの規定 し、次に掲げる課税期間を除く。)については、 する仕入れに係る消費税額とみなす。

施行日前から引き続き消費税法第九条第四 五年施行日の属する課税期間であって五年 規定の適用を受ける課税期間

項

期間から当該調整対象固定資産の仕入れ等の産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税 固定資産の仕入れ等を行った場合に該当する る日の属する課税期間までの各課税期間 日の属する課税期間の初日以後三年を経過す 場合における同項に規定する調整対象固定資 消費税法第九条第七項に規定する調整対象

三 登録開始日の前日までに消費税法第十条第 適用を受ける課税期間 項の相続があったことにより同項の規 定

期間とみなされる期間 同条第二項又は第四項の規定により一の課税 の二までの規定の適用を受ける課税期間及び 消費税法第十九条第一項第三号から第四号

2

八十に相当する金額をいう。 係る消費税額の合計額を控除した残額の百分のに規定する売上げに係る対価の返還等の金額に 第一項その他の法律又は条約の規定により消費 税が免除されるものを除く。)に係る課税標準 譲渡等(消費税法第七条第一項若しくは第八条 請求書発行事業者の当該課税期間の課税資産 課税期間における新消費税法第三十八条第一項 である金額の合計額に対する消費税額から当該 前項に規定する特別控除税額とは、

を含む。)にその旨を付記するものとする 通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書 項の規定による申告書(当該申告書に係る国税 求書発行事業者は、新消費税法第四十五条第一 第一項の規定の適用を受けようとする適格 適格請求書発行事業者の第一項の規定の適用

を受ける課税期間における消費税法第九条第七

額に百分の八十を乗じて算出した金額を新消費

改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附 法第六十条第四項中「第三十七条」とあるのは号)附則第五十一条の二第一項」と、新消費税 則第五十一条の二第一項」とする。 は「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を 十四条第二項中「第三十七条第一項」とあるの 法律(平成二十八年法律第十五号)附則第五十 部を改正する法律(平成二十八年法律第十五 項」と、新消費税法第四十五条第一項第三号中 八年法律第十五号)附則第五十一条の二第一 は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又 びに第十二条の四第一項及び第三項中「第三十 定の適用については、消費税法第九条第七項並 びに二十七年改正法附則第四十四条第二項の規 費税法第四十五条第一項及び第六十条第四項並 項並びに第十二条の四第一項及び第三項、新消 一条の二第一項」と、二十七年改正法附則第四 「前章」とあるのは「前章及び所得税法等の一 「第三十七条又は所得税法等の一部を改正する 号に規定する事業年度において一の事業者から ってはその年、法人にあってはその同項第十三

税を納める義務が免除されないこととなる場合り五年施行日の属する課税期間の初日から消費 同条第六項の規定は、適用しない。この場合に 署長に提出したものとみなして、同条第八項の届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務 地を所轄する税務署長に提出したときは、当該 ようとする旨を記載した当該届出書をその納税 て同条第四項の規定の適用を受けることをやめ おいて、当該課税期間中に当該課税期間につい 第五項の規定による届出書の提出については、 該事業者の当該課税期間に係る消費税法第九条 の規定による申請書を提出しているときは、当 の規定により新消費税法第五十七条の二第二項において、当該事業者が附則第四十四条第一項 法第九条第四項の規定による届出書の提出によ 費税を納める義務が免除される事業者が消費税 新消費税法第九条第一項本文の規定により消 費税法第三十条第八項第一号ニに規定する課税 行う当該課税仕入れに係る支払対価の額(新消

を提出した日の属する課税期間について同項の 事業者が、消費税法第三十七条第一項の規定に 届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務 規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該 出した場合において、当該届出書に当該届出書 税期間中にその納税地を所轄する税務署長に提 よる届出書を当該適用を受けた課税期間の翌課 第一項の規定の適用を受けた適格請求書発行 同項の規定を

第五十二条 事業者 (新消費稅法第九条第一項本 7 の適用を受けるものを除く。次条第一項におい課税仕入れ(新消費税法第三十条第一項の規定 る事業者を除く。以下この条及び次条において 税仕入れに係る税額控除に関する経過措置) 適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第二条第一項第三号に規定する個人事業者にあ の適用を受けるもの(当該事業者が、消費税法 力を有するものとしたならば同条第一項の規定 消費税法」という。) 第三十条の規定がなお効 の消費税法(以下この条及び次条において「旧 限」という。)までの間に国内において行った 年を経過する日(同条第一項において「適用期 同じ。)が、五年施行日から五年施行日以後三 文の規定により消費税を納める義務が免除され て同じ。) のうち、五年改正規定による改正前 (適格請求書発行事業者以外の者から行った課 前各項に定めるもののほか、この条の規定の

に記載すべき事項に係る電磁的記録(電子計算条第九項に規定する請求書等又は当該請求書等 第一項において同じ。)に係るものである場合 費税が免除されるものを除く。第三項及び次条 条第一項その他の法律又は条約の規定により消 費税法第二条第一項第九号の二に規定する軽減 れ」という。)については、旧消費税法第三十 この条及び次条において「控除対象課税仕入 ける当該超える部分の課税仕入れを除く。以下 には、百八分の六・二四)を乗じて算出した金 第一項、第五条の規定による改正後の同法第八 対象課税資産の譲渡等をいい、消費税法第七条 者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等(新消 十分の七・八(当該控除対象課税仕入れが他の 税仕入れの課税仕入れに係る支払対価の額に百 する請求書等とみなし、かつ、当該控除対象課 いう。次項並びに次条第一項及び第二項におい 十五号)第二条第三号に規定する電磁的記録を 方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二 機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存 て同じ。) の合計額が十億円を超える場合にお て同じ。) を新消費税法第三十条第九項に規定 4

に規定する請求書等とみなされる書類又は電磁2 前項の規定により新消費税法第三十条第九項 あるのは「内容(当該課税資産の譲渡等が軽減 的記録に係る旧消費税法第三十条第九項の規定 適用を受ける課税仕入れである旨」とする。 得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年 税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係 内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨) 対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の の適用については、同項第一号ハ中「内容」と 法律第十五号)附則第五十二条第一項の規定の 「である旨)」とあるのは、「である旨)及び所 る。この場合において、同条第八項第一号ハ中 る消費税額とみなして、同条の規定を適用す

3 法第三十条第九項の規定の適用については、当 前項の規定により読み替えて適用する旧消費税 に係る追記をした書類を含むものとする。 ある旨に限る。)又は同号ニに掲げる記載事項 税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等で る課税資産の譲渡等の事実に基づき同項第一号 該書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係 項に規定する請求書等とみなされる書類に係る ハに掲げる記載事項(当該記載事項のうち、 第一項の規定により新消費税法第三十条第九 課

項、次条第一項及び附則第五十三条の二におい 仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この

用については、新消費税法第三十二条第一項第法第三十二条及び第三十六条第五項の規定の適 改正する法律(平成二十八年法律第十五号) 税仕入れに係る棚卸資産が所得税法等の一部を 則第五十二条第一項の規定の適用を受ける同項 改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附 対象課税仕入れを行った場合における新消費税 額)及び」と、新消費税法第三十六条第五項中 は、当該金額に百分の八十を乗じて算出した金 の控除対象課税仕入れに係るものである場合に 入れに係る対価の返還等が所得税法等の一部を 「消費税額は」とあるのは「消費税額 事業者が、第一項の規定の適用を受ける控除 号中「金額及び」とあるのは「金額(当該仕 3

則第五十二条第一項の規定の適用を受けるもの

に区分して合計した第一項」とする。 資産の譲渡等に係るものである旨)」と、同号である場合には、資産の内容及び軽減対象課税 ら受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るもの とあるのは「内容(当該課税仕入れが他の者か ホ中「第一項」とあるのは「税率の異なるごと 資産の譲渡等の」と、同項第二号ニ中「内容」 は「税率の異なるごとに区分して合計した課税 と、同号二中「課税資産の譲渡等の」とあるの

第五十三条 事業者が、適用期限の翌日から同 る課税仕入れである旨」とする。 号)附則第五十三条第一項の規定の適用を受け とあるのは、「である旨)及び所得税法等の とみなして、同条の規定を適用する。この場合 条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額 た金額に百分の五十を乗じて算出した金額を同 場合には、百八分の六・二四)を乗じて算出し 税法第三十条第九項に規定する請求書等又は当 行った控除対象課税仕入れについては、旧消費 以後三年を経過する日までの間に国内において 乗じて算出した金額)は」とする。 部を改正する法律(平成二十八年法律第十 において、同条第八項第一号ハ中「である旨)」 た軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである 等とみなし、かつ、当該控除対象課税仕入れ を新消費税法第三十条第九項に規定する請求書 該請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録 八(当該控除対象課税仕入れが他の者から受け 課税仕入れに係る支払対価の額に百十分の七・ である場合には、当該消費税額に百分の八十を

に区分して合計した第一項」とする。 ホ中「第一項」とあるのは「税率の異なるごと 資産の譲渡等に係るものである旨)」と、同号 ら受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るもの 資産の譲渡等の」と、同項第二号ニ中「内容」 内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)」 対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の の適用については、同項第一号ハ中「内容」と 的記録に係る旧消費税法第三十条第九項の規定 に規定する請求書等とみなされる書類又は電磁 とあるのは「内容(当該課税仕入れが他の者か は「税率の異なるごとに区分して合計した課税 あるのは「内容(当該課税資産の譲渡等が軽減 である場合には、資産の内容及び軽減対象課税 と、同号二中「課税資産の譲渡等の」とあるの 前項の規定により新消費税法第三十条第九項

条第三項の規定を準用する。 法第三十条第九項の規定の適用については、前前項の規定により読み替えて適用する旧消費税 項に規定する請求書等とみなされる書類に係る 第一項の規定により新消費税法第三十条第九

用については、新消費税法第三十二条第一項第 法第三十二条及び第三十六条第五項の規定の 対象課税仕入れを行った場合における新消費税 事業者が、第一項の規定の適用を受ける控除 適

乗じて算出した金額)は」とする。 である場合には、当該消費税額に百分の五十を 則第五十三条第一項の規定の適用を受けるもの 改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附 税仕入れに係る棚卸資産が所得税法等の一部を 額)及び」と、新消費税法第三十六条第五項中 の控除対象課税仕入れに係るものである場合に 則第五十三条第一項の規定の適用を受ける同項 改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附 「消費税額は」とあるのは「消費税額(当該課 号中「金額及び」とあるのは「金額(当該仕 れに係る対価の返還等が所得税法等の一部を 当該金額に百分の五十を乗じて算出した金

(請求書等の保存を要しない課税仕入れに関す

第五十三条の二 事業者 (新消費税法第九条第一 項本文の規定により消費税を納める義務が免除 て、当該課税仕入れについては、前二条の規定とあるのは、「帳簿」とする。この場合におい 当該課税仕入れ等の税額については、帳簿)」 である場合その他の政令で定める場合における が困難である場合、特定課税仕入れに係るもの 簿及び請求書等(請求書等の交付を受けること 条第七項の規定の適用については、同項中「帳 入れに係る支払対価の額が少額である場合とし 間に行うものに限る。)について、当該課税仕 売上高をいう。) が五千万円以下である課税期 条の二第一項に規定する特定期間における課税 の特定期間における課税売上高(消費税法第九 課税売上高が一億円以下である課税期間又はそ おいて行う課税仕入れ(その基準期間における 施行日以後六年を経過する日までの間に国内に される事業者を除く。)が五年施行日から五年 て政令で定める場合における新消費税法第三十

供等に関する経過措置) (国外事業者から受けた電気通信利用役務の提

第百五十三条 法律(平成二十七年法律第九号。以下この条に 項第四号の二に規定する国外事業者から受けた た同項第十二号に規定する課税仕入れのうち同 年九月三十日までの間(以下この条において 十五条に規定する新消費税法適用日から令和五 おいて「二十七年改正法」という。) 附則第三 いて同じ。)が、所得税法等の一部を改正する 四号に規定する事業者をいう。以下この条にお 「旧法適用期間」という。)に国内において行っ 事業者(消費税法第二条第一項第

> 適用については、なお従前の例による。 った電気通信利用役務の提供に係る二十七年改 正規定に限る。)による改正前の二十七年改正 年改正法附則第三十八条から第四十条までの改 の適用及び第十八条の規定(同条中二十七年改 法附則第三十八条第一項から第三項までの規定 おいて同じ。)に係るものに係る二十七年改正 務の提供に該当するものを除く。以下この条に 正法附則第三十八条第四項及び第五項の規定の けた事業者が、旧法適用期間に国内において行 法附則第三十九条第一項の規定により登録を受 法附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七 正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正 八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役 電気通信利用役務の提供(同項第八号の三に規

(罰則に関する経過措置)

第百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げ 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 の規定によりなお従前の例によることとされる いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 る規定にあっては、当該規定。以下この条にお する罰則の適用については、なお従前の例によ

(政令への委任)

第百六十九条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 で定める。 政令

要な措置) (消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必

第百七十条 関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第社会保障制度の確立を図るための改革の推進に と改革の基本方針二〇一五(第二号において 三十日に閣議において決定された経済財政運営 減税率制度の導入に当たり、平成二十七年六月 の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安 る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の 号)第二条、社会保障の安定財源の確保等を図 障制度改革推進法(平成二十四年法律第六十四 目標」という。)を堅持するとともに、社会保 政健全化目標(同号において単に「財政健全化 む。以下この条及び次条において同じ。)の軽 措置を講ずるものとする。 「基本方針二〇一五」という。)に記載された財 一十八条に示された社会保障の安定財源の確保 一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な 政府は、消費税(地方消費税を含 次に掲げる

> び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り えつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及 度)の経済・財政再生計画の中間評価を踏ま 的な恒久財源を確保すること。 る法制上の措置等を講ずることにより、 一五に記載された平成三十年度(二千十八年 財政健全化目標との関係及び基本方針二〇 平成三十年度末までに歳入及び歳出におけ 安定

に向けた措置) (消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等

方について検討を加え、必要な措置を講ずる

第百七十一条 政府は、消費税の軽減税率制度の じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談地の名ために必要な体制を整備し、消費税の軽 する。 運用に資するための必要な措置を講ずるものと 導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を

2 るときは、その結果に基づいて法制上の措置そ 置の適用状況などを検証し、必要があると認め 税率制度の導入による簡易課税制度への影響並 書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及 税率制度の導入後三年以内を目途に、適格請求 者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減 及び適正な課税を確保する観点から、中小事業 びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措 び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用 他の必要な措置を講ずるものとする。

六号) 抄 (平成二八年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 から三まで 略

四 第三条中関税法目次の改正規定 (「第六条 号の三の改正規定、同法第七条の二第二項の改める部分を除く。)、同法第四条第一項第五 改正規定、同法第九条の二第二項の改正規 の二」を「第六条の三」に改める部分及び 定、同法第三十条第一項第五号の改正規定、 同法第四十三条の三第三項の改正規定、 「第七十九条の五」を「第七十九条の六」に 同法

> 条までの規定 公布の日から起算して二年を 規定、同法第七十九条の四第一項の改正規定 定、同法第六十九条の改正規定、同法第七十 第六章第二節の次に一節を加える改正規定、 る部分を除く。)、同法第六十七条の二の改正 条の十五の改正規定 (「(許可の要件)」を削 第四十三条の四に一項を加える改正規定、 超えない範囲内において政令で定める日 規定並びに附則第四条及び第六条から第十四 の五第一項第一号の改正規定並びに第七条の は、そのすべての許可。次号において同じ。) (「(二以上の許可を受けている場合にあつて 五条の改正規定、同法第七十六条第一項の改 同法第六十八条の次に一条を加える改正規 規定、同法第六十七条の三の改正規定、同法 法第六十二条の七の改正規定、同法第六十二 | を削る部分に限る。) 及び同法第七十九条 同法第七十九条第三項第一号の改正

則 (平成二八年五月一八日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 則第九条及び附則第十八条の規定 第一条並びに次条から附則第四条まで、 

第十七条 この法律(附則第一条第一号に掲げる た行為に対する罰則の適用については、なお従 によることとされる場合における同日以後にし た行為及びこの附則の規定によりなお従前の例 規定にあっては、当該規定)の施行の日前にし 前の例による。

第十八条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す (政令への委任) る経過措置を含む。)は、政令で定める。

0号) 則 抄 (平成二八年五月一八日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から8一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

八 附 五 号 則 (平成二八年一一月二八日法律第

(施行期日)

### 一条 この法律は、公布の日から施行する。 八六号) 附 則 (平成二八年一一月二八日法律第 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 八九号) (平成二八年一一月二八日法律第

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から (施行期日)

条、第百六条、第百七条、第百十条(第八十条 施行する。ただし、第一章、第三章、第百三 六条の規定は、公布の日から施行する。 る。)、第二十条から第二十三条まで及び第二十 七条まで、第十八条(登録免許税法(昭和四十 から第九条まで、第十一条、第十四条から第十 十四条及び第百十五条の規定並びに附則第五条 百十二条 (第十二号に係る部分に限る。)、第百 用する場合を含む。) に係る部分に限る。)、第 二年法律第三十五号)別表第三の改正規定に限 (第八十六条及び第八十八条第二項において準 (罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこ される場合におけるこの法律の施行後にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の の法律の規定によりなお従前の例によることと (政令への委任)

第二十六条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。 の法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関

# 号) 抄 (平成二九年三月三一日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 略

次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

イからホまで 略 の改正規定 第六条中消費税法第四条第四項ただし書

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第六条の規定による改正後の消費税 定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費 法第二十五条の規定は、施行日以後の同条に規

> る消費税の納税地の異動については、なお従前条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係 第六条の規定による改正前の消費税法第二十五 税の納税地の異動について適用し、施行日前の

(罰則に関する経過措置)

第百四十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定にあっては、当該規定。以下この条におい る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場

(政令への委任)

|第百四十一条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 で定める。 政令

四附号訓 則 抄 (平成二九年六月二三日法律第七

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施 行する。

# 号)抄 則

第一項第三号に規定する個人事業者をいう。第

において同じ。)(個人事業者(消費税法第二条

和五年十二月三十一日以前に開始する課税期間 三項及び第七項において同じ。)にあっては令

に限るものとし、法人にあっては同年三月三十

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。 第五条中消費税法第六十四条の改正規定及

二から六まで 略 則第百三十九条の規定 て十日を経過した日 び同法第六十七条第二項の改正規定並びに附

略

規定 構の項の改正規定並びに附則第四十五条の同法別表第三第一号の表保険契約者保護機 定、同法第五十六条第一項の改正規定及び 法第四十六条の次に二条を加える改正規第五条中消費税法第三条の改正規定、同

八から十一まで 略

正する法律 (平成三十年法律第三号) 条第四号に掲げる規定の施行の日 次に掲げる規定 地方税法等の一部を改 略 附則第

る改正規定 方住宅供給公社の項の次に次のように加え 第五条中消費税法別表第三第一号の表地

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の

第四十四条 施行日前に第五条の規定による改正 下この条において同じ。)(施行日前に行われた二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以 前の消費税法(以下この項及び次項において 特定長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた 売等」という。)を行った事業者(消費税法第 を除く。以下この条において「特定長期割賦販 後の消費税法(次条において「新消費税法」と いう。)第十六条第一項に規定するリース譲渡 する長期割賦販売等(第五条の規定による改正 「旧消費税法」という。)第十六条第一項に規定

附 (平成三〇年三月三一日法律第七

次に掲げる規定 令和二年四月一日 公布の日から起算し る。この場合において、同条第一項中「所得税 場合に限る。)の規定は、なおその効力を有す 法第十六条(特定長期割賦販売等に適用される 効力所得税法」と、「法人税法」とあるのは 第二項ただし書中「所得税法」とあるのは「旧 正法附則第二十八条第二項に規定する旧効力法 税法」とあるのは「旧効力法人税法(三十年改 税法をいう。次項において同じ。)」と、「法人 う。) 附則第八条第二項に規定する旧効力所得 の一部を改正する法律(平成三十年法律第七 法」とあるのは「旧効力所得税法(所得税法等 置課税期間」という。)については、旧消費税 期間に限る。次項及び第四項において「経過措 「旧効力法人税法」とする。 人税法をいう。次項において同じ。)」と、同条 一日以前に開始する事業年度に含まれる各課税 以下この項において「三十年改正法」とい

2 前項の規定によりなおその効力を有するもの 第二項本文の規定の適用を受ける事業者の特定 効力消費税法」という。) 第十六条第一項又は とされる旧消費税法(以下この条において「旧 長期割賦販売等につき、 経過措置課税期間にお

る期間を含む。)をいう。以下この条及び次条 同じ。)に含まれる各課税期間(消費税法第十 は事業年度(消費税法第二条第一項第十三号に は第四項の規定により一の課税期間とみなされ 九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又 規定する事業年度をいう。以下この条において 事業者を含む。)の施行日以後に終了する年又 う。以下この条において同じ。)を行ったも 二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等を 用課税期間において資産の譲渡等(消費税法第 に係る部分については、当該事業者が当該不適 日の前日以前に既に支払を受けたものを除く。) 以後にその支払の期日が到来するもの(当該初 第二十八条第二項第一号に定める事業年度終了十二月三十一日の属する課税期間若しくは附則 条第一項ただし書(同条第三項及び第四項に係 において「不適用課税期間」という。)の初日 の日の属する課税期間(以下この項及び第四 期間又は附則第八条第二項第一号に定める年 第一項の規定の適用を受けないこととした課税 る部分に限る。)に係る部分を除く。)の規定の 八条第二項に規定する旧効力法人税法第六十三 いて同条第一項の規定の適用を受けないことと 等に係る賦払金の額で旧効力消費税法第十六条 長期割賦販売等のうち、当該特定長期割賦販売 適用を受けることとなった場合には、当該特定 した場合又は同条第二項ただし書(附則第二十

項

 $\dot{O}$ 

3 とみなす。 資産の譲渡等を行ったものとみなす。 額で附則第八条第二項第二号に定める年又は附うち、当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の 分がある場合には、当該特定長期割賦販売等の く。)のうち、個人事業者にあっては令和五年販売等(前項の規定の適用を受けたものを除 文の規定の適用を受ける事業者の特定長期割 該事業年度終了の日の属する課税期間にお 該年の十二月三十一日の属する課税期間又は当 く。) に係る部分については、当該事業者が当 初日以後にその支払の期日が到来するもの(当 則第二十八条第二項第二号に定める事業年度の 該初日の前日以前に既に支払を受けたものを除 始した事業年度に含まれる各課税期間にお て、資産の譲渡等を行ったものとしなかった部 て、法人にあっては同年三月三十一日以前に開 十二月三十一日以前に開始した課税期間にお 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項 かって

合のいずれかに該当する場合において、当該特 る特定長期割賦販売等が、前二項に規定する場 文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係 定長期割賦販売等のうち、 るときは、前二項の規定にかかわらず、当該 第二十八条第三項の規定の適用を受けようとす 定長期割賦販売等につき附則第八条第三項又は 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項 当該特定長期割賦

みなすことができる。 う。) において、資産の譲渡等を行ったものと 税期間(次項において「適用課税期間」とい 定の適用を受ける事業年度終了の日の属する課 属する課税期間又は附則第二十八条第三項の規 項の規定の適用を受ける年の十二月三十一日の 期間以後の各課税期間のうち、附則第八条第三 項第二号に定める事業年度の初日の属する課税 第二号に定める年若しくは附則第二十八条第二 間に係る不適用課税期間又は附則第八条第二項 については、当該事業者が当該経過措置課税期 合には、当該金額を控除した残額)に係る部分 ったものとみなされた部分に係る金額がある場 含まれる各課税期間において資産の譲渡等を行 金額又は収益の額に当該各年又は各事業年度に 度の益金の額に算入される収益の額(当該収入 入金額に算入される収入金額又は当該各事業年 第二十八条第三項の規定により当該各年の総収 売等に係る賦払金の額で附則第八条第三項又は

規定する申告書にその旨を付記するものとす適用課税期間に係る消費税法第十六条第三項に 前項の規定の適用を受けようとする事業者 同項の規定の適用を受けようとする最初の

期間において資産の譲渡等を行ったものとみな 該事業者が当該事業年度終了の日の属する課税 算入される収益の額に係る部分については、当で同項の規定により当該事業年度の益金の額に った場合には、当該特定長期割賦販売等のう 二十八条第七項の規定の適用を受けることとな 定の適用を受けたものを除く。)につき附則第 る特定長期割賦販売等(第二項又は第三項の規 文の規定の適用を受ける事業者のその適用に係 旧効力消費税法第十六条第一項又は第二項本 当該特定長期割賦販売等に係る賦払金の額

売等に係る事業を消費税法第二条第一項第六号適用を受ける法人が分割により特定長期割賦販 の適用に関し必要な事項は、 なった場合における特定長期割賦販売等に係る 第九条第一項本文の規定の適用を受けることと 又は第一項の規定の適用を受ける事業者が同法 の二に規定する分割承継法人に承継させた場合 合併により消滅した場合若しくは同項の規定の 亡した場合、同項の規定の適用を受ける法人が 第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死 |産の譲渡等の時期の特例その他前各項の規定 政令で定める 五四

(電子情報処理組織による消費税の申告の特例

第四十五条 新消費税法第四十六条の二及び第四 開始する課税期間について適用する。 十六条の三の規定は、令和二年四月一日以後に (罰則に関する経過措置)

第百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げ 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 の規定によりなお従前の例によることとされる いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則 る規定にあっては、当該規定。以下この条にお する罰則の適用については、なお従前の例によ

(仕入れに係る消費税額の控除に関する経過措

する。

(政令への委任)

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令第百四十四条 この附則に規定するもののほか、 で定める。 政令

# 附 則 号) 抄 (平成三一年三月二九日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日 施行する。 から

### 号) 附 則 (平成三一年三月二九日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法附則第二十四条の規定 公布の日

(平成三一年三月二九日法律第六

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 一及び二 略

三 次に掲げる規定 イからハまで

令和元年七月一日

附則第二十四条の規定同法別表第三第一号の表の改正規定並びに 第六条中消費税法第八条の改正規定及び

二項を加える改正規定(第十項に係る部分 定 次に掲げる規定 令和元年十月一日 に限る。)及び附則第二十五条第一項の規 第六条中消費税法第三十条第九項の次に

> 第二十四条 第六条の規定による改正前の消費税 う。)第八条第九項の承認を受けた事業者(消 法(以下この条において「旧消費税法」とい 用については、なお従前の例による。 届出書を提出した場合における同項の規定の適 費税法第二条第一項第四号に規定する事業者を (港湾施設臨時販売場の届出に関する経過措置) いう。次条において同じ。)が、令和元年七月 日前に旧消費税法第八条第八項の規定による

|第二十五条 第六条の規定による改正後の消費税 て適用し、同日前に国内において事業者が行っ れをいう。以下この条において同じ。)につい 税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入 に国内において事業者が行う課税仕入れ(消費 三十条第十項の規定は、令和元年十月一日以後 る。 た課税仕入れについては、なお従前の例によ 法(次項において「新消費税法」という。)第

2 について適用し、施行日前に国内において事業日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ 者が行った課税仕入れについては、なお従前の 例による。 新消費税法第三十条第十一項の規定は、施

第百十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる 規定によりなお従前の例によることとされる場 る。 る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の 規定にあっては、当該規定。以下この条におい (罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第百十六条 この附則に規定するもののほか、こ の法律の施行に関し必要な経過措置は、 定める。

# 号 附 (令和元年五月三一日法律第一六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は を超えない範囲内において政令で定める日から

から四まで

Ŧi. 律第二百二十六号)第七十二条の二十五第十 附則第三十条(地方税法(昭和二十五年法

> 条、第五十条及び第七十一条の規定 平成三 則第九条の五の改正規定に限る。)、第四十四 第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附 十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日 五項及び第十六項並びに第七十二条の二十六 号 ) 則 (令和二年三月三一日法律第五

第一条 この法律は、 (施行期日)

令和二年四月一日から施行

附 則 (令和二年三月三一日法律第八

# 号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 次に掲げる規定 令和二年十月一日 定及び同法別表第一の改正規定(「第十二 同法第三十五条の次に一条を加える改正規 第六条中消費税法第三十条の改正規定、 当該

二及び三 第四十四条の規定 の二」を加える部分に限る。)並びに附則 令和四年一 月一日

条の三」の下に「、第三十条、第三十五条

四 次に掲げる規定

口 定 む。) の改正規定及び附則第四十三条の規 第六条中消費税法第十八条(見出しを含

Ŧi. イからニまで 略 次に掲げる規定 令和四年四月一日

へからツまで 略 第七条の規定及び附則第四十七条の規定

及び同条第三項に係る部分を除く。)及び の改正規定(同条第一項に係る部分(「第 法律(平成三十年法律第七号)附則第二十 同法附則第八十九条第五項の改正規定並び 六項」を「第七項」に改める部分を除く。) 五年三月三十一日」を「令和五年三月三十 八条の改正規定(同条第一項中「平成三十 に附則第百三十八条第一項から第四項まで に係る部分を除く。)、同法附則第四十四条 一日」に改める部分及び同条第二項第二号 第三十条中所得税法等の一部を改正する

免除の特例に関する経過措置 (高額特定資産を取得した場合等の納税義務の

第四十二条 第六条の規定による改正後の消費税 ることとなった場合について適用する。 三十六条第一項又は第三項の規定の適用を受け 条において同じ。)が施行日以後に消費税法第 る事業者をいう。附則第四十四条及び第四十六 事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定す 税法」という。)第十二条の四第二項の規定は、 法(以下附則第四十六条までにおいて「新消費

の特例に関する経過措置) (小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等

第四十三条 新消費税法第十八条第一項の規定 附則第四十七条までにおいて同じ。) について期間とみなされる期間を含む。) をいう。以下 適用し、同日前に開始した課税期間について は、令和四年一月一日以後に開始する課税期間 (同条第二項又は第四項の規定により一の課税 (消費税法第十九条第一項に規定する課税期間 なお従前の例による。

除に関する経過措置) (居住用賃貸建物の仕入れに係る消費税額の控

第四十四条 新消費税法第三十条第十項の規定 物に係る課税貨物に係る課税仕入れ等の税額に 同日前に保税地域から引き取った居住用賃貸建 が行った居住用賃貸建物に係る課税仕入れ及び について適用し、同日前に国内において事業者 れ等の税額をいう。以下この条において同じ。) において同じ。)に係る課税仕入れ等の税額 をいう。以下この条及び附則第四十六条第二項 税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物 取られる居住用賃貸建物に係る課税貨物(消費 則第四十六条第二項において同じ。)から引き に規定する保税地域をいう。以下この条及び附 以後に保税地域(消費税法第二条第一項第二号 及び附則第四十六条において同じ。)及び同日 に係る課税仕入れ(消費税法第二条第一項第十 用賃貸建物をいう。以下この条において同じ。) 者が行う居住用賃貸建物(同項に規定する居住 ついては、なお従前の例による。 (消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入 二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条 令和二年十月一日以後に国内において事業 2

用賃貸建物に係る課税仕入れ及び同日以後に保 十月一日以後に国内において事業者が行う居住 三月三十一日までに締結した契約に基づき同年 前項の規定にかかわらず、事業者が令和二年

税地域から引き取られる居住用賃貸建物に係る 課税貨物に係る課税仕入れ等の税額について は、新消費税法第三十条第十項の規定は、

(法人の確定申告書の提出期限の特例に関する

第四十五条 新消費税法第四十五条の二第一項及 日の属する課税期間について適用する。 第十五条の二第一項に規定する連結事業年度を に終了する消費税法第二条第一項第十三号に規 定する事業年度及び連結事業年度(旧法人税法 び第二項の規定は、令和三年三月三十一日以後 いう。附則第四十七条において同じ。)終了の

(非課税とされる住宅の貸付けに関する経過措

第四十六条 新消費税法別表第一第十三号の規定 定する資産の譲渡等をいう。以下この条におい 産の譲渡等(消費税法第二条第一項第八号に規 による。 行日前に国内において事業者が行った資産の譲 渡等及び課税仕入れについては、なお従前の例 て同じ。)及び課税仕入れについて適用し、施 施行日以後に国内において事業者が行う資

される事業者を除く。)が、建物の貸付けに係 別表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当 るもの(第六条の規定による改正前の消費税法 表第一第十三号に掲げる資産の譲渡等に該当す する経過措置) 資産については、同法第三十四条第一項に規定 業務の用に供している間は、当該調整対象固定 該調整対象固定資産を施行日以後引き続き当該 税貨物を保税地域から引き取った場合には、当 又は施行日前に調整対象固定資産に該当する課 この項において同じ。)の課税仕入れを行った、 る業務の用に供するため、施行日前に国内にお 項本文の規定により消費税を納める義務が免除 するものを除く。)をいう。以下この項におい (連結法人の確定申告書の提出期限の特例に関 いるものとみなして、同条の規定を適用する。 する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供して 六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下 いて調整対象固定資産(同法第二条第一項第十 て同じ。)を行う事業者(消費税法第九条第一 建物の貸付け(資産の譲渡等で新消費税法別 第百七十二条 この附則に規定するもののほか、

第四十七条 令和四年四月一日前に開始した連結 定する連結子法人の旧法人税法第十五条の二第 事業年度(旧法人税法第二条第十二号の七に規

Ŧi.

次に掲げる規定

令和四年一月一日

税法」という。)第四十五条の二の規定は、な おその効力を有する。 改正前の消費税法(次項において「四年旧消費 する課税期間については、第七条の規定による 項に規定する連結親法人事業年度が同日前に 『始した連結事業年度を含む。)終了の日の属

2 連結事業年度終了の日の翌日において当該法人 出期限の延長がされたものとみなされる場合に により、新法人税法第七十五条の二第一項の提 の適用を受ける法人が、附則第三十四条の規定 四年旧消費税法第四十五条の二第二項の規定 五条の二第一項の届出書が提出されたものとみ は、令和四年三月三十一日以後最初に終了する 第七条の規定による改正後の消費税法第四十

に伴う経過措置) (所得税法等の一部を改正する法律の一部改正

# 第百三十八条

4 る同項第十三号に規定する事業年度終了の日の る事業者の令和四年三月三十一日以後に終了す する。 期間とみなされる期間を含む。) について適用 属する同法第十九条第一項に規定する課税期間 規定は、消費税法第二条第一項第四号に規定す (同条第二項又は第四項の規定により一の課税 新平成三十年改正法附則第四十四条第六項の

(罰則に関する経過措置)

第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げ る場合及びこの附則の規定によりなおその効力 則の規定によりなお従前の例によることとされ る規定にあっては、当該規定。以下この条にお は、なお従前の例による。 施行後にした行為に対する罰則の適用について を有することとされる場合におけるこの法律の いて同じ。)の施行前にした行為並びにこの附 (政令への委任)

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 で定める。 則 (令和三年三月三一日法律第一一

(施行期日) 号

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 から四まで 略 当施行

(消費税法の一部改正に伴う経過措置) を加える改正規定及び附則第十二条の規定 第四条中消費税法第五十九条の次に一条

第十二条 第四条の規定による改正後の消費税法 する。)が到来する消費税について適用する。 申告書については、当該申告書を提出した日と 法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求 第五十九条の二第一項の規定は、令和四年一月 (罰則に関する経過措置) 法定申告期限(同法第十条第二項の規定により 当該法定申告期限とみなされる期限を含み、 一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する 同

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げ を有することとされる場合におけるこの法律の 則の規定によりなお従前の例によることとされ る規定にあっては、当該規定。以下この条にお (政令への委任) 施行後にした行為に対する罰則の適用について る場合及びこの附則の規定によりなおその効力 いて同じ。)の施行前にした行為並びにこの は、なお従前の例による。

で定める。 附 則 (令和四年三月三一日法律第四

第百三十二条 この附則に規定するもののほか、

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令

号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

一及び二 略

三 次に掲げる規定 イからハまで 略 令和五年一 月一日

並びに附則第十九条第二項及び第三項 第二十五条(見出しを含む。)の改正規定 規定、同法第二十一条の改正規定及び同法 第七条中消費税法第二十条第三号の改正

次に掲げる規定 令和五年四月一日

兀

則第十九条第一項の規定 条第十項を同条第十一項とし、同条第九項 の次に一項を加える部分を除く。)及び附 第七条中消費税法第八条の改正規定 (同

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第七条の規定による改正後の消費税法 (以下この条において「新消費税法」という。)

の項において同じ。) について適用し、同日前 | の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下こ | 第九十九条 この附則に規定するもののほか、こ 従前の例による。 に行われた課税資産の譲渡等については、なお 課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九 項の規定は、令和五年四月一日以後に行われる 第八条第一項から第四項まで、第六項及び第八

3 税の納税地の異動については、なお従前の例に 資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納 地の変更について適用し、同日前の第七条の規産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税 定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費 て適用し、同日前の旧消費税法第二十五条に規 特定仕入れに係る消費税の納税地の異動につい 月一日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び 税地の変更については、なお従前の例による。 三項までの規定によるこれらの規定に規定する 消費税法」という。) 第二十一条第一項から第 定による改正前の消費税法(次項において「旧 第二項の規定によるこれらの規定に規定する資 定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は 新消費税法第二十一条第一項及び第二項の規 新消費税法第二十五条の規定は、令和五年一

律の一部改正に伴う経過措置) (平成二十八年所得税法等の一部を改正する法 施行日前にされた所得税法等の一部

分がされていないものについての処分について 費税法第五十七条の二第五項の登録の拒否の処 規定によりその例によるものとされる五年旧消成二十八年改正法附則第四十四条第三項前段の 「五年旧消費税法」という。)第五十七条の二第による改正後の消費税法(以下この条において よる改正前の平成二十八年改正法第五条の規定 りその例によるものとされる第二十条の規定に いう。)附則第四十四条第一項本文の規定によ 以下この条において「平成二十八年改正法」と を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。 二項の申請であって、この法律の施行の際、平 なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九十八条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 有することとされる場合におけるこの法律の施 場合及びこの附則の規定によりなおその効力を の規定によりなお従前の例によることとされる て同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則 規定にあっては、当該規定。以下この条におい

行後にした行為に対する罰則の適用について は、なお従前の例による。

(政令への委任)

定める。

# 号 附 抄 <sup>則</sup> (令和四年六月一五日法律第六五

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行 する。

# 号) 則 (令和四年六月一七日法律第六八

附

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 丁する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施する。

第五百九条の規定 公布の日

# 則 (令和五年三月三一日法律第三

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

則第二十条第一項の規定同法第二十七条第二項の改正規定並びに附 次に掲げる規定 令和五年五月一日 第六条中消費税法第八条の改正規定及び

次に掲げる規定 令和五年十月一日

規定 の改正規定並びに附則第二十条第二項の 第一号の改正規定及び同法第五十七条の四 第六条中消費税法第五十七条の二第十項

(施行期日)

三から十まで 略

十一 第六条中消費税法別表第二第七号ロの改 第四号に掲げる規定の施行の日 る法律(令和四年法律第百四号)附則第一条 正規定 障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法律等の一部を改正す

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第六条の規定による改正後の消費税法 この項において同じ。)に係る譲渡又は譲受け 第八条第五項及び第六項の規定は、令和五年五 八条第一項に規定する物品の譲渡をいう。以下 月一日以後に行われる物品の譲渡(消費税法第 (新消費税法第八条第四項ただし書の承認を受 (以下この条において「新消費税法」という。)

> けないでされる同項に規定する譲渡又は譲受け 渡又は譲受けについては、なお従前の例によ適用し、同日前に行われた物品の譲渡に係る譲 をいう。以下この項において同じ。)について

2 令和五年十月一日以後に国内において消費税法 げに係る対価の返還等について適用する。 受ける同項に規定する課税資産の譲渡等につき 消費税法第五十七条の四第一項の規定の適用を 第二条第一項第四号に規定する事業者が行う新 行う消費税法第三十八条第一項に規定する売上 (消費税法の一部改正に伴う調整規定) 新消費税法第五十七条の四第三項の規定は、

第二十一条 附則第一条第十一号に掲げる規定の 改正規定中「別表第二第七号ロ」とあるのは、 は、第六条のうち消費税法別表第二第七号ロの 施行の日が令和五年十月一日前である場合に 「別表第一第七号ロ」とする。

第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げ る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 (罰則に関する経過措置)

(政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第七十九条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。

号 (令和五年六月七日法律第四

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、令和六年四月一日から施 各号に定める日から施行する。 該行

三条、第十五条、 を加える改正規定を除く。)並びに附則第十第五条の規定(原子力基本法第六章に一条 規定 公布の日 第十六条及び第二十六条の

号) 抄 「令和五年六月七日法律等る経過措置を含む。」は、政令で定める。 法律の施行に関し必要な経過措置 (令和五年六月七日法律第四 (罰則に関す

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この

(政令への委任)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構 法 (施行期日) (令和五年法律第四十六号)の施行の日 以

> 附則第五条の規定は、公布の日から施行する。 下「施行日」という。)から施行する。ただし、 (政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 九号) 則 抄 (令和五年一一月二九日法律第七

# (施行期日)

第一条 この法律は、 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の目から起算して一年

第一項、第六十四条第三項、第六十四条の二 第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条 第二十九条の四第一項、第三十三条の五第一 第一条中金融商品取引法第十五条第一項 一項、第五十九条の四第一項、第六十条の三 附則第六十八条の規定 第五十条の二第一項、第十一項及び第十 公布の日

び第五十二条の六十一の五第一項の改正 法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及 中長期信用銀行法第十三条の二第一項及び第 条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第 条中水産業協同組合法第八十七条の二第一 第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六 の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び 条の規定、第五条中農業協同組合法第十一条 の二十の十八第二項並びに第百五十六条の二 百五十六条の二十の四第二項、第百五十六条 条の三第二項、第百五十六条の四第二項、第 の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条 十二第六号、第五十二条の六十の二第一項 銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の び第九十四条第六項の改正規定、第十二条中 十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫 五十四条の二十三第一項、第八十五条の二の 条中投資信託及び投資法人に関する法律第九 及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八 改正規定、第七条中協同組合による金融事業 項、第百七条第一項及び第百十七条第二項 の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二 十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条 第二項、第百六条の十二第二項、第百五十五 二及び第八十九条第十項の改正規定、第十条 十八条第五号、第百条第五号及び第百三十六 に関する法律第四条の四第一項、第六条の四 第十四条中保険業法第百六条第 第規 0

(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第での規定、附則第四十四条中登録免許税法十九条まで及び第四十一条から第四十三条ま 算して三月を超えない範囲内において政令で まで及び第六十五条の規定 公布の日から起 条、第五十五条、第五十八条から第六十三条 ら第四十八条まで、第五十二条、第五十四 四十八号の改正規定並びに附則第四十五条か 条第一項、第三十四条、第三十七条から第三 中央金庫法第二十一条第三項、第三十九条第 改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合 の三第一項及び第九十五条の五の十第二項の 四条第三項、第七十二条第一項、第九十五条 改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十 資産の流動化に関する法律第七十条第一項の 第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中 に附則第十四条から第十七条まで、第二十三 三十三第一項、第二百七十九条第一項、第一 一百七十二条の四第一項、第二百七十二条の 項及び第六十条の六第一項の改正規定並び 第二百八十九条第一項及び 三

第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年 ら第五号までの改正規定並びに次条から附則 第五号及び第六号並びに第二百九条第三号か 条の七第四項から第七項まで、第十四項、第 百七十八条第十項及び第十一項、第百八十五 の四第二項、第百七十二条の十二第一項、第 条の三十の六第一項、第二十七条の三十の 二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七 十五条第一項から第四項まで及び第六項、第 五第一項から第三項まで及び第十三項、第二 の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の 同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四 第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十 十五項及び第三十一項、第百九十七条の二第 項、第百六十六条第四項及び第五項、第百七 の三十四、第五十七条の二第二項及び第五 十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条 十二条の三第一項及び第二項、第百七十二条 一号、第六号及び第七号、第二百条第一号、 条の三及び第二十四条第二項の改正規定、 第一条中金融商品取引法第五条第二項から

# (罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第 四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下

> この条及び次条において同じ。)の施行前にし 行後にした行為に対する罰則の適用についてによることとされる場合におけるこの法律の施 は、なお従前の例による。 た行為及びこの附則の規定によりなお従前の例

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほ する経過措置を含む。)は、政令で定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関 か、こ

# 号) 抄 則 (令和六年三月三〇日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

経過した日 条の改正規定 同法第六十五条の改正規定及び同法第六十六 第五条中消費税法第六十四条の改正規定 公布の目から起算して十日を

次に掲げる規定 令和六年十月一

三条第一項から第三項まで、第十項及び第 同法第五十八条の改正規定並びに附則第十 改正規定、同法第五十一条の改正規定及び の三の改正規定、同法第三十七条第一項の 法第十二条の二の改正規定、同法第十二条 十一項の規定 定、同法第九条の二第三項の改正規定、同 第五条中消費税法第九条第七項の改正規

ハからチまで 略

規定 則第五十二条の改正規定及び同法附則第五 第五十一条の二第一項の改正規定、同法附 る法律(平成二十八年法律第十五号)附則 十三条の改正規定並びに附則第六十三条の 第二十一条中所得税法等の一部を改正す

九 (令和六年法律第 次に掲げる規定

公益信託に関する法律 号)の施行の日

四から八まで

法第十二条の改正規定、同法第三十七条の 条第十二号の十四に係る部分を除く。)、同 改正規定並びに附則第七条、第八条及び第 改正規定及び同法附則第十九条の三を削る 六十七条の規定 第二条中法人税法第二条の改正規定(同

む。)の改正規定、同法第六十条の改正規書の改正規定、同法第十五条(見出しを含書の改正規定、同法第十五条(見出しを含書の改正規定、同法第十五条(見出しを含ませている。 (同表第一号に係る部分を除く。) 並びに附 する改正規定及び同法別表第三の改正規定 定、同法附則第十九条の二を削り、同法附 第五条中消費税法第十四条第一項ただし |第十九条の三を同法附則第十九条の二と

(消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第五条の規定による改正後の消費税法 年度については、なお従前の例による。 始した個人事業者のその年又は法人のその事業において同じ。)について適用し、同日前に開 費税法第二条第一項第七号に規定する人格のな この項において同じ。)のその年又は法人(消 以後に開始する個人事業者(消費税法第二条第 第九条の二第三項の規定は、令和六年十月一日 号に規定する事業年度をいう。以下第三項まで のその事業年度(消費税法第二条第一項第十三 い社団等を含む。以下この項において同じ。) (以下この条において「新消費税法」という。) 項第三号に規定する個人事業者をいう。以下

2 新消費税法第十二条の二第三項及び第十二条 開始する事業年度について適用する。 の三第五項の規定は、令和六年十月一日以後に

3 は、なお従前の例による。 て適用し、同日前に開始した事業年度について 和六年十月一日以後に開始する事業年度につい 新消費税法第十二条の三第一項の規定は、令

二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをい らの引取りについて適用する。 る課税貨物の同項第二号に規定する保税地域か当する消費税法第二条第一項第十一号に規定す 四第三項に規定する金地金等をいう。以下この じ。)が行う金地金等(新消費税法第十二条の号に規定する事業者をいう。第九項において同 項において同じ。)の課税仕入れ(消費税法第 行日以後に事業者(消費税法第二条第一項第四 う。第九項において同じ。)及び金地金等に該 新消費税法第十二条の四第三項の規定は、施

6 同じ。)について適用し、同日前に国内におい 和七年四月一日以後に国内において行われる電新消費税法第十五条の二第一項の規定は、令 て行われた電気通信利用役務の提供について 信利用役務の提供をいう。以下この項において 気通信利用役務の提供(同項に規定する電気通 なお従前の例による。

則第十三条第五項の規定 規定による申告書の提出期限)」とあるの 「令和六年九月三十日」とする。

五条第一項の規定による申告書の提出期限(同 新消費税法第十五条の二第三項の規定の適用に この場合において、施行時判定期間についての 九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又 規定は、施行日を含む課税期間(消費税法第十 項の規定による申告の義務がない場合にあつて という。)以後の課税期間について適用する。 月一日以後に終了する課税期間である場合にあ る期間を含む。)をいう。以下この項及び第十 は第四項の規定により一の課税期間とみなされ は、当該申告の義務があるとした場合の同項 ついては、同項中「その課税期間に係る第四十 下この項及び次項において「施行時判定期間」 っては、当該課税期間の前課税期間とする。以 項において同じ。)(当該課税期間が令和六年八 新消費税法第十五条の二第二項及び第三項

9 者が行った課税仕入れについては、なお従前の 日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ 効力を生ずる。 規定にかかわらず、令和七年四月一日に、その 二第二項の指定が令和六年十二月三十一日まで について適用し、施行日前に国内において事業 に行われた場合には、当該指定は、同項後段の 施行時判定期間に係る新消費税法第十五条の 新消費税法第三十条第十二項の規定は、

10 例による。 適用し、同日前に開始した課税期間について 六年十月一日以後に開始する課税期間について 新消費税法第三十七条第一項の規定は、令和

四条第一項の規定にかかわらず、令和六年十月 品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第 提出する場合について適用する。 する特例輸入者が同項前段に規定する申請書を は、なお従前の例による。 一日以後に新消費税法第五十一条第三項に規定 新消費税法第五十一条第三項の規定は、輸入

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正 に伴う経過措置)

第六十三条 第二十一条の規定による改正後の 規定する課税期間(同条第二項又は第四項の 開始する課税期間(消費税法第十九条第一項に 第五十二条の規定は、令和六年十月一日以後に 法律第十五号)附則第五十一条の二第一項及び 得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年 定により一の課税期間とみなされる期間を含 規

ては、なお従前の例による。 いて適用し、同日前に開始した課税期間につい む。)をいう。以下この条において同じ。)につ

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律 (附則第一条各号に掲げる て同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則規定にあっては、当該規定。以下この条におい 行後にした行為に対する罰則の適用について 有することとされる場合におけるこの法律の施 場合及びこの附則の規定によりなおその効力を の規定によりなお従前の例によることとされる なお従前の例による。

# 別表第一(第二条関係)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

号及び別表第一の二において同じ。) の譲渡 ののうち政令で定める資産を含む。以下この 産が一の資産を形成し、又は構成しているも 品」という。)をいい、食品と食品以外の資 る酒類を除く。以下この号において単に「食 食品(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第 第七十号)第二条第一項(定義)に規定する (次に掲げる課税資産の譲渡等は、含まない ものとする。) 二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定す 飲食料品(食品表示法(平成二十五年法律

う譲渡は、含まないものとする。) のための容器に入れ、又は包装を施して行 役務の提供をいい、当該飲食料品を持帰り のある場所において飲食料品を飲食させる カウンターその他の飲食に用いられる設備 む者が行う食事の提供(テーブル、椅子、 飲食店業その他の政令で定める事業を営

和三十八年法律第百三十三号)第二十九条 務を伴う飲食料品の提供(老人福祉法(昭 所において行う加熱、調理又は給仕等の役課税資産の譲渡等の相手方が指定した場 第一項(届出等)に規定する有料老人ホー 食料品の提供を除く。) で定める施設において行う政令で定める飲 ムその他の人が生活を営む場所として政令

(一週に二回以上発行する新聞に限る。) の定化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞 期購読契約(当該新聞を購読しようとする者 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文

> することを約する契約をいう。)に基づく譲 に対して、当該新聞を定期的に継続して供給

> > る郵便切手類販売所(同法第四条第三項

(郵便切手類販売所等の設置) に規定す

(郵便切手類の販売等) の規定による承認

# 別表第一の二(第二条関係)

|別表第二(第六条、第十二条の二、第十二条の 三、第三十条、第三十五条の二関係) 譲渡及び貸付け(一時的に使用させる場合そ 土地(土地の上に存する権利を含む。)の

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十 めるもの(ゴルフ場その他の施設の利用に関証券その他これに類するものとして政令で定 もの(別表第二の二において「有価証券等」 その他これに類するものとして政令で定める (収集品その他の政令で定めるものを除く。) 条第一項第七号(定義)に規定する支払手段 を除く。)及び外国為替及び外国貿易法第六 する権利に係るものとして政令で定めるもの 五号)第二条第一項(定義)に規定する有価 の他の政令で定める場合を除く。)

三 利子を対価とする貸付金その他の政令で定 他これらに類するものとして政令で定める る。)を対価とする役務の提供を除く。) その 役務の提供に係る事務に要する費用の額とそ める資産の貸付け、信用の保証としての役務 という。)の譲渡 料(当該費用の額に相当する部分の金額に限 れている契約で政令で定めるものに係る保険 の他の部分とに区分して支払われることとさ を対価とする役務の提供(当該保険料が当該 信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料 の二に規定する公社債等運用投資信託に係る に規定する公社債投資信託又は同項第十五号 義)に規定する合同運用信託、同項第十五号 の提供、所得税法第二条第一項第十一号(定

# 次に掲げる資産の譲渡

呼称)に規定する委託業務を行う施設若し条第一項(簡易郵便局の設置及び受託者の 法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七切手類」という。)の譲渡及び簡易郵便局 手その他郵便に関する料金を表す証票(以十一号)第一条(定義)に規定する郵便切 くは郵便切手類販売所等に関する法律第三 下この号及び別表第二の二において「郵便 所等に関する法律(昭和二十四年法律第九 日本郵便株式会社が行う郵便切手類販売

> る。)の譲渡 しくは同法第四条第一項(自動車検査登録所)に定める所(承認販売所を含む。)若号)第三条第一項各号(印紙の売渡し場する法律(昭和二十三年法律第百四十二 同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しく 印紙の売渡し場所)に規定する所における 手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関 売所」という。) を含む。) における郵便切に係る場所(以下この号において「承認販 登録印紙(同表において「印紙」と総称す は同法第四条第一項に規定する自動車検査

別表第二の二において同じ。)の譲渡 条第一項及び第四百五十六条第一項(これ 証紙徴収に係る証紙並びに同法第百六十二 税の証紙徴収の手続)(これらの規定を同七百三十三条の二十七第三項(法定外目的 証紙徴収の手続)、第四百五十六条第四項 同じ。)並びに地方税法(昭和二十五年法 及び市町村に関する規定の準用)において 方法等)(同法第二百九十二条(都道府県 百三十一条の二第一項(証紙による収入の する場合を含む。)に規定する証紙をいう。 らの規定を同法第一条第二項において準用 地方税法第一条第一項第十三号に規定する 使用料又は手数料の徴収に係る証紙並びに 治法第二百三十一条の二第一項に規定する 定された者をいう。)が行う証紙(地方自 場合を含む。)に規定する条例に基づき指 法第一条第二項(用語)において準用する 第三項(狩猟税の証紙徴収の手続)及び第 税の証紙徴収の手続)、第七百条の六十九 第六百九十八条第三項(市町村法定外普通 条の十八第六項(種別割の徴収の方法)、 二百九十条第三項(道府県法定外普通税の の十一第六項 (種別割の徴収の方法)、第 (環境性能割の納付の方法)、第百七十七条 律第二百二十六号)第百六十二条第四項 準用する場合を含む。以下この号において 治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二 (環境性能割の納付の方法)、第四百六十三 地方公共団体又は売りさばき人(地方自

問わず、物品の給付請求権を表彰する証 物品切手(商品券その他名称のいかんを

員の給与等に関する法律(昭和二十七年法 三十三年法律第百二十八号)(防衛省の 七十三号)、国家公務員共済組合法 十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第

昭 職和 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九

健康保険法(大正十一年法律第七十号)、

品切手等」という。)の譲渡 をいい、郵便切手類に該当するものを除 で定めるもの(別表第二の二において「物 く。) その他これに類するものとして政令

次に掲げる役務の提供

令で定めるものを除く。) の他の料金の徴収が法令に基づくもの(政 の提供で、その手数料、特許料、申立料そ 令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務 団体の委託若しくは指定を受けた者が、法 人その他法令に基づき国若しくは地方公共 国 地方公共団体、別表第三に掲げる法

登記、登録、特許、免許、 承認、認定、確認及び指定 許 認

(2)検査、検定、試験、審査、証明及び

(3) 含む。)、更新、訂正、閲覧及び謄写 公文書の交付(再交付及び書換交付を 裁判その他の紛争の処理

イに掲げる役務の提供に類するものとし

- 条第一項(手数料等)の手数料を対価とす 号)第六十二条第四項(執行官)又は公証 人法(明治四十一年法律第五十三号)第七 て政令で定めるもの 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九
- 定する外国為替業務(銀行法(昭和五十六 る役務の提供 (外国為替業務に関する事項の報告) に規 外国為替及び外国貿易法第五十五条の七

めるものにあつては、財務大臣の定める金額うち特別の病室の提供その他の財務大臣の定 類するものとしての資産の譲渡等(これらの に相当する部分に限る。) 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに 年法律第五十九号)第十条第二項第五号 業務を除く。)に係る役務の提供 又は代理に係る業務その他の政令で定める の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ (業務の範囲) に規定する譲渡性預金証書

訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の費又は特別療養費の支給に係る療養並びに 支給に係る指定訪問看護 及び入院時食事療養費、入院時生活療養 立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第 場合を含む。)、地方公務員等共済組合法 養等)においてその例によるものとされる 律第二百六十六号)第二十二条第一項(療 (昭和三十七年法律第百五十二号) 又は私 二百四十五号)の規定に基づく療養の給付 保険外併用療養費、療養費、家族療養

- 五十七年法律第八十号)の規定に基づく療高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 律(昭和二十五年法律第百二十三号)の規 護療養費の支給に係る指定訪問看護 特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看 活療養費、保険外併用療養費、療養費又は 養の給付及び入院時食事療養費、入院時生 精神保健及び精神障害者福祉に関する法
- 療養介護医療費の支給に係る医療 年法律第百二十三号)の規定に基づく自立 を総合的に支援するための法律(平成十七医療並びに障害者の日常生活及び社会生活 第百十七号)の規定に基づく医療の給付及 扶助のための医療の給付及び医療扶助のた年法律第百四十四号)の規定に基づく医療 支援医療費、療養介護医療費又は基準該当 び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る めの金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者 に対する援護に関する法律(平成六年法律 定に基づく医療、生活保護法(昭和二十五
- われる医療の措置及び医療に要する費用の 律第五十号)の規定に基づく療養の給付及 和四十八年法律第百十一号)の規定に基づ 支給に係る医療 の規定による社会復帰促進等事業として行 び療養の費用の支給に係る療養並びに同法 く療養の給付及び療養費の支給に係る療養 労働者災害補償保険法(昭和二十二年**法** 公害健康被害の補償等に関する法律(昭
- めの支払を含む。)を受けるべき被害者に 号(業務)の規定による損害を塡補するた 払(同法第七十二条第一項第一号及び第二 第九十七号)の規定による損害賠償額の支 対する当該支払に係る療養 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律
- するものとして政令で定めるもの イからへまでに掲げる療養又は医療に類

- t 当するものを除く。) 次に掲げる資産の譲渡等(前号の規定に該
- めるもの 入浴介護その他の政令で定めるものに限 号)の規定に基づく居宅介護サービス費の その他これらに類するものとして政令で定 設サービス (政令で定めるものを除く。) る。)、施設介護サービス費の支給に係る施 支給に係る居宅サービス(訪問介護、訪問 介護保険法(平成九年法律第百二十三
- 規定する更生保護事業として行われる資産 事業に限る。) において生産活動としての 援するための法律第五条第七項、第十三項 同号に規定する障害福祉サービス事業(障 三項第一号の二に規定する認定生活困窮者 の譲渡等(社会福祉法第二条第二項第四号 法律第八十六号) 第二条第一項 るものを除く。) 作業に基づき行われるもの及び政令で定め 護、就労移行支援又は就労継続支援を行う 又は第十四項(定義)に規定する生活介 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 地域活動支援センターを経営する事業又は 就労訓練事業、同項第四号の二に規定する 若しくは授産施設を経営する事業、同条第 若しくは第七号に規定する障害者支援施設 会福祉事業及び更生保護事業法 社会福祉法第二条(定義)に規定する社 (平成七年 (定義) に
- して政令で定めるもの ロに掲げる資産の譲渡等に類するものと
- 並びに前号イ及びロの規定に該当するものを 設者による助産に係る資産の譲渡等(第六号 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年 医師、助産師その他医療に関する施設の開
- 他の政令で定める資産の譲渡等 害者用物品」という。)の譲渡、貸付けその 定めるもの(別表第二の二において「身体障 状、構造又は機能を有する物品として政令で 定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の 定する埋葬に係る埋葬料又は同条第二項に規 法律第四十八号)第二条第一項(定義)に規 身体障害者の使用に供するための特殊な性
- 業料、入学金、施設設備費その他の政令で定 める料金を対価として行われる部分に限る。) 次に掲げる教育に関する役務の提供 · 授 六 五 四 七

教科用図書

- 号)第一条(学校の範囲)に規定する学校|関係) を設置する者が当該学校における教育とよ て行う役務の提供
- 規定する高等課程、専門課程又は一般課程 における教育として行う役務の提供 学校の同法第百二十五条第一項(課程)に 規定する専修学校を設置する者が当該専作 学校教育法第百三十四条第一項(各種学 学校教育法第百二十四条(専修学校)
- ニ イからハまでに掲げる教育に関する役務 の提供に類するものとして政令で定める
- 十二 学校教育法第三十四条第一項(小学校の という。) の譲渡 図書(別表第二の二において「教科用図書 校)及び第八十二条(特別支援学校)におい 四十九条の八(義務教育学校)、第六十二条 教科用図書)(同法第四十九条(中学校)、第 て準用する場合を含む。)に規定する教科用 (高等学校)、第七十条第一項(中等教育学
- 十三 住宅(人の居住の用に供する家屋又は宮 令で定める場合を除く。) け等の状況からみて人の居住の用に供されて 用途が明らかにされていない場合に当該貸付 る場合(当該契約において当該貸付けに係る の貸付け(当該貸付けに係る契約においてよ 屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。 のとし、一時的に使用させる場合その他の政 いることが明らかな場合を含む。)に限る\* の居住の用に供することが明らかにされてい

# |別表第二の二 (第六条関係)

で定める媒体を含む。) 号ハに掲げるものが入力されている財務省会 条第一項第七号に規定する支払手段のうち同 印紙 有価証券等(外国為替及び外国貿易法第十 郵便切手類 身体障害者用物品 物品切手等

# 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六|別表第三(第三条、第六十条、附則第十九条の三

ŧ	信信	`	
L	_	次の表に掲げる法	法人
		名称	根拠法
に		委託者保護基	商品先物取引法(昭和二
修		金	十五年法律第二百三十

を設置する者が当該学校における教育とし	_	次の表に掲げる法人	法人
て行う役務の提供	1	名称	根拠法
規定する専修学校を設置する者が当該専修工・学校教育法第百二十匹条(専修学校)に		金 金 毛 者 保 護 基	十五 手去 聿第二 写三 十一商 品 先物 取 引 法 ( 昭 和 二 一
学校の同法第百二十五条第一項(課程)に		3	九号) 注( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
規定する高等課程、専門課程又は一般課程		一般財団法人	団法人及び一般
	_	一般社団法人	る
<ul><li>学校教育法第百三十四条第一項(各種学)</li></ul>		- - - - -	(平成十八年法律第四
校)に規定する各種学校を設置する者が当			十八号)
以上であることその他政令で定める要件に一該各種学校における教育(修業期間が一年)		人	医療法
該当するものに限る。)として行う役務の		二十三丰去	
提供		律第二百五	
イからハまでに掲げる教育に関する役務		号)第四十	
提供に類するものとして政令で定め		二条の二第	
		一項(社会	
·]		医療法人)	
四十九条の八(養务教育学交)、第六十二条  密和用図書)(同注第四十九条(中学校) 第		規定す	
第七十条第一項		社会医療法	
仪)及び第八十二条(特別支援学校)におい		中	中黽辰曍塥峞奁独公重去
図書(別表第二の二こおハて「攸科用図書」(準用する場合を含む) に規定する教科用		金融公庫	(昭和四十七年法律第
という。)の譲渡	_		
住宅(人の居住の用に供する家屋又は家		外医人技能实	外国人の技能実習の適正
のうち人の居住の用に供する部分をいう。)		習機構	の果護ニ酮一の忌ぎ」な実施及び技能実習生
貸付け(当該貸付けに係る契約において人			(立戈二) 人三兵津等  の保護に関する法律
)居住の用に供することが明らかにされてい			(平成二十八年法律第一
3場合(当該契約において当該貸付けに係る	_	AL SELSEL TO SE	(名) (1) (1)
用途が明らかにされていない場合に当該貸付		貸金業協会	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
2等の状況からみて人の居住の用に供されて		÷	法律第三十二号)
,ることが明らかな場合を含む。)に限るも		: 法人 (	和立学校法
のとし、一時的に使用させる場合その他の政		立学校法	
〒で定める場合を除く。)		(昭和二十四	
界二の二(第六条関係) │		年法律第二	
有価証券等(外国為替及び外国貿易法第六		+	
《第一項第七号に規定する支払手段のうち同		十四四	
7ハに掲げるものが入力されている財務省令		_	
<b>で定める媒体を含む。)</b>		校	
郵便切手類		各種学校)	
		規定	
		、立 : さ	
/ は壁が作りり 一物品切手等		た法人を含	

																																										-		
			境整備機構	原子力発電環	支援機構	償・廃炉等	原子力損害賠	連合会	健康保険組合	健康保険組合	協会	軽自動車検査		成基金	勤労者財産形			推進機構	金融経済教育			漁船保険組合		協会	漁業信用基金	連合会	漁業共済組合	漁業共済組合		行政書士会	術協会	危険物保安技	:	企業年金連合			企業年金基金			政策金融公	日		協力銀行	株式会社国際
	号)	成十二年法律第百十七	処分に関する法律(平	特定放射性廃棄物の最終	三年法律第九十四号)	支援機構法(平成二十	原子力損害賠償・廃炉等			健康保険法		道路運送車両法	九十二号)	(昭和四十六年法律第	勤労者財産形成促進法	法律第百一号)	する法律(平成十二年	利用環境の整備等に関	金融サービスの提供及び	号)	二十七年法律第二十八	漁船損害等補償法(昭和	四十六号)	和二十七年法律第三百	中小漁業融資保証法(昭	号)	十九年法律第百五十八	漁業災害補償法(昭和三	年法律第四号)	行政書士法(昭和二十六	律第百八十六号)	消防法(昭和二十三年法		-	号)	成十三年法律第五十	確定給付企業年金法(平	号)	十九年法律第五十七	政策金融公庫法(平成	会社法及び株式会社日本	三年法律第三十九号)	協力銀行法(平成二十	会社法及び株式会社国際
金	報酬支払基	社会保険診療	社会福祉法人		司法書士会		転センター	自動車安全運	組合	市街地再開発		国立大学法人	連合会	国民年金基金		国民年金基金	団体連合会	国民健康保険	組合	国民健康保険	会	済組合連合	国家公務員共	済組合	国家公務員共	機構	小型船舶検査		港務局	更生保護法人					公益社団法人	公益財団法人	1	整備センタ	広域臨海環境	進機関	広域的運営推		協会	高圧ガス保安
律第百二十九号)		社会保			司法書士法(昭和二十五	五十七号)	法(昭和五十年法律第	自動車安全運転センター	四年法律第三十八号)	都市再開発法(昭和四十	五年法律第百十二号)	国立大学法人法(平成十			年法律第百四十一号)	国民年金法(昭和三十四				国民健康保険法					国家公務員共済組合法	律第十一号)	船舶安全法(昭和八年法	律第二百十八号)	港湾法(昭和二十五年法	更生保護事業法	年法律第四十九号)	関する法律(平成十八	益財団法人の認定等に	び公益社団法人及び公	団法人に関する法律及	一般社団法人及び一般財	律第七十六号)	—法(昭和五十六年法	広域臨海環境整備センタ		電気事業法(昭和三十九	号)	十六年法律第二百四	高圧ガス保安法(昭和二
		協会	商品先物取引			推進機構	廃	使用済燃料再	限る。)	ないものに	出資をさせ	(会員	商工組合連合	°)	ものに限る	をさせない	台員に出	商工組合(組	商工会連合会			商工会議所		商工会		酒販組合連合		酒販組合中央	酒販組合		酒造組合連合	j	酒造組合中央	酒造組合					住宅街区整備		宗教法人			社会保険労務
			商品先物取引法	法律第四十八号)	する法律(平成十七年	施及び廃炉の推進に関	済燃料の再処理等の実	原子力発電における使用								年法律第百八十五号)	する法律(昭和三十二	中小企業団体の組織に関	商工会法	号)	八年法律第百四十三	商工会議所法(昭和二十	法律第八十九号)	商工会法(昭和三十五年								:	合等に関する法律	酒税の保全及び酒類業組	十七号)	(昭和五十年法律第六	進に関する特別措置法	及び住宅地の供給の促	大都市地域における住宅		宗教法人法(昭和二十六	号)	四十三年法律第八十九	社会保険労務士法(昭和
	合会		全国社会保険	連合会		全国市町村	協会	全			協会	船員災害防止		基金	石炭鉱業年金	税理士会	°)	ものに限る	をさせない	(会員に出資	組合連合会	生活衛生同業	のに限る。)	させないも	員に出資を	組合(組合	生活衛生同業	連合	水害予防組合	水害予防組合			信用保証協会			職業訓練法人	°)	ものに限る	法	職員団体等		等共済基金	務災害補償	消防団員等公
			社会保険労務士法			地方公務員等共済組合法		健康保険法	号)	十二年法律第六十一	に関する法律(昭和四	船員災害防止活動の促進	十五号)	和四十二年法律第百三	石炭鉱業年金基金法(昭	税理士法								年法律第百六十四号)	する法律(昭和三十二	の適正化及び振興に関	生活衛生関係営業の運営		十一年法律第五十号)	水害予防組合法(明治四	号)	十八年法律第百九十六	信用保証協会法(昭和二	四 号)	和四十四年法律第六十	職業能力開発促進法(昭	八十号)	(昭和五十三年法律第	格の付与に関する法律	職員団体等に対する法人	律第百七号)	法律(昭和三十一年法	等責任共済等に関する	消防団員等公務災害補償

中央会 (昭二年)	防止協会 和		法人 成- 景)		機		害補償基金 (昭本)	組合強合	•	テ体		国	行推進機構 以 脱炭素成長型 脱炭素成長型 脱炭	国	号)
百八十一号) (昭和二十四年法律第小企業等協同組合法	八号) 和三十九年法律第百十分働災害防止団体法(昭	職業能力開発促進法	房) 成十五年法律第百十八 地方独立行政法人法(平	号) 出年法律第八十二地方道路公社法(昭和四	税法	四号) 四号)	百二十一号) (昭和四十二年法律第地方公務員災害補償法		地方公務員等共済組合法	年法律第二十九号) ム機構法(平成二十五地方公共団体情報システ	十四号) 十四号) 北方公共団体金融機構法	律第百五十八号) 建第百五十八号)	法聿第三十二号)の円滑な移行の推進にの円滑な移行の推進に脱炭素成長型経済構造へ	国立大学法人法	
協会 協会 定	日本商工会議	日本司法書士	日本司法支援日本公認会計	日本 下 水 道 事	宅協会	日本勤労者住	会	土地区画整理		土地家屋調査土地改良事業	土地改良区連	二上月ろごれ	上地開発公士 でほん ために あんこう に 規定 の ほ に 規定 の に 規定	立行政法人 これ の独	(所得税法別

				-
	四号)		消防法	ΛE
百	_	協会		
昭	農業信用保証保険法	農業信用基金	商工会議所法	时支
		のに限る。)		_
		規定するも	司法書士法	
		合会の項に	六年法律第七十四号)	_
		協同組合連	総合法律支援法(平成十	1/2
		農	三年法律第百三号)	-
	号)	別	公認会計士法(昭和二十	рI
	_		一号)	_
<u> </u>	農業協同組合法(昭和二	農業協同組合	和四十七年法律第四十	
		連合会	日本下水道事業団法(昭	7
5	年法律第百八十五号)	農業共済組合	百三十三号)	_
<u>-</u>	農業保険法(昭和二十二	農業共済組合	(昭和四十一年法律第	
		取引業協会	日本勤労者住宅協会法	
	金融商品取引法	認可金融商品		_
	律第百二十一号)	連合会	行政書士法	
法	水先法(昭和二十四年法	日本水先人会		
				ממל
法	放送法(昭和二十五年法	日本放送協会	職業能力開発促進法	木
	律第四十九号)		号)	
士法	弁理士法(平成十二年法	日本弁理士会	十九年法律第百十九	
	法律第二百五号)	合会	土地区画整理法(昭和二	
年	弁護士法(昭和二十四年	日本弁護士連	十八号)	_
			_	
十	日本年金機構法(平成十	日本年金機構	土地家屋調査士法(昭和	프.
				*
	土地家屋調査士法	日本土也家屋	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	_
7: 45	百五十号)(田利三一力至光系	村気月		<b>±</b>
育治	「召和三十七年去聿第一年2官多言名材気原治	食を手を言る	土地攻曳法(昭和二十四)	
<u>.</u>	日本宣派十号食官所	日才宣  京 十  号	手去聿第六十六号)   する法律(昭禾四十七	
五五	二十九年法律第二百五	会	一・うませんの 中国 一 江   公有地の 拡大の推進に関	
(昭元和	日本中央競馬会法(55	日本中央競馬		-
]				
五	弔		する個別法	
1 <sup>1</sup> –	日本赤十字社法(昭和二	日本赤十字社	一項(目的等)に規定	_ •
		連合会	号)及び同法第一条第	11K /
	税理士法	日本税理士会	古	
	11		独立行政法人通則法(平	$\leftarrow$
十法を	事業団法(平成九年法	振興・共済	会隔 体占 耳 弓 沒	_
斉	ヨ本弘左学交長車・七	日本弘艺学交		1

たもの	務大臣が
として政令で定めるところによげる法人のうちいずれかのもの	に準ずるものとして政令で定め前号の表に掲げる法人のうちい
	に本店若しくは外間
	協会
労働災害防止団体法	労働災害防止
	のに限る。)
年法律第百七十四号)	人であるも
労働組合法(昭和二十四	労働組合(法
年法律第三十四号)	
預金保険法(昭和四十六	預金保険機構
	°)
	ものに限る
	をさせない
	合員に出資
	輸入組合(組
	°)
	ものに限る
号)	をさせない
七年法律第二百九十九	に出
輸出入取引法(昭和二十	輸出組合(組
水先法	水先人会
	護機構
保険業法	保険契約者保
弁護士法	弁護士会
号)	
和八年法律第二十一	
農村負債整理組合法(昭	負債整理組合
二十五号)	
(平成二十四年法律第	教育機構
福島復興再生特別措置法	福島国際研究
律第五十三号)	険機構
険法(昭和四十八年法	組合貯金保
農水産業協同組合貯金保	農水産業協同